

14. 4-675



1200501207980

14.4  
675

X  
複写



始







紀元二千六百年



時局下の經濟お買物

先づ高島屋へ



高島屋 高

午後七時迄營業  
月曜休業

大阪なほん

14.4  
675

現代の模範的商品

牛肉 味の素  
イマツツ  
カツメ  
カゴメ  
アサヒビール  
蜂蜜酒  
石鹼  
トマチソープ

和洋酒 食料品 罐詰食品 調味料  
化妝品 藥品及外部品 雜貨直輸出入商

カ 株式會社 松下商店

大阪東區高麗橋二丁目

電話(代表)北八二五番

報替大阪一六番

806921



# 昭和十五年 朝日年鑑

## — 目 要 —

【頁六十一頁五は次目細詳】

朝日年鑑要目	一	社寺教會	三三—三六	中華民國	三三—三三
昭和十五年略歴	三	教 育	三九—四三	滿洲帝國	三三—三三
朝日年鑑詳細目次	四—六	學 術	四三—四三	運動競技	三三—三三
帝國國勢一覽	元	圖書・出版	四三—四三	婦 人 界	三三—三三
昭和十五年略史	三—三	天文氣象	四三—四三	文 藝	三三—三三
大日本皇室・宮廷	三—三	交通・通信	四三—四三	美 術	三三—三三
御歴代帝號・年號	四—四	航空 界	四三—四三	映畫・演藝	三三—三三
紀元・御陵所在地	四—四	保健衛生	四三—四三	音樂・舞踊	三三—三三
紀元二千六百年	四—四	司法・警察	四三—四三	ラヂオ・テレビ	三三—三三
日本世界對照年表	五—七	社 會	四三—四三	能樂・國書・將棋	三三—三三
土地・人口	七—七	社會事業	四三—四三	寫 眞	三三—三三
東亞新秩序の建設	七—七	労働問題	四三—四三	日用便覽	三三—三三
政 治	七—七	道府縣	四三—四三	團體一覽	三三—三三
新法令	七—七	地方年觀	四三—四三	朝日新聞社一覽	三三—三三
支那事變	七—七	(道府縣一年史)	四三—四三	人名錄	三三—三三
財 政	七—七	部 市	四三—四三	文士錄その他	三三—三三
經濟・産業	七—七	六大都市	四三—四三	故人錄	三三—三三
特許・實用新案	七—七	二十大都市	四三—四三	朝日年鑑廣告目次	三三—三三
外 交	七—七	植 民 地	四三—四三	朝日年鑑索引	三三—三三
歐洲戰亂	七—七	海外發展	四三—四三	附 歐洲大動亂地圖	三三—三三
軍 事	七—七	列國國勢	四三—四三		

**ペンペンペン**

運筆輕快・體裁優美・耐久力絶大の萬年筆  
國策に副ふ  
硬質イリチウム白金ペンもあり  
國産萬年筆界の  
絕對優秀品ノ

品質最優秀の國産ペン先ノ  
書き良い、強い、安いノ三拍子

株式會社 澤井商店  
大阪市東區安室橋通三丁目

**ペンペンペン**



昭和十五年(庚辰)略曆 年五十五和昭

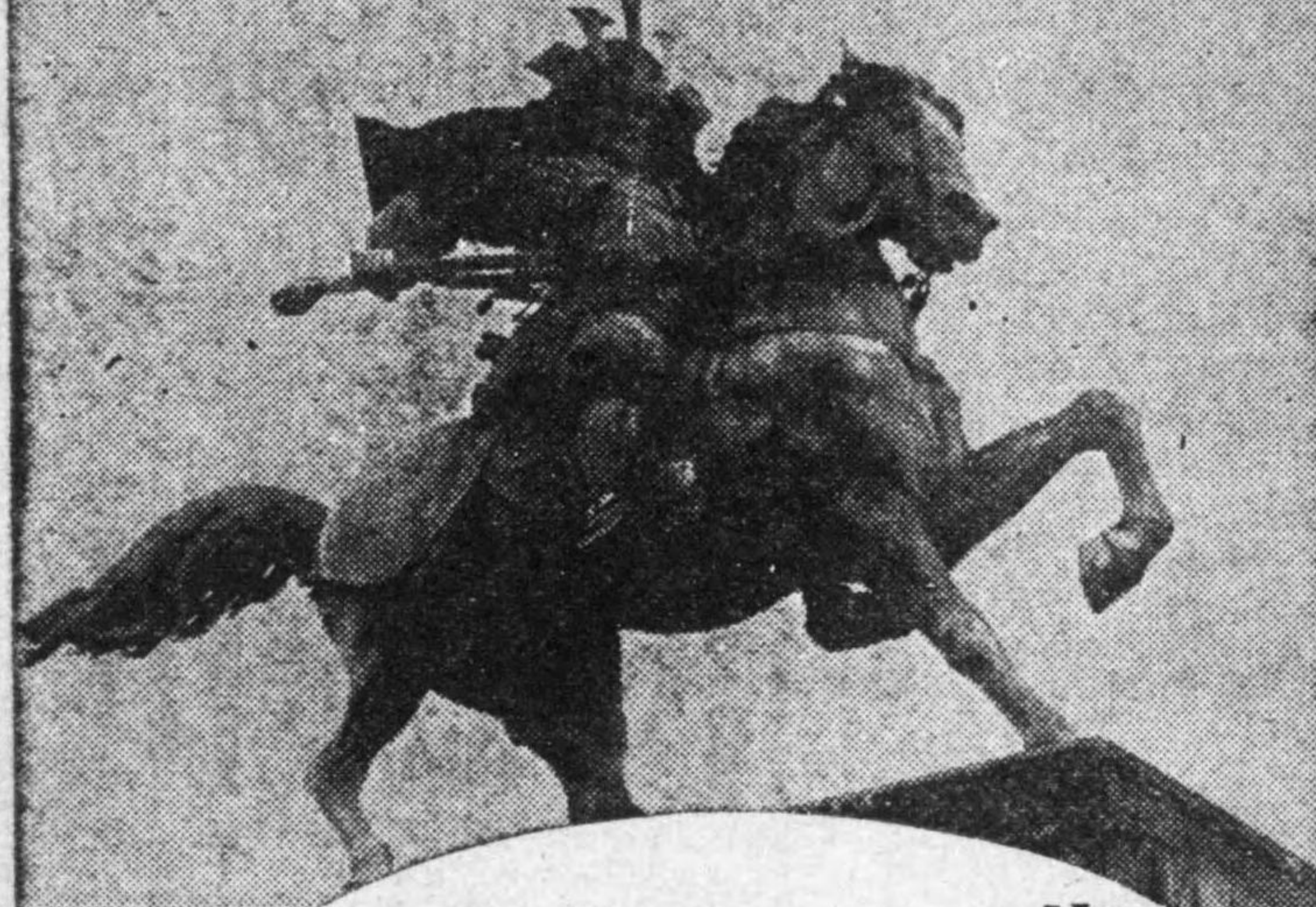
新	大	一	三	五	七	八	十一	十二	彼	三月十八日
	小	閏二	四	六	九	十一	十一	十一	岸	九月二十日
<p>神武天皇 即位紀元 二千六百年 西曆一千九百四十年 滿洲帝國康徳二十九年 中華民國二十九年</p>										
<p>神武天皇祭 四月三日 甲子          天長節 四月廿九日          秋季皇靈祭 九月廿三日          神嘗祭 十月十七日          明治節 十一月三日          新嘗祭 七月廿三日          大正天皇祭 七月廿三日          大正天皇祭 七月廿三日</p>										
<p>四方拜 一月一日          元始祭 一月三日          新年宴會 一月五日          紀元節 二月十一日          地久節 三月六日          春季皇靈祭 三月廿一日</p>										
<p>滿洲國 皇帝 誕辰 二月六日          滿洲國 建國 紀念日 三月一日          モリシヤ國 祭日(獨立日) 三月廿五日          スペイン 共和國 創立日 四月十五日          スエーデン 國 皇帝 誕辰 六月十六日          北米合衆國 獨立日 七月四日          フランス 國 祭日 七月十四日          ベルギー 國 獨立日 七月廿八日          スイス 國 國 祭日 八月一日          ノルウェー 國 皇帝 誕辰 八月三日</p>										

節 雜 及 節 四 十 二

冬	小	大	立	霜	寒	中	秋	二	白	二	處	立	小	半	夏	入	芒	小	立	八	穀	清	春	啓	雨	陰	初	立	節	大	小
至	雪	雪	降	露	月	分	日	露	日	暑	秋	暑	至	至	梅	種	滿	夏	夜	雨	明	分	蟄	水	且	午	春	分	寒	寒	
十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日	十二月廿七日

十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月																							
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

大八專賣特許應 大八公印の健康齒磨



齒からの健康を！

ムシ歯や口臭の原因となるバイキンはもとよりチアシ菌、結核菌まで死滅せしめる衛生上最優秀の薬劑・殺菌劑・配合の健康齒磨です

★煉齒磨：十二歳以上各種  
★半煉：十八歳・廿五歳

煉半・煉 用藥

# 磨齒グラク



錦綴のてしとケ懸壁・飾装内室座王の

西陣の誇

……日本の「コフラン」……

綴錦



京都市西陣

本店 株式會社 川島甚兵衛商店

電話西陣(4)四一、八九八、八九九

東京市京橋區銀座四丁目四ノ五

株式會社 川島甚兵衛商店東京店

電話京橋(56)三三八、八三六

大阪市東區道修町一丁目二一

株式會社 川島甚兵衛商店大阪店

電話北濱(23)二七七五番

奉天市浪速通一五番地

株式會社 川島甚兵衛奉天店

電話奉天(2)三三九八番

朝日年鑑目次

(この詳細目次にて索引しがない場合は、巻末の索引を利用せられたし)

次 目

要目 昭和十五年(庚辰)略歴 帝國國勢一覽 昭和十三・四年略史 皇室・宮廷 大日本帝國皇室 大日本帝國皇族 王族及公族 五籍に降下せられたる皇族 五籍に降嫁せられたる皇族及王族 宮城・皇宮・御所・離宮その他 皇室經濟 歴代樞密院議長 歴代内大臣 歴代宮内大臣 宮中顧問官 宮内省御用掛、宮中杖 皇室技藝員 宮中歌御會始

位階 有位者人員 勳章、褒章 國葬 宮廷録事 御歴代帝號・年號・紀元・御陵所在地 紀元二千六百年 祭典 記念事業 日本世界對照年表 土地・人口 帝國の位置 帝國の周圍と面積 新南群島の管轄決定 本邦の高山及名山 本邦の主な河川 本邦の主な湖沼 國立公園 世界の主な高山 世界の主な河川 外國の主な瀑布

世界の主な湖沼 世界の深海 外國の主な運河 外國の主な長橋 内外の主なトンネル 内外の高層建築 帝國版圖内の世帯及び人口 昭和十三年推計人口 昭和十三年人口動態 道府縣別世帯及人口 年別人口 常住人口 民衆別・國籍別人口 北海道アイヌ人口 在外本邦人 本邦在留外國人 人口階級別市町村數及人口 特殊年別人口 年別市郡部人口 世帯主の産業(中分類)別世帯人口 配偶關係別人口 職業別人口 産業上の地位別有業者 有業者年別人口 職業別人口(中分類) 列國の面積と人口 列國の職業別人口 列國の年別人口

列國の人口増加率 東亞新秩序の建設 東亞新秩序聲明 十二月廿二日の近衛聲明 汪兆銘の和平運動 東亞新秩序と對英米佛 米國の門戸開放要求 有田外相の新秩序說明 米國の第二通牒 英佛の對日通牒 新東亞の黎明近し 歐洲戰亂と帝國の態度 新中央政府樹立運動 興亞院の新設 興亞院官制 興亞院連絡部官制 興亞院會議 興亞委員會 大陸開發政策 北支開發株式會社 中支那振興會社 通貨工作の進展 中國聯銀の強化 中支の通貨工作 租界問題 上海工部局改組問題 天津英租界封鎖



鼓浪嶼問題 一三〇  
揚子江航行問題 一三〇  
北支へ目撃ましい進出 一三〇  
北支那在留邦人数 一三〇  
上海在留邦人数 一三〇

**政治**

外交陣容の刷新 一三〇  
外交顧問設置 一三〇  
宇垣外相の辭職 一三〇  
聖旨を奉體軍人護衛會成る 一三〇  
議會制度審議會終了 一三〇  
教育刷新案成る 一三〇  
町村制改正案流産 一三〇  
文官制度改革問題 一三〇  
國家總動員法順次に全面的 一三〇  
近衛内閣議會中に突如總辭 一三〇  
平沼内閣成立す 一三〇  
近衛公權相兼無任所相に 一三〇  
政務官決定 一三〇  
平沼首相「吏道刷新」の訓 一三〇  
示 一三〇  
興亞建設第七十四議會開く 一三〇  
休會中に内閣更迭 一三〇  
施政方針の演説 一三〇  
衆議院に於る主要問答 一三〇  
貴族院の主な問答 一三〇  
議會各派別 一三〇

第七十四議會の成績 一三〇  
新法律 一三〇  
宗教團體法成立 一三〇  
米穀配給法成立 一三〇  
主なる人事異動 一三〇  
交流人事異動の實行 一三〇  
貴族院有爵議員の改選 一三〇  
國民精神總動員運動強化 一三〇  
「興亞奉公日」設定 一三〇  
結核豫防會創設 一三〇  
中小産業調査會設置 一三〇  
戰時物價統制大綱成る 一三〇  
電話買賣公定價格決定 一三〇  
立消えの「國民再組織」 一三〇  
東方、社大の合同離脱 一三〇  
政友會二派に分裂す 一三〇  
新南群島台灣の管轄に編 一三〇  
入 一三〇  
軍需品價格引下げ 一三〇  
中央、地方税制の大改革 一三〇  
平沼内閣異常の總辭職 一三〇  
阿部内閣誕生す 一三〇  
を發表 一三〇  
多額議員選舉終る 一三〇  
物價賃金停止令決定 一三〇  
文官人員及俸給 一三〇  
官廳別文官人員 一三〇

帝國議會會期、成續、正副議長一覽 一三〇  
衆議院黨派の消長 一三〇  
議員定數、有權者數 一三〇  
歴代内閣一覽表 一三〇  
歴代内閣書記官長、法制局長官 一三〇  
企畫院總裁 一三〇  
國家總動員法 一三〇  
國家總動員法により既に發 一三〇  
動、公布施行された法令一覽 一三〇

**新法令**

事變特別税と臨時利得税 一三〇  
米穀配給統制法 一三〇  
軍用資源秘密保護法と國 一三〇  
増取縮法 一三〇  
兵役法の改正 一三〇  
占領地域で物價買上げ 一三〇  
宗教團體法 一三〇  
著作權に關する仲介業務 一三〇  
に關する法律 一三〇  
人事調停法 一三〇  
職員健康保險法、船員保 一三〇  
險法と保險業法改正 一三〇  
映畫法 一三〇  
司法保護事業法 一三〇

**支那事變**

一年間の總觀 一三〇  
支那事變重要日誌 一三〇

事變の戰果 一三〇  
彼我損害一覽表 一三〇  
占領地域 一三〇  
國產品調査表 一三〇  
事變以來二ヶ年間に於る 一三〇  
陸軍航空部隊の戰果 一三〇  
事變二年海軍の戰果 一三〇  
支那派遣軍總司令部設置 一三〇  
武漢三鎮大攻略戰 一三〇  
大別山脈突破 一三〇  
揚子江、江北、江南戰線 一三〇  
德安方面 一三〇  
瑞昌、陽新 一三〇  
漢口一番乗り 一三〇  
武昌一番乗り 一三〇  
長くも御言葉賜ふ 一三〇  
感激深き祝賀 一三〇  
赫々たる戰果 一三〇  
神速なる廣東占領 一三〇  
無血上陸に成功 一三〇  
疾風の如き追撃 一三〇  
聖上御嘉賞 一三〇  
珠江通航作戦展開 一三〇  
廣東攻略の效果 一三〇  
海南島占領 一三〇  
戰果の擴大と殘敵討伐 一三〇  
蒙疆地區 一三〇

山西地區 一三〇  
河北、河南地區 一三〇  
中支方面 一三〇  
魯南地區 一三〇  
南支方面 一三〇  
敵の「四月攻勢」擧げ 一三〇  
蕪湖大陸の空を制す 一三〇  
徹底的沿岸封鎖を斷行 一三〇  
汕頭攻略 一三〇  
舟山島占領 一三〇  
諸港一齊封鎖 一三〇  
ノモンハン事件 一三〇  
日ソ停戦に決す 一三〇

**財政**

戰時的相親愈上顯著 一三〇  
十三年度豫算の編成 一三〇  
十四年度一般會計豫算 一三〇  
十四年度特別會計豫算 一三〇  
長期建設下の税制改革 一三〇  
昭和十二年度決算 一三〇  
十二年度地方財政 一三〇  
財政經濟日誌 一三〇  
財政統計 一三〇  
一般會計豫算統計 一三〇  
一般會計豫算入歳出 一三〇  
歳入科目別 一三〇  
歳出各官別 一三〇  
租稅收入内譯 一三〇  
官業及官有財産收入 一三〇

一般會計歳入科目別割合 一三〇  
一般會計歳出費途別割合 一三〇  
植民地特別會計歳入歳出 一三〇  
國債名債、償還、未償還額 一三〇  
國債未償還額起債目的別 一三〇  
國債内外別明細 一三〇  
地方財政統計 一三〇  
地方總體歳入出 一三〇  
地方稅收入 一三〇  
地方歳出費目別 一三〇  
地方稅收入稅外收入割合 一三〇  
道府縣歳入歳出 一三〇  
市歳入歳出 一三〇  
町村歳入歳出 一三〇  
地方債團體別現在高 一三〇  
地方債起債目的別現在高 一三〇  
地方債利率別現在高 一三〇  
地方債發行償還並現在高 一三〇  
六大都市市債現在高 一三〇  
六大都市市債現在高 一三〇  
租稅統計 一三〇  
國稅及地方稅負擔額 一三〇  
租稅負擔額 一三〇  
所得稅表 一三〇  
所得稅納額別人員 一三〇  
第二種所得稅及稅額 一三〇  
第三種所得稅金額種類別 一三〇  
地租地目別 一三〇  
地租納額別人員 一三〇

營業收益稅 一三〇  
個人營業收益種類別 一三〇  
營業收益稅納額別人員 一三〇  
酒造稅、麥酒稅 一三〇  
專賣、公有財産その他 一三〇  
煙草及鹽專賣 一三〇  
地方有財産 一三〇  
國有財産 一三〇  
國民所得額 一三〇  
國富統計 一三〇

**經濟・産業**

經濟界の一ヶ年(牧野陣智) 一三〇  
經濟 一三〇  
軍備擴張競争下の世界經濟 一三〇  
國防費増加の激増 一三〇  
世界經濟の萎縮 一三〇  
世界兵器貿易の振作 一三〇  
農業國經濟の半恐慌 一三〇  
貿易均衡政策 一三〇  
の成功の進出 一三〇  
黃金外交の最激化 一三〇  
主要國經濟情勢 一三〇  
代用品産業の勃興 一三〇  
再編成途上の日本經濟 一三〇  
戰時體制下の國庫歲計 一三〇  
生産力擴充運動 一三〇  
新規公社債と産業資金 一三〇  
金融統制の全的強化 一三〇  
國債消化と國民貯蓄 一三〇

物資動員の實施 一三〇  
物價政策の變遷 一三〇  
國民經濟再組織 一三〇  
運動の現段階 一三〇

**産業**

代用品産業の騰頭 一三〇  
と農業計畫生産 一三〇  
滿洲及び占領地域の經濟 一三〇  
開發 一三〇

**金融統計**

紙幣及銀行券流通高 一三〇  
日本銀行主要勘定 一三〇  
日本銀行週末勘定 一三〇  
政府金買上値段 一三〇  
本邦金銀生産高 一三〇  
本邦金移動 一三〇  
全國銀行實力 一三〇  
普通銀行諸勘定 一三〇  
特別銀行諸勘定 一三〇  
貯蓄銀行諸勘定 一三〇  
全國手形交換高並に 一三〇  
不渡手形 一三〇  
主要都市手形交換高 一三〇  
日本銀行金利 一三〇  
銀行預金協定利率 一三〇  
銀行集會所銀行金利 一三〇  
外國爲替相場 一三〇  
金現銀現相場並に 一三〇  
英米爲替相場 一三〇



次 目

資本、公社債統計	三〇
銀行會社資本現在高	三〇
銀行會社計畫資本額	三〇
鑛工業別計畫資本	三〇
外資輸入現在高	三〇
拂込金調	三〇
拂込金新規借換別調	三〇
全國公社債發行現在高	三〇
公社債發行利廻及期間	三〇
全國公債社債現在高	三〇
信託・保險統計	三〇
信託會社信託財產調	三〇
信託會社信託	三〇
財產有價證券	三〇
內國生命保險會社契約高	三〇
內國生命保險會社資金運用	三〇
簡易生命保險契約高	三〇
簡易生命保險資金運用	三〇
預金部・郵貯	三〇
產業組合統計	三〇
大藏省預金部	三〇
資金及運用金	三〇
郵便貯金現在高	三〇
郵便貯金職業別	三〇
產業組合員數及職業別	三〇
產業組合資金	三〇
貿易、貿易外收支統計	三〇
全土貨物貿易	三〇
内地對外貿易月別	三〇
貿易數量並に單價指數	三〇
國別輸入額	三〇
國別輸入品價額	三〇
重要輸出品價額	三〇
重要輸入品價額	三〇
州別貿易割合	三〇
類別貿易割合	三〇
本邦貿易外收支	三〇
物價及證券統計	三〇
内外物價指數對照	三〇
全國十三都市	三〇
卸賣物價指數	三〇
卸賣物價指數	三〇
（朝日新聞社調）	三〇
同（二）委託經濟研究所調	三〇
東京小賣物價指數	三〇
全國生計費指數	三〇
商品取引所先物相場	三〇
掛價指數	三〇
重要株式長期先物相場表	三〇
本邦有價證券時價總額	三〇
東京、大阪株式賣買高	三〇
主要債券株式利廻調	三〇
商品・生産・集數統計	三〇
産業別生産額	三〇
工業別生産額	三〇
工業生産指數	三〇
工業生産量指數	三〇
農家戸數	三〇
農業耕地面積	三〇
耕作面積別農家戸數	三〇
耕地所有者戸數	三〇
田畑價格並に實收小作料	三〇
米作付面積及び收穫高	三〇
米（内地）需給高	三〇
麥作付面積及收穫高	三〇
主要農產物價額	三〇
養蠶戸數及蠶種獨立數量	三〇
蠶產額	三〇
家畜・家禽飼養數	三〇
本邦水産價額	三〇
主要鐵產額	三〇
内地鉄鑄需給高	三〇
内地鋼材需高	三〇
内地鋼鑄給表	三〇
内地石灰需給表	三〇
全日本石灰需給高	三〇
製絲工場及び生絲生産額	三〇
紡績機數及び綿糸需給高	三〇
人造絹絲及び毛絲生産高	三〇
綿織物及び絹織物產額表	三〇
毛織物生産高	三〇
木材バルブ需給高	三〇
内地洋紙需給及	三〇
びバルブ消費高	三〇
内地砂糖需給表	三〇
六大都市倉庫貨物	三〇
出入殘高	三〇
労働・運輸・建築統計	三〇
労働統計	三〇
工場鑛山等労働者數調	三〇
内地鐵道運輸成績表	三〇
建築統計	三〇
電燈・電燈統計	三〇
發電力	三〇
内地電燈需要表	三〇
國際經濟統計	三〇
英國外國貿易額	三〇
米國外國貿易額	三〇
米國金流出入	三〇
主要國紙幣流通高	三〇
主要國金保有高	三〇
世界金生産高	三〇
世界銀生産高	三〇
主要國輸入出豫算	三〇
主要國國債現在高	三〇
主要國郵便貯金現在高	三〇
主要國卸賣物價指數	三〇
主要國工業株價指數	三〇
主要國工業生産指數	三〇
世界鉄鑄（及合	三〇
金鐵）生産高	三〇
世男鋼鐵生産高	三〇
世界原油生産高	三〇
世界石灰生産高	三〇
世界棉花生産高	三〇
世界人造絹絲生産高	三〇

次 目

世界ステーパール・	三〇
フアイバー生産高	三〇
世界木材バルブ生産高	三〇
世界紙生産高	三〇
機械工業關係	三〇
化學工業關係	三〇
電氣工業關係	三〇
各國特許、實用新案	三〇
登録件數年比較	三〇
特許權、實用新	三〇
案等權利數一覽	三〇
最近十ヶ年の出願數件及	三〇
特許又は登録件數比較表	三〇
最近五ヶ年間の特許、實	三〇
用新案工業別件數	三〇
外交一年史（米田貫）	三〇
日本外交	三〇
文化協定、貿易協定その他	三〇
日獨文化協定の調印	三〇
日伊文化協定の調印	三〇
日獨醫學協定の調印	三〇
日獨醫學協定の調印	三〇
日獨文化協定締結	三〇
日佛通商交渉成る	三〇
聯盟との協定終止	三〇
對ソ聯利權の諸問題	三〇
日ノ漁業協定問題	三〇
北樺太石油利權問題	三〇
日蘭、ソ蒙衝突	三〇
突事件解決す	三〇
支那事變を繞つて	三〇
天津問題日英會談	三〇
米の日米通商	三〇
航海條約廢棄	三〇
谷公使のアグレマン問題	三〇
國際外交	三〇
獨伊樞軸の大進出	三〇
ズデーテン問題の經過	三〇
獨、遂にチエコ合併	三〇
メーメルも返還	三〇
獨伊軍事同盟成る	三〇
エ國併合正式承認	三〇
と英伊協定の發動	三〇
伊、倫敦海軍條約加入	三〇
伊の佛伊協定廢棄通告	三〇
伊のアルバニヤ合併	三〇
英佛陸軍の多忙	三〇
英伊會談遂に暗礁へ	三〇
英獨海軍協定破棄	三〇
獨佛不侵略共同宣言調印	三〇
英佛波相互援助取極め	三〇
英加互惠通商協定調印	三〇
英土、佛土相互援助取極め	三〇
パレスチナ問題	三〇
スペイン内亂終局す	三〇
支那をめぐる	三〇
英の對支法幣安定協定	三〇
二千五百萬米支借款	三〇
第百二回國際聯盟理事會	三〇
タイ國と改稱	三〇
ソ聯と米洲の動き	三〇
モロトフ新外交	三〇
第八回汎米大會	三〇
米大統領の獨伊宛親電	三〇
ボリヴィア獨裁宣言	三〇
獨ソ不侵略條約の大波紋	三〇
在外公館	三〇
帝國大使館	三〇
帝國公使館	三〇
帝國領事館	三〇
帝國總領事館	三〇
帝國領事館	三〇
本邦駐在列國領事館	三〇
本邦駐在各國大公使一覽	三〇
歐洲戰亂	三〇
第二次歐洲戰亂勃發	三〇
戰況	三〇
米國の動向	三〇
伊國の動向	三〇
帝國の態度	三〇
各國の向背一覽	三〇
列國武力比較	三〇
軍事	三〇
支那事變論功行賞	三〇
靖國神社の英靈合祀	三〇
遺兒靖國神社參拜	三〇
豐國神社	三〇
忠靈塔建設方針決定	三〇
傷兵軍人記念令改正	三〇
國防獻金と獻納品	三〇
獻金と獻納品	三〇
恩賜財團軍人援護會生る	三〇
傷兵軍人の學資支給	三〇
軍事扶助の狀況	三〇
大日本忠靈顯彰會創立	三〇
兵役改正	三〇
軍用資源秘密保護法公布	三〇
民間軍需工場に聖旨傳達	三〇
軍用自動車検査法實施	三〇
軍馬適格馬の増産計畫	三〇
軍馬資源保護法	三〇
軍事保護院	三〇
元帥府	三〇
陸海軍武官俸給額	三〇
陸海軍武官進級	三〇
陸海軍武官定年限年輪	三〇
師管別受檢壯丁職業表	三〇
市郡部別壯丁の教育程	三〇
度一覽表	三〇
年度別壯丁教育程度一	三〇
覽表（百分率）	三〇
職業別體格等位比較表	三〇
教育程度別體格比較表	三〇
帝國陸軍經費の趨勢	三〇
帝國海軍經費の趨勢	三〇



陸軍特別大演習	四六
教育總監部改正	四六
陸軍省官制改正	四六
特殊志願將校の年齢延長	四六
臨時増給を辭退	四六
陸軍防空學校開校式	四六
陸軍軍需品價格引下げ	四六
豫後備少尉進級	四六
陸軍補充令改正	四六
航空參考館	四六
第二補充兵に届出制	四六
陸軍航空總監部令制定	四六
少年航空兵大募集	四六
少年戰車兵	四六
軍馬、軍犬の表彰	四六
陸軍常備團體表廢止	四六
陸軍制式飛行機	四六
及氣球諸元表	四六
海軍	四六
艦艇の進水	四六
軍艦旗制定五十年	四六
伊號第六三潜水艦沈没	四六
艦艇充實計畫の基調	四六
海軍軍需品價格引下げ通告	四六
駐滿海軍部廢止	四六
海軍航空力擴充	四六
觀艦式一覽	四六
海軍聯合航空隊令制定	四六
海軍工作兵採用	四六
海軍兵學校入學志願者	四六
海軍人事部増設	四六
帝國艦艇一覽	四六
帝國艦艇隻數、トン數一覽表	四六
帝國海軍飛行機一覽表	四六
列國陸軍兵力一覽表	四六
列國海軍兵力一覽表	四六
列國空軍兵力一覽表	四六
列國海軍の現勢	四六
社寺・教會	四六
水無瀬宮昇格と扶餘神宮創立	四六
神社局に二課新設	四六
護國神社制度の確立實施	四六
神職も從軍許可	四六
宗教團體法案議會を通る	四六
防共親善宗教會議	四六
回教協會の發會式	四六
新讀美歌生	四六
西歐の佛教思想を訂正	四六
日華佛教研究會の復活	四六
佛教國策化の座談會	四六
佛教の宣傳指導所設立	四六
神官及官幣社一覽	四六
官幣大社	四六
官幣中社	四六
官幣小社	四六
別格官幣社	四六
國幣大社	四六
國幣中社	四六
國幣小社	四六
神道各教派一覽	四六
佛敎各宗派一覽	四六
大本山及本山一覽	四六
基督教各派一覽	四六
神社及神官神職數	四六
神道祠宇教會教師數	四六
寺院及住職數	四六
佛道教會說教所	四六
基督教會堂及宣佈者數	四六
教育	四六
全國學生生徒代表	四六
御親覽と勅語下賜	四六
學生隊組織計畫	四六
帝大總長公選問題	四六
東大經濟學部紛争	四六
傷痍軍人入學の便宜	四六
心理學旋風	四六
青年學校義務制	四六
青年學校現況一覽	四六
藤原工業大學開設	四六
臨時醫專開設	四六
高工の増設	四六
教科書統制	四六
小學教員大陸派遣	四六
學校卒業者使用制限	四六
夏休は心身鍛鍊	四六
小學校に武道	四六
大學入學狀況	四六
興亞青年勤勞報國際漢文科に時文採用	四六
第三回日比學生會議	四六
東亞醫科大學開校	四六
大學の軍敎必修課目に	四六
高校の定員増加	四六
帝國の教育	四六
諸學校總覽	四六
大學學部科別狀況	四六
大學累年比較	四六
高等學校累年比較	四六
專門學校累年比較	四六
高師、女高師累年比較	四六
師範學校累年比較	四六
中學校累年比較	四六
專門學校入學者試驗檢定	四六
實業學校(甲種)累年比較	四六
高等女學校累年比較	四六
青年學校累年比較	四六

小學校累年比較	四〇
學齡兒童就學歩合累年比較	四〇
小學校教員月俸平均額累年表	四〇
教育費地方團體種別累年比較	四〇
列國の初等教育	四〇
世界主要大學	四一
大學高等專門學校一覽	四二
全日本健康優良兒	四三
學 術	四三
日獨日伊文化協定締結	四三
東亞文化協議會生る	四三
國民學術協會の設立	四三
帝國學士院	四三
同會員及役員	四三
同院賞受賞者と研究題目	四三
科學振興調查會	四三
日本學術振興會	四三
學術研究會	四三
萬國學術協會會議	四三
理化學研究所	四三
有栖川宮記念學術獎勵金	四三
啓明會	四三
服部報公會	四三
原田積善會	四三
朝日會	四三
博士數	四四
國費指定件數	四四
重要美術品等認定物件數	四四
史蹟名勝天然紀念物件數	四四
全國主要博物館	四四
ノール賞金と受賞金	四四
學界一年史	四四
圖書出版	四四
著作權仲介業に關する法律成る	四四
用紙の統制益々強化	四四
著名な出版と編纂	四四
出版界概観	四四
圖書出版界主要記録	四四
出版物體裁分類表	四四
出版圖書累年比較表	四四
主要圖書館表	四四
新聞紙現在數	四四
全國主要日刊新聞一覽	四四
主要通信社一覽	四四
主要廣告取次店一覽	四四
天文・氣象	四五
神戸再度の水禍	四五
鹿兒島縣下の颱風	四五
福島縣地方の地震	四五
秋田縣下の地震	四五
省既月食	四五
昭和十三年全國氣象摘要表	四五
世界各地の氣温、降水量	四五
主なる天文學上の發見	四五
交通・通信	四五
道路	四五
全國諸車現在數	四五
自動車種別累年表	四五
自動車運轉者種別表	四五
列國の自動車	四五
鐵道	四五
國有・地方鐵道事業累年比較	四五
關門海底試掘トンネル貫通	四五
鐵道局管區一覽	四五
列國の鐵道	四五
軌道事業累年比較	四五
十大都市市營軌道事業比較	四五
水運	四五
主要港間運程	四五
主なる汽船會社	四五
命令航路	四五
本邦觀光事業概況	四五
海難船舶積量累年表	四五
本邦登簿船現在及積量別	四五
各國新造船進水高	四六
造船所及製造船	四六
列國の船舶	四六
世界巨船	四六
渡來外人國籍別	四六
海外への旅客運賃	四六
通 信	四六
通信事業概況	四六
郵便電信電話局所數	四六
內國電報通數	四六
航空郵便及速達郵便	四六
郵便物數	四六
電話加入者數	四六
郵便電信電話收入	四六
外國郵便到着日數	四六
航空界	四六
一年の回顧	四六
わが國民民間航空界	四六
グライダーの高度新記録	四六
學生航空選手權大會	四六
全支那市聯絡飛行	四六
公認記録(世界記録)	四六
日邊親善飛行	四六
全日本競百機獻納	四六
中央航空研究所開所	四六
ニッポン號北太平洋橫斷	四六



次 目

◎歐米民間航空界

世界長距離記録更新 〇七  
 獨コンドル機の飛來 〇七  
 本邦航空發達小史 〇七  
 コース記録 〇七  
 大日本航空會社設立 〇八  
 航空關係團體、研究所 〇八  
 公認航空記録累計表 〇八  
 本邦民間飛行機要目 〇九  
 本邦航空無線電信局一覽 〇九  
 航空標識所在地一覽 〇九  
 本邦民間飛行練習所 〇九  
 本邦定期航空統計 〇九  
 列國民間航空概見表 〇九  
 本邦民間飛行場一覽 〇九  
 主要各國民間航 〇九  
 空豫算額比較 〇九  
 各國定期航空輸送統計 〇九  
 各國定期航空路線延長 〇九  
 本邦航空燈台一覽 〇九

保健衛生

國民體力管理制度の創設 〇七  
 體力章檢定の新制度 〇八  
 各國の生産率累年比較 〇八  
 各國の死産率累年比較 〇八  
 各國の死亡率累年比較 〇八  
 各國の人口自然増加 〇八  
 率累年比較 〇八

司法・警察

民事事件一覽表 〇九  
 民事事件累年比較 〇九  
 刑事事件累年比較 〇九  
 機事局受理總件數 〇九  
 有罪犯人の全貌 〇九  
 第一審刑法犯有罪被告 〇九  
 年別別 〇九  
 地方別犯罪及人口十萬 〇九  
 人に對する割合 〇九

社會

生活刷新運動 〇九  
 金の國勢調査 〇九  
 貯蓄獎勵 〇九  
 夕張炭礦ガス爆發槽事 〇九  
 ビストル魔四府縣を荒す 〇九  
 女醫恨みのチフス饑饉 〇九  
 東京板橋の工場大爆發 〇九  
 冷凍船厚生丸 〇九  
 旱魃で電力飢饉 〇九

社會事業

厚生省所管豫算調 〇九  
 全國社會事業施設總覽 〇九  
 社會事業獎勵助成 〇九

勞働問題

勞働運動概觀 〇九  
 産業報國運動 〇九  
 農民運動概觀 〇九  
 勞働賃銀 〇九  
 工場礦山等勞働者數調 〇九

道府縣

讓出及租稅負擔累年比較 〇九  
 道府縣讓出及地方債、地 〇九  
 方有財產一覽 〇九  
 道府縣別面積、推計人口 〇九  
 及人口動態 〇九  
 耕地林野面積道府縣別一覽 〇九  
 農家戸數、米作、養蠶戸 〇九  
 數、繭絲産額一覽 〇九

次 目

道府縣生産額及順位一覽 〇六  
 國高推計額道府縣別 〇六  
 道府縣別市町村數及府縣 〇六  
 會議員定數 〇六  
 衆議院議員定員一覽 〇六

地方年觀(道府縣年史)

東京、神奈川 〇六  
 埼玉 〇六  
 千葉、茨城 〇六  
 栃木、群馬、福島 〇六  
 宮城、岩手 〇六  
 山形、青森 〇六  
 秋田、北海道 〇六  
 靜岡、山梨 〇六  
 長野、新潟 〇六  
 富山、石川 〇六  
 福井、愛知 〇六  
 岐阜、京都 〇六  
 大阪、兵庫 〇六  
 奈良、和歌山 〇六  
 三重、滋賀、岡山 〇六  
 廣島、山口 〇六  
 島根 〇六  
 鳥取、香川、愛媛 〇六  
 徳島、高知 〇六  
 福岡、佐賀 〇六  
 長崎、熊本 〇六

大分、宮崎 〇六  
 鹿児島、沖縄 〇六

都 市

都市大觀 〇六  
 全國都市一覽 〇六  
 各市歳出一覽 〇六  
 人口二萬以上の町村 〇六  
 大都市の畫間人口 〇六  
 列國大都市の人口 〇六

六大都市

東京市 〇六  
 大阪市 〇六  
 京都市 〇六  
 名古屋市 〇六  
 神戸市 〇六  
 横濱市 〇六

二十大都市

廣島 〇六  
 吳 〇六  
 仙台 〇六  
 靜岡 〇六  
 函館 〇六  
 横須賀 〇六  
 熊本 〇六  
 金澤 〇六  
 岡山 〇六

福岡 〇六  
 八幡 〇六  
 長崎 〇六  
 川崎 〇六  
 佐世保 〇六  
 札幌 〇六  
 和歌山 〇六  
 鹿児島 〇六  
 鹿兒島 〇六  
 堺 〇六

濱松 〇六  
 下關 〇六

植民地

植民地大觀 〇六  
 朝鮮 〇六  
 樺太 〇六  
 南洋群島 〇六  
 滿洲開拓民 〇六  
 ブラジル移殖民 〇六  
 政府の獎勵施設 〇六  
 民間の諸施設 〇六  
 渡航地別移殖民數 〇六  
 列國の移民 〇六  
 拓殖事業 〇六

列國國勢

アメリカ合衆國 〇六  
 イギリス 〇六  
 ドイツ 〇六  
 ソウェイト聯邦 〇六  
 フランス 〇六  
 イタリア 〇六  
 アイスランド 〇六  
 アイレ 〇六  
 アフガニスタン 〇六  
 アラビヤ地方 〇六  
 アルゼンチン 〇六

アルパニヤ 〇六  
 アンドラ 〇六  
 イラク 〇六  
 イラン 〇六  
 インド 〇六  
 ウルグアイ 〇六  
 英領ボルネオ 〇六  
 英領マレイ 〇六  
 エクアドル 〇六  
 エストニア 〇六  
 エジプト 〇六  
 オーストラリア 〇六  
 オランダ 〇六  
 海峽植民地 〇六  
 カナダ 〇六  
 キューバ 〇六  
 ギリシヤ 〇六  
 グワテマラ 〇六  
 コスタリカ 〇六  
 コロンビア 〇六  
 サルヴァドル 〇六  
 サン・マリノ 〇六  
 スイス 〇六  
 スエーデン 〇六  
 スペイン 〇六  
 セイロン 〇六  
 タイ(舊シヤム) 〇六  
 ダンチツヒ 〇六



次 目

チエツコ・スロヴァキア	七二
チリ	七二
デンマーク	七三
ドミニカ	七三
トルコ	七三
南阿聯邦	七三
ニカラガ	七三
ネパール	七三
ニュージールランド	七三
ノルウェー	七三
ハイチ	七三
パナマ	七三
パラグアイ	七三
ハンガリー	七三
ハワイ	七三
ビルマ	七三
フィンランド	七三
フィリッピン群島	七三
ブータン	七三
佛領インド支那	七三
グエネズエラ	七三
ブラジル	七三
ブルガリヤ	七三
ベルギー	七三
ポロランド	七三
ポリツイヤ	七三
ポルトガル	七三
ホンジュラス	七三
メキシコ	七三
モナコ	七三
ニューギニア・スラヴィヤ	七三
ラトヴィヤ	七三
蘭領東インド	七三
リスアニア	七三
リベリヤ	七三
リヒテンシュタイン	七三
ルクセンブルグ	七三
ルーマニア	七三
ローマ法王國	七三
中華民國	七三
概観	七三
面積	七三
住民	七三
人口	七三
新事態下の支那	七三
北支	七三
中支	七三
南支	七三
蒙疆	七三
租界問題	七三
上海で國民黨	七三
六大大會	七三
蔣介石政権の現状	七三
政治	七三
陸軍	七三
交通	七三
戦時經濟	七三
滿洲帝國	七三
總説	七三
政治、軍事、外交	七三
滿洲帝國政府組織表	七三
要人	七三
財政、經濟	七三
産業	七三
交通、通信	七三
運動競技	七三
野 球	七三
全國中等優勝野球大會	七三
二十二地方豫選大會	七三
東京大學野球聯盟試合	七三
關西六大學野球聯盟試合	七三
東都大學野球聯盟試合	七三
關西學生野球聯盟試合	七三
全國實業專門野球大會	七三
全國高等學校野球大會	七三
全國選拔中等野球大會	七三
文部省公認地方中等大會	七三
都市對抗、鐵道兩大會	七三
日本職業野球聯盟試合	七三
庭 球	七三
日本庭球選手地位	七三
1938年度予選試合	七三
全日本庭球選手大會	七三
關東庭球選手大會	七三
關西硬球選手大會	七三
俱樂部對抗庭球大會	七三
東西對抗試合	七三
全日本學生選手大會	七三
東西學生對抗試合	七三
物資統制、中止諸大會	七三
全國高等學校庭球大會	七三
全國實業專門學校庭球大會	七三
庭球大會	七三
庭協公認地方大會	七三
全日本軟式庭球大會	七三
全國高專軟式大會	七三
東日本學生軟式大會	七三
西日本學生軟式大會	七三
陸上競技	七三
陸上競技界第一人者	七三
全日本陸上選手大會	七三
關東陸上選手大會	七三
東京陸上選手大會	七三
全日本東西對抗競技會	七三
訪獨選手論考豫選	七三
獨逸招待國際競技會	七三
國際學生選手大會	七三
日滿華對抗選手豫選會	七三
日本學生對抗選手大會	七三
關西學生對抗選手大會	七三
關東學生對抗選手大會	七三
全國高商陸上競技大會	七三
全國高校陸上競技大會	七三

次 目

各地大學高專諸大會	七六
全國中等陸上選手大會	七六
東西中等對抗競技會	七六
關東中等學校選手大會	七六
關西中等學校選手大會	七六
各地中等學校選手大會	七六
女子地域對抗陸上競技大會	七六
京阪神三都聯絡傳走	七六
水上競技	七六
水上競技第一人者	七六
全日本選手大會	七六
全日本學生選手大會	七六
關東學生選手大會	七六
關西學生選手大會	七六
全國高專選手大會	七六
全國高商水上競技大會	七六
全國高校水上競技大會	七六
各地大學高專水上大會	七六
全國中等學校水上大會	七六
東西學生水球聯盟對抗戰	七六
關東學生水球競技大會	七六
關西學生水球競技大會	七六
全國高校水球競技大會	七六
武 道	七六
全日本柔道選手大會	七六
全國學生劍道選手大會	七六
武體會青年演武大會	七六
全國高專柔道選手大會	七六
全國高專劍道選手大會	七六
全國中等柔道優勝大會	七六
全國中等劍道優勝大會	七六
全國學生弓道選手大會	七六
東西學生對抗弓道試合	七六
全國高專弓道大會	七六
全國高商弓道大會	七六
主なる武道大會優勝者	七六
相 撲	七六
射 擊	七六
漕 艇	七六
蹴 球	七六
ラグビー	七六
卓 球	七六
ホッケー	七六
籠 球	七六
排 球	七六
スキー	七六
スケート	七六
その他の競技	七六
ゴルフ	七六
相 撲	七六
競 馬	七六
婦人界	七六
非常時における婦人の活動	七六
諸運動に婦人を任用	七六
婦人團體の統制問題	七六
婦人團體の改組	七六
婦人團體と官廳との聯絡統一	七六
婦人服改善問題	七六
勤勞奉仕	七六
大陸に移住	七六
主なる團體の活動	七六
婦人辯護士	七六
文 藝	七六
文藝界時事	七六
創作界	七六
評論界	七六
戯曲界	七六
和歌・俳句・詩壇	七六
美 術	七六
美術界年報	七六
展覽會年報	七六
主要展覽會	七六
展覽會一束	七六
美術界消息	七六
逝ける人々	七六
映畫と演藝	七六
映畫界	七六
映畫館觀客統計	七六
演 劇	七六
狂言一覽表	七六
音樂と舞踊	七六
音 樂	七六
レコード	七六
舞 踊	七六
ラヂオ・テレビ	七六
日本放送事業概観	七六
協會の沿革、現況	七六
協會の現組織	七六
海外放送の擴充	七六
國際放送	七六
北支、中支との聯絡放送	七六
朝鮮、台灣及滿洲との聯絡放送	七六
放送回数及び時間	七六
放送會館の落成	七六
東京大電力放送所	七六
聴取加入者数の異動狀況	七六
放送費その他	七六
全國放送局一覽	七六
台灣の放送事業	七六
朝鮮、滿洲の放送	七六
滿洲國放送局一覽	七六
支那の放送概況	七六
國際放送聯盟	七六
テレビジョン	七六
能 樂	七六
全國能樂師	七六



# CA 合金 許合 特熱 耐酸



**世界に誇る**  
この科學の精粹  
……新合金の完成

耐熱・耐酸に  
新記録樹立  
あらゆる機械、器具に  
御利用あれ

カタロケ進呈

**株式 三和合金製作所**

大阪 三九五八番 電話・尼崎 八一二番 三九五九番  
福島

次 目

圖 著	棋士名録	〇〇
將 棋	高段棋士	〇〇
寫 眞	日用便覽	〇〇
年中行事	メートル法	〇〇
メートル法	比較表	〇〇
尺貫法	換算便法	〇〇
列國貨幣純分比價と	爲替相場	〇〇
爲替相場	世界各地の時差	〇〇
年節・干支・九星早見表	租税法摘要	〇〇
地 租	所得税	〇〇
資本利子税	營業收益税	〇〇
臨時利得税	相續税	〇〇
印紙税	兵役法摘要	〇〇
徴兵適齡注意	通信規則摘要	〇〇
内國郵便	外國郵便	〇〇
内國電信		〇〇
寫眞電報	日滿電報	〇〇
外國電報	内國無線電報	〇〇
日滿無線電報	外國無線電報	〇〇
内地電話	外地電話	〇〇
日滿電話	船舶電話	〇〇
船舶國際電話	國際電話	〇〇
實驗用無線施設	聽取無線電話	〇〇
内國郵便爲替	日滿郵便爲替	〇〇
外國郵便爲替	證券保管制度	〇〇
振替貯金	簡易保險	〇〇
郵便年金	鐵道規則摘要	〇〇
全國有名公私	團體一覽	〇〇
政治・軍事團體	法曹團體	〇〇
國際對外關係團體	宗教團體	〇〇
修養教化團體	學術・文化團體	〇〇
主要社會運動・思潮團體	主要社會事業團體	〇〇
社交團體	藝術その他	〇〇
婦人團體	體育團體	〇〇
經濟産業團體	全國商工會議所	〇〇
全國取引所	株式會社要覽	〇〇
主要銀行一覽	主要百貨店	〇〇
朝日新聞社一覽	人名録	〇〇
主要官廳職員一覽	內閣	〇〇
內大臣府	外務省	〇〇
大藏省	軍事參議院	〇〇
陸軍省	海軍省	〇〇
文部省	農林省	〇〇
商工省	選信省	〇〇
鐵道省	拓務省	〇〇
樞密院	宮内省	〇〇
內務省	元帥府	〇〇
侍從武官府	陸軍省	〇〇
樞密院	各省黨幹部	〇〇
特殊銀行要覽	有附者一覽	〇〇
文士録	美術家録	〇〇
音樂家録	舞踊家録	〇〇
俳優名録	武道家名録	〇〇
故人録	朝日年鑑廣告目次	〇〇
厚生省	會計機	〇〇
行政裁	貴族院	〇〇
衆議院	主要審議會首腦及び委員等	〇〇
地方廳職員一覽	朝鮮總督府	〇〇
台灣總督府	關東局	〇〇
樺太廳	南洋廳	〇〇
道府縣會議長	全國各市長及び市會議長	〇〇
貴族院議員一覽	衆議院議員一覽	〇〇




標高極堂

白線香

敷島香

本舖 安正堂

堺市



帝國國勢一覽

總面積	三、四〇〇、〇〇〇 平方英里
內地人口	三、四〇〇、〇〇〇 人
總人口	三、四〇〇、〇〇〇 人
內地人口	三、四〇〇、〇〇〇 人
世帯數	一、三〇〇、〇〇〇 世帯
市町村數	一、三〇〇、〇〇〇 處
學校總數	一、三〇〇、〇〇〇 校
官公立大學	一、三〇〇、〇〇〇 校
官私立大學	一、三〇〇、〇〇〇 校
小學校	一、三〇〇、〇〇〇 校
國庫歲出	一、三〇〇、〇〇〇 圓
臨時軍事費特別會計歲出	一、三〇〇、〇〇〇 圓
殖民地特別會計歲出	一、三〇〇、〇〇〇 圓
地方(道府縣市町村)歲出	一、三〇〇、〇〇〇 圓
國民所得額	一、三〇〇、〇〇〇 圓
一世帯當り	一、三〇〇、〇〇〇 圓
人口一人當り	一、三〇〇、〇〇〇 圓
國庫(內地、昭和五年推計)	一、三〇〇、〇〇〇 圓

生産總額	一、三〇〇、〇〇〇 圓
農産	一、三〇〇、〇〇〇 圓
工業	一、三〇〇、〇〇〇 圓
水産	一、三〇〇、〇〇〇 圓
林産	一、三〇〇、〇〇〇 圓
畜産	一、三〇〇、〇〇〇 圓
耕地總面積	一、三〇〇、〇〇〇 公頃
米産	一、三〇〇、〇〇〇 圓
普通銀行預金總額	一、三〇〇、〇〇〇 圓
郵便貯金總額	一、三〇〇、〇〇〇 圓
紙幣及銀行券流通額	一、三〇〇、〇〇〇 圓
國債未償還額	一、三〇〇、〇〇〇 圓
鐵道開業線路キロ數	一、三〇〇、〇〇〇 公里
自動車	一、三〇〇、〇〇〇 輛
汽船	一、三〇〇、〇〇〇 隻

（備考）本表は概數を示すに止む。詳細はそれ、本欄を参照のこと。





吹出物に  
ゼヒこの  
薬を！



美容薬としても

この薬は美容薬としても大へんよく入浴後や洗面後等  
にお用ひになるととても爽快で、ニキビ吹出物を防ぐ  
のは勿論、キメが細かにツヤを増しお顔がスツキリと  
美しくなるので美容薬としても盛んに愛用せられて  
ます。

ニキビ吹出物に非常  
によく効きますので  
大評判の薬です。ゼ  
ヒお勧めしたい薬！

りとびきに  
美顔水

／適最に下粧化おの方の顔ラブア

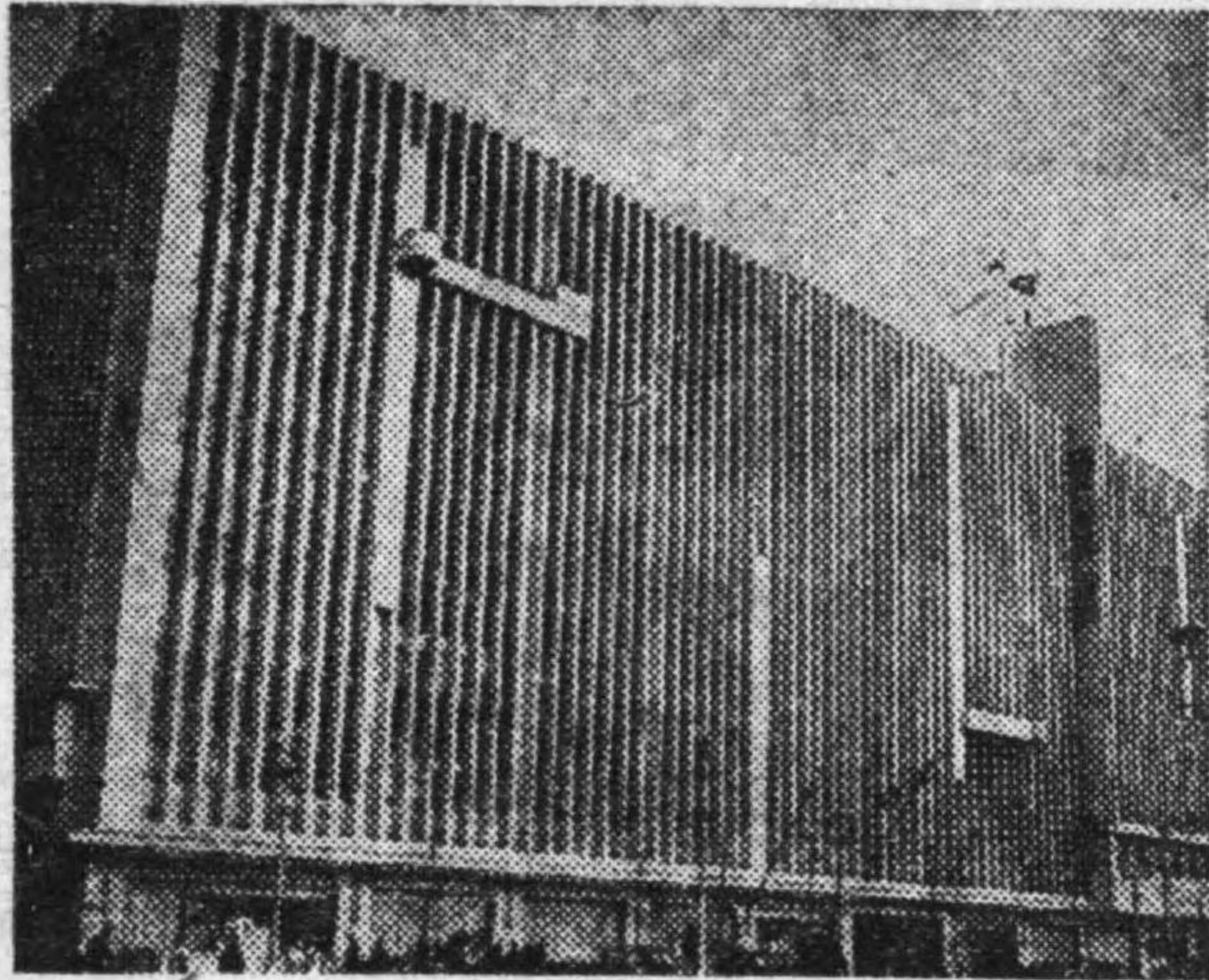
水顔美用粧化

高級印刷  
(朝日新聞社御用)

株式 森川印刷所

大阪市北區梅田町三十四番地  
電話北二三三番 二三三番 七七〇五番





物價國策に協力する  
銃後百貨店「そごう」



大 阪  
心 齋 橋

そごう

昭和十三年九月十四年略史

(昭和十三年九月)

支那事變關係は「支那事變重要日誌」欄に詳記す

九 月

- 十九日、石炭配給統制規則公布され十月一日より切符制
- 廿二日 國際聯盟の招請に帝國政府拒絶回答を發す
- 廿六日 中部防管區第三次防空訓練開始△ルーズヴェルト米大統領、獨、チエ兩國元首へ平和的解決希望を申入る
- 廿九日 宇垣外相兼拓相は對支中央機關の設置に反對し辭表を提出△チエツコ政府ズデーテン側讓の英佛案を受諾した旨發表
- 卅日 チエツコ問題に關しミュンヘンにおける英佛獨伊の四巨頭會議で協定成立

十 月

- 一日、午後十時閉店」の商店法實施
- 三日、帝國政府國際聯盟が經濟封鎖の個別適用を採擇したのに對し決意を表明△大阪市の青バス買収交渉成立
- 四日、淺間山大爆發△ポーランド、聯盟の對日制裁に參加せざる旨申入る
- 五日 銃後援強調開始まる△河合東大教授の著書「社會政策原理」ほか三書發禁
- 六日 日伊間直通無線電話開通式
- 七日 支那事變第四回論功行賞發表
- 九日 チエツコ國ヘンガリー少數民族地域をハンガリーに割讓決定
- 十一日 出征軍馬、軍犬を表彰する「功章」授與の第一回分發表さる
- 十二日 支那事變第五回論功行賞發表△わが新銳大部隊南支バイアス露奇襲上陸に成功△わが軍は京漢線の要衝信陽を占領
- 十四日 昭和十四年中御恒例歌御會始の御題「朝陽映島」と仰出さる
- 十五日 陸軍軍人服役、在營年限延長の陸軍省令公布△颯風鹿兒島縣を襲ふ
- 十六日 第二回文展開幕
- 十七日 靖國神社新合祀者一萬三千三百二十四柱の招魂式執り行はる
- 十八日 靖國神社臨時大祭第一日△ヒットラー、ユーゲンツト一行大阪入り
- 十九日 伏見宮博義王殿下葬去遊ばさる△

十 一 月

- 二十日 本邦、上海間國際無線電話復活
- 廿一日 事變論功行賞第六回七千四百九十四士發表さる、わが戦車部隊廣東に突入占領す△颱風の餘波南關東を襲ひ東海道線混亂
- 廿二日 航機關係者に叙勳、賜杯の畏き御沙汰あらせらる
- 廿五日 午後四時半、わが陸海軍協力し瀛口の一角に突入
- 廿六日、南支に大本營幕僚として觀從軍の秩父宮殿下御歸京遊ばさる
- 廿七日 武漢三鎮の完全攻略成る△帝大改革問題圓滿解決
- 廿九日 外相有田八郎氏、拓相八田嘉明氏の親任式御舉行
- 卅一日 國家總動員審議會總會において學校および養成所における技能者の養成に關する勅令案ほか二勅令案を可決
- 二日 國際聯盟協力終止案編密院本會議で可決聯盟に正式通告△中華民國第二次聯合委員會南京に開催△イギリス下院英伊協定を承認、イタリヤのエチオピア領有を認む
- 三日、帝國政府は國民政府が改替更生して東亞新秩序建設に參すれば拒まずとの重大聲明を發す△民國政府聯合委員會帝國聲明に呼應し救國倒蔣の宣言を發表す



五日 恩賜財團軍人援護會設立、會長は奈良武次大將に決定、△議會制度審議會小委會で公侯爵議員の世襲制度廢止を可決

六日 日獨伊防共協定一周年記念祝賀會イタリ大使館で開催

七日、帝國政府は在京外國大使に對し戰區は更に陝西、湖南、湖北、廣西に擴大を通告善處を要望す

△國民精神作興週間開始まる△北支開發、中支振興兩會社創立總會

九日 「神風」答禮の訪日伊機聖フランチェスコ號シリヤ海岸に不時着

十日 第七十四議會召集詔書公布せらる

十一日 皇軍湖南第一の要衝岳州を占領す

十四日 揚子江自由航行に關する英米佛三國の申入れに對し許容の時期に非すと回答

十五日 海軍定期大異動發令、△金の國勢調査」全國一齊に施行さる

十六日 英伊協定の調印終る

十七日 五・一五血盟團事件關係者に特別減刑の恩賜傳達さる

十八日 南支方面最高指揮官古莊中將病氣のため辭任、後任は第五師團長安藤利吉中將と公表△總動員法第十一條發動につき現在一團以上配當の會社は増加を抑制する旨の大藏當局談表

廿二日 日獨文化協定案樞府で可決

十二月

廿三日 獨伊文化協定ローマにおいて調印

廿五日 日獨文化協定外相官邸において正式調印を了す△漢口に治安維持會發會式

廿六日、東京實都七十年記念日

廿八日 日本航空輸送會社と國際航空會社合併、大日本航空株式會社生る

廿九日 陸海軍省令一部改正され第二補充兵役も在郷軍人に編入さる

三十日 ドイツの訪日親善機コンドル機立川飛行場に到着

一日 恩賜財團軍人援護會事業開始△東亞文化協議會第一回總會東大講堂で開催

二日 三十六億九千餘萬圓の戰時豫算案閣議で本極り

五日 國民再編成に關する組織大綱八相會議で決定△一般國民の職業能力に關する勅令案要綱は三勅令案國家總動員審議會で可決

六日 歸途についた訪日獨親善機コンドル機はマニラ近くで不時着△獨波不可侵共同宣言パリーで調印

七日 興亞院官制、樞府本會議で可決△台灣に地震あり火燒島では倒壊破損家屋百八十九戸におよぶ

八日 天皇陛下、大本營陸軍部へ初の行幸遊ばさる△有田外相英米大使に支那における

門戸開放、機會均等につき帝國の方針を闡明

九日 北支方面最高指揮官更迭、寺内大將に代り杉山大將補補さる△第八回汎米會議リマ市國會議事堂に開催

十日 恩賜財團軍人援護會では總裁朝香宮鳩彦王殿下の奉戴式舉行△陸軍首腦部大異動發表さる

十一日 メーメル地方選挙にナチス派大勝しドイツ併合の聲高まる

十二日 南支派遣軍最高指揮官、蔣介石に挑戰狀を發す

十三日 南京陥落一周年、現地では祝賀式などの各種催しで賑ふ△大藏省議で配當制限適用會社は資本金二十萬圓以上と決定

十五日 アメリカ對支借款二千五百萬圓を限度に成立

十六日 朝香宮王殿下御婚儀厳かに執行はせらる△興亞院官制公布

十七日 人民戰線事件の大内東大教授ら五氏起訴さる

十八日 西住戰車隊長西住小治郎陸軍大尉の武勳發表さる

十九日 有田外相、外人記者團と會見支那における門戸開放の原則を闡明△日英綿業協定向ふ二ヶ年延長に決定△和平論の汪兆銘飛行機で重慶を脱出したこと確認さる

二十日 東郷リトヴィノフ第七次會談物別れとなり年内成立絶望視さる△廣東治安維持會發會式舉行

廿二日 近衛首相東亞新秩序建設に關する帝國政府の大方針を闡明△リマ宣言、汎米會議において可決

廿六日 通常議會第七十四議會開かる△支那事變第七回論功行賞發表

廿七日 利益、風水害兩新種保險創設を商工省有力會社に認可△黒部奥山で大雪崩襲來三十六名即死

廿八日 國家總動員法六勅令案審議會で可決さる

三十日 汪兆銘、蔣一派へ聲明を發し和平を勸告

一月 (昭和十四年)

一日 「國民奉祝の時間」午前十時を期し全國民宮城を遙拜

三日 中支方面最高指揮官更迭發表さる

四日 近衛内閣總辭職、大命平沼樞密院議長に降下

五日 平沼内閣親任式御舉行、初閣議後首相聲明を發表△樞密院議長後任に近衛文麿公を奏薦親任式舉行さる△平沼首相は近衛樞府議長を無任所大臣に任命あるやう奏請勅書(公式令第二條)發令さる

七日 國民登錄制度公布

八日 汪兆銘更に和平勸告書翰を發表

十日 ハンガリー政府、滿洲國を正式承認

十一日 警視總監、警保局長更迭に伴ふ地方長官の異動發令△チエンパレン英首相ローマ入り、英伊會談始まる

十二日 英伊第二次會談で伊、領土權移讓を要求遂に意見對立して會談失敗に終る

十三日 ハンガリー政府日獨伊防共協定に参加を聲明

十五日 ソ聯政府はわが要求を無視して沿海州二百九十三漁區の販賣を告示

十六日 日獨伊防共協定に滿洲國も正式参加を聲明

十八日、メートル法の實施猶豫期間更に二十年延長され尺貫法併用認めらる△三億が二ヶ年計畫のアメリカ空軍大擴充案米下院へ提出さる

二十日 國際聯盟理事會で對支援助決議案採擇

廿四日 第三次中華聯合會本會議で近衛聲明に協力し重要聲明を發表△南米チリ中部地方一帯に大地震起る

廿六日 日獨親善機「乃木號」パンコック飛行場に到着△スペイン、フランコ軍バルセロナを占領△吳佩孚將軍和平救國運動に出馬

を決意、全國へ暴起の通電を發す

廿七日、帝國政府、フランス政府が谷正之公使のアグレマン拒否の真相を發表

廿九日 東大經濟學部の河合、土方兩教授休職上申となり革新派十三教授辭表を提出

三十日 ドイツ國會でヒットラー總統は植民地返還要求、對伊援助の重大決意を表明し防共外交を闡明

卅一日 △河合東大教授の休職發令さる△吳佩孚將軍綏靖委員長就任の重大聲明を發表

二月

一日 關西四府縣を荒した滿洲歸りのピストル魔捕はれ記事解禁さる

二日 伊號第六十三潜水艦襲後水道で擱淺と衝突沈没す

五日 日本精神總動員週間開始まる△日獨親善飛行の「乃木號」立川飛行場へ歸着△アサニヤスペイン大統領以下政府高官および人民戰線軍の飛行機六十台佛領へ進入

七日 英政府招集のパレスチナ會議英京に開催△イタリ、ソ聯間新通商協定調印終る

八日 紀元二千六百年記念事業日本文化大觀編修會官制公布

九日 社會大眾黨と東方會兩首腦部會見、新黨結成に關し申合せをなす△フランコ軍ミノルカ島上陸を公表



十日 わが陸海軍の精銳部隊南支海南島の奇襲上陸に成功、海口を占領△衆議院豫算總會昭和十四年度總豫算案を無修正可決△ローマ法王ピオ十一世逝く

十四日 わが陸軍隊は海南島南端に未明奇襲上陸三亞を占領、正午榆林方面を占領確保

十五日 大審院長後任泉二新熊氏補選さる

十八日 サンフランシスコ萬國博覧會開け

十九日 維新政府外交部長陳露氏上海の私邸で暗殺され、邦人軍艦も狙撃さる

廿一日 上海租界内でまた親日要人李國杰氏暗殺さる△フランコ將軍バルセロナに入城

廿二日 上海租界のテロ事件に關しわが出先代表租界當局へ文書をもつて要求條項を提示△社大、東方、革農新黨結成を見合せ三派共同宣言を發表

廿三日 グラム島防備案アメリカ下院で否決さる

廿四日 平沼首相は全官吏へ自肅自戒の訓示を發す△滿、洪の日、獨、伊防共協定參加議定書調印式行はる

廿七日 英佛兩國フランコ政府を正式承認

廿八日 日本古美術展覽會ベルリンに開會△スペイン人民戦線アサニヤ大統領辭任發表

三月

一日 官幣中社水無瀨宮を水無瀨神宮と御

改稱、御社格を官幣大社に列せられる旨仰出さる△枚方陸軍倉庫發火

二日 皇后陛下には宮城において御安座、第五内親王様御誕生遊ばさる△わが北支の○兵團蘇北蘇清作戦を開始、淮陰、淮安を占領△新ローマ法王に法王廳政務總長パチエリ大司教當選

三日 「東亞新秩序運動週間」始まる

四日 蘇北新作戦軍海州を占領△人事調停法案貴族院で可決成立

六日 ネグリン氏を首相とするスペイン人民戦線内閣辭職

七日 十四年度總豫算ならびに各特別會計豫算案貴族院で可決成立

八日 サイモン英相下院で英支共同出資をもつて一千萬ポンドの特別資金設定發表

九日 陸軍定期大異動發令

十日 興亞院連絡部の長官以下人事發令

十一日 支那事變論功行賞第八回分(海軍は七分)發表さる△國民精神總動員週間始まる

十四日 スロヴァキヤ議會はスロヴァキヤ州の獨立宣言を可決

十五日 ソ聯日本側不参のまゝ、北洋海區艦賣を實施、外務當局では情報部長談を發表してわが方の態度闡明△ルテナヤ獨立を宣言△ヒ獨總統とチエツコ大統領ハーハ氏との會談

の結果ボヘミア、モラヴィヤをドイツに合併することに決定調印を了す

十六日 ドイツ、チエツコ合併を宣言す△スロヴァキヤもドイツ保護下に入る

十七日 十四年度國防費追加豫算貴族院で可決成立△英京で續行中のパレスチナ會議決裂す

十九日 故齋藤前駐米大使の遺骨米艦護送

二十日 松岡滿鐵總裁辭表を提出

廿二日 増稅三法案衆議院本會議で修正可決

廿三日 わが海軍陸軍隊都陽湖岸吳城東方の敵前面上陸、陸軍部隊と呼應吳城を占領

廿四日 日伊文化協定帝都において調印式行はる

廿四日 滿鐵總裁後任大村卓一氏に決定發令△滿鐵修好條約調印さる

廿五日 第七十四興亞議會九十四億餘圓に上る十四年度一般會計豫算、臨時軍費をはじめ八十九件に達する政府提出法律案全部を可決して終了

廿六日 第七十四議會閉院式舉行せらる

廿七日 大阪三品取引所の綿糸清算取引二十七日前場限り一時立會を休止(東京、名古屋取引所は二十九日)

廿八日 明治維新の功臣元宮内大臣陸軍少將田中光顯翁薨去△マドリッド陥落

廿九日 平沼首相は内閣記者團と會見、議

會後に處する政府の方策を闡明

卅一日 長き邊りでは友邦イラン國の祝典へ中山公使を特派大使として参列せしめられる旨御沙汰あらせらる△南支那海中の西南群島を台灣總督府の管轄に屬せしむ△總動員法第六條に本づく賃金統制令ならびに工場就業時間制限令公布さる

四月

一日 警防團全國一齊に誕生△陸海軍省後援朝日新聞社主催「大東亞建設博覽會」西宮球場にて開會

二日 日ソ暫定漁業交渉はモスコイにおいて東郷大使、ソ聯外務人民委員リトヴィノフ氏との間に妥結を見、署名を了す

四日 後鳥羽天皇七百年御式年祭執り行はる△イラクに反英騒擾起る

五日 イタリ軍アルバニア國を占據

七日 遞相に田邊治通氏、拓相に小磯國昭大將親任され太田耕造氏内閣書記官長に任ぜらる△アルバニア國王ゾグ一世蒙塵

八日 △汪兆銘四たび聲明發表

十日 日ソ漁業協定議定書外務省より公表

十一日 ルーズヴェルト米大統領ヨーロッパに戦争起らば英佛側に参戦の旨を公言△ハンガリー政府國際聯盟より脱退

十二日 蔣の所謂「四月攻勢」を完全に反撃

觀果擴大

十三日 滿洲國政府は徵兵制度を設け、非役者には公役義務制施行に決定

十五日 イラン國訪問の親善機「こそよかぜ號」テヘランに到着

十七日 前駐米大使故齋藤氏遺骨護送のアメリカ巡洋艦アストリヤ號横濱に入港△地方官異動發令

十八日 支那事變第九回論功行賞發表

十九日 關門鐵道トンネル試掘坑貫通△チエンパレン英首相下院で民主主義戰線を極東にも擴張考慮の旨を言明

二十日 總動員法第六條に本づく従業者の雇入制限令實施△武漢特別市誕生

廿一日 道府縣の部長級異動と各省交流人事發令△紡績聯合會長後任鐘紡社長津田信吾氏に決定

廿四日 靖國神社臨時大祭第一日△物價統制大綱原案中央委員會常任委員會で可決△ボリヴィヤ大統領ブッシュ中佐獨裁を宣言

廿六日 國道關門海底豆トンネル貫通

廿七日 支那事變第十回行賞發表△大日本防空協會發會式首相官邸で舉行△盟邦ドイツの新聞使節一行來朝

廿九日 大觀兵式代々木原頭において舉行さる△池田市制實施△蒙疆聯盟自治政府主席

五月

德王蒙疆聯合委員會總務委員長に就任

三十日 ニューヨーク萬國博覽會日本館列國に先だつて開館、大人氣

一日 秋田縣男鹿半島に強震△上海にて華興商業銀行創立總會

二日 地方長官會議開く(閉會九日)

三日 澤田外務次官クレギー英、グルー米兩大使に對し上海租界工部局改組に關する見解を申入る△フランス政府特別法令を發し生糸、糧穀を除く全日本品の輸入禁止を決定

四日 わが空軍の至寶藤田雄藏少佐二月一日沙洋鎮附近において同乗の渡邊大佐、高橋准尉ら五氏と共に戦死を遂げた巨陸軍省より發表△ドイツの訪日親善機ガブレンツ男機東京羽田飛行場に到着

五日 物價統制大綱具體化し平沼首相談の形式をもつて全國民の協力を切望する旨發表

六日 天津英租界の郵聯銀支店長狙撃犯人引渡し拒否に對しわが出先軍當局強硬決意を表明

十日 フランクリン上海市參事會議長共同租界内の漢字紙に反日言論を慎むやう申渡す

十二日 厦門のわが海軍當局洪廈門市總商會長狙撃事件に關し聲明を發す△チエンパレン英首相下院において英十間に相互援助條約



を締結した旨を聲明

- 十四日 内田閣内閣議事、工部局ハウス参事に對し工部局改革要求の公文書を手交
- 十五日 アンリイ駐日佛大使より英佛ソ集國保障は極東を包含せぬ旨わが方の諒解を求む△滿洲國政府十億圓三ヶ年にわたる北邊振興の大計畫を發表
- 十六日 華興商業銀行上海に開業
- 十七日 英米陸軍隊鼓浪嶼共同租界へ揚陸△大日本航空機球磨福岡飛行場で墜落、死傷者十一名
- 十八日 厦門事件に對する英政府の強硬なる申入れを帝國政府一蹴然たる決意を闡明△英米佛わが方に對し鼓浪嶼揚陸陸軍隊の共同撤退を要求
- 十九日 クレーギー駐日英大使、上海共同租界のわが改組申入れに對し澤田次官へ抗議的覺書を手交

二十日 歐洲情勢に對應する帝國不動の方針五相會議で確定△政友正統派黨大會において久原房之助氏を新總裁に推戴

廿一日 漢水以東地區における敵軍艦滅作戦に對し中支報道部長談を發表

廿二日 陸軍現役將校學校配屬令公布十五午記念全國學生生徒代表御親臨式を宮城前廣場において舉行せられ、午後全國青少年學生

廿一日 わが陸海軍の精銳部隊は拂曉汕頭附近に敵前上陸を敢行、午後これを完全に占領△有田外相汕頭攻略に關し在支列國大公使に第三國の自重を要望

廿二日 わが陸軍航空隊滿蒙國境に越境飛來のソ聯戰闘機約百五十機を十八機をもつて邀撃、五十六機を撃墜△上海支那銀行預金の拂出制限を實施△英佛シンガポール會議開く

廿三日 わが海軍陸戰隊は早朝舟山（杭州灣東南）に敵前上陸を敢行、午後定海を完全に占領△サンジャック地方讓渡に關する佛土協定調印

廿四日 未經験労働者の初給賃金標準額に關する中央賃金委員會の答申案決定

廿六日 十四年度資金統制計畫大綱、企畫院資金統制委員會で決定△日佛通商交渉成る

廿七日 瀋陽におよび溫州におけるわが軍事行動開始され門戸を扼する要所相次いで占領△第三次日露通商協定成立△イギリス側の汕頭開放要求に對しわが現地代表斷乎一蹴す

廿八日 恩賜財團中央協會創立△イギリス側の申出により東京會談を開く旨外務省より發表

三十日 「明治天皇御紀」完成△日華直通有線電話開通式舉行

一日 「金の國勢調査」全國一齊に施行△人

七月

一日 「金の國勢調査」全國一齊に施行△人

に勅語を賜ふ△財團法人結核豫防協會正式設立△鼓浪嶼陸軍隊揚陸問題に關する日英米佛現地最高指揮官の正式會談英、ハーミンガム艦上に開く△獨伊軍事同盟調印を了す

廿五日 侍從武官長に畑俊六大將親補さる△厦門におけるわが海軍部隊は抗日分子の鼓浪嶼侵入を防ぐため午後五時以後（厦門時間）戒免の交通を嚴禁△シヤム政府國名を「タイ國」と改稱に決した旨外務省へ入電

廿六日 本年度勸業計畫案閣議で承認

廿八日 滿蒙國境ノムハン上空において不法越境せる外蒙機約百機をわが陸軍機四十二機を撃墜す

卅一日 わが天津現地當局は程聯銀支店長狙撃犯人の引渡に關する回答を英租界當局に對し一週間の期限付で要求

六月

- 一日 帝國政府はスロヴァキヤ國を正式承認△「傷痍軍人五訓」大日本傷痍軍人會より各地方長官へ傳達
- 二日 歐洲情勢に對處する帝國の最終方針決定△日獨醫學協定調印を了す
- 三日 ソ滿國境長嶺子附近において不法越境のソ聯兵をわが軍撃退す△沈沒船屋島丸の引揚作業に成功
- 六日 天津英租界當局わが要求拒否の回答

軍事調停法實施さる

- 二日 滿蒙國境ホルンバイル廣原に日滿兩軍協力、越境外蒙ソ聯軍應懲の火蓋を切る
- 三日 戰時物資協會生る
- 四日 十五年度豫算編成方針閣議で決定△興亞委員會官制および委員發令さる
- 六日 平沼首相支那事變二周年に際し時局問題に關し所信を披瀝△支那事變第十二回論功行賞發表さる
- 七日 支那事變二周年記念日一前總統後に意義深き記念の催し行はる△朝日新聞社ならびに陸軍美術協會主催「聖戰美術展覽會」上野東京美術館に開催（二十三日閉會）
- 八日 鹿兒島縣下奄美大島に颱風襲來、被害全半壞千三百餘戸
- 九日 汪兆銘マイクを通じて全支民衆に對し「余の中日關係に對する根本觀念および前進目標」並に「海外同胞に告ぐ」と題し呼掛く
- 十日 東亞經濟懇談會創立總會
- 十一日 不法越境の外蒙ソ聯軍を日滿軍猛攻九日、遂に國境外に擊退す
- 十二日 ドイツのナチス黨大會に招かれ軍部代表寺内、大角兩大將、民間代表井坂孝、藤原銀次郎兩氏（藤原氏は十二日受諾）と決定
- 十三日 東京會談に對する帝國政府の對英最高方針決定
- 十四日 獨逸の「勤勞増進ならびに體力向上に關する基本方針」閣議で決定△暴英打倒

をなし來る

- 七日 商工省機構改革案、樞府本會議で可決△香上銀行上海支店外貨賣を制限す
- 八日 瀋陽市長英租界の態度に憤激租界内居住の部下に引揚げを命令△ビエロ白首相ベルギーの中立を宣言す
- 十日 南京帝國總領事館の清水外務政務次官歡迎宴にて日支要人多數中毒の怪事件起る
- 十二日 鈴木與亞院政務部長は天津租界問題で強硬態度を表明△汪兆銘は「抗戰の真相」と題し聲明を發す
- 十三日 わが天津軍當局英租界隔絶の重大聲明を發す△政府は閣議で低物價政策の確立實施を申合せ陸相より六項目にわたる具體案を提示
- 十四日 「國民徵用令」に關する勅令案△國家總動員會議において可決△天津英租界の隔絶斷行さる
- 十五日 百億貯蓄強調週開始まる
- 十六日 イギリス政府天津租界問題に對し在支權益擁護の強硬方針を闡明△ソ支新通商條約調印を了す（重慶特電）
- 十七日 日獨文化聯絡協定簽署式舉行
- 十九日 第十一回支那事變論功行賞發表さる△貿易委員會（假稱）の創設本極り
- 二十日 有田外相クレーギー駐日英大使の天津租界檢問緩和方申入れを一蹴

の聲各地に澎湃、帝部に反英市民大會、大阪でも朝日會館で「時局大演説會」開く

十五日 日英東京會談外相官邸における有田、クレーギー會見によつて幕を開く△軍事保護院官制公布、初代總裁に本庄大將親任さる△國民徵用令實施

十七日 北支の聯銀券による爲替の全面的集中制斷行さる

十八日 近畿地區第三次防空訓練始まる（二十日終）△南米西海岸航路墨洋丸太平洋で火災で起して沈没

二十日 支那事變第十三回論功行賞發表

廿一日 大元帥陛下には聯合艦隊へ行幸遊ばさる

廿二日 有田クレーギー第四次會談開始、一般問題に關する諒解事項の正式覺書を確認署名完了す

廿四日 正式調印を了せる日英協定の内容に關し日英兩國政府は聲明書を發表△全日本労働總同盟、産業報國支持問題から分裂

廿五日 滿洲國政府全滿に防衛令を宣告（即日實施）△國鐵發獄判決下る

廿六日 アメリカ國務省一九一一年締結の日米通商航海條約を廢棄する旨發表

廿七日 第四次日英圓卓會議で治安問題諒解成り經濟金融問題の討議に入るにおよび英法幣流通禁止を強硬に拒否す

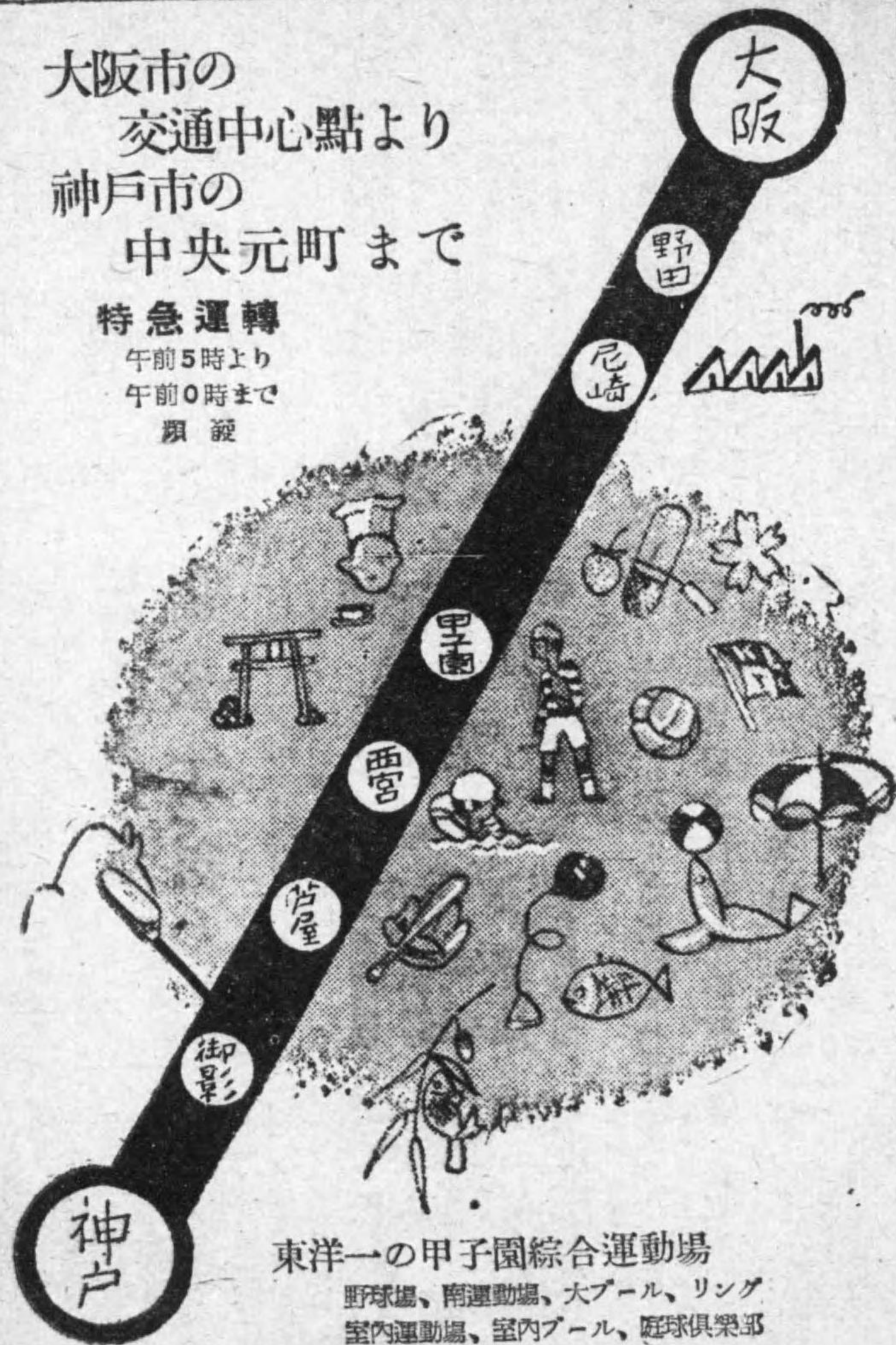
廿九日 日獨貿易協定ベルリンで假調印

卅一日 第一回徵用委員會で建築技術者徵



大阪市の  
交通中心點より  
神戸市の  
中央元町まで

特急運轉  
午前5時より  
午前0時まで  
頻 發



東洋一の甲子園綜合運動場  
野球場、南運動場、大プール、リング  
室内運動場、室内プール、庭球倶楽部  
日本唯一の綜合遊園  
阪神パーク・水族館

阪神電車

八 月

用實施計畫案を審議可決、厚生大臣より各地  
方長官を経て初の「出陣要請書」を發せらる

一日 陸軍定期異動△北支開發會社總裁内  
閣參議大谷曾由氏張家口の旅舎で遊く

四日 米穀配給統制法四勅令案閣議で決定

五日 東亞海運株式會社設立さる

七日 不法越境の外蒙ソ機四十七機を撃墜  
△文部省立案の學徒隊要綱成る

九日 汪兆銘氏廣東より至支、南洋に向ひ  
大放送演説を行ふ

十日 魯石の英水兵暴行事件につきイギリ  
ス側らが至要求を認む

十一日 興亞奉公日設定に關し内閣告諭を  
發す△北樺太石油の労働契約成立す

十二日 天津に至支民衆反英大會開く

十四日 東京會談現地軍代表引揚ぐ

十六日 皇軍の新鋭廣東省實安縣南方に上  
陸忽ち實安、深圳を攻略△獨プラネルト機帝  
都に入る

十七日 興亞青少年訓練大會東京に開く

十八日 伏見宮妃經子殿下薨去あそばさる  
△クレーギー英大使加藤公使へ經濟問題分離  
を正式申入れ東京會談暗礁に乗上ぐ

十九日 天津を襲つた大洪水市内に浸水△  
上海共同租界越界路において工部局英人巡查  
機關銃を亂射し市政府側死傷七名を出す△獨  
ソ通商協定ベルリンで正式調印を了す

二十日 朝日新聞社主催全國中等學校優勝  
野球大會終了、海軍中學優勝す

廿一日 日英會談の決裂を表示する日英双  
方の聲明出づ△外蒙ソ機九十七機を撃墜△ド  
イツ政府ソ聯ドイツ間に不侵略條約締結に決  
した旨發表

廿三日 獨ソ不侵略條約の正式調印了る△  
ポリヴィヤ大統領ブツシユ氏はビストル自殺  
を遂げた旨發表

廿四日 越境せる外蒙ソ聯軍にわが軍痛撃  
の火蓋を切る△英の國防全權法案成立

廿五日 帝國政府日獨防共強化策打ち切りを  
聲明△電力飢饉のため大阪通信局「五分五厘  
制限」といふ電力管理を斷行△英波相互援助  
條約調印を了す

廿六日 文部省で十五年三月の中等學校入  
學試験に學科試験廢止に決定

廿八日 平沼内閣總辭職し阿部信行大將に  
大命降下す△大毎東日の世界一周機ニッポン  
北太平洋無着陸横斷に成功、ノームに安着

三十日 阿部内閣親任式舉行さる△聯合艦  
隊司令長官に山本五十六大將親任△國民黨第  
六次全國代表大會を上海に開催、汪兆銘氏中  
央執行委員會主席に推戴さる

卅一日 蓮沼警中將待從武官長に補せらる

聯合自治政府成立式舉行△ドイツ軍ポーラン  
ドに進軍開始△ダンテツヒ、ドイツへ復讐を  
宣言す

二日 福建省漳州浦を封鎖す

三日 英佛對獨宣戰を布告す

四日 歐洲戰爭勃發に際して帝國政府はこ  
れに介入せず専ら支那事變處理に邁進する旨  
中外に闡明す

五日 滿洲國政府は歐洲戰爭に際し日本と  
協力し支那事變處理に全力を盡す旨聲明す  
アメリカ中立を宣言、中立法を發動△天津の  
程錫庚暗殺犯人四名引渡し完了

七日 維新政府歐洲戰爭に對し中立を維持  
する旨宣言す

八日 維新政府法權回收準備委員會組織條  
例を公布す△上海英大使館附武官スピーヤー  
中佐の身柄を釋放す

九日 上海租界越界路に上海特別市政府警  
察分局を設置、實力回收に乗出す

十日 支那事變第十四回論功行賞發表さる

十一日 貴族院多額納稅議員總選舉行はる

十二日 企畫院で時局對策經濟委員會初委  
員會△海軍瀘州を猛爆△カナダ對獨宣戰

十三日 支那派遣軍總司令部設置、總司令  
官に西尾壽造大將、總參謀長に板垣征四郎中  
將任命さる

十三日 阿部新内閣政綱發表

十六日 日獨、ソ蒙停戰協定成る

十七日 ソ聯軍、ポーランドへ進入す



告 廣

日本最古のグラビヤインキ工場  
朝日新聞指定工場

# 合名 瀬本商店 会社

廠業所 大阪市北區堂島北町十七番地  
工場 兵庫縣武庫郡本山村田邊

電話 北 二五三番  
二六〇六番



# 日本グラビヤインキ工業所

朝日新聞社御用

グラビュアインキ界の最高峰  
顔料レーキ並ニ謄寫版インキ

本社 尼崎市西長洲  
東京工場 東京市大森區堤方町一番地  
原料工場 尼崎市長洲字寺前



日本最古のグラビヤインキ工場  
朝日新聞指定工場

# 合名 瀬本商店 会社

廠業所 大阪市北區堂島北町十七番地  
工場 兵庫縣武庫郡本山村田邊

電話 北二五三番  
二六〇六番

朝日新聞社御用

グラビヤインキ界の最高峰  
顔料レーキ並ニ謄寫版インキ

# 日本グラビヤインキ工業所

本社 尼崎市西長洲  
東京工場 東京市大森區堤方町一番地  
原料工場 尼崎市長洲字寺前



廷 宮

# 大日本帝國皇室

**天皇陛下** 御名 ヒロヒト 裕仁 六正天皇第一皇男子、  
 明治三十四年四月二十九日御降誕、五月五日御命名式を御舉  
 行、御名を裕仁、御稱號を迪宮と稱し奉る、明治四十  
 一年二月廿七日皇立初等科に御入學、大正元年九月九日陸  
 海軍少尉に御任官、同二年三月皇立初等科御卒業、東郷元帥  
 を總裁として新設の東京御學問所にて御修學、同年十月三十  
 一日陸海軍中尉に、同五年十月三十一日陸海軍大尉に御陞任、  
 同年十一月三日立太子禮儀御舉行、同八年五月七日御成年式御  
 舉行、同九年十月三十一日陸海軍少佐に御陞任、同十二年九  
 月二十八日東京御學問所御卒業、同年三月三日御外遊、同十二年十  
 月三日御歸朝、同年十一月二十五日攝政親王に、同十二年十  
 月三十一日陸海軍中佐に御陞任、同十三年一月二十六日御成  
 婚、同十四年十月三十一日陸海軍大佐に御陞任、同十五年十  
 二月二十五日御踐祚、天皇第百二十四代の皇位を繼がせられ  
 昭和と改元、昭和元年十二月二十八日朝見の儀を御舉行、同  
 三年十一月十日即位禮、同月十四日、十五日大嘗祭御舉行

**皇后陛下** 御名 ナガコ 良子 故久邇宮邦彦王第一女  
 子、明治三十六年三月六日御誕生、同年三月十二日御命名、  
 同四十二年四月十一日皇立初等科小學科御入學、大正四年  
 四月同中學校に御進入、同七年一月十七日東京妃立の御沙  
 汰あり仍て二月四日女學部御退學、四月十三日より宮邸に新  
 設の御學問所にて御修學、同十一年六月二十日御婚約御許、  
 同年九月二十八日御納采、彼勳一等、同十三年一月二十六日  
 御結婚の儀を擧げさせられ皇太子妃宣下、大正十五年十二月  
 二十五日皇后宣下あらせらる

**皇太后陛下** 御名 サダコ 節子 故從一位大勳位公  
 爵九條道孝第四女子、明治十七年六月二十五日御誕生、同二  
 十三年九月薩族女學校小學科に御入學、同三十二年七月同中

學校御卒業、同年八月東京妃立の御婚約に於て高等科御  
 退學、同二十二年五月十日御結婚式を御舉行、皇太子妃宣下、  
 明治四十五年七月三十日皇后宣下、大正十五年十二月二十  
 五日皇太后とあらせらる

**皇太子殿下** 御名 アキヒト 明仁 今上天皇第一皇男  
 子、昭和八年十二月二十三日御誕生、同月二十九日御命名式  
 を御舉行、御名を明仁、御稱號を繼宮と稱し奉る

**正仁親王** 御稱號 ヨシノミヤ 義 今上天皇第二皇男子、  
 昭和十年十一月廿八日御誕生、同十二月四日御命名式を御舉  
 行、御名を正仁、御稱號を義宮と稱し奉る

**成子内親王** 御稱號 テルノミヤ 照 今上天皇第一皇女  
 子、大正十四年十二月六日御誕生、昭和七年四月女子皇立初  
 等科に御入學、同中期四年に御在學

**和子内親王** 御稱號 タカノミヤ 孝 今上天皇第三皇女  
 子、昭和四年九月三十日御誕生、同十一年四月女子皇立初等  
 科に御入學、同前期四年に御在學

**厚子内親王** 御稱號 ヨリノミヤ 順 今上天皇第四皇女  
 子、昭和六年三月七日御誕生、同十二年四月女子皇立初等科  
 に御入學、同前期三年に御在學

**貴子内親王** 御稱號 スガノミヤ 潤 今上天皇第五皇女  
 子、昭和十四年三月二日御誕生

附記 皇室とは天皇陛下の御一族全部即ち一般皇族をも御呼び  
 申すべきなれど之を敬義の意味に於て右の御方々のみを本儀に記  
 し奉り、他の御方々に就ては次に記し奉る

## 營業科目

公社債  
 株券  
 小切手  
 證書類  
 自動車  
 商品券  
 其他  
 金類  
 一切

小切手金額ノ鑒造防止ニハ我  
 社ノ專賣特許印刷ノ奏効大ナ  
 ルコト三十年來ノ實驗ニ數シ  
 確證セラレ定評アル所ナリ

# 株式 昌榮堂印刷所

本店 大阪市東成區橋南之町一丁目桃谷驛北隣  
 電話代表天王寺(77)九三六番

支店 東京市丸之内三菱廿一號館  
 電話丸之内(23)一九八〇番





# 大日本帝國皇室

**天皇陛下** 御名 ヒロヒト 裕仁 大正天皇第一皇男子、  
 明治三十四年四月二十九日御降誕、五月五日御命名式を御舉  
 行、御名を裕仁、御稱號を迪宮と稱し奉る、明治四十  
 一年二月廿七日皇立初等科に御入學、大正元年九月九日陸  
 海軍少尉に御任官、同二年三月皇立初等科御卒業、東郷元帥  
 を總裁として新設の東京御學問所にて御修學、同年十月二十  
 一日陸海軍中尉に、同五年十月二十二日陸海軍大尉に御陞任、  
 同年十一月三日立太子禮御舉行、同八年五月七日御成年式御  
 舉行、同九年十月三十一日陸海軍少佐に御陞任、同十年二月  
 二十八日東京御學問所御終業、同年三月三日御外遊、同年九  
 月三日御歸朝、同年十一月二十五日攝政御就任、同十二年十  
 月三十一日陸海軍中佐に御陞任、同十三年一月二十六日御成  
 婚、同十四年十月三十一日陸海軍大佐に御陞任、同十五年十  
 二月二十五日御踐祚、人皇第百二十四代の皇位を繼がせられ  
 昭和と改元、昭和元年十二月二十八日朝見の儀を御舉行、同  
 三年十一月十日即位禮、同月十四日、十五日大嘗祭御舉行

**皇后陛下** 御名 ナガコ 良子 故久邇宮邦彦王第一女  
 子、明治三十六年三月六日御誕生、同年三月十二日御命名、  
 同四十二年四月十一日皇立初等科女學部小學校御入學、大正四年  
 四月同中學校に御進入、同七年一月十七日東京妃御立の御沙  
 汰あり仍て二月四日女學部御退學、四月十三日より宮邸に新  
 設の御學問所にて御修學、同十一年六月二十日御婚約御許  
 同年九月二十八日御納采、敍勳一等、同十二年一月二十六日  
 御結婚の儀を擧げさせられ皇太子妃宣下、大正十五年十二月  
 二十五日皇后宣下あらせらる

**皇太后陛下** 御名 サダコ 節子 故從一位大勳位公  
 爵九條道孝第四女子、明治十七年六月二十五日御誕生、同二  
 十三年九月華族女學校小學校に御入學、同三十二年七月同中

學科御卒業、同年八月東京妃御立の御治定につきて高等科御  
 退學、同二十二年五月十日御結婚式を御舉行、皇太子妃宣下、  
 明治四十五年七月三十日皇后宣下、大正十五年十二月二十  
 五日皇太后とならせらる

**皇太子殿下** 御名 アキヒト 明仁 今上天皇第一皇男  
 子、昭和八年十二月二十二日御誕生、同月二十九日御命名式  
 を御舉行、御名を明仁、御稱號を繼宮と稱し奉る

**正仁親王** 御稱號 ヨシノミヤ 義 宮 今上天皇第二皇男子、  
 昭和十年十一月廿八日御誕生、同十二月四日御命名式を御舉  
 行、御名を正仁、御稱號を義宮と稱し奉る

**成子内親王** 御稱號 テルノミヤ 照 宮 今上天皇第一皇女  
 子、大正十四年十二月六日御誕生、昭和七年四月女子學部御  
 御入學、同中期四年に御在學

**和子内親王** 御稱號 タカノミヤ 孝 宮 今上天皇第三皇女  
 子、昭和四年九月三十日御誕生、同十一年四月女子學部御入  
 學、同前期四年に御在學

**厚子内親王** 御稱號 コノミヤ 順 宮 今上天皇第四皇女  
 子、昭和六年三月七日御誕生、同十二年四月女子學部御入  
 學、同前期三年に御在學

**貴子内親王** 御稱號 スガノミヤ 清 宮 今上天皇第五皇女  
 子、昭和十四年三月二日御誕生

附記 皇室とは天皇陛下の御一族全部即ち一般皇族をも御呼び  
 申すべきなれど之を敬義の意味に於て右の御方々のみを本條に記  
 し奉り、他の御方々に就ては次に記し奉る

## 營業科目

公社債  
 株券  
 小切手  
 證書類  
 自動車切符  
 商品券  
 其他  
 金類  
 一切

小切手金額ノ變造防止ニハ我  
 社ノ專賣特許印刷ノ奏効大ナ  
 ルコト三十年來ノ實験ニ徴シ  
 確證セラレ定評アル所ナリ

# 株式 昌榮堂印刷所

本店 大阪市東成區橋南之町一丁目桃谷驛北隣  
 電話代表天王寺(7)九三六番  
 支店 東京市丸之内三菱廿一號館  
 電話丸ノ内(28)一九八〇番





皇 族

秩 父 宮

雅仁親王 大勳位陸軍歩兵大佐 大正天皇第二皇男子 明治三五・六・二五御誕生 昭和三・九・二八御結婚  
 妃 勢津子 勳 一 等 子爵松平保男 松平恒雄第一女 明治四二・九・九御誕生

東京市赤坂區一番ノ一、表町御殿

御略歴 初め淳宮と稱し奉る、大正六年四月學習院中等科二年級御修了、同年四月陸軍中央幼年學校豫科御入學、同九年三月同校本科御卒業、同年三月士官候補生として歩兵第三聯隊へ御入隊、同年十月陸軍士官學校本科御入學、同十一年六月二十五日秩父宮の御稱號を賜はり一家御創立、同年七月同校本科御卒業、同年十月二十五日任陸軍歩兵少尉、補歩兵第三聯隊附、大勳位に就し菊花大綬章を賜ふ、同十四年五月任陸軍歩兵中尉、同年五月二十四日海外御見學のため御渡歐、英國皇帝陛下より「ピクトリヤ」大綬章を贈呈せらる、昭和二年一月十七日御歸朝、同三年十二月陸軍大學校御入學、同五年三月六日任陸軍歩兵大尉、同六年十一月陸軍大學校御卒業、同月歩兵第三聯隊中隊長、同七年九月一日補歩兵第三聯隊附、參謀本部附御勤務、同九年六月二日御名代として滿洲國帝制實施御慶祝のため御渡滿、同六月十八日御歸朝、同十年八月一日任陸軍歩兵少佐、補歩兵第三十一聯隊大隊長、同十一年十二月一日參謀本部附、同十二年三月十八日御名代として英國皇帝、皇后兩陛下戴冠式御參列のため妃殿下御同伴カナダ經由御渡英、同年十月十五日御歸朝、同十三年三月一日任陸軍歩兵中佐、同十四年八月一日任陸軍歩兵大佐

高 松 宮

宣仁親王 大勳位海軍少佐 大正天皇第三皇男子 明治三八・一・三御誕生 昭和五・二・四御結婚  
 妃 喜久子 勳 一 等 故公爵德川慶久第二女 明治四四・一二・二六御誕生

東京市芝區高輪四台町一番

御略歴 初め光宮と稱し奉る、大正二年七月六日高松宮の御稱號を賜はり一家を御創立、斷絶せる有栖川宮家の御祭祀を繼がせらる、同九年五月學習院中等科四年級御退學、同月海軍兵學校御入學、同十三年七月同校御卒業、同十四年十二月任海軍少尉、敍大勳位、授菊花大綬章、昭和二年十二月任海軍中尉、同五年四月ガーター勳章御寄禮使として妃殿下御同伴御渡英、歐米各國御巡遊、同年十二月一日任海軍大尉、同六年六月十一日御歸朝、海軍軍令部出仕、同年十二月一日海軍砲術學校高等科學生被仰付、同七年十二月一日同校學生被免、補高雄分隊長、同八年十一月十五日補扶桑分隊長、同九年十一月一日海軍大學校甲種學生被仰付、同十年十一月十五日任海軍少佐、同十一年十一月二十六日海軍大學校御卒業、同年十二月一日補軍令部出仕兼部員

東京市赤坂區一番ノ一、青山東御殿

三 笠 宮

崇仁親王 大勳位陸軍騎兵中尉 大正天皇第四皇男子 大正 四・一二・二御誕生

東京市赤坂區一番ノ一、青山東御殿

御略歴 初め澄宮と稱し奉る、昭和七年三月學習院中等科御修了、同四月陸軍士官學校豫科御入學、同九年三月同校豫科御卒業、士官候補生として騎兵第十五聯隊へ御入隊、同月騎兵上等兵、五月騎兵伍長に、七月騎兵軍曹に御進級、同九月陸軍士官學校本科に御入學、同十年十二月二日三笠宮の御稱號を賜はり一家御創立、同十一年六月二十九日同校本科御卒業、見習士官として騎兵第十五聯隊に御歸隊、同年十月一日任陸軍騎兵少尉、補騎兵第十五聯隊附、同十二年十二月一日任陸軍騎兵中尉

閑 院 宮

東京市麴町區永田町二丁目二十番地

載仁親王 大勳位(領飾)功二級 大勳位陸軍大將 故邦家親王第十六男子 慶應 元・一一・一〇御誕生 明治二四・一二・一九御結婚  
 妃 智恵子 勳 一 等 故公爵三條實美第二女 明治 五・ 六・三〇御誕生 明治二四・一二・一九御結婚  
 春丸親王 大勳位陸軍騎兵中佐 載仁親王第二男子 明治三五・ 八・ 三御誕生 大正一五・ 七・一四御結婚  
 妃 直子 勳 一 等 故公爵一條實輝第四女 明治四一・一一・ 七御誕生 東京市澁谷區常盤松町百一番地

東 伏 見 宮

東京市澁谷區常盤松町百一番地

故依仁親王妃園子 勳 一 等 故公爵岩倉具定第一女 明治 九・ 八・二九御誕生 明治三一・ 二・一〇御結婚  
 伏見 故貞愛親王第一男子 明治 八・一〇・一六御誕生 明治三〇・ 一・ 九御結婚  
 故博義王第一男子 明治三五・ 六・二〇御誕生 大正 八・一二・二三御結婚  
 故博義王第一女子 昭和 七・ 一・二六御誕生  
 故博義王第三女子 昭和 九・ 二・二一御誕生

故博義王妃朝子 勳 一 等 故公爵一條實輝第三女 明治三五・ 六・二〇御誕生 大正 八・一二・二三御結婚  
 博 恭 王 大勳位(領飾)功四級 大勳位海軍大將 故貞愛親王第一男子 明治 八・一〇・一六御誕生 明治三〇・ 一・ 九御結婚  
 博 明 王 故博義王第一男子 昭和 七・ 一・二六御誕生  
 光子女王 故博義王第一女子 昭和 四・ 七・二八御誕生  
 章子女王 故博義王第三女子 昭和 九・ 二・二一御誕生



廷 官

山 階 宮  
 武 彦 王 勳一等海軍少佐(豫備役) 故菊麿王第一男子 明治三二・二・二三御誕生 大正一一・七・一九御結婚  
 賀 陽 宮  
 故侯爵醒睡忠順第一女 慶應 元・一二・七御誕生 明治二五・一一・二六御結婚  
 故邦憲王第一男子 明治三三・一・二七御誕生 大正一〇・五・三御結婚  
 故公爵九條道實第五女 明治三六・五・一六御誕生  
 恒憲王第一男子 大正一一・四・二一御誕生  
 恒憲王第二男子 大正一五・七・三御誕生  
 恒憲王第三男子 昭和四・八・一七御誕生  
 恒憲王第四男子 昭和六・七・二二御誕生  
 恒憲王第五男子 昭和一〇・一一・二四御誕生  
 恒憲王第一女子 大正一二・七・二九御誕生

久 邇 宮

故邦彦王妃好子 勳 一 等 故公爵島津忠義第七女 明治一二・二〇・一九御誕生 明治三三・二二・二三御結婚  
 朝 融 王 大勳位海軍中佐 故邦彦王第一男子 明治三四・二・二御誕生 大正一四・一・二六御結婚  
 妃知子女王 勳 一 等 博恭王第三女子 明治四〇・五・一八御誕生  
 邦 昭 王 朝融王第一男子 昭和四・三・二五御誕生

廷 官

正子女王 朝融王第一女子 大正一五・二二・八御誕生  
 朝子女王 朝融王第二女子 昭和二・一〇・二三御誕生  
 通子女王 朝融王第三女子 昭和八・九・四御誕生  
 英子女王 朝融王第四女子 昭和一二・七・二二御誕生  
 故多嘉王妃麗子 勳 一 等 故子爵水無瀬忠輔第一女 明治一七・九・二五御誕生 明治四〇・三・九御結婚  
 故多嘉王第二男子 大正九・三・一七御誕生  
 故多嘉王第三男子 大正一一・一一・一九御誕生  
 梨 本 宮  
 大勳位功四級元帥陸軍大將 故朝彦親王第四男子 明治 七・三・九御誕生 明治三三・一一・二八御結婚  
 守 正 王 勳 一 等 故侯爵鍋島直大第二女 明治一五・二・二御誕生 東京市芝區白金台町二丁目二十六番地  
 妃 伊 都 子 朝 香 宮  
 大勳位陸軍大將 故朝彦親王第八男子 明治二〇・一〇・二御誕生 明治四三・五・六御結婚  
 嶋 彦 王 勳 一 等 陸軍歩兵大尉 嶋彦王第一男子 大正 元・一〇・八御誕生 昭和二三・一二・一六御結婚  
 學 彦 王 勳 二 等 伯爵藤堂高紹第五女 大正一〇・五・三御誕生  
 妃 千 賀 子 伯爵藤堂高紹第五女 大正 八・八・一御誕生 東京市麻布區市兵衛町一丁目十三番地  
 瀧 子 女 嶋彦王第二女子 大正 八・八・一御誕生  
 東 久 邇 宮  
 大勳位陸軍大將 故朝彦親王第九男子 明治二〇・一二・三御誕生 大正 四・五・一八御結婚  
 妃 聰 子 内親王 勳 一 等 御稱號 泰宮 明治天皇第九皇女子 明治二九・五・一一御誕生



廷 官

盛<sup>モリ</sup>厚<sup>ヒロ</sup>王 勳一等陸軍砲兵中尉 稔彦王第一男子 大正五・五・六御誕生  
 彰<sup>アキ</sup>常<sup>ツネ</sup>王 稔彦王第三男子 大正九・五・一三御誕生  
 俊<sup>トシ</sup>彦<sup>ヒコ</sup>王 稔彦王第四男子 昭和四・三・二四御誕生  
 北白川宮  
 故成久王妃屋子内親王勳一等御稱號周宮<sup>カネノミヤ</sup> 明治天皇第七皇女子 明治三三・一・二八御誕生 明治四二・四・二九御結婚  
 永<sup>ナガ</sup>久<sup>ヒサ</sup>王 勳一等陸軍砲兵大尉 故成久王第一男子 明治四三・二・一九御誕生 昭和一〇・四・二六御結婚  
 妃<sup>サネ</sup>祥<sup>サキ</sup>子 勳二等 男爵德川義恕第二女 大正五・八・二六御誕生  
 道<sup>ミチ</sup>久<sup>ヒサ</sup>王 永<sup>ナガ</sup>久<sup>ヒサ</sup>王第一男子 昭和一二・五・二御誕生  
 多<sup>タ</sup>恩<sup>エ</sup>子<sup>コ</sup>女<sup>メ</sup>王 故成久王第三女子 大正九・四・一五御誕生  
 東京市芝區高輪南町十七番地

竹田宮  
 故恒久王妃昌子内親王勳一等御稱號常宮<sup>ツネノミヤ</sup> 明治天皇第六皇女子 明治二一・九・三〇御誕生 明治四一・四・三〇御結婚  
 恒<sup>フネ</sup>徳<sup>トク</sup>王 勳一等陸軍騎兵大尉 故恒久王第一男子 明治四二・三・四御誕生 昭和九・五・一二御結婚  
 妃<sup>ツネ</sup>光<sup>ヒコ</sup>子 勳二等 公爵三條公暉第二女 大正四・一・一六御誕生  
 昌徳宮  
 李<sup>リ</sup>王<sup>ワ</sup> 大勳位陸軍少將 故李太王第七男子 明治三〇・一〇・二〇御誕生 大正九・四・二八御結婚  
 妃<sup>マサ</sup>方<sup>マサ</sup>子<sup>コ</sup>女<sup>メ</sup>王 勳一等 守正王第一女子 明治三四・一一・四御誕生

王 族 及 公 族

京城府臥龍町一番地(御本邸)  
 東京市麹町區紀尾井町一番地(李王家東京邸)  
 京城府葛飾町百九十二番地(御別邸)  
 東京市澁谷區常盤松町百一番地(李鍵公邸)

廷 官

王世子李<sup>リ</sup>玖<sup>ク</sup> 李王垠第二男子 昭和六・一二・二九御誕生  
 故李王拓妃尹<sup>イ</sup>氏 勳一等 故侯爵尹澤榮第一女 明治二七・九・一九御誕生 明治四一・一・二四御結婚

李 鍵 公

李<sup>リ</sup>誠<sup>マコト</sup>子<sup>コ</sup>公 勳一等陸軍騎兵大尉 李<sup>リ</sup>垠<sup>ハル</sup>第一男子 明治四二・一〇・二八御誕生 昭和六・一〇・五御結婚  
 李<sup>リ</sup>沖<sup>ツキ</sup>子<sup>コ</sup>公 勳二等 伯爵廣橋真光家<sup>マコト</sup>正五位松平<sup>マツダ</sup>第一女 明治四四・一〇・六御誕生  
 李<sup>リ</sup>沖<sup>ツキ</sup>子<sup>コ</sup>公 勳二等 李<sup>リ</sup>垠<sup>ハル</sup>公第一男子 昭和七・八・二四御誕生  
 李<sup>リ</sup>垠<sup>ハル</sup>公第二男子 昭和一〇・三・四御誕生  
 李<sup>リ</sup>垠<sup>ハル</sup>公第一女子 昭和二三・一二・一九御誕生  
 李<sup>リ</sup>太<sup>タ</sup>王<sup>ワ</sup>第五男子 明治一〇・三・三〇御誕生  
 故男爵金思<sup>イ</sup>濬<sup>ス</sup>第一女 明治一三・一一・二二御誕生 明治二六・一二・六御結婚  
 李<sup>リ</sup>鋼<sup>コウ</sup>公 勳一等陸軍砲兵大尉 李<sup>リ</sup>垠<sup>ハル</sup>第二男子 大正元・一一・一五御誕生 昭和一〇・五・三御結婚  
 李<sup>リ</sup>鋼<sup>コウ</sup>公第一男子 故侯爵朴<sup>ハク</sup>泳<sup>エイ</sup>孝<sup>コウ</sup>孫 大正三・一二・一一御誕生  
 李<sup>リ</sup>鋼<sup>コウ</sup>公第一女子 李<sup>リ</sup>垠<sup>ハル</sup>公第一男子 昭和一一・四・二三御誕生  
 故李<sup>リ</sup>麟<sup>リン</sup>九<sup>ク</sup>第一女 明治二六・七・一〇御誕生 明治三四・一〇・一〇御結婚  
 故李<sup>リ</sup>峻<sup>ジュン</sup>公妃<sup>イ</sup>金<sup>キン</sup>氏 勳一等 故金在<sup>イ</sup>鼎<sup>テイ</sup>第一女 明治一一・七・一八御誕生 明治二八・一・二〇御結婚

(以上昭和十四年九月二十五日謹記)



臣籍に降下せられたる皇族

(臣籍名)	(爵位)	(御父宮)	(御母年)
小松 輝久	侯爵	故北白川宮能久親王	明治三・七〇
山階 芳麿	侯爵	故山階宮菊麿王	大正九・二四
華頂 博信	侯爵	伏見宮博恭王	同 一五・二七
筑波 藤麿	侯爵	故山階宮菊麿王	昭和三・二〇
葛城 茂麿	伯爵	同	同 四・三三
東伏見 邦英	伯爵	故久邇宮邦彦王	同 六・四四
伏見 博英	伯爵	伏見宮博恭王	同 一・四一
晋羽 正彦	侯爵	朝香宮鳩彦王	同 二・四一
親子女王	(御父宮)	故伏見宮貞愛親王	(御降嫁年月)
安子女王	故山階宮菊麿王	浅野 長武	大正九・二
由紀子女王	故豐陽宮邦憲王	町尻 眞基	同 四・四
詢子女王	故久邇宮朝彦親王	故子竹内惟忠	明治三三・三
榮子女王	同	故子東園基愛	同 三・九
智子女王	同	故久邇宮邦彦王	同 一〇・〇
信子女王	同	故北白川宮能久親王	同 一三・三
規子女王	同	梨本宮守正王	同 一五・三
貞子女王	同	故北白川宮能久親王	同 一五・三
滿子女王	同	伯有馬 頼寧	明治六・二
武子女王	同	伯甘露寺受長	同 一〇・二
擴子女王	同	子保科 正昭	同 一四・四
茂子女王	同	伯二荒 芳徳	大正四・七
恭子女王	同	黒田 長禮	同 三・一
華子女王	同	子安藤 信昭	同 四・九
紀久子女王	同	侯華頂 博信	同 一五・三
美年子女王	同	鍋島 直泰	昭和六・五
禮子女王	同	立花 種勝	同 八・一
佐和子女王	同	佐野 常光	同 九・三
恭仁子女王	同	子東園 基文	同 一〇・一
李 德 恩	同	公二條 隆基	同 一四・四
李 辰 碗	同	故李 太 王	伯宗 武志
		故李 竣 公	尹 源 善

宮城、皇宮、御所、離宮その他

宮城、皇宮、御所、離宮その他

△宮城 長祿元年、後花園天皇の御宇、關東景行上杉定正の家宰太田持資入道道禰武藏國豊島郡江戸の地に築城、江戸城と稱す、天正十八年徳川家康擴張して居城とし、徳川秀

五月五日皇居炎上し兩陛下赤坂離宮に御移轉、假皇居と定めらる、現在の宮殿は同十七年七月御着工、同二十一年十月竣工、總工費三百九十六萬八千餘圓と承る、同年十月二十七日「宮城」と御改稱、翌二十二年一月十一日兩陛下遠幸遊ばさる、その後昭和二、三兩年に大御改修あり、奥宮殿内は大部分洋風とせられ、御書庫、御静養室、生物學御研究室及び皇子、皇女の御遊戯室、吹上御苑内には御馬場、御運動場、水田、畑等を設けらる、また大震災の破損箇所二重櫓、各御門の復舊を行ひ、舊本丸の一部には圖書寮を新築さる

△皇宮 表宮殿と奥宮殿とに分れ表宮殿とは正殿、鳳凰ノ間、桐ノ間、化粧ノ間、補荷ノ間、豊明殿、千種ノ間、牡丹ノ間、竹ノ間、南溜ノ間、東溜ノ間、西溜ノ間、北溜ノ間、東一ノ間、東二ノ間、西一ノ間、西二ノ間、御車寄、北御車寄、東車寄を總稱し、奥宮殿は表宮殿の西北方に連り、兩陛下の常御殿である、表御座所、御學問所は奥宮殿にある

△表宮殿 正殿は宮中第一の晴れの御殿で皇室、國家の大典、四大節等の拜賀を受けさせらる、本殿は三方に廊下を廻らし、東西九十八尺、南北八十三尺、軒高さ二十一尺八寸、銅瓦葺入母屋造りにて南面す、御糞寮と

は申せ壯麗を盡し、北壁の中央に三級の壇を設け、紫赤色の絨毯で覆はれ、壇上に二脚の御椅子安置され右は玉座、左は皇后陛下の御座とす、玉座の眞上高く金菊の御紋章輝く天蓋あり、鳳凰ノ間は正殿に次ぐ御殿で、四方の壁に鳳凰飛翔の象を描き親任式、親補式、勳章親授式、公式の拜謁、謁見を始め政始、御講書始、歌御會始等の場合御使用あり、桐ノ間は皇后陛下に拜謁、謁見の場合に御使用あらせらる、豊明殿は四大節の御陪宴、國賀及び内外臣僚に酬宴を賜はる所、結構は正殿に劣らず、千種ノ間、牡丹ノ間、竹ノ間は何れも饗宴後の御室となる、御間の名稱は御裝飾の模様因むものである、また西溜ノ間は朝儀の際参列臣僚の控室にあてられ、東溜ノ間は樞密院本會議の開かれる所である

△奥宮殿 表宮殿の西北方、一段高地に位置し、表御座所、御學問所、常御殿がある、表御座所は鳳凰ノ間に近い二階建て一階の一ノ間で拜謁並に官務、國務に關する奏上、臨時の御進講などを聽召さる、書類による政務の御裁可などは二階を當てさせられ、御學問所では皇室令制、行政學、軍事學などを聽召さる、この御殿を表御座所とも御學問所とも總稱する、常御殿は平家建で奥御座所あり、

△宮中三殿 賢所、皇靈殿、神殿を總稱し吹上御苑東南方、奥御殿とお濠を隔てる、賢所は三種神器の一たる寶鏡を奉安し天照大神を奉齋し給ふ、皇靈殿は神武天皇以降御歴代天皇、御歴代外天皇、同皇后、皇妃、皇親等皇族御全體の御靈を奉祀され、神殿はもと神産日神外七神を奉祀せられたが今日では廣く天神地祇、八百萬神を鎮祭し給ふ、また皇靈殿の西に神嘉殿あり、新嘗祭を行はせられ、四方拜はその南庭にて行はせらる

△吳竹寮 宮城内舊本丸址に皇子御殿として昭和七年三月御造營、約二千坪の芝生に面し約四百坪、純日本式の平家建である、現に照宮成子内親王、孝宮和子内親王、順宮厚子内親王三殿下が住まはせらる

五月五日皇居炎上し兩陛下赤坂離宮に御移轉、假皇居と定めらる、現在の宮殿は同十七年七月御着工、同二十一年十月竣工、總工費三百九十六萬八千餘圓と承る、同年十月二十七日「宮城」と御改稱、翌二十二年一月十一日兩陛下遠幸遊ばさる、その後昭和二、三兩年に大御改修あり、奥宮殿内は大部分洋風とせられ、御書庫、御静養室、生物學御研究室及び皇子、皇女の御遊戯室、吹上御苑内には御馬場、御運動場、水田、畑等を設けらる、また大震災の破損箇所二重櫓、各御門の復舊を行ひ、舊本丸の一部には圖書寮を新築さる

△皇宮 表宮殿と奥宮殿とに分れ表宮殿とは正殿、鳳凰ノ間、桐ノ間、化粧ノ間、補荷ノ間、豊明殿、千種ノ間、牡丹ノ間、竹ノ間、南溜ノ間、東溜ノ間、西溜ノ間、北溜ノ間、東一ノ間、東二ノ間、西一ノ間、西二ノ間、御車寄、北御車寄、東車寄を總稱し、奥宮殿は表宮殿の西北方に連り、兩陛下の常御殿である、表御座所、御學問所は奥宮殿にある

△表宮殿 正殿は宮中第一の晴れの御殿で皇室、國家の大典、四大節等の拜賀を受けさせらる、本殿は三方に廊下を廻らし、東西九十八尺、南北八十三尺、軒高さ二十一尺八寸、銅瓦葺入母屋造りにて南面す、御糞寮と

は申せ壯麗を盡し、北壁の中央に三級の壇を設け、紫赤色の絨毯で覆はれ、壇上に二脚の御椅子安置され右は玉座、左は皇后陛下の御座とす、玉座の眞上高く金菊の御紋章輝く天蓋あり、鳳凰ノ間は正殿に次ぐ御殿で、四方の壁に鳳凰飛翔の象を描き親任式、親補式、勳章親授式、公式の拜謁、謁見を始め政始、御講書始、歌御會始等の場合御使用あり、桐ノ間は皇后陛下に拜謁、謁見の場合に御使用あらせらる、豊明殿は四大節の御陪宴、國賀及び内外臣僚に酬宴を賜はる所、結構は正殿に劣らず、千種ノ間、牡丹ノ間、竹ノ間は何れも饗宴後の御室となる、御間の名稱は御裝飾の模様因むものである、また西溜ノ間は朝儀の際参列臣僚の控室にあてられ、東溜ノ間は樞密院本會議の開かれる所である

△奥宮殿 表宮殿の西北方、一段高地に位置し、表御座所、御學問所、常御殿がある、表御座所は鳳凰ノ間に近い二階建て一階の一ノ間で拜謁並に官務、國務に關する奏上、臨時の御進講などを聽召さる、書類による政務の御裁可などは二階を當てさせられ、御學問所では皇室令制、行政學、軍事學などを聽召さる、この御殿を表御座所とも御學問所とも總稱する、常御殿は平家建で奥御座所あり、

△宮中三殿 賢所、皇靈殿、神殿を總稱し吹上御苑東南方、奥御殿とお濠を隔てる、賢所は三種神器の一たる寶鏡を奉安し天照大神を奉齋し給ふ、皇靈殿は神武天皇以降御歴代天皇、御歴代外天皇、同皇后、皇妃、皇親等皇族御全體の御靈を奉祀され、神殿はもと神産日神外七神を奉祀せられたが今日では廣く天神地祇、八百萬神を鎮祭し給ふ、また皇靈殿の西に神嘉殿あり、新嘗祭を行はせられ、四方拜はその南庭にて行はせらる

△吳竹寮 宮城内舊本丸址に皇子御殿として昭和七年三月御造營、約二千坪の芝生に面し約四百坪、純日本式の平家建である、現に照宮成子内親王、孝宮和子内親王、順宮厚子内親王三殿下が住まはせらる



△振天府その他 明治天皇の聖慮により振天府は日清戦役、征台役、有光亭は威海衛戦...

△二重橋 正門外より望む御門内の鐵橋をいふ、もと木橋で橋の上に更に橋を架したるため二重橋の名起る、二重橋正門を御使用遊ばされるのは行幸、天皇、皇后兩陛下御同列の行幸啓、朝見、四大節に参内の奏任官以上の自動車又は乗馬の者に限られる

△吹上御苑 宮城内の禁苑、舊西城の西北十五萬八千餘坪、御苑内に駐春閣、寒香亭、觀瀾亭、霜錦亭、吹上御茶屋、花蔭亭等あり紅葉山には皇后陛下御飼育の御養鳥所がある

皇宮、御所及御苑

△京都皇宮(京都市上京區) 京都は延暦十三年桓武天皇の遷都以來明治元年車駕東幸まで二千七十四年間の皇居の地である、皇居の位置は幾度か變遷したが、現在の御殿は安政二年の御造營、規模はほど古の大内裏の制に基き、紫宸殿、清凉殿、宣陽殿から南庭を廻り日華、月華、承明以下の諸門、軒廊、陣座等あり、登極令により代々御大禮を挙げさせらる、昭和三年の即位禮は紫宸殿に、大嘗祭は仙洞御所の禁庭に御設けの大嘗宮に、大嘗の儀は外苑に御設けの御饗宴場に行はれた、總面積二十七萬六千二百九十九坪

離宮及御用邸

△赤坂離宮(京都市赤坂區) 舊紀州侯の名園で明治五年三月離宮御設定、同六年皇居炎上後二十二年一月まで假皇居となる、同三十一年東宮御所として洋館御起工、四十一年竣工(工費二千萬圓)せしも御都合により御住居のことなく、大正十一年プリンス・オブ・ウエールズ殿下御來朝の折御旅館となり、同十二年東宮御所と改稱、今上陛下東宮の御こることに御移りあり、御踐詐、宮城御移轉後赤坂離宮と稱せらる、昭和十年四月滿洲國皇帝陛下御來訪の際御旅館に當てらる

△濱離宮(京都市京橋區築地) 舊將軍放鷹の地、内外臣僚を召されることあり
△露園離宮(京都市麴町區露園) 舊有栖川宮邸、迎賓のため御使用、將來は御廢止
△桂離宮(京都市右京區桂御園町) 舊桂宮御別邸、明治十六年離宮となる
△修學院離宮(京都市左京區修學院) 佐伯公行が僧勝算のために一寺を建立し、後水尾上皇の御ため幕府之を宸遊の地とし修學院と稱す、明治十六年離宮となる、林泉絕佳
△函根離宮(箱根普ノ湖畔) 舊塔ヶ島離宮を明治二十三年函根離宮と改稱さる

り日華、月華、承明以下の諸門、軒廊、陣座等あり、登極令により代々御大禮を挙げさせらる、昭和三年の即位禮は紫宸殿に、大嘗祭は仙洞御所の禁庭に御設けの大嘗宮に、大嘗の儀は外苑に御設けの御饗宴場に行はれた、總面積二十七萬六千二百九十九坪
△青山御所(京都市赤坂區) 舊紀州徳川家の邸、明治六年十二月英皇皇太后ここに遷らせられ、七年一月青山御所と稱す
△大宮御所(京都市赤坂區) 赤坂離宮、青山御所御料地内の皇太后宮の御殿、昭和五年五月竣工、青山東御所より遷らせらる
△青山東御所(京都市赤坂區) 昭和十年十二月青山御所の一部を稱せられ、三笠宮御殿として御使用遊ばさる
△新宿御苑(京都市四谷區内藤町) 舊信州高遠藩主内藤氏の邸、明治十二年宮内省所管となり三十九年現在の名稱となる、近年ここに觀櫻會、觀菊會を催さる
△東宮假御所(京都市赤坂區) 赤坂離宮東門内に昭和十二年三月竣工、東宮假御所と稱せらる、純日本式平家建、日本間約十疊の御座所、御日拜所、御客間、謁見室、御修學室御談話室、御寢室、三十二坪の板敷き御運動室、女官候所などがある

△伊勢離宮地(宇治山田市外四郷村) 離宮御造營の御豫定地、面積約三萬三千坪
△武庫離宮(神戸市須磨區月見山) 明治四十一年二月離宮となる
△葉山御用邸(神奈川縣葉山町)
△立石御休所(神奈川縣三浦郡大桶町)
△沼津御用邸(沼津市下香貫大字桃郷)
△日光御用邸(栃木縣日光町)
△日光田母澤御用邸(同)
△鹽原御用邸(栃木縣鹽原町)
△那須御用邸(栃木縣那須郡那須村)
△高輪南町御用邸(京都市芝區高輪南町)
△伊香保御料地内御殿(群馬縣伊香保町)簡素なる御休所のみ

歴代樞密院議長

は帝國議會の協賛を要せず、現在四百五十萬圓、不足分は皇室御財産より充當す、皇室費の總額は約二千萬圓と承る、帝室會計は宮内省に帝室會計審査局ありて審査し木下道雄氏その長官たり、帝室經濟顧問のうち、勅命顧問は一木喜徳郎男、牧野伸顯伯の兩氏である

歴代宮内大臣(△印兼官)

侯 松方 正義 同 六・五・二
伯 平田 東助 同 二・九・八
子 △濱 尾 新 同 一・四・三・〇
子 牧野 伸顯 同 一・四・三・〇
子 齋 藤 實 昭和一〇・三・六
男 △一木 喜徳郎 同 一・二・三・六
湯 淺 倉 平 同 一・二・三・六

御 獵 場

長良川筋御獵場 岐阜縣郡上郡、武儀郡稻葉郡にわたり、鮎、鰍等
江戸川筋御獵場 千葉縣東葛飾郡と埼玉縣南埼玉郡の兩方面よりなる、雁、鴨、鷺、鶺鴒、千鳥、雉子、鶉、水鶏等
日光養魚場 栃木縣日光町中禪寺湖附近一帶にわたり、虹鱒、川鱒、姫鱒、本鱒等

歴代内大臣(△印兼官)

明治三 伊藤 博文 同 三 大本 喬任
同 四 伊藤 博文 同 三 大木 喬任
同 六 山縣 有朋 同 元 黒田 清隆
同 三 西園寺公望 同 三 伊藤 博文
同 三 山縣 有朋 同 三 伊藤 博文
同 三 山縣 有朋 大正二 清浦 奎吾
大正三 濱尾 新 同 一 櫻井 陳重
同 三 倉喜男三郎 昭和九 一木喜徳郎
昭和二 平沼騏一郎 昭和四 近衛 文麿

宮中顧問官

(昭和十四年六月現在)
田内 三善 井上 通泰 子小笠原長生
山口鏡之助 川島令次郎 和田國次郎
子日野西實博 男小早川四郎 渡邊 直達

皇 室 經 濟

皇室費は國庫これを支出し増額の場合の外



松浦眞三郎 大木 彥雄 石井 國次  
松本 正巳 佐藤 恒丸 渡邊勝三郎  
子三宮片敬光 藤井種太郎 杉 榮三郎

宮内省御用掛

(昭和十四年六月現在)  
清水 澄 二上 兵治 松田 道一  
佐藤 三吉 三浦謙之助 西園寺八郎  
古賀 峯一 平井 政達 密田良太郎  
栗山 重信 武富 邦茂 北浦 重之  
磐瀨 雄一 稻田 龍吉 服部廣太郎  
吉田 増藏 鈴木 九萬 淡近 澄  
中島 鐵藏

宮中杖

一名鳩杖ともいひ後鳥羽上皇藤原俊成九十の賀に鳩杖を賜ひ(古今要略稿)たるを嚆矢とし、以來功勞ある大官にして、齡八十以上のものに賜はる、現在は「宮中杖被差許」の辭令と共に杖料を下賜される、現在の光榮者は左の通り  
于爵石黒忠應、公爵西園寺公望、伯爵清浦箆吉、倉富勇三郎、伯爵金子堅太郎、男爵山本洋雄、藤澤茂之輔、男爵内山小二郎、栗五郎

帝室技藝員(昭和十四年九月現在)

日本畫 竹内 恒吉 日本畫 川合芳三郎(玉堂)  
日本畫 横山 秀麿 日本畫 橋本 關一(關雪)  
日本畫 安田新三郎 日本畫 菊池 宗爾(契月)  
洋畫 藤島 武二 洋畫 和田 英作  
彫刻 山崎 朝雲 陶 瓦 板谷 嘉七(波山)  
鑄金 香取秀治郎 彫金 清水 龜藏(秀眞)

宮中歌御會始

宮中歌御會始の儀は毎年一月天皇、皇后兩陛下出御の上鳳凰ノ間で行はせらる、勅題は前年十一月ごろ仰出され十二月中旬詠進を締切、昭和十四年の歌御會始は一月三十一日行はせらる

勅題 朝陽 映島  
御 製 高とのうへよりみればうつくしく朝日に  
はゆる沖のはつしま  
皇后宮御歌  
大君のめくみあまねきしまくにひかりを  
そへて朝の日のさす

皇太后宮御歌

しま人もあまの日のひかり仰きつゝまぢわたるらむ波たゝぬ世を  
なほ詠進歌總數は四〇、五二三で、うち點字が九八、漢式延着が三、五六〇であつた

位階

位階は大正十五年十月公布の位階令により正一位、從一位以下——正八位、從八位までの十六階に分たれ國家に勳功あり又は表彰すべき功績ある者、有爵者及び爵を襲ぐことを得べき相續人、在官者及び在職者等に對し敘せらる、位階の事務は宮内省宗祿寮にて行ふ

有位者人員(昭和十三年末現在)

正二位 六 從二位 廿  
正三位 三三 從三位 六三  
正四位 三三 從四位 八三  
正五位 一〇四 從五位 一三三  
正六位 二七 從六位 三三  
正七位 四、六 從七位 七、七  
正八位 六、六 從八位 一、〇  
總計 一〇、〇八一

勳章

勳章は明治八年四月十日太政官布告で定められ、勳一等より勳八等までに分れ、その等級と共に勳記を賜ふ、その後大勳位菊花大綬章、大勳位菊花章、大勳位菊花章頸飾制定せられ、また金鷄勳章を制定せらる、更に昭和十二年二月十一日文化勳章を創設せられ文化の發達即ち科學上の發見、發明、學術的研究、文藝、繪畫、彫刻、建築、音楽等に功績顯著なるものに賜はることとなつた、勳章の種類、順位は次の通り  
△大勳位菊花章 大勳位菊花章頸飾、大勳位菊花大綬章、大勳位菊花章  
△旭日章 勳一等旭日桐花大綬章、勳二等旭日大綬章、勳三等旭日重光章、勳四等旭日中綬章、勳五等雙光旭日章、勳六等單光旭日章、勳七等青色桐葉章、勳八等白色桐葉章  
△實冠章 勳一等——勳八等  
△瑞寶章 勳一等——勳八等  
△金鷄勳章 功一級——功七級  
△文化勳章 階級なく單一級  
なほ實冠章は婦人に限り授與せらるゝも大正八年瑞寶章の授與を婦人にも及ぼさる  
△勳章年金 勳章年金は一は旭日章に附加

褒章

紅綬褒章 自己の危難を顧みず人命を救助したる者に賜ふ  
綠綬褒章 孝子順孫節婦義僕の類にして德行卓絶なる者または實業に精勵し衆民の模範たるべき者に賜ふ  
藍綬褒章 學術、技藝上の發明改良其他各種事業の發達に關し公衆の利益を興し、成

國葬

國葬に關しては從來格別の規定なく先例に本づいて行はれたが、大正十五年十月二十一日勅令を以て國葬令公布さる、明治以來特旨により國葬を賜はりたる者次の如し  
大久保利通明治二年 岩倉具視明治六年  
島津久光明治三年 三條實美同 三年  
齋藤親王同 三年 能久親王同 三年  
毛利元德同 三年 島津忠義同 三年  
彰仁親王同 三年 伊藤博文同 三年  
威仁親王 大正二年 大山 巖 大正二年  
李太王 同 三年 山縣有朋同 二年  
貞愛親王同 三年 松方正義同 三年  
李王 同 二年 東郷平八郎昭和六年



宮廷録事

△海軍航空隊及び同航空隊行幸 大元帥陛下には昭和十三年八月十一日御駐蹕中の葉山御用邸より横須賀海軍航空隊及び千葉縣木更津の海軍航空隊へ行幸、海の荒鷲の威容を觀はせらる。

△張鼓峰事件將兵に御言葉 大元帥陛下には八月十五日宮中に閑院參謀總長官殿下を召され、張鼓峰事件に關する我が將兵の勞苦を御嘉賞、同事件の死傷將兵に對し有難き御言葉を賜はる。

△秘藏經濟文化使節團長に謁請 訪日ベル經濟文化使節團々長セサル・フランテ氏外三名は九月十六日天皇陛下に謁見仰付けらる。

△伏見宮博義王殿下薨去 海軍大佐伏見宮博義王殿下には十月十九日薨去あらせらる。

△軍人援護に關し勅語並に御内帑下賜 天皇陛下には十月三日近衛首相を召され軍人援護に關する優渥なる勅語を賜ひ御内帑金三百萬圓を下賜あらせらる。

△皇后召傷軍人に御下賜 皇后陛下には十月三日近衛首相を召され傷軍人を詠ませられたる御歌「あめつちの神ももりませいたつきにいたてになやむますらをの身を」の一首を下賜あらせらる。

(昭和十三年八月十四日七月)

△スベイン公使信任状奉呈 スベイン國新任公使サンチアゴ・メンデス・デ・ウィーゴ氏は十月六日参内、信任状を奉呈す。

△熊谷陸軍飛行學校へ行幸 大元帥陛下には十月十日熊谷陸軍飛行學校へ行幸、陸の荒鷲の訓練を觀覽あらせらる。

△蒙古王に謁請 來朝中の蒙古聯盟自治政府主席德穆楚克棟魯布は十月二十一日参内、天皇陛下に謁見仰付けらる。

△秩父宮殿下南支方面に御活躍 陸軍歩兵中佐秩父宮殿下には南支方面派遣大本營陸軍部幕僚として廣東作戦に御参加十月二十六日御歸京あらせらる。

△廣東攻略の陸海軍部隊に勅語 大元帥陛下には十月二十四日閑院參謀總長官殿下並に軍令部次長を宮中に召され廣東攻略作戦に參加の南支陸海軍部隊に御嘉賞の勅語を賜はる。

△東久邇宮殿下中支方面に三軍御統率 陸軍中將東久邇宮殿下には五月頃より十月下旬に亘り中支方面に三軍を御統率御奮戦あらせらる。

△買備宮殿下中支方面に御参戰 陸軍騎兵大佐買備宮殿下には七月頃より中支方面にて某要職につかれられ御活躍、十二月十九日御歸京あらせらる。

歸京あらせらる。

△武漢攻略の陸海軍部隊に勅語 大元帥陛下には十月二十八日閑院參謀總長官殿下並に軍令部次長を宮中に召され武漢攻略作戦に參加の陸海軍部隊に御嘉賞の御言葉を賜はる。

△帝室博物館に行幸 天皇陛下には十一月十日新裝の帝室博物館に行幸御巡覽遊ばさる。

△朝香宮彦王殿下御結婚 陸軍歩兵大尉朝香宮彦王殿下には十二月十六日伯爵藤堂高紹五女子買子姫と御結婚式を挙げさせらる。

△大本營陸軍部行幸 大元帥陛下には十二月八日大本營陸軍部に行幸、張鼓峰事件、支那事變における皇軍勇士奮戦の記念品、戦利品等の陳列を御覽遊ばさる。

△寺内壽一大將に勅語 前北支方面最高指揮官寺内壽一大將は十二月十三日参内、軍狀奏上をなし優渥なる勅語を下賜せらる。

△李總公第一女子太子妃誕生 李總公第一女子十二月十九日御誕生、同月二十五日太子と御命名あらせらる。

△ベルギー國元首相謁請 ベルギー國元首相アグエロ氏は十二月一日参内、天皇陛下に謁見仰付けらる。

△社會事業に下賜金 畏き邊では十二月二十三日中央社會事業協會に御内帑十萬圓を下賜、なほ全國の結核療養關係、一般社會事業關係、統後援事業關係等十二團體に對し御歸京あらせらる。

内帑十五萬圓を下賜あらせらる。

△畑俊六大將に勅語 前中支方面最高指揮官畑俊六大將は十四年一月六日参内、軍狀奏上をなし優渥なる勅語を下賜せらる。

△御講書始の儀 御講書始の儀は二月二十四日鳳凰ノ間で行はせられ教學局參事山田孝雄博士「古事記を獻する表の一節」、東京帝大教授高田眞治博士「尙書洪範篇」、天子作民父母以爲天下主」、帝國學士院會員長與又郎博士「ルードルフ・ウイルヒヨウの細胞病理學說」につき御進講申上り。

△社會事業團體に御獎勵金下賜 畏き邊では二月十一日成績優良なる全國社會事業團體八百七に對し夫々御獎勵金を下賜せらる。

△高松宮殿下海軍作戦に御参加 海軍少佐高松宮殿下には大本營海軍部參謀として一月初旬以來海南島作戦に御参加、中支方面に御行動中のところ三月一日御歸京あらせらる。

△第五皇女子貴子内親王殿下御誕生 第五皇女子三月二日御誕生、同月八日御名を貴子と命ぜられ清宮と稱せらる。

△東京第三陸軍病院行幸 天皇陛下には三月十四日多摩陸軍病院參拜後、東京第三陸軍病院へ行幸、傷病兵を御慰問あらせらる。

△枚方町大火に御救恤金下賜 天皇、皇后兩陛下には大阪府枚方町大火の慘事を觀覽さ

れ三月二十三日御救恤金一封を下賜せらる。

△朝香宮殿下台端、中南北支御視察 陸軍中將朝香宮殿下には三月下旬以來台灣軍管下より中、南、北支各戦線御視察中のところ四月十五日御歸京あらせらる。

△伊國極東艦隊艦長等謁請 來朝せる伊國極東艦隊艦長バルトロメオ・コレオーニ艦長カタラーノ大佐、同副長オリヴァ中佐は四月十日参内、天皇陛下に謁見仰付けらる。

△米艦アストリア號艦長等謁請 禮送艦として來朝せる米艦アストリア號艦長リツチモンド・ターナー大佐、同副長ポール・シース中佐は四月二十四日参内、天皇陛下に謁見仰付けらる。

△皇后宮結核療防に關し御内帑下賜 皇后陛下には四月二十八日平沼首相を召され、結核療防に關し有難き命令を賜ひ療防治療に關する事業御獎勵のため御内帑金五十萬圓を下賜せらる。

△獨逸訪日新聞使節團長等謁請 來朝中の獨逸訪日新聞使節團長リヒアルト・フェルスター氏外二名は五月一日参内、天皇陛下に謁見仰付けらる。

△男鹿半島強襲に御救恤 秋田縣男鹿半島一帯が五月一日強襲のため被害甚大なるを聽召され天皇、皇后兩陛下には同月二日金一封を同縣へ下賜せらる。

△全國青少年學徒御慰問並に勅語下賜

天皇陛下には五月二十二日軍教實施十五年記念に際し宮城前廣場において全國學生生徒代表三萬餘名を御親臨、同日全國青少年學徒に對し眞實剛健の氣風を振動し百荷の大任を全うせよとの有難き勅語を下賜せらる。

△十大發明家に賜賞 天皇陛下には科學者御優遇の思召から國防充實、産業の進展に貢獻した次の十大發明家に對し五月二十三日宮中千種ノ間で賜賞あらせらる。

△東大教授三島徳七博士△理研所長子爵大河内正敏博士△元滿鐵研究所長岡村金藏氏△滿鐵技師梅根常三郎博士△日本製鐵社長棚橋貞五郎博士△安藤博士△東電研究所技師尾莊一郎氏△東京工大助教古賀逸策博士△大阪帝大助教岡部金治郎博士△帝國學士院會員朝比奈泰彦博士

△梨本宮殿下中、北支軍狀御視察 梨本元帥官殿下には五月十七日御出發、中、北支軍狀御視察中のところ六月十一日御歸京あらせらる。

△秩父宮殿下再び滿、北支御視察 秩父宮殿下には六月二日御出發、再び滿洲、北支方面御視察中のところ同月十五日御歸京遊ばさる。

△竹田宮殿下在支御勤務より御歸京 陸軍騎兵大尉竹田宮殿下には十三年六月以來在支某要職に御勤務中のところ十四年六月二十九日一年振りに御歸京あらせらる。



御代數	帝號	年號(年數)	紀元	御陵所在地
一	神武	年號ナシ	一〇六	奈良縣高市郡歌傍町
二	綏靖	同	一〇三	同上
三	安寧	同	一一〇	同上
四	懿德	同	一一六	同上
五	孝昭	同	一二六	同南葛城郡大正村
六	孝安	同	一三〇	同郡掖上村
七	孝靈	同	一三七	同北葛城郡王寺町
八	孝元	同	一四三	同高市郡歌傍町
九	開化	同	一五三	奈良市油坂町
一〇	崇神	同	一六三	奈良縣磯城郡柳本町
一一	垂仁	同	一七三	同生駒郡都跡村
一二	景行	同	一七九	同磯城郡柳本町
一三	成務	同	一八六	同生駒郡平城村
一四	仲哀	同	一九〇	大阪府南河内郡藤井寺町
一五	應神	同	一九〇	同郡古市町
一六	仁德	年號ナシ	二〇三	堺市大仙町
一七	履中	同	二〇六	同市神石村
一八	反正	同	二〇八	同市三國丘町
一九	允恭	同	二一三	大阪府南河内郡道明寺村
二〇	安康	同	二二六	奈良縣生駒郡伏見村
二一	雄略	同	二二九	大阪府南河内郡高鷺村
二二	清寧	同	二三二	同郡西浦村
二三	顯宗	同	二三三	奈良縣北葛城郡下田村
二四	仁賢	同	二三三	大阪府南河内郡藤井寺町
二五	武烈	同	二三三	奈良縣北葛城郡志都美村
二六	繼體	同	二三三	大阪府三島郡三島村
二七	安閑	同	二三三	同南河内郡古市町
二八	宣化	同	二三三	奈良縣高市郡歌傍町
二九	欽明	同	二三三	同郡阪合村
三〇	敏達	同	二三三	大阪府南河内郡長村

御歷代帝號・年號・紀元・御陵所在地

よい品安く



天王寺・梅田間 13分!

七階大食堂 二階大喫茶室は夜九時迄

大阪 大鐵百貨店

電話 天王寺(7)代表 五-三一-番











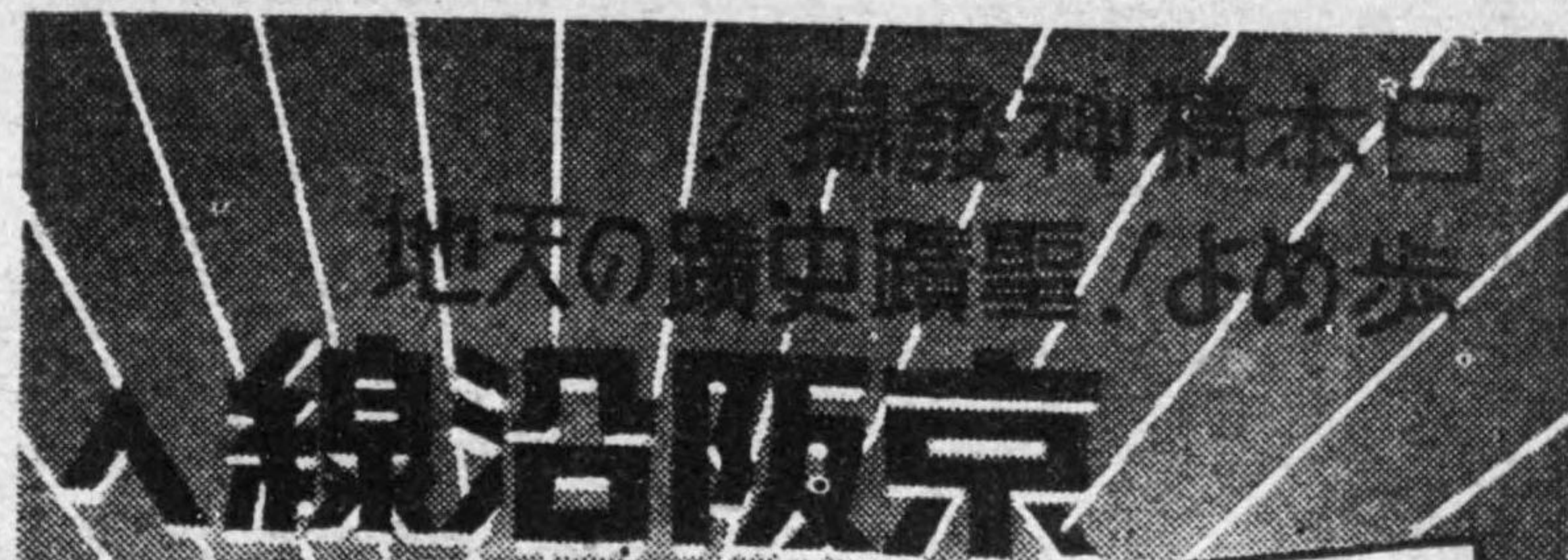
# お買物は三越へ



大 三 越

一一八	一一七	一一六	一一五	一一四	一一三	一一二	一一一	一一〇	一〇九	一〇八						
後桃園	〇後櫻町	桃園	櫻町	中御門	東山	靈元	後西	後光明	〇明正	後水尾						
安明 永和 一一七 八九	寶曆 明和 一一二 一七	寶曆 延享 一一三 二四	延享 享和 一一四 二五	享和 正徳 一一五 二六	正徳 寶永 一一六 二七	寶永 貞享 一一七 二八	貞享 天明 一一八 二九	天明 寛文 一一九 三〇	寛文 享和 一二〇 三一	享和 元永 一二一 三二						
三四二 一三四三	三四一 一三四二	三四〇 一三四一	三三九 一三四〇	三三八 一三三九	三三七 一三三八	三三六 一三三七	三三五 一三三六	三三四 一三三五	三三三 一三三四	三三二 一三三三						
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	京都市東山区今鰯野町 泉山						
位 閏																
崇光	光 明	光 嚴	帝 號	(備考) 〇印は女帝であらせられる							一一九	一一〇	一一一	一一二	一一三	一一四
觀貞 應和 一一三 一六	貞和 康永 一一四 一五	建武 應永 一一五 一六	正慶 一一二								今 上	大 正	明 治	孝 明	仁 孝	光 格
二〇〇八 一〇〇一	二〇〇九 一〇〇二	一九九六 一〇〇三	一九九三 一〇〇〇								昭和一	大正一一	明治一	孝明一	仁孝一	光格一
二〇〇一 一〇〇〇	二〇〇二 一〇〇一	一九九八 一〇〇五	一九九五 一〇〇二								二五六一	二五七二	二五八三	二五九四	二六〇五	二六一六
後小松	後圓融	後光嚴	後光嚴	同伏見島桃山町古城山	東京府南多摩郡横山村	同上	同上	同上	京都市東山区今鰯野町 泉山							
明康 應和 一一三 一六	嘉慶 永徳 一一四 一五	至徳 永徳 一一五 一六	應安 安治 一一六 一七	延文 文和 一一七 一八	貞安 安治 一一八 一九	應安 安治 一一九 二〇	應安 安治 一二〇 二一	應安 安治 一二一 二二	應安 安治 一二二 二三	應安 安治 一二三 二四						
二〇〇一 一〇〇〇	二〇〇二 一〇〇一	二〇〇三 一〇〇二	二〇〇四 一〇〇三	二〇〇五 一〇〇四	二〇〇六 一〇〇五	二〇〇七 一〇〇六	二〇〇八 一〇〇七	二〇〇九 一〇〇八	二〇一〇 一〇〇九	二〇一一 一〇一〇						





# 京阪沿線

挑山御陵

石清水八幡宮

水無瀬神宮

伏見稻荷神社

楠公史蹟桜井駅址

香里成田山不動尊

大阪京都間の  
快速電車

御商用に！  
御通勤に！  
御通學に！  
安くて早い  
京阪電車！

便利な

一枚切符で！

京阪三條、墨江間各  
驛間に濱大津から

伊勢神宮  
橿原神宮

信貴山  
奈良方面へも

吉野  
連絡乗車券發賣

のりば 天満橋 六天 京阪電車 三條 四條宮

## 紀元二千六百年

### 紀元二千六百年奉祝式典

輝く紀元二千六百年奉祝の式典は昭和十五年二月十一日紀元節の全国的祭典、同十一月十日（未確定）の帝都における曠古の式典、この春と秋との二大盛典を中心として大奉祝會、御歴代天皇の山陵への勅使御差遣、觀兵式、艦隊の参列、宮城濟寧館における天覽武道大會などすべて事變下にふさはしく嚴肅にして意義深く行はれる豫定である。

紀元二千六百年

**紀元節祭** この年最大の御祭儀である宮中の紀元節祭はもつとも嚴かに執り行はせられる。天皇陛下には宮中三殿に御親祭、神武天皇が大和の橿原の宮に御即位の大禮を行はせられた古を偲び給うて紀元二千六百年の畏き御告文を奏し給ひ文武百官、有資格者ら數千名の参列または参拜を差許されるやの趣である。またこの日橿原神宮へは勅使を御差遣、さらに全国の官國幣社では一齊に二千六百年

紀元節祭を執行、一億同胞の心を擧げて肇國の昔に立ちかへる佳き日とならう。

### 紀元二千六百年奉祝記念事業

#### 國家的事業

國家的の紀元二千六百年奉祝記念事業としては昭和十一年十一月、紀元二千六百年祝典評議員會の議決に基き事業費總額約一千萬圓を以て左記記念事業を計畫、事業は着々進捗しつつある。

第一 橿原神宮境域並に畝傍山東北陵参道の擴張整備  
橿原神宮並に畝傍山東北陵附近は近時俗化する傾向があり、神聖の保持並に風致の保存上、神宮境域並に御陵兆域を擴張するとともに神宮附屬諸設備を整備し、また各種交通施設の改善をはかつてその完備を期せんとするもので既に工事は着々進められて

秋の祭典

秋の式典は大正、昭和御二代にかけての陛下御即位大禮の記念日たる十一月十日との説が最も有力で、これに確定すれば當日長くも行幸（または行幸啓）を仰ぎ奉り、宮城二重橋前廣場に文武百官その他各方面の代表者が参列、未曾有の式典を莊嚴裡に舉行、陛下の御前において類なき皇運を奉祝し聖壽の萬歳を壽ぎ奉る意向である。

#### 國家的事業

ある。まづ内苑の擴張整備事業は奈良縣が奉祝會の委嘱をうけ百四十五萬圓で聖域十萬坪を擴張、その整備のため大軌、大鐵兩驛の聯合により橿原神宮前綜合驛の新設附近の區劃整理等を執行、次に内務省神社局の手で御造營中の御神殿は御本殿の修築をはじめ幣殿、内拜殿、外拜殿、祝詞殿ならびに廻廊、透塀、内玉垣などすでに竣工さらに勅使館、齋館、社務所、神橋、鳥居参拜者休憩所なども悉く新たに造營される。一方宮内省直轄の畝傍御陵兆域整備は正門の南面、畝傍山東北麓の参拜道路新設などの工事が進められてゐる。  
橿原道場 一方擴張された新外苑には奈良縣奉祝會首唱、大阪朝日新聞社協賛、



白本精神發揚 / よめ歩 / 聖蹟史蹟の天地 / 京阪沿線

**挑山御陵**  
石清水八幡宮  
水無瀬神宮  
伏見稻荷神社  
楠公史蹟桜井駅址  
香里成田山不動尊

大阪京都間の  
**快速電車**  
御商用に /  
御通勤に /  
御通學に /  
安くて早い  
京阪電車 /

便利な  
一枚切符で /  
京阪三條、墨江間各  
驛間に濱大津から  
伊勢神宮  
橿原神宮  
信貴山  
百野 方面へも  
連絡乗車券發賣

のりば 天六 天満橋  
**京阪電車**  
三條 四條宮

# 紀元二千六百年

## 紀元二千六百年奉祝式典

謂く紀元二千六百年奉祝の式典は昭和十五年二月十一日起元節の全国的祭典、同十一月十日（未確定）の帝都における職官の式典、この春と秋との二大盛典を中心として、奉祝會、御歴代天皇の山陵への勅使御差遣、觀兵式、監察の参列、宮城濟寧館における天寶武道大會などすべて事變下にふさはしく嚴肅にして意義深く行はれる豫定である。

**紀元節祭** この年最大の御祭儀である宮中の紀元節祭はもつとも厳かに執り行はせられる。天皇陛下には宮中三殿に御親祭、神武天皇が大和の橿原の宮に御即位の大禮を行はせられた古を偲び給うて紀元二千六百年の長き御告文を奏し給ひ文武百官、有資格者ら數千名の参列または参拜を差許されるやの趣である。

またこの日橿原神宮へは勅使を御差遣、さらに全国の官國幣社では一齊に二千六百年

紀元節祭を執行、一體同胞の心を擧げて盛國の昔に立ちかへる佳き日とならう。

## 國家的事業

### 紀元二千六百年奉祝記念事業

國家的の紀元二千六百年奉祝記念事業としては昭和十一年十一月、紀元二千六百年祝典評議員會の議決に基き事業費總額約一千萬圓を以て左記記念事業を計畫、事業は着々進捗しつつある。

第一 橿原神宮境域並に畝傍山東北陵參道の擴張整備

橿原神宮並に畝傍山東北陵附近は近時俗化する傾向があり、神聖の保持並に風致の保存上、神宮境域並に御陵北城を擴張するとともに神宮附屬諸施設を整備し、また各種交通施設の改善をはかつてその完備を期せんとするもので既に工事は着々進められて

### 秋の祭典

秋の式典は大正、昭和御二代にかけての陛下御即位大禮の記念日たる十月十日との説が最も有力で、これに確定すれば當日長くも行幸（または行幸路）を仰ぎ奉り、宮城二重橋前廣場に文武百官その他各方面の代表者が参列、未曾有の式典を尊嚴裡に舉行、陛下の御前において類なき皇運を奉祝し聖壽の萬歳を壽ぎ奉る意向である。

ある。まづ内苑の擴張整備事業は奈良縣が奉祝會の委託をうけ百四十五萬圓で聖域十三萬坪を擴張、その整備のため大軌、大阪兩縣の聯合により橿原神宮高岡綜合廳の新設附近の區劃整理等を執行、次に内務省神社局の手で御遺營中の御神殿は御本殿の修築をはじめ幣殿、内拜殿、外拜殿、祝詞殿ならびに廻廊、透廊、内玉垣などすでに竣工さらに勅使館、齋館、社務所、神橋、鳥居参拜者休憩所なども悉く新たに造営される。一方宮内省真轄の畝傍御陵北城整備は正門の南面、畝傍山東北麓の参拜道格新設などの工事が進められてゐる。

橿原道場 一方擴張された新外苑には奈良縣奉祝會首唱、大阪朝日新聞社協賛、



一般篤志家よりの募財と建國奉仕隊の勞働奉仕により中堅青少年修養道場たる榎原道場(大運動場、野外公演場、八絃寮、大講堂、榎原文庫、大和歴史館、弓道場、相撲道場、榎原農園、建國會館)が建設される。この擴張工事には、奈良縣奉祝會首唱、大阪朝日新聞社協賛の建國奉仕隊が結成され全國から百數十萬人が馳せ参じて聖なる勤勞奉仕を行ひつゝある。

第二 宮崎神宮境域の擴張整備

宮崎神宮の境域を擴張し土壘、玉垣をもつて外圍を整備するとともに神宮附屬の御古館を移轉改築してその完備を期せんとするもので、目下着々工事中である。

第三 神武天皇聖蹟の調査保存顕彰

神武天皇聖蹟及び關係史蹟傳説地を調査し標識、説明標、揭示板、指導標の建設、聖蹟地の整備等適當なる保存顯彰の施設を講じもつて創業の偉績を顯示し、國民精神の作興に資せんとするもので、これは文部省内に調査委員會を設置、聖蹟三十六ヶ所につき調査中であるが、宮崎縣では神武天皇御宮居の跡、聖蹟皇宮屋後方の台地に八絃一字の肇國の精神を表徴した「八絃之基柱」を豫算約五十萬圓で建設すべく目下工事中である。

第四 御陵参拜道路の改良

近時歴代御陵の巡拜者が頗る増加してゐるが、これら御陵に通ずる道路には現在甚だしく狹隘、補修全からず交通不便のものも尠くないので、これを近代交通に適するやう改修して参拜に便し、もつて聖徳を追慕し奉り皇運の扶翼に精勵努力するの念を振起せしめる上に遺憾なからしめんとするもので、これは京都府、市および奈良縣に委嘱してある。

第五 國史館の建設

我が尊貴なる國體の精華と我が光輝ある國史の成迹とを認識せしめるため、莊嚴鞏固にして後世に誇るに足る建築物を建造し、神祇皇室關係を中心に國史に關する各種の資料、實物を陳列し附屬講堂等を設備し、もつて國民精神の作興と國史教育の振興に資せんとするもので、委嘱を受けた文部省では國史館建設委員會を設立、建設費三百萬圓の豫定で帝部の中央に建設せんと計畫中である。

第六 日本文化大觀の編纂出版

肇國創業以來生成發展し來れる日本文化の精髓を中外に顯揚し、民族文化の振起發揚に資する目的をもつて、日、英、佛、獨等の各國語によつて編纂し廣く内外に頒布せん

とするもので、委嘱を受けた文部省では日本文化大觀編修會官制を公布、會長菊池教學局長官以下委員、幹事ら約四十名の任命を見て目下原案執筆中である。本書はその内容はもとより體裁、印刷、製本等凡ゆる點で紀元二千六百年における出版文化の華として永遠に記念されるものたらしめる意向であり、邦語版は特製版と普及版の兩種を出版する豫定で昭和十五年中には完成の見込み、外國語版は邦語版の大綱によつて翻譯出版せられることになつてゐる。

第七 その他の記念事業

以上のほか紀元二千六百年奉祝會または紀元二千六百年祝典評議委員會において適當と認むる事業を施行する。

地方的事業

各道府縣市町村その他の記念事業は未決定のものが相當あるが、既に決定したもののみその概要を記載する。(十四年七月號)

東京府

一、宮城外苑の整備

宮城外苑を整備し益々莊嚴、典雅、靜謐、

潤澤ならしめる。具體案については宮城外苑整備事業審議委員會で審議。

二、新東亞建設大展覽會

會期は昭和十五年九月一日から同十二月十日までの百一日間、會場は上野公園の不忍池畔と竹之台である。

三、市民體力増強計畫

その方策として體位向上諸施設の整備擴充を圖ること、市民健康報國運動の宣傳方策を講ずること、體力強化運動機關の整備強化を圖り特に組織的活動の振作に努むることおよび集團訓練による指導をなすことなどを行ふことになつてゐる。

神奈川縣

▲植樹計畫 主として軍需資材に必要な硬材を植樹する。經營主體は縣。

横濱市

▲総合グラウンド建設 横濱市神奈川區六角橋の十萬坪を買収して球技場並に陸上競技場(世界陸上競技聯盟公認型)を設置する。豫算額八十二萬圓、經營主體は市。

埼玉縣

▲青少年修養鍛錬道場たる氷川道場(假稱)建設 ▲西南戦役以來の殉國者並に本縣古來の偉人英雄を祀り郷土資料を陳列して郷土愛を勵

調する記念館の設立(兩者ともに大宮町氷川大社公園内に建設) 豫算總額四十萬圓。

栃木縣

▲縣營綜合運動場 護國神社の近く或は八幡山公園の東方に二萬五千坪の綜合運動場を建設しようといふので、總工費十九萬五千圓。

群馬縣

奉祝會本部の指令により支部獨立の事業計畫を樹てす専ら中央の方針による。

宮城縣

▲時局産業展覽會 仙台商工會議所主催、昭和十五年は同所創設五十年に當るので兩方の意味を含めて開催、豫算は二萬圓。

岩手縣

▲遊就館建設 縣の經營で、盛岡市の縣護國神社境内に建設、工費六萬圓、十四年秋着工十五年中に完成の豫定。

山形縣

▲郷土館建設 盛岡市の經營、盛岡ゆかりの遺蹟を陳列する計畫。

山形市

▲杉の造林 官有林百町歩の拂下げを受け杉を造林、總經費一萬五千圓。

酒田市

▲學校造林事業 經營主體は市教育會とするが、各學校とするか未定、市内尋常五年生以上の學童三千を動員して、一人二本づつ松を大濱海岸に植林する。

▲市營電氣發電所擴張工事 内務省でこれを許さぬ方針らしく現在のところ實現性は薄い

▲植林計畫、市營グラウンドの建設 いづれも米澤市經營。

▲町の恩人の頌徳碑建設 東置賜郡宮内町では町中興の恩人安部石右馬助氏の頌徳碑を總工費六千餘圓で縣社熊野神社境内に建設、十五年陽春盛大な除幕式を舉行することに決定。

▲市史並に郷土護本の編纂 市並に市教育會が主體となり、大體一ヶ年で完成の豫定。

▲総合グラウンド建設 市營グラウンドを擴張し綜合グラウンドとする案で、現在の約六千坪を少くも一萬三千坪に擴張の意向。

秋田縣

▲記念植林 縣の經營、實施に當つては縣行造林をはじめ各町村、青年團、學校、個人等を動員する。



▲記念造林 秋田管林局經營、國有林を開放して記念造林を行ふもの、この造林は菅下秋田、山形兩縣下百七十八ヶ町村の公共團體青年團、在郷軍人、部落民に對して行ふ。

北海道

▲全道小學校の植樹 經營の主體は道廳拓殖部で、民有林、私有林、國有林の何れにても可とし、苗木は道廳より無償交付、經費なし、十五年春より秋にかけて施行。

静岡縣

▲綜合運動場建設 静岡市大字聖一色に約五萬坪を買収、縣の經營、經費は三十二萬五百圓、十四年七月着手、十四、五兩年度を以て完成、十六年四月開設の予定。

山梨縣

▲記念植樹並に記念造林 造林は縣を主體として五ヶ年計畫で六百ヘクタールの造林を實施、總計百六十一萬五千本を植栽するもの、このほか市町村、郷軍分會、青年團、警防團等が主體となりそれ／＼造林實施の予定で總面積二百六十ヘクタール。

▲植樹 縣において植苗六十萬本を育成、右のほか市町村六千二百七十九本、郷軍七千六百六十九本、青年團一萬二千四百九十五本、警防團八千本、小學校二百二十八本、少

年團一千八百三十五本をそれ／＼勤勞奉仕によつて植樹する。

長野縣

▲郷土博物館の建設 縣區に觀光協會で計畫中。

▲滿洲分村移民、青少年義勇軍大量送出

▲學校植樹の設置 中學、青年學校、小學校毎に國有林を拂下げて植樹。

▲記念植樹 中學校や神社に。

▲縣公有林の増植 公有林縣有林に増植林。

新潟縣

▲神社昇格及び縣民道場建設 縣の經營。

富山縣

▲縣營綜合運動場建設 總工費二十六萬六千圓、吳羽山麓にて三萬坪、十四年七月より着手、十五年度内に完成の予定。

▲縣社雄山神社を國幣小社に昇格 總工費二十三萬三千圓をもつて社殿修築造營、縣費三萬圓支出、殘額は雄山神社御昇格奉齋會募金による。

京都府

▲淳和天皇御陵參道改良工事 紀元二千六百年奉祝會の委託によるもので、延長七ヶの參道を幅員三層六に擴張する。總工費十二萬五千圓、主に府民の勤勞奉仕により十二年五月十七日起上、十四年末までに完了の予定。

▲市史編纂 千年の皇都たる京都市の歴史を編纂し、これを刊行して世に頒たんとするもので、十ヶ年繼續事業、全二十五卷、經費は毎年計上し昭和十四年度は二萬九千餘圓、十年間約四十二萬圓の予定、十四年四月から着手し二十三年度に完成の予定。

大阪府

A、仁徳天皇を奉祀する難波神宮御創建 工費約千五百萬圓。

B、國際見本市會館 東區内本町へ鐵筋コンクリート七階建(延坪數一萬四千坪) 總工費三百四十二萬圓を投する大見本市會館を建設する予定だが、十二年八月地鎮祭執行後一階まで完成したのみで竣工期未定。

大 阪 市

A、緑地廣場八十五ヶ所新設 總面積四十萬坪、總工費千五百萬圓、うち最大の公園は住吉區長居町長居公園で廣袤二十萬坪、總工費五百十萬圓。

B、綜合大體育館と緑地廣場 東區法圓坂町に百五十萬圓を投して綜合體育館(鐵筋コンクリート二階建、延三千五百坪)を建設しこれを四萬坪の附屬公園で圍む予定。

C、中央圖書館 東區真田山騎兵隊跡一

で行ふ。

三重縣

▲青年勤勞報國運動 縣では去る昭和十一年十月「皇紀二千六百年記念青年勤勞報國運動」を縣下全市町村の男女青年團に提唱、三〇市町村、九三九團體は擧げて十二年一月開墾事業を開始、既に開墾面積二二五町歩、植林面積二二二町歩、埋立整地面積十町歩といふ數字を示してゐる。

▲記念圖書出版 神職會をはじめ各種團體では記念圖書を出版することになつてゐる。

滋賀縣

▲近江神宮の御造營 縣の記念事業は天智天皇を御祭神とする宮幣大社近江神宮の御造營である。

近江神宮は大津市錦織町、南滋賀町にまたがる宇佐山中腹六萬五千餘坪を神域とし、國費十二萬圓、奉贊會事業費二百萬圓、合計二百十二萬圓の豫算で御造營がすゝめられてゐるもので、第一期工事である本殿、祝詞舎、内拜殿(以上國營)外拜殿、内院廻廊、神饌所、手水舎、鳥居、社務所、寶殿、齋館、表參道大手枳形(以上奉贊會造營)は昭和十五年九月に竣工予定で、第一期工事終了とともに御鎮座祭を行ふ。

萬七千坪に鐵筋コンクリート四階建の大圖書館を建設せんとするもので、工費百五十萬圓未着手、なほ附屬の公園一萬七千坪、うち観泳プールは長さ五十尺、幅二十五尺、観衆三千收容のスタンドを完備し東洋一を誇るもの、十四年七月完成。

奈良縣

二千六百年祭に際し聖地奈良縣では橿原神宮の御造營を中心に中央奉祝會による橿原神宮境域並に畝傍山東北陵參道の擴張整備、神武天皇聖蹟の調査保存顯彰、御陵參拜道路の改修、朝日新聞社募財(九十萬圓)による外苑橿原道場の建設、縣奉祝會募財(八十萬圓)による外苑運動場その他の諸記念事業を行つてゐる。

橿原神宮御造營

▲内苑の擴張整備事業 國家的事業の項に詳記

▲外苑の擴張整備事業

▲神武天皇聖蹟調査保存顯彰 縣下に於る記念事業として神武天皇聖蹟調査保存顯彰がある。これは文部省の手で縣内七十六ヶ所の聖蹟ならびに聖蹟傳稱地を調査の上、保存顯彰するもので、經費は約二十萬圓。

▲御陵參拜道路改修 これは宮内省の委託をうけ二十五萬圓の工費で縣下二十七の御陵參拜道路の改修を行ふもので、十四年五月か

和歌山縣

▲縣有林の造林 經營主體は縣、設置面積一千八百町歩、總工費二十六萬六千六百三十七圓、十五ヶ年繼續事業。

▲學林計畫 經營主體は縣下中等學校、山林を有する町村小學校、苗木を毎年卒業する生徒(兒童)に卒業記念として造林せしめ、在學生に手入れを行はしめ、學林の造成を奨勵する。造林實施に當つては愛林思想の普及と心身鍛鍊の建前から生徒、學童の勤勞奉仕作業



廣島縣

▲パルプ資源造林 二千六百町歩にパルプ資源の造林を行はんとするもので王子造林株式會社をして昭和十四年六月一日から向ふ六ヶ年間にわたり縣下公私有林を運び松、杉、檜の造林を行はしめることになつてゐる。

▲青年勤勞報國強化農業報國運動 これは軍需及び輸出の重要農産物の増産を計るため縣下男、女青年約十萬人を動員し、各人に對し一畝以上の農業報國田及び畑を耕作せしめ、その耕作地には「農業報國田（又は畑）何某」と記した標札を立てしめることになつてゐる。農業報國田には米、麥を、同畑には甘藷、除虫菊、大根、馬鈴薯、大麻、苧麻、蕎麥など地方に適したものを植付ける。

山口縣

▲學校造林計畫 經營主體は縣で、經費は十五萬二千八百九十二圓、造林面積は一千四百町歩で、中等學校は一枚十町歩、小學校は一枚五町歩の割、十四年度より六ヶ年計畫。

▲神社造林計畫 經營主體は縣で、經費は五萬一千三百八十九圓、造林面積は九百四十町歩、十ヶ年計畫。

▲造林計畫 經營主體は縣で、經費は八十萬圓、造林面積は三千町歩、十ヶ年計畫。

▲教員修練道場建設 經營主體は縣教育會

で、經費は五萬圓程度。

▲時局博物館建設 經營主體は縣。  
▲齋館建設 經營主體は縣で、萩市松陰神社に附設し精神修養道場とする予定。

島根縣

▲記念造林 縣の經營で、十五年から向ふ十ヶ年計畫で二千六百町歩を造林。  
▲神社祭神史料編纂 縣神會で縣下各神社の祭神に關する史料を編纂。

愛媛縣

八幡濱市  
▲市立圖書館の建設 總工費は未定。  
宇和島市  
▲縣社和靈神社社殿擴張造營等 奉賛會が經營主體で社殿の擴張造營、寶物殿建造、神苑整備を行ふ。總工費は約五十萬圓、十四年秋着手、昭和二十八年春完成の予定。

新居濱市

▲綜合運動場の建設 市の經營、豫算額は地代一萬四千六百三十八圓（敷地二萬四千坪代）設計費三百圓、整地は市民の勤勞奉仕により、要費は目下豫算なく今後仕事に應じて計上の予定。

今治市

▲近見山公園建設 市、今治商工會議所、今治觀光協會共同經營で近見山公園建設、登

山自動車道路の敷設を行はんとするもの、總工費は約三萬圓。

徳島縣

▲陸軍墓地擴張 經營主體は徳島縣隊司令部で縣市が後援、徳島市眉山麓にある陸軍墓地を現在の十數倍一萬餘坪に擴張し聖域内に青年道場、廣場など設けようとするもので總工費五萬圓、十五年二月十二日に竣工式を舉行の予定。

高知縣

▲縣行造林 縣が主體、十ヶ年計畫。また縣下七十七町村でも記念事業とし五町歩から十町歩、合計五百町歩の造林を計畫してゐる。

佐賀縣

▲造林 經營主體は縣、十五ヶ年計畫。

長崎縣

▲精神修養道場建設 經營主體は縣觀光聯合會で心身鍛錬および敬神崇祖の思想振起を目的として佐賀縣境との間に響える秀峰多良岳に約二百人を收容し得る精神修養道場を兼ねた山小屋（木造）を建設せんとするもの、豫算額は三萬圓程度。

大分縣

▲宇佐神宮の復興御造營 内務省、縣奉賛

會が經營主體となり、官幣大社宇佐神宮の復興御造營を行はんとするもの、總工費は國費七十萬圓、奉賛會百萬圓で昭和九年着手、十五年完成の予定で、別途事業として二十萬圓を投じ課を中心とする修養道場神樂殿を神域接續地に設置することになつてゐる。

▲學校林の創設 縣下の男女中等學校（日田林工を除く）は一枚當り七、八町歩乃至二十町歩の學校林を新設。

宮崎縣

▲上代日向研究所の設立 一流の學者並に日向の全研究家を動員して天孫降臨、日向御三代、神武天皇の宏業當時の御政狀、君民の大義、社會生活の様相、産業、教育、軍事その他當時の一切の事情につき、史實はもとより現在日向に存する夥しき傳説、口碑、遺蹟遺物等を資料にして、日本精神發祥の歴史を究明探査するため豫算十萬圓をもつて上代日向研究所を設立する。

▲八紘之基柱建設 國家的事業の項に詳記

▲御聖蹟顯彰 縣内二十餘ヶ所に散在する神武天皇の御聖蹟を顯彰すべく施設し、更に映画、印刷物等によつて廣く天下に紹介する。費用約十一萬圓。

▲宮崎神宮神域の擴張整備 政府よりの補助三十六萬圓に縣民の淨財四萬圓を加へて官幣大社宮崎神宮の神域擴張整備工事を行ひつ

つあり、十五年大祭典までには完成の予定。

▲日向連祖の慰靈祭 神武天皇御東遷にあたり水車または陸軍に參加年間備風沐雨の辛酸勞苦を経て天業を實質し奉つた日向連祖の慰靈祭を豫算五千圓をもつて執行する。

▲縣内全神社の祭典一齊執行 豫算一萬圓。

宮崎市

▲宮崎神宮東參道の整備 市奉祝會にて工費七萬一千八百八圓をもつて宮崎神宮東參道の整備を行ひ、十五年三月竣工の見込み。

都城

▲狹野神社の御遷座御昇格 豫算二萬五千圓を以て市内嶽ノ下に鎮座の村狹野神社を神武天皇の聖蹟都島へ遷座し奉り同地の顯彰と狹野神社の御昇格を期することゝなつた。

延岡市

▲郷土誌の編纂 經費千二百圓。  
▲教育塔建設 一萬圓を繰出して物故教育者の靈を祀る教育塔を建設する。  
▲造林 二千餘圓の經費で十四、五兩年度繼續事業として約二十町歩の記念造林。

鹿兒島縣

▲霧島神宮古宮址の顯彰並に參道の建設  
▲霧島山腹高千穂河原に霧島神宮古宮址顯彰の施設をなし、更に霧島温泉より古宮址に通ず

る約十一町に亘る參拜車道の開設と、古宮址より霧島神宮に通ずる參拜歩道の改修を行はんとするもので、後者の工事には縣下中等學校生徒、青年團員等が勤勞奉仕に參加する。

▲霧島修養道場の設立 天孫奉祀の聖地に道場を造營せんとするもので、大講堂、中講堂、圖書館、御神勅碑、宿舎等を設ける。

▲霧島神宮、鹿兒島神宮、神代三山陵並に神武天皇聖蹟の顯彰 鹿兒島縣内における霧島神宮、鹿兒島神宮、神代三山陵並に神武天皇聖蹟に關する印刷物の配布、標柱、説明板の設置。

以上三事業とも縣奉祝會によつて行はれるもので、その總經費六十一萬圓。

▲綜合運動場建設 市が經營主體となり鴨池海岸に國民體位向上施設の綜合運動場を建設せんとするもので、既に市土木課で設計を完成。

鹿兒島市

▲造林 縣では記念植林を一齊に行ふ。

那覇市

▲奥武山公園運動場擴張 奥武山公園に總工費約四萬圓を投じて運動場の擴張を計畫、既に着工十四年度中に完成の予定である。





懐石

大阪江戸橋

外史門

つる市

電話土佐堀五八〇番  
六〇七番



一番皆様に

親しみのある松坂屋

清新潑刺の百貨全館に

充滿して 獨特の安値にて

營業所	大阪	東京(上野・銀座)
所在地	静岡	名古屋
	北京	天津





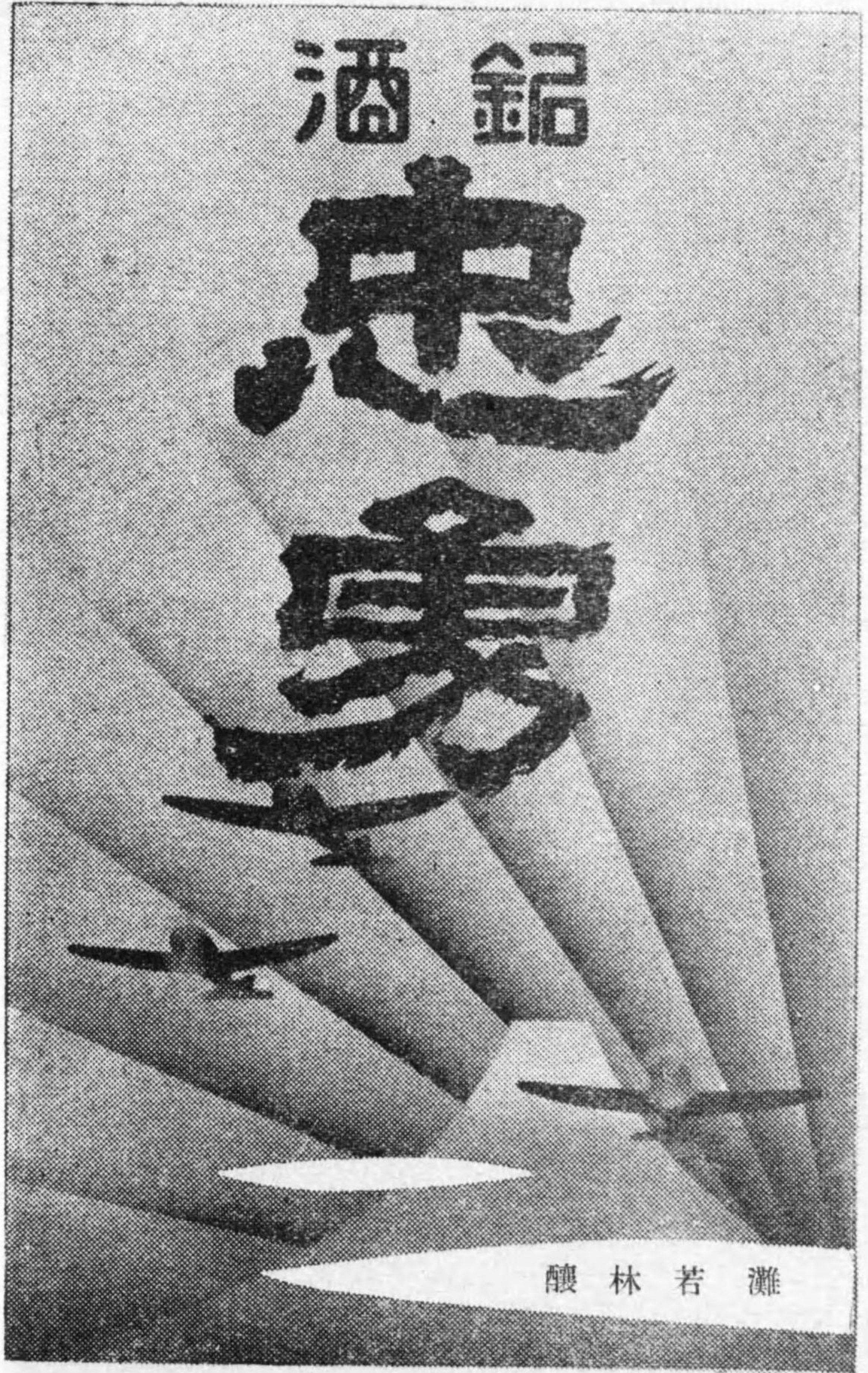
大阪江戸橋  
外史門  
つる市  
電話土佐堀五八〇番  
六〇七番




一番皆様  
親しみのある松坂屋  
清新潑刺の百貨全館に  
充滿して 獨特の安値にて

所業	所	所
地在	◇大	◇東京(上野・銀座)
◇北	◇静	◇名古屋
京	◇天	
津		





日本世界對照年表

日本と世界の重要出来事に事物の起原、人物の没年などを加へて、極味ある年表たることを企圖した。年號は明治以降に止めたが、我が朝の古い年號は紀元を以て前掲の「御歴代帝號・年號・紀元・御慶所在地」を参照すれば直ちに判然する。

表年照對

紀元	西曆	西曆前	西曆紀元
元 辛酉正月神武天皇大和橿原宮に即位(支那春秋時代—周惠王十七年) △第三十回オリムピア祭	六六〇	紀元前	二二九
二 神武天皇巡幸して秋津洲と名づく	六三〇	三 秦の徐福歸化す(孝靈天皇の朝)	二二九
三 ヌダヤ王國滅ぶ	五六六	四 漢高祖元年 △秦にぶ	二〇六
四 突羅馬の第一回戸口調査	五六五	五 三種の神器を大和笠縫宮に遷し神宮と皇居始めて分る	一七〇
五 二ベルシャ建國	五五〇	六 四道將軍を派遣す	一六〇
六 老子没す(?)	五三三	七 ケーザル刺殺さる	一五〇
七 羅馬共和制となる	五〇九	八 野見宿禰、常陸國速と角力す(相撲の始)	一四〇
八 マラトンの戦	四八五	九 三月天照大神宮を伊勢度會に遷す	一三〇
九 釋迦牟尼入滅(周敬王三十五年)	四八四	一〇 勅して殉死を禁す	一三〇
一〇 孔子没す	四七九	一一 キリスト降誕さる(一脱に)	一〇〇
一一 羅馬の十二銅表法典成る	四五〇	西曆三〇	九七
一二 ペロポネスス戦争始まる	四三三	一三 佛敎支那に入る	九七
一三 ソクラテス刑に死す	四〇九	一四 ヴェスビオ噴火、ポンペイ埋没す	九〇
一四 プラトン没す	三八四	一五 武内宿禰を大臣とす(大臣職の始)	八〇
一五 アレクサンドル大王の印度遠征	三三七	一六 神功皇后三韓を征す	七〇
一六 アリストテレス没す	三三四	一七 赤瑩の戦	六八
一七 蔡支那を統一す	三三一	一八 百濟より阿直岐來朝す	六四
		一九 聖德太子を皇太子とし攝政せしむ	五六
		二〇 推古天皇十二年正月始めて曆日を用ふ △聖德太子憲法十七條を制定	五六
		二一 法隆寺建立(世界最古の木造建物)	五六
		二二 隋亡び唐となる	五六
		二三 聖德太子没す	五六
		二四 ヘジラ(回教紀元)	五六
		二五 年號を大化と定む(我國年號の始)	五六
		二六 冠十九階を制定し八省百官を置く	五六
		二七 始めて我國に痘瘡を傳ふ	五六
		二八 齊明天皇重祚、年號を變す	五六
		二九 阿部比羅夫勳績を討つ △皇太子中大兄皇子彌刺を作る	五六
		三〇 藤原鎌足没す	五六
		三一 大海人皇子兵を吉野に擧ぐ(壬申の亂)	五六
		三二 大寶律令成る △始めて釋奠を行ふ	五六
		三三 和銅開鑄を圖る	五六





日本世界對照年表

日本と世界の重要出来事に事物の起源、人物の没年などを加へて、意味ある年表たることを企圖した。年號は明治以降に止めたが、我が朝の古い年號は紀元を以て前掲の「御歴代帝號・年號・紀元・御陵所在地」を参照すれば直ちに判然する。

表年照對

紀元	西曆	西曆前
元 辛酉正月神武天皇大和橿原宮に即位(支那春秋時代——周惠王十七年)△第三十回オリムピア祭	西曆紀元	紀元前
二 神武天皇巡幸して秋津洲と名づく	二六〇	二六〇
三 ユダヤ王國滅ぶ	五八六	五八六
四 羅馬の第一回戸口調査	五八〇	五八〇
五 ヘルシヤ建國	五七三	五七三
六 老子歿す(?)	五〇九	五〇九
七 羅馬共和制となる	五〇九	五〇九
八 マラトンの戦	四八五	四八五
九 釋迦牟尼入滅(周敬王三十五年)	四八五	四八五
一〇 孔子歿す	四七九	四七九
一一 羅馬の十二銅表法典成る	四五〇	四五〇
一二 ペロポネスス戦争始まる	四三二	四三二
一三 ソクラテス刑に死す	三九〇	三九〇
一四 プラトン歿す	三六八	三六八
一五 アレクサンドル大王の印度遠征	三三三	三三三
一六 アリストテレス歿す	三二三	三二三
一七 秦支那を統一す	二二一	二二一
一八 秦の徐福歸化す(孝靈天皇の朝)	二九	二九
一九 秦儒生四百六十餘人を航す△阿房宮成る△アルキメデス歿す	二三	二三
二〇 漢高祖元年△秦亡ぶ	二〇六	二〇六
二一 三種の神器を大和笠縫邑に遷し神宮と皇居始めて分る	一六	一六
二二 四道將軍を派遣す	一〇	一〇
二三 ケーサル刺殺さる	四四	四四
二四 羅馬帝政となる	三七	三七
二五 野見宿禰、富麻呂速と角力す(相撲の始)	三	三
二六 三月天照大神宮を伊勢度會に遷す	二	二
二七 勅して殉死を禁す	二	二
二八 キリスト誕生さる(一説に西曆紀元)	〇	〇
二九 佛敎支那に入る	一〇	一〇
三〇 ヴェスビオ噴火、ポンペイ埋没す	七九	七九
三一 武内宿禰を大臣とす(大臣職の始)	七	七
三二 神功皇后三韓を征す	三〇〇	三〇〇
三三 赤壁の戦	二〇八	二〇八
三四 百濟より阿直岐來朝す	二八	二八
三五 應神天皇の十六年百濟の博士王仁來朝、論語十卷千字文一卷を獻す	二八五	二八五
三六 漢譯法華經成る	二六	二六
三七 仁徳天皇即位、都を高津宮に遷す	三三	三三
三八 欽明天皇の十三年百濟王佛像と經論を獻す	三三	三三
三九 隋支那を統一す(陳亡ぶ)	五八	五八
四〇 麻呂皇子を皇太子とし攝政せしむ	五八	五八
四一 難波四天王寺建つ	五八	五八
四二 始めて冠位十二階を定む	六〇	六〇
四三 推古天皇十二年正月始めて曆日を用ふ△聖德太子憲法十七條を制定	六〇	六〇
四四 法隆寺建立(世界最古の木造建物)	六〇	六〇
四五 隋に大唐となる	六〇	六〇
四六 聖德太子歿す	六三	六三
四七 聖德太子(回教紀元)	六三	六三
四八 年號を大化と定む(我國年號の始)	六四	六四
四九 冠十九階を制定し八省百官を置く	六四	六四
五〇 始めて我國に痘瘡を傳ふ	六五	六五
五一 齊明天皇重祚、年號を廢す	六五	六五
五二 阿部比羅夫肅慎を討つ△皇太子中大兄皇子漏刻を作る	六六	六六
五三 藤原鎌足歿す	六六	六六
五四 大海人皇子兵を吉野に擧ぐ(壬申の亂)	六八	六八
五五 大寶律令成る△始めて釋奠を行ふ	七〇	七〇
五六 和銅開鑄を圖る	七二	七二



表年照對

- 一三〇 元明天皇三年都乎平城に遷す(これから七十年間奈良朝時代)
- 一三二 古事記成る
- 一三五 諸國の風土記を編せしむ
- 一三九 養老三年始めて右衽せしむ
- 一四〇 日本書紀成る
- 一四四 聖武天皇都を難波に遷す
- 一四七 天平十九年東大寺に大佛を鑿る
- 一四九 都を山背の長岡に遷す
- 一五〇 最澄比叡山に延暦寺を創建す
- 一五九 ノルマン人初めてイギリスに侵入
- 一四九 桓武天皇延暦十三年平安京都(これから約四百年平安朝時代)
- 一四七 坂上田村麿蝦夷を討つ
- 一四〇 カロロ大帝ローマ帝の金冠を戴く
- 一四五 最澄唐より歸朝し天台宗を傳ふ
- 一四六 空海歸朝し眞言宗を傳ふ△磐梯山破裂し猪苗代湖を生ず
- 一四六 空海高野山に金剛峰寺を創建
- 一五二 類聚國史成る
- 一五二 菅公左邊△三代實録、延喜格成る
- 一五五 紀貫之古今集を上る
- 一五九 獨逸ハインリッヒ一世即位(サクソニヤ王朝起る)
- 一五九 平將門反す(天慶の亂)
- 一六〇 宋太祖即位
- 一六三 オット一世神聖ローマ皇帝となる
- 一六五 藤原道長關白となる
- 一六九 刀伊筑紫に入寇す
- 一六三 安倍貞任誅に伏し前九年役終る
- 一七三 グレゴリオ七世ローマ法主となる
- 一七四 宋神宗元豐七年資治通鑑成る
- 一七五 後三年役終る
- 一七六 第一次十字軍聖地に進軍す
- 一八六 保元の亂
- 一八七 平治の亂
- 一八七 平清盛太政大臣となる
- 一八三 法然淨土宗を開く
- 一八四 福原遷都△源頼朝兵を擧ぐ
- 一八五 平氏壇浦に亡ぶ△七月京都大地震
- 一八五 榮西歸朝初めて臨濟宗を開く
- 一八三 頼朝征夷大將軍となり幕府を鎌倉に開く
- 一八五 曾我兄弟の仇討
- 一八〇 オックスフォード大學創立
- 一八六 榮西建仁寺を創立
- 一八四 ラテン帝國の建設
- 一八六 蒙古の鐵木眞即位して成吉思汗と稱す
- 一八五 英王ジョン大憲章に署名す
- 一八七 公卿、實朝を弑す
- 一八二 承久の亂起る
- 一八四 親鸞淨土眞宗を開く△蒙古軍ロシヤに侵入す
- 一八七 道元宋より歸り曹洞宗を傳ふ
- 一八三 北條泰時貞永式目を定む
- 一九三 日蓮鎌倉に入り法華宗を唱ふ
- 一九五 ケンブリッジ大學創立
- 一九五 イギリス國會創始
- 一九一 閏七月元兵十萬來寇、兵船覆没す
- 一九一 文藝復興の先驅者ダンテ歿す
- 一九三 高時自殺し北條氏亡ぶ
- 一九四 建武中興成る△始めて火薬を用ふ
- 一九六 楠木正成戦死
- 一九六 足利尊氏將軍宣下(北朝)
- 一九九 英佛百年戦争始まる
- 二〇〇 大砲の使用始まる
- 二〇八 楠木正行戦死△ドイツのブラーグ大學創立△歐洲にベスト大流行
- 二〇八 元滅び明興る
- 二〇五 南北朝の和議成る
- 二〇五 李成桂朝鮮國を建つ
- 二〇七 足利義満金閣寺を建つ
- 二〇八 ジヤン・ダルク英軍を破る
- 二二二 ムハメッド二世コンスタンチノーブルを陥る△東ローマ帝國亡ぶ
- 二二七 太田道灌江戶城を築く
- 二三三 ドイツ人グーテンベルヒ聖書を印刷す(印刷機の發明)
- 二三七 應仁の亂起る
- 二三三 バルトロメオ・ヂアス喜望峯發見
- 二三三 コロンブス新大陸發見
- 二三四 カボット北アメリカ大陸發見
- 二三九 ニュートン重力の法則を公にす
- 二三三 大阪西本願寺成る△井原西鶴歿す
- 二三三 松尾芭蕉歿す
- 二三三 河村瑞軒歿す
- 二三三 徳川光圀歿す
- 二三三 契沖歿す△プロシヤ王國創立
- 二三三 赤穂義士の復讐
- 二三三 湯島聖堂成る△初代團十郎歿す
- 二三三 富士山噴火し寶永山出現△其角、風雪歿す
- 二三三 貝原益軒、菱川師宣歿す
- 二三三 尾形光琳歿す△康輿字典成る
- 二三三 吉宗洋書輸入の禁を弛む
- 二三三 近松門左衛門歿す
- 二三三 新井白石歿す△ペートル大帝崩す
- 二三三 吉宗甘蔗を試作砂糖を製せしむ△ニュートン歿す
- 二三三 荻生徂徠歿す△ベリリング海峡發見
- 二三三 モンテスキュー歿す
- 二三三 平賀源内物産會を開く
- 二三三 賈茂眞淵、青木昆陽歿す△ワット
- 二三三 清乾隆三十八年四庫全書館を開く
- 二三三 アメリカ獨立戦争始まる
- 二三三 大雅堂歿す△アメリカ合衆國獨立を宣す
- 二三三 ハルツォー歿す

表年照對

- 二三三 パスコ・ダ・ガマ印度に達す
- 二三七 ルーテル宗教改革を唱ふ
- 二三〇 コペルニクス地動説を創唱
- 二三三 ポルトガル人初めて來朝す
- 二三三 ポルトガル人我國に鐵砲を傳ふ
- 二三三 ザビエル九州に來り天主教を傳ふ
- 二三三 川中島の合戦
- 二三三 ミケランジェロ逝く
- 二三三 イスパニヤ人フィリッピンを略取
- 二三三 織田信長京都に入る
- 二三三 肥前の大村純忠長崎港をポルトガル人に開く
- 二三三 足利幕府亡ぶ
- 二三三 明智光秀信長を本能寺に弑す△コサック兵シベリヤ遠征
- 二三三 秀吉關白となる△大阪城成る
- 二三三 關人ヤーンセン顯微鏡を發明す
- 二三三 朝鮮征伐
- 二三三 豊臣秀吉歿す
- 二三三 關ヶ原役△イギリス東印度會社設立
- 二三三 家康征夷大將軍となる△江戸日本橋架設
- 二三三 山田長政シヤムに入る
- 二三三 南蠻より傳來し家康禁止す
- 二三三 オランダ人リバーシエー天體望遠鏡を發明す
- 二三三 伊達政宗、支倉六右衛門をイスパニヤとローマに派遣△西教を禁す
- 二三三 大阪冬の陣△大藏一覽を銅製活字で印刷△ナビールの對數表成る
- 二三三 大阪夏の陣、豊臣氏亡ぶ△ドイツにて定期の新聞紙刊行さる
- 二三三 徳川家康歿す△英人ハーヴェー血液循環の理を發見す△シニエークスピア歿す
- 二三三 三十年戦争始まる△イギリスにて蒸氣機関の發明
- 二三三 山田長政シヤムより書を幕府に送る
- 二三三 ベーコン歿す
- 二三三 濱田彌兵衛台灣に關人を懲す
- 二三三 踏繪の令を廢す
- 二三三 洋書の輸入を禁す
- 二三三 徳川家光武家諸法度を改定し参覲交代制を定む△フランスのアカデミー創立△イギリス郵便法の創設
- 二三三 滿洲の太祖、國號を大清と改む
- 二三三 島原の亂
- 二三三 由比正雪の亂
- 二三三 明暦三年江戸大火焼死十萬八千人
- 二三三 △光圀大日本史編纂に着手
- 二三三 イギリス王政復古
- 二三三 慶元來朝して黃髮宗を開く△鄭成功台灣に據る
- 二三三 天主教嚴禁△狩野探幽歿す
- 二三三 ニュートン重力の法則を公にす
- 二三三 大阪西本願寺成る△井原西鶴歿す
- 二三三 松尾芭蕉歿す
- 二三三 河村瑞軒歿す
- 二三三 徳川光圀歿す
- 二三三 契沖歿す△プロシヤ王國創立
- 二三三 赤穂義士の復讐
- 二三三 湯島聖堂成る△初代團十郎歿す
- 二三三 富士山噴火し寶永山出現△其角、風雪歿す
- 二三三 貝原益軒、菱川師宣歿す
- 二三三 尾形光琳歿す△康輿字典成る
- 二三三 吉宗洋書輸入の禁を弛む
- 二三三 近松門左衛門歿す
- 二三三 新井白石歿す△ペートル大帝崩す
- 二三三 吉宗甘蔗を試作砂糖を製せしむ△ニュートン歿す
- 二三三 荻生徂徠歿す△ベリリング海峡發見
- 二三三 モンテスキュー歿す
- 二三三 平賀源内物産會を開く
- 二三三 賈茂眞淵、青木昆陽歿す△ワット
- 二三三 清乾隆三十八年四庫全書館を開く
- 二三三 アメリカ獨立戦争始まる
- 二三三 大雅堂歿す△アメリカ合衆國獨立を宣す
- 二三三 ハルツォー歿す



- 二四九 櫻島大噴火、死者一萬六千、牛馬 一七九
- 二五〇 二千餘驚る△平賀源内獄死す 一八〇
- 二五一 天王星發見 一八一
- 二五二 輕氣球發明さる 一八二
- 二五三 七月淺間山大噴火、死者二萬人△ 一八三
- 二五四 蕪村、初代菊五郎歿す△司馬江漢 一八四
- 二五五 銅版を削む△合衆國獨立承認 一八五
- 二五六 フリードリッヒ大王崩す 一八六
- 二五七 京都の大火、焼失十九萬千餘戸 一八七
- 二五八 ワシントン大統領となる△フラン 一八八
- 二五九 ス大革命始まる 一八九
- 二六〇 フランクリン、アダム・スミス歿す 一九〇
- 二六一 江戸の男女混浴を禁す△ガルヴァ 一九一
- 二六二 動物電氣發見△モツアルト歿す 一九二
- 二六三 林子平禁錮せらる△フランス共和 一九三
- 二六四 林子平歿す、高山彦九郎自刃△ル 一九四
- 二六五 イ十六世の死刑、恐怖時代始まる 一九五
- 二六六 圓山應舉、谷風歿す△ポーランド 一九六
- 二六七 亡ぶ△ジエンナー種痘有效立証 一九七
- 二六八 近畿重藏櫻提島に櫻柱を建つ△ナ 一九八
- 二六九 ポレオン侯及遠征 一九九
- 二七〇 ワシントン歿す 二〇〇
- 二七一 本居宣長、小澤菅庵歿す 二〇一
- 二七二 ナポレオン帝位に即く△カント歿 二〇二
- 二七三 トラファルガアの大海戦、ネルソ 二〇三
- 二七四 ン戦死す△シルレル歿す△ライ 二〇四
- 二七五 同盟成る△大陸封鎖令を布告 二〇五
- 二七六 米人フルトン最初の汽船を造る 二〇六
- 二七七 間宮林蔵東艦艇に到りて歸る△ベ 二〇七
- 二七八 ルリン大學開設 二〇八
- 二七九 小野蘭山歿す 二〇九
- 二八〇 ナポレオン、モスコイ遠征 二一〇
- 二八一 ナポレオン、エルバ島に流さる△ 二一一
- 二八二 英人スチブソン汽車を發明す 二一二
- 二八三 ワーテルローの戦 二一三
- 二八四 司馬江漢歿す 二一四
- 二八五 伊能忠敬の實測地圖成る△堀松己 二一五
- 二八六 一歿す△支那阿片禁煙令△ナポレ 二一六
- 二八七 オン歿す△メキシコ獨立す 二一七
- 二八八 コレラ始めて我國に入る 二一八
- 二八九 太田南畝(蜀山人)歿す△シーボ 二一九
- 二九〇 来朝△モンロー主義宣言 二二〇
- 二九一 バイロン歿す 二二一
- 二九二 ブラジル獨立す△フランス人ニエ 二二二
- 二九三 プスとダゲール寫眞術を發明 二二三
- 二九四 頼山陽の日本外史成る△ロンドン 二二四
- 二九五 大學創立△作曲家ウーベール歿す 二二五
- 二九六 伊藤圭介初めて物理学を唱ふ△大 二二六
- 二九七 櫻玄澤歿す△ベートーヴェン歿す 二二七
- 二九八 シューベルト歿す 二二八
- 二九九 松平樂翁、高橋東岡、鶴屋南北(初 二二九
- 三〇〇 代)歿す△歐洲にコレラ大流行 二三〇
- 三〇一 ヘーゲル歿す 二三一
- 三〇二 頼山陽歿す△ゲイテ歿す 二三二
- 三〇三 卷夢湖歿す 二三三
- 三〇四 大鷹平八郎の亂△英ヱイクトリア 二三四
- 三〇五 女王即位△モリス電信機成功す 二三五
- 三〇六 水野忠邦勅諭令を布く△汽船初め 二三六
- 三〇七 て太平洋を横断 二三七
- 三〇八 阿片戦争始まる△シヨパン歿す 二三八
- 三〇九 渡邊華山自刃す△文晁歿す 二三九
- 三一〇 爲永春水獄死す△南京條約、香港 三四〇
- 三一〇 英領となる 三四〇
- 三一〇 香川景樹、平田篤胤歿す 三四〇
- 三一〇 英佛船砲球に來り、米艦浦賀に來 三四〇
- 三一〇 り交易を求む△海王星發見△ホー 三四〇
- 三一〇 裁縫ミシンを完成す 三四〇
- 三一〇 馬琴歿す△ルイ・ナポレオン大統 三四〇
- 三一〇 領となる 三四〇
- 三一〇 北齋歿す△メンデルスゾーン歿す 三四〇
- 三一〇 佐藤信淵歿す△長髮賊の亂起る 三四〇
- 三一〇 英佛海峡に海底電線敷設△ロンド 三四〇
- 三一〇 ンに第一回萬國博覽會 三四〇
- 三一〇 明治天皇御降誕△ナポレオン三世 三四〇
- 三一〇 帝位に即く 三四〇
- 三一〇 米提督ペリー浦賀に來る△錢屋五 三四〇
- 三一〇 兵衛密貿易の故をもつて薩刑△會 三四〇
- 三一〇 國藩兵△露土の開戦 三四〇
- 三一〇 米英露と和親條約締結△吉田松陰 三四〇
- 三一〇 在久尙家山入獄△クリム戦争始る 三四〇
- 三一〇 濱田鐵道開通△近衛兵を置く△鐵 三四〇
- 三一〇 兵令を定む△陰曆を廢し太陽曆を 三四〇
- 三一〇 用ひ十二月三日を六年一月一日と 三四〇
- 三一〇 す△神武天皇即位の年を紀元とす 三四〇
- 三一〇 征韓論破裂、西郷隆盛ら辭職す△ 三四〇
- 三一〇 ミル歿す 三四〇
- 三一〇 江藤新平の佐賀の亂起る△台灣 三四〇
- 三一〇 討 三四〇
- 三一〇 千鳥、樺太交換の約成る△新聞紙 三四〇
- 三一〇 條例、議務律を制定△英人ベル電 三四〇
- 三一〇 話を發明 三四〇
- 三一〇 士民の帶刀を禁す△一六の休日を一 三四〇
- 三一〇 日曜日に改む△熊本神風連の亂、 三四〇
- 三一〇 萩の亂起る 三四〇
- 三一〇 西南の役勃發△初めて内國勸業博 三四〇
- 三一〇 覽會を東京に開く△木戸孝允薨去 三四〇
- 三一〇 △露土戦争オスマン・パシャ降る 三四〇
- 三一〇 △米人エヂソン蓄音器發明△米人 三四〇
- 三一〇 グラハム電話機を實用に供す 三四〇
- 三一〇 大久保利通暗殺さる△ハリ大博覽 三四〇
- 三一〇 會開催△タイプライター完成 三四〇
- 三一〇 初めて府縣會を開く△教育令を制 三四〇
- 三一〇 定△沖繩條を置く△米人エヂソン 三四〇
- 三一〇 白熱電燈を發明す 三四〇
- 三一〇 國會開設の詔下る△自由黨結黨式 三四〇
- 三一〇 △第二回内國勸業博覽會△ガール 三四〇
- 三一〇 イルド暗殺△カーライル歿す 三四〇
- 三一〇 軍人に五箇條の勅諭下る△改進黨 三四〇

- 二四九 江戸大地震、死者十萬餘人、藤田 一七九
- 二五〇 東湖陸死す△セバストポリ陥落 一八〇
- 二五一 二宮敬徳歿す△シニューマン歿す 一八一
- 二五二 井伊直弼大老となる△米露蘭英佛 一八二
- 二五三 と假條約に調印△安政の大獄△福 一八三
- 二五四 澤諭吉塾を開く、廣重、星巖歿す 一八四
- 二五五 △大西洋海底電信成る△愛媛條約 一八五
- 二五六 成立しロシア黒龍江北を占領 一八六
- 二五七 日章旗を大艦旗に用ふ△梅田雲嶺 一八七
- 二五八 獄死し、嶋二樹三郎、橋本左内、吉 一八八
- 二五九 田松陰刑せらる△ダーウイン「種 一八九
- 三〇〇 の起原」を發表 一九〇
- 三〇一 櫻田の變、井伊大老暗殺さる△米 一九一
- 三〇二 國に使節を派す(公使の始)△英佛 一九二
- 三〇三 軍北京を陥る△リンカーン大統領 一九三
- 三〇四 に當選△シヨールペンハウエル歿す 一九四
- 三〇五 アメリカ南北戦争△イタリ統一 一九五
- 三〇六 成る△ロシアの農奴解放 一九六
- 三〇七 坂下門の變△生麥事件△オランダ 一九七
- 三〇八 に留學生を送る△和宮將軍家茂に 一九八
- 三〇九 降嫁△ビスマルク宰相となる 一九九
- 三一〇 將軍家茂上洛△長濱外國船艦を下 二〇〇
- 三一〇 關に砲撃す△七脚落△天誅組大相 二〇一
- 三一〇 旗擧げ△リンカーン奴隸解放令 二〇二
- 三一〇 を布く 二〇三
- 三一〇 蛤御門の變△長州征伐布令△平野 二〇四
- 三一〇 國臣斬らる△佐久間象山暗殺さる 二〇五
- 三一〇 △岸田吟香新聞を創刊す△萬國赤 二〇六
- 三一〇 十字始まる 二〇七
- 三一〇 高杉晋作擧兵△武田耕雲齋斬らる 二〇八
- 三一〇 △長州再征△南北戦争終る 二〇九
- 三一〇 ロシヤと樺太境界を定む△歐米間 二一〇
- 三一〇 に電信開通 二一一
- 三一〇 明治天皇御降誕△幕府大政を奉還、 二一二
- 三一〇 王政復古の大号令下る△阪本龍馬暗 二一三
- 三一〇 殺さる△ダイナマイトの發明△パ 二一四
- 三一〇 リ萬國博覽會開く 二一五
- 三一〇 昌羽伏見の戦△明治と改元△五箇 二一六
- 三一〇 (明治)條御誓文△八月御即位の大禮△ 二一七
- 三一〇 東京に行幸△グラッドストーン英 二一八
- 三一〇 宰相となる 二一九
- 三一〇 版籍奉還△東京を帝都と定む△公 二二〇
- 三一〇 (一) 卿諸侯を華族と改稱△新聞紙條例 二二一
- 三一〇 發布△初めて人口調査、帝國人口 二二二
- 三一〇 三千三百六十二萬餘人△スエズ運 二二三
- 三一〇 河開通す 二二四
- 三一〇 新律頒布△士族の稱を定む△ 二二五
- 三一〇 (二) プロシヤ、フランス開戦△イタリ 二二六
- 三一〇 一ローマを併せて統一完成 二二七
- 三一〇 一月東京大阪間に郵便開始△新貨 二二八
- 三一〇 (三) 幣を定む△廢藩置縣△斬髮廢刀の 二二九
- 三一〇 令を布く△全權大使岩倉具視らを 二三〇
- 三一〇 歐米に派す△華、土族、平民間の 二三一
- 三一〇 通婚を許可△プロシヤ王ウイルヘ 二三二
- 三一〇 ルム一世ドイツ帝位に即く 二三三
- 三一〇 聖則領布△國立銀行創設△東京横 二三四
- 三一〇 濱田鐵道開通△近衛兵を置く△鐵 二三五
- 三一〇 兵令を定む△陰曆を廢し太陽曆を 二三六
- 三一〇 用ひ十二月三日を六年一月一日と 二三七
- 三一〇 す△神武天皇即位の年を紀元とす 二三八
- 三一〇 征韓論破裂、西郷隆盛ら辭職す△ 二三九
- 三一〇 ミル歿す 二四〇
- 三一〇 江藤新平の佐賀の亂起る△台灣 二四一
- 三一〇 討 二四二
- 三一〇 千鳥、樺太交換の約成る△新聞紙 二四三
- 三一〇 條例、議務律を制定△英人ベル電 二四四
- 三一〇 話を發明 二四五
- 三一〇 士民の帶刀を禁す△一六の休日を一 二四六
- 三一〇 日曜日に改む△熊本神風連の亂、 二四七
- 三一〇 萩の亂起る 二四八
- 三一〇 西南の役勃發△初めて内國勸業博 二四九
- 三一〇 覽會を東京に開く△木戸孝允薨去 二五〇
- 三一〇 △露土戦争オスマン・パシャ降る 二五一
- 三一〇 △米人エヂソン蓄音器發明△米人 二五二
- 三一〇 グラハム電話機を實用に供す 二五三
- 三一〇 大久保利通暗殺さる△ハリ大博覽 二五四
- 三一〇 會開催△タイプライター完成 二五五
- 三一〇 初めて府縣會を開く△教育令を制 二五六
- 三一〇 定△沖繩條を置く△米人エヂソン 二五七
- 三一〇 白熱電燈を發明す 二五八
- 三一〇 國會開設の詔下る△自由黨結黨式 二五九
- 三一〇 △第二回内國勸業博覽會△ガール 二六〇
- 三一〇 イルド暗殺△カーライル歿す 二六一
- 三一〇 軍人に五箇條の勅諭下る△改進黨 二六二



- (一五) 結黨式△京城の變△日本銀行開業
- (一六) 官報發行△岩倉具視薨す△マルク
- (一七) ス、ワグネル歿す
- (一八) 加波山暴動△自由黨解散△京城事
- (一九) 變△清佛の交戦
- (二〇) 伊藤内閣成る(内閣制の始)△獨人
- (二一) ダイムレル自動車を製作す
- (二二) 帝國大學令、中學校令出づ△赤十
- (二三) 字條約に加盟
- (二四) 初めて東京に電燈を點す△保安條
- (二五) 例を布く△萬國公法會議をロンドンに開く△エスベラント創案さる
- (二六) 學位令により初めて二十五名に博
- (二七) 土號を授與△警梯山噴火
- (二八) 帝國憲法發布△文部大臣森有禮薨
- (二九) 離△外務大臣大隈重信爆弾に見舞はる△東京、京都間の鐵道開通
- (三〇) 琵琶湖疏水通す△パリ萬國博覽會
- (三一) 教育勅語を賜ふ△第一回衆議院議
- (三二) 員總選舉△帝國議會開會
- (三三) ロシヤ皇太子來朝、大津事件起る
- (三四) △濃尾大地震△シベリヤ鐵道起工
- (三五) △露佛同盟成立△米人エヂソン活動寫眞を發明す
- (三六) 郡司大尉干島に移住△福島中佐軍
- (三七) 騎シベリヤ遠征
- (三八) 朝鮮東學黨の亂△日清戰役始まる

- (三九) △條約改正成る
- (四〇) 馬關條約と露佛獨三國干涉△朝鮮
- (四一) 閔妃暗殺さる△第四回内閣勸業博(京都)開く△キール運河開通す△ノルウエー人ナンセンの北極探検
- (四二) △レントゲン「エックス」光線發見
- (四三) 三陸天津浪△清國東清鐵道條例を
- (四四) 布く
- (四五) 英皇太后崩御△足尾銅山に鎮毒
- (四六) 事件起る△朝鮮國號と改稱△ドイツ膠州灣を租借す△希土開戦△マルコニー無線電信を發明す
- (四七) 米西戰爭△米國ハワイとフィリッ
- (四八) ビンを併合△フランス人キユリ
- (四九) 夫妻ラヂウムを發見す△ビスマルク歿す
- (五〇) 内地雜居實施△京都帝大開校△雨
- (五一) 阿戰爭△ヘーグ萬國平和會議
- (五二) 立憲政友會組織△北清事變各國聯
- (五三) 合軍北京を陥る
- (五四) 福澤諭吉歿す△星亨刺さる△李鴻
- (五五) 章歿す△英ウイクトリア女皇崩御
- (五六) △シベリヤ鐵道滿洲まで開通
- (五七) 日英同盟成立す△英國皇帝戴冠式
- (五八) 行はる
- (五九) 伊藤博文樞府議長となり西園寺公
- (六〇) 政友會總裁となる△梅ヶ谷、常陸山横綱を張る△米人ライト兄弟飛

- 行機を完成す
- (六一) 日露戰役起る△十一月旅順、二百
- (六二) 高地を占領
- (六三) 一月旅順開城、三月奉天陥落、五
- (六四) 月日本海大海戰、九月ポーツマス
- (六五) の和約、東京に燒打事件起る△伊藤博文韓國統監となる
- (六六) アーサー・オヴ・コンノート御來朝
- (六七) △桑港にて日本學童放逐事件起る
- (六八) 陸軍十九師團となる△皇太子韓國
- (六九) 行啓△救世軍ブリス大將來朝
- (七〇) 戊申詔書發給△鐵道院官制發布△
- (七一) 橋本雅邦歿す△清國皇帝德宗及西太后崩す△イタリ大地震
- (七二) 大阪北區の大火△伊藤博文暗殺さ
- (七三) る△米國西部に排日運動起る△米人ペアリ北極に達す
- (七四) 韓國を併合△日英博ロンドンで開
- (七五) かる△トルストイ歿す
- (七六) 日英條約改訂△支那に革命起り孫
- (七七) 逸仙大總統に當選△伊土開戦△アムンゼン南極に達す
- (七八) 明治天皇崩御△大正天皇繼位、大
- (七九) 正と改元さる△乃木希典殉死△清
- (八〇) 大總統となる△バルカン戰爭起る
- (八一) 札幌農學校を中心として東北帝國
- (八二) 大學開設△陸軍飛行家木村、徳田

- 二中尉、民間飛行家武石浩坡斃死
- (一) 大正博覽會開かる△埃國皇太子、
- (二) 同妃暗殺され世界大戦起る、日獨
- (三) 戦開かる△パナマ運河開通
- (四) 大正天皇御即位の大禮△アインシ
- (五) ユタイン相對性原理を發表す
- (六) 立太子禮△立憲同志會憲政會と改
- (七) 稱す△袁世凱歿す
- (八) 帝國艦隊地中海に出動△張勳の復
- (九) 辟運動失敗△ロシヤ革命、ロマノ
- (一〇) フ家倒れボルセウイキ政府成立
- (一一) 米騒動各地に起る△日本シベリヤ
- (一二) に出兵△獨逸にも革命起りカイゼ
- (一三) ル退位しオランダに遁る△世界大
- (一四) 戰終る△露佛帝一家統殺さる
- (一五) 東京遷都五十年祭舉行さる△パリ
- (一六) 講和會議開く△國際労働會議開會
- (一七) パルチザンの尼僧殺害事件△國際
- (一八) 聯盟成立ジュネーブに第一回總會
- (一九) 皇太子海外御巡遊、次いで攝政に
- (二〇) 御就任△ワシントン平和會議
- (二一) 大隈重信、山縣有朋薨す△ゼノア
- (二二) 會議△エチオプト獨立す△ロシヤ大
- (二三) 飢饉△英愛協約成立、上シレジア
- (二四) 人民投票△ヘーグ會議開催
- (二五) 郡制廢止△關東大震災△佛國ル
- (二六) ール地方占領△トルコ革命
- (二七) 政友會分裂、政友本黨生る△イギ

- (二八) リス労働黨内閣成立△イタリ、
- (二九) ヒュームを併合△レーニン歿す
- (三〇) 日露條約成立す△東京放送局ラヂ
- (三一) オ放送を開始す△朝日新聞社の訪
- (三二) 歐飛行成功す
- (三三) 長慶天皇皇統に列せらる △大正
- (三四) 天皇崩御、今上天皇繼位、昭和と改
- (三五) 和)元△イギリス労働總同盟の大罷業
- (三六) 全英國の新聞紙休刊す△バード少
- (三七) 將北極圏一周飛行を成就す
- (三八) 四月北丹後地方の大震災△立憲民
- (三九) 政黨組織△日英米三國軍縮會議△
- (四〇) 支那動亂△五月甘肅省大地震△リ
- (四一) ンバーク大西洋横斷飛行に成功す
- (四二) 我國最初の普通選舉△今上天皇御
- (四三) 即位の大禮△張作霖の奇禍
- (四四) 今上天皇臨幸△濱口内閣成立
- (四五) △南京政府樹立△ツエツペリン飛
- (四六) 行船世界一周△クレマンソー歿す
- (四七) 金解禁斷行△銀價暴落△第二回國
- (四八) 勢調査△ロンドン會議△日獨間無
- (四九) 線電話成功△濱口首相遭難
- (五〇) 若槻内閣成る△大阪帝大設置△滿
- (五一) 洲事變勃發△大養内閣成立△金輪
- (五二) 出再禁止△スペイン共和制となる
- (五三) 上海事變起る△議會解散△井上準
- (五四) 之助、團琢磨暗殺さる△五・一五事
- (五五) 件起る△大東京生る△滿洲國生る

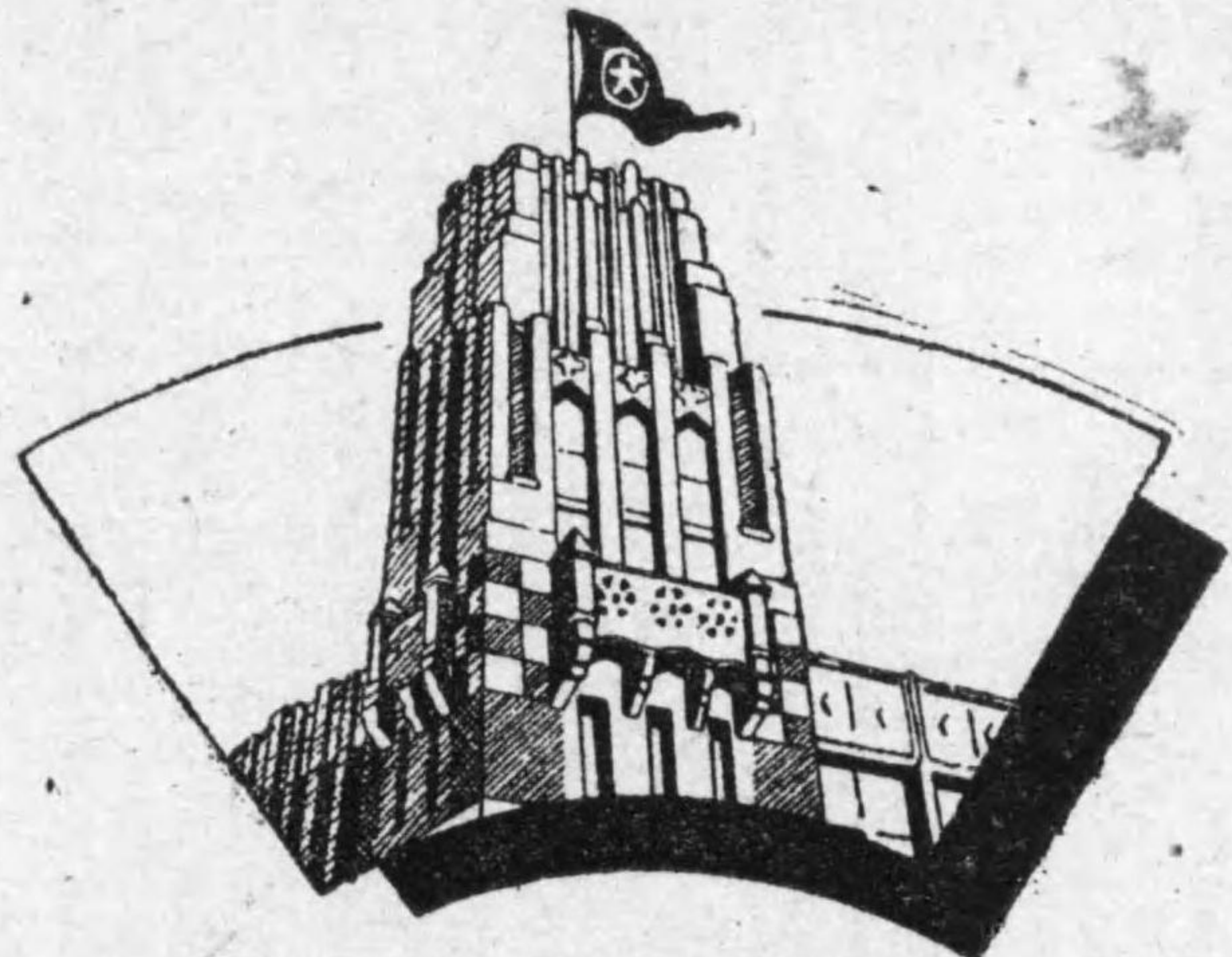
- (五六) 熱河討伐△國際聯盟撤退△三陸大
- (五七) 津浪△皇太子御降誕△獨ヒットラ
- (五八) 一組閣す△アメリカ金融恐慌
- (五九) 滿洲國帝政となる△東郷元帥薨去
- (六〇) △大藏省疑獄事件で齋藤内閣挂冠
- (六一) △關西未曾有の颱風高潮
- (六二) 日本に聯盟退效力發生△滿洲國
- (六三) 皇帝御來訪△台灣地震
- (六四) ロンドン軍縮會議決裂△二・二六
- (六五) 事件起り帝都に戒嚴令△イタリ
- (六六) エチオピアを攻陥す△ドイツ再軍
- (六七) 備△スペインに叛亂起る
- (六八) 廣田内閣倒れ林内閣を経て近衛内
- (六九) 閣生る△神風亞歐大飛行に成功△
- (七〇) 七月支那事變起り八月上海に波及
- (七一) し十二月南京陥落△大本營開設さ
- (七二) る△滿洲國治外法權撤廢實施
- (七三) 一月北京に臨時政府生る△國家總
- (七四) 動員法成立△三月南京に推新政府
- (七五) 生る△三月ドイツ、オーストリア
- (七六) を合併す△五月徐州陥落△滿洲國
- (七七) 境に張鼓嶺事件起る△十月廣東占
- (七八) 領、武漢二鎮陥落
- (七九) 一月近衛内閣辭職し平沼内閣生る
- (八〇) 三月チエツコ・スロヴァキヤ國崩
- (八一) 壊△フランコ軍スペイン統一△七
- (八二) 月日英東京會談△八月獨ソ不侵略
- (八三) 條約成る△内閣更迭阿部内閣生る
- (八四) △九月歐洲戰亂起る



# 口人・地土

帝 國	本 州	四 國	九 州	琉 球	北 海 道	本 地	朝 鮮	台 灣 本 島	樺 太	關 東 州	南 洋	新 南 群 島
極東 根室支庁占守郡占守島東端	極東 東京府小笠原島南島島東端	極東 愛媛縣西宇和郡三崎村伊島東端	極東 大分縣南海部郡東中浦村水ノ子島東端	極東 沖繩縣八重山郡東那國島西端	極東 根室支庁花咲郡齒舞村納沙布南端	極東 慶尚北道慶梁島島西端	極東 平安北道龍川郡新島面馬鞍島西端	極東 台北州基隆市棉花寮東端	極東 東海岸北知床岬	極東 總子盛海洋島會津西尾南端	極東 ヤルト支庁宮ミレ島ナリキリック島	極東 三ノ宮
極西 台灣高雄市新南群島西端	極西 山口縣豊浦郡豊浦村蓋井島西端	極西 愛媛縣西宇和郡三崎村黃金峯	極西 長崎縣南松浦郡大瀬村島南端	極西 沖繩縣八重山郡東那國島西端	極西 渡島支庁松前郡大島西端	極西 慶尚北道龍川郡新島面馬鞍島西端	極西 平安北道龍川郡新島面馬鞍島西端	極西 台北州基隆市棉花寮東端	極西 海馬島釣鐘鼻	極西 旅順山頭會西湖嘴岬	極西 パラオ支庁區トコベ島	極西 三ノ宮
極東 台灣高雄市新南群島南端	極東 東京府小笠原島沖ノ島南端	極東 愛媛縣西宇和郡三崎村伊島東端	極東 大分縣南海部郡東中浦村水ノ子島東端	極東 沖繩縣八重山郡波照間島南端	極東 根室支庁宗谷郡大島南端	極東 慶尚北道慶梁島島西端	極東 平安北道龍川郡新島面馬鞍島西端	極東 台北州基隆市棉花寮東端	極東 西能登呂岬	極東 旅順方家屯會軍家屯島	極東 ボナベ支庁區クリニツチ島	極東 三ノ宮
極西 台灣高雄市新南群島北端	極西 青森縣下北郡大奥村辨天島北端	極西 高知縣幡多郡沖ノ島南端	極西 鹿兒島縣大島郡與論島(與論村)千々崎	極西 沖繩縣八重山郡波照間島南端	極西 渡島支庁宗谷郡大島北端	極西 慶尚北道慶梁島島西端	極西 平安北道龍川郡新島面馬鞍島西端	極西 台北州基隆市棉花寮東端	極西 西能登呂岬	極西 旅順方家屯會軍家屯島	極西 サイパン支庁區ウラカス島	極西 三ノ宮
極東 台灣高雄市新南群島南端	極東 東京府小笠原島沖ノ島南端	極東 愛媛縣西宇和郡三崎村伊島東端	極東 大分縣南海部郡東中浦村水ノ子島東端	極東 沖繩縣八重山郡波照間島南端	極東 根室支庁宗谷郡大島南端	極東 慶尚北道慶梁島島西端	極東 平安北道龍川郡新島面馬鞍島西端	極東 台北州基隆市棉花寮東端	極東 西能登呂岬	極東 旅順方家屯會軍家屯島	極東 サイパン支庁區ウラカス島	極東 三ノ宮
極西 台灣高雄市新南群島北端	極西 青森縣下北郡大奥村辨天島北端	極西 高知縣幡多郡沖ノ島南端	極西 鹿兒島縣大島郡與論島(與論村)千々崎	極西 沖繩縣八重山郡波照間島南端	極西 渡島支庁宗谷郡大島北端	極西 慶尚北道慶梁島島西端	極西 平安北道龍川郡新島面馬鞍島西端	極西 台北州基隆市棉花寮東端	極西 西能登呂岬	極西 旅順方家屯會軍家屯島	極西 サイパン支庁區ウラカス島	極西 三ノ宮

## 帝國の位置 (主として第五十七回帝國統計年報に據る)



時局下に相應しい最も眞摯なるお買物  
調達機關として精進致して居ります

大丸 大阪心齋橋



帝國の周圍と面積(全土)

Table showing the area and population of the Empire and its surrounding regions. Columns include '地方' (Region), '總數' (Total), '本地' (Local), and '面積' (Area). Rows list various regions like '全土', '内地', '朝鮮', '台灣', etc.

備考—周圍は海軍水路部の調査で朝鮮及樺太の國境、關東州の境界の分を含みます。面積中内地は參謀本部陸地測量部、外地は各廳の調査。

新南群島の管轄決定

帝國政府は古くから無主の珊瑚礁島嶼として知られてゐた南支那海の新南群島を、十四年三月三十日付の台灣總督府令を以て「高雄市の管轄に屬せしめ」同三十一日フランスをはじめ關係諸國に通告したる上、四月十八日付官報を以て内外に闡明した。

新南群島は台灣の南端から南々西へ七五〇哩、佛領印度支那のガムラン灣から東方三二〇哩、香港から八四〇哩の地點にある大小二十四個の島嶼より成り、經緯度で示せば左表の地點を順次に結ぶ區域内にあり、長さ約三百哩にわたり、帝國の國防線は千哩を延長したることとなる。

北緯 二二・九〇 八・七 九 二二 東經 一七二・一七 一七二・二〇 一七二・二二 主なる島嶼は長島(イソアバ島)で東西千三百呎、南北三百呎の橢圓形をなし、水面上五ないし六呎に過ぎない平坦地で、大正七年以來我國民は何國人にも先だつて相當の資本を投下し鑛採取や漁業根據地として經濟的開發に従事してゐる。次は二子島(ノース・デシジャー礁)で群島の北端にある環礁であるが、其の状態にあるにも拘らず從來行政管轄が定まらず、邦人の生命財産および事業保護と取締に不便があり、またフランスとの間に

本邦の高山及名山

無用の紛議を生ずる虞れがあつたので、現在經濟的關係のある高崎市に編入し、帝國權益の確保に萬全の措置を講じたものである。

Table listing mountains in Japan. Columns include '名' (Name), '所在地' (Location), '高さ(米)' (Height in meters), and '備考' (Remarks). Lists include '富士山', '白根山', '聖岳', etc.



人口・地土

Table listing geographical features and their locations. Includes entries like 白河内岳 (山梨、静岡), 中盛岳 (大澤丸岳) (長野、静岡), 上河内岳 (同), 小河内岳 (同), 鬼岳 (同), 白山 (石川、岐阜), 白根山 (日光) (栃木), 浅間山 (長野、群馬), 妻科山 (長野), 二荒山 (男體山) (栃木), 女峰山 (同), 硫黄ヶ嶽 (嬭岳) (長野、岐阜), 妙高山 (新潟), 焼山 (同), 霧ヶ嶽 (同), 阿頼度富士 (東岳) (千島), 四阿山 (群馬、長野), 岩首山 (長野), 大雪山 (旭岳) (北海道), 鳥海山 (秋田), 白根山 (草津) (群馬、長野), 武尊山 (群馬), 苗場山 (長野), 十勝岳 (北海道), 岩手山 (岩手), 月山 (山形), 香葉山 (福島).

Table listing geographical features and their locations. Includes entries like 霧ヶ峰 (長野), 飯綱山 (同), 後方羊蹄山 (奥夷富士) (北海道), 袈裟丸山 (群馬、栃木), 赤城山 (群馬), 磐梯山 (福島), 蔵王山 (刈田岳) (宮城、山形), 大山 (伯耆富士) (鳥取), 霧島山 (宮崎、鹿児島), 岩木山 (青森), 阿蘇山 (熊本), 雄阿寒嶽 (北海道), 天城山 (群馬), 箱根山 (神奈川、静岡), 湯泉岳 (静岡), 櫻島 (長崎), 白頭山 (鹿兒島), 冠帽峰 (咸鏡(國境)), 北水白山 (同北), 遮日峰 (同南), 眞雲峰 (同南), 漢拿山 (濟州島) (全羅南), 新高山 (台中、台南、高雄).

Table listing geographical features and their locations. Includes entries like 次高山 (台中、新竹), 秀姑巒山 (マボラス) (台中、花蓮), ウラモン山 (同), タラクツシヤ (台中、新竹), 南湖大山 (主山) (台中、花蓮), トロツブ (台中、新竹), 中央尖山 (台中、花蓮), ハリ(山) (台中、新竹), 關山 (台東、高雄), 大水窟山 (台中、花蓮), 向陽山 (高雄、台東), 南玉山 (高雄), 奇萊主山北峰 (花蓮、台中), 東郡大山 (台中), バットワノミ山 (台中), キンユン山 (台中、新竹), 雪峰 (高雄、花蓮), 本邦の主な河川 (理科年表) (流末、支流、流域面積、長さ、幹川、地方名の數、平方キロ、平方キロ、平方キロ、平方キロ).

人口・地土

Table listing geographical features and their locations. Includes entries like 木曾川 (三重), 十勝川 (北海道), 淀川 (大阪), 阿賀野川 (新潟), 最上川 (山形), 天鹽川 (北海道), 阿武隈川 (宮城), 天龍川 (静岡), 富士川 (同), 難波川 (秋田), 能代川 (同), 江ノ川 (島根), 曹野川 (徳島), 那珂川 (茨城), 荒川 (東京), 筑後川 (福岡), 神通川 (富山), 岩木川 (青森), 馬淵川 (同), 常呂川 (北海道), 九頭龍川 (福井), 高梁川 (岡山), 新宮川 (和歌山), 渡川 (高知), 大淀川 (宮崎), 吉井川 (岡山).

Table listing geographical features and their locations. Includes entries like 球磨川 (熊本), 五箇瀬川 (宮崎), 紀ノ川 (和歌山), 矢作川 (愛知), 庄川 (富山), 加古川 (兵庫), 由良川 (京都), 鴨綠江 (平安北), 漢江 (京畿), 洛東江 (全羅北), 大同江 (黄海), 豆満江 (咸鏡北), 錦江 (京畿), 臨津江 (同), 臨津江 (慶尙南), 禮成江 (江原), 載寧江 (平安北), 大寧江 (平安北), 龍興江 (咸鏡南), 榮山江 (咸鏡南), 端川南大川 (咸鏡南), 城川江 (同).

Table listing geographical features and their locations. Includes entries like 琵琶湖 (滋賀), 八郎潟 (秋田), 霞ヶ浦 (茨城), 猿ヶ湖 (北海道北見), 猪苗代湖 (福島), 中海 (鳥取、島根), 央道湖 (島根), 屈斜路湖 (北海道釧路), 支笏湖 (同), 濱名湖 (静岡), 洞爺湖 (北海道釧路), 小川原沼 (青森), 十和田湖 (秋田、青森), 能取湖 (北海道北見), 風蓮湖 (同根室).



口人・地土

Table listing geographical locations and their populations. Includes entries like 北浦(鶴川を含む)茨城縣, 網走湖X 北海道北見, 厚岸湖X 同 釧路, etc.

国立公園

昭和六年四月一日制定公布せられ同年十月一日より施行の国立公園法による指定国立公園は左の十五ヶ所である。

Table listing National Parks with columns for Name, Designated Year, Location, and Area. Includes 富内湖X, 遠瀧湖X, 来知志湖X, etc.

世界の主な高山(理科年表)

Table listing major world mountains with columns for Name, Location, and Height. Includes 阿蘇(同 九・三), 雲仙(同 九・三), 霧島(同 上), etc.

口人・地土

Table listing geographical locations and their populations. Includes entries like ナンダ・デビ ヒマラヤ山脈, エルブルーズ コーカサス山脈, デイチ・タウ 同, etc.

南アメリカ

Table listing locations in South America with columns for Name, Location, and Area. Includes セント・エリアス アラスカ, ポボカテトル メキシコ, ルカニア カナダ, etc.

世界の主な河川(理科年表)

Table listing major world rivers with columns for Name, Basin Area (square kilometers), and Length (kilometers). Includes オブ(オビ), イエニセイ, レナ, etc.



Table listing countries and their populations. Columns include country names (e.g., ペヨチラ, ヴイスラ, オーストラ), population figures, and other numerical data.

世界の主な瀑布

Table listing major waterfalls. Columns include waterfall names (e.g., グランド, スザラント), locations, and heights in meters.

世界の主な湖沼

Table listing major lakes and reservoirs. Columns include lake names (e.g., テクオンデマ, ヴイクトリア), locations, and surface areas.

世界の深海

Table listing deep seas. Columns include sea names (e.g., マラカイボ, オネガ), locations, and depths in meters.

外国の主な運河

Table listing major canals in foreign countries. Columns include canal names (e.g., スンダ, アレウト), locations, and lengths.

内外の主なトンネル

Table listing major tunnels. Columns include tunnel names (e.g., ヘル・ゲート, ツエルナヴオダ), locations, and lengths.

Table listing countries and their populations. Columns include country names (e.g., マラカイボ, オネガ), population figures, and other numerical data.

Table listing major waterfalls. Columns include waterfall names (e.g., グランド, スザラント), locations, and heights in meters.

Table listing major lakes and reservoirs. Columns include lake names (e.g., テクオンデマ, ヴイクトリア), locations, and surface areas.



Table listing various countries and regions with their corresponding population figures. Includes entries like ニュー・カスケード(北米), アフリカ水道, モン・スニ, etc.

Table listing various countries and regions with their corresponding population figures. Includes entries like ニース・クネオ線(フランス), アルブラ, トワトレイ, etc.

内外の高層建築(主として理科年表)

Table listing tall buildings in various countries with their height in meters. Includes entries like マンハッタン銀行, 依佐美無線電信塔, etc.

帝國版圖内の世帯及び人口(昭和十年國勢調査)

Large table showing household and population statistics for various regions in the Japanese Empire. Columns include region names (e.g., 内地, 朝鮮, 南洋), household counts, and population figures for different years (昭和五年, 大正十四年, 大正九年).

昭和十三年推計人口(十月)

Table showing estimated population for昭和十三年 (October). Includes categories for 内地, 市部, 一市部, 八市部, 郡部.

昭和十三年人口動態

Table showing population dynamics for昭和十三年, including birth and death statistics.

自然増加 右の如く「今事變」がわが國の人口にどんな影響を及ぼしたか人的資源確保の立場から注目されてゐるが、出生總數は前年(昭和十二年)に比べて約二十五萬人の減少、自然増加も約三十萬人の減少となり、従つて自然増加の實數も約六十八萬人といふ大正時代に逆戻りの數字(最近十年間は大體百三萬から八十萬を上下)を示し、事變の影響が相當大きいことを物語つてゐる。出生、死亡の状況は大體左の通り

一、出生 出生總數は百九十二萬八千三百二十一人で、男九十九萬八千八百八十八人、女九十三萬七千四百三十三人、内地の一年間の出生數はこゝ十數年大體二百十萬人乃至二百二十萬人

十萬人で、昨年は例年より二十三萬人、前年より二十五萬人も減じてゐるわけである。男女兒の割合は例年に比べて多少男兒が多く「戦時には男が多く生れる」といふ言傳へを裏書してゐる。







常住人口 (昭和十年國勢調査)

常住人口は當該地域の現在人口より一時現在者(市區町村を基礎とし當該市區町村の現在人口中他の市區町村又は内地外に常住地ある者)を控除し、これに一時不在者(市區町村を基礎とし當該市區町村に常住地あるも調査の時期に偶々他の市區町村に現在したる者)を加算して算出したるもの、常住人口の算出にあたり常住地の全くなき者は調査したる市區町村に常住地ある者として取扱つてある。

Table showing population statistics for various regions including 内地總數, 北海道, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 新潟, 富山, 石川, 福井. Columns include 現在人口, 總數, 常住人口 (男, 女), 一時現在者, 一時不在者.

民籍別・國籍別人口 (國勢調査)

Table showing population by nationality and ethnicity. Categories include 朝鮮人, 台灣人, 樺太人, 南洋人, 總數, 中華民國人, ロシヤ人, アメリカ人, イギリス人, ドイツ人, フランス人, その他. Columns show 昭和五年 and 大正九年 data.

山梨 長野 岐阜 静岡 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄

Table showing population statistics for various regions including 山梨, 長野, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山, 鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知, 福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄. Columns include 現在人口, 總數, 常住人口 (男, 女), 一時現在者, 一時不在者.

北海道アイヌ人口

Table showing the population of Ainu in Hokkaido from 1911 to 1926. Columns include 昭和二年, 昭和三年, 昭和四年, 昭和五年, 昭和六年, 昭和七年, 昭和八年, 昭和九年, 昭和十年, 昭和十一年, 昭和十二年. Sub-columns show 男 (Male) and 女 (Female).



在外本邦人 (昭和十二年十月一日現在)

Table of Japanese citizens abroad, categorized by region (Asia, Europe, etc.) and nationality (Korean, Taiwanese, etc.).

本邦在留外國人 (昭和十二年末現在)

Table of foreigners residing in Japan, listing countries like the USA, UK, France, etc., and their respective numbers.

備註: 本表は關東州及帝國南洋委任統治區域に在る者を含まず。△印は昭和十一年十月一日現在。

人口階級別・市町村數及人口 (國勢調査)

Table showing population levels and the number of municipalities for various age groups, comparing 1935 and 1937 data.

特殊年齢別人口 (昭和十年國勢調査)

Table of special age groups, such as children and the elderly, with population counts for 1935.

年齢別・市郡部別人口 (内地) 昭和十年國勢調査

Table of population by age group and municipality type (city, town, village) for 1935.

Table of population by age group for 1935, including a note about the definition of age.



世帯主の産業(中分類)別普通世帯及人口(昭和五年國勢調査)

世帯主の産業	世帯数	人口總數		家族數	營業使 用人	家事使 用人	同居人
		男	女				
總計	11,457,107	20,000,000	19,000,000	2,328,400	2,328,400	2,328,400	1,120,000
農	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
畜産	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
漁業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
林業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
その他の農業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
採石	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
窯業土石加工業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
金業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
機械器具製造装置業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
造船業、運搬用具製造業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
精巧工業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
化学工業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
紡織工業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
被服身製品製造業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
紙工業印刷業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
皮革・骨・羽毛品製造業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
木竹草蓆類に関する製造業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000

世帯主の産業	世帯数	人口總數		家族數	營業使 用人	家事使 用人	同居人
		男	女				
製造業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
飲食料品製造業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
土木建築に関する業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
瓦斯・電気・水道業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
その他の工業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
物品販賣業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
媒介・周旋業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
金融・保険業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
物品賃貸業預り業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
娯樂・興行に関する業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
接客業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
その他の商業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
交通業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
公務	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
法務	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
宗教	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
宗敎	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
醫術	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
著述・藝術・遊藝	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
その他の自由業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
家業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
その他の産業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
無業	1,000,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000

(備考) 本表は世帯主不在の世帯及一時宿泊者を除き尙世帯人員二人以上の普通世帯に付製表したるもの、失業者は失業直前の産業に依り各業に分類されたもの。



配偶關係別人口 (昭和十年國勢調査)

Table showing population by marital status (Total, Married, Single, Widowed, Divorced) and sex (Male, Female).

職業別人口 (大分類)

Table showing population by major occupation categories (Agriculture, Industry, Commerce, etc.) and sex.

(備考) 失業者は失業直前の職業に依り各業に分類されてゐる。

産業上の地位別有業者

有業者年齢別人口

Table showing population by occupational status and age group, broken down by sex.

職業別人口 (中分類)

Table showing population by detailed occupation categories (Agriculture, Industry, Commerce, etc.) and sex.



列國の面積と人口

Table with columns for country/region, area (square kilometers), and population. Includes world totals and regional breakdowns like Asia, Europe, etc.

Table with columns for country/region, area (square kilometers), and population. Lists various countries and territories with their respective statistics.

ドイツ(ザールを除く) 面積、三六、〇〇〇平方キロメートル、人口、二、八〇〇、〇〇〇人。またドイツは一九三八年九月スデーテンを併せ、一九三九年三月十五日テューコ(ボヘミア及びモラヴィヤ)を併合し、同月二十一日リスアニア領メーメルを割譲せしめ、四月四日ドイツ政府統計局發表によればドイツの領土は、面積、六三五、〇〇〇平方キロメートル、人口、八六、二〇〇、〇〇〇人となり一九三七年に比すれば領土約三割五分、人口二割八分を増加した。同月スロヴァキヤを保護國とした。



Table with columns for country/region, population, and land area. Includes entries like マン島, ジブラルタル, フランス, (G) フランス領, フランス委任統治区域, イタリヤ, アルバニア, ボーランド, (H) スベイン, ルーマニア, ユーゴスラヴ, ハンガリー, ベルギー, ベルギー委任統治区域, オランダ, (J) ポルトガル, ポルトガル領, ギリシャ, スウェーデン, ブルガリア, スイス, デンマーク.

Table with columns for country/region, population, and land area. Includes entries like パナマ運河地帯, ヴァージン群島, メキシコ, キューバ, ハワイ, グアテマラ, サルヴァドル, ドミニカ, ホンデュラス, ニカラガア, コスタリカ, パナマ, 英領(北アメリカの部), カナダ, 西インド諸島, ニューファンドランド, 英領ホンジュラス, マルタ, ラブラドル, 佛領(北アメリカの部), グアドループ, マルチニク, セントヒエール及ミクロン, 蘭領キユラサオ諸島, (K) デンマーク領, グリーンランド.

Table with columns for country/region, population, and land area. Includes entries like (K) デンマーク領, デンマーク領, エーウアネ, フィンランド, ノルウェー, ノルウェー領, ウアルバルド及ヤンマルエン, リスアニア, ラトヴィヤ, トロル, (ヨロツバの部), エストニア, ダンツィヒ自由市, ルクセンブルグ, アイスランド, モナコ, サンマリノ, リヒテンシュタイン, ヴァンティカ市, (北アメリカ洲), アメリカ領, アメリカ領, 米領(北アメリカの部), ポート・リコ, アラスカ.

Table with columns for country/region, population, and land area. Includes entries like (南アメリカ洲), ブラジル, アルゼンチン, コロンビア, ベネズエラ, ボリヴェア, エクアドル, ウルグワイ, パラグアイ, イギリス領(南アメリカの部), イギリス領ギアナ, (L) フォークランド, 南ジョージア, フランス領ギアナ, 蘭領ギアナ, (アフリカ洲), エジプト, リベリア, マタンヂェル地帯, シアンクローエジブ, ナイジェリア, (O) 南阿蘭邦.



Table with columns for region names (e.g., ゴールドコースト, ウガンダ), population figures, and other numerical data.

Table with columns for region names (e.g., 佛領西アフリカ, アルジェリア), population figures, and other numerical data.

Table with columns for region names (e.g., エチオピア, イタリア領ソマ), population figures, and other numerical data.

Table with columns for region names (e.g., ナウル, 南アフリカ), population figures, and other numerical data.

備考—△印は國勢調査人口、他は推計又は其の調査に依る人口。○印は他の洲又は二以上の洲に互るもの總計である。(A)一九三七年十二月一日より行政権を滿洲國に移譲せり。(B)是等の「アラビヤ」諸國は殆どイギリスの勢力下にあり面積、人口共に正確を期し難し。(C)カマラン島を含む。(D)チウ、ダマン、ゴアの三地方。(E)共同領域アングロ・ニジブリアン、スターダン及ニュー・ヘブライツを含む。(F)南阿聯邦、新西蘭及濠洲の委任統治區域を含む。(G)共同領域ニュー・ヘブライツを含む。(H)パレアル及カナリヤ群島を含む。(J)マデイラ、アゾレス諸島を含む。(K)氷原地面積(一、八三三、〇〇〇方尺)を含む。(L)從屬の諸島を含む。(M)國際管理國。(N)英吉利及エジプトの共同領域。(O)ウエルズイスペインを含む。(P)インニを含む。(Q)バルナンドボ、アノボ、コリスコ、エロピー



列國の職業別人口 (實數單位千人)

等の諸島を含む。(B)地中海に面し「西領モロッコ」に隣接する地方及地中海に散在する諸島にして主なるものはセウタ、メリラ、ナドル、アルハセマ島、ツアラリナス諸島等。(S)英吉利及佛蘭西の共同領域。(T)ステラ

ド及チャスアム諸島を含む。(U)タヒチ、モレア、ソレエテイ、リワード、ラバ、マカテイア、マイアオ、ツアラウモト、マルクエザス、ツプアイ、ガンビエル等の諸島。

諸人口に對する有業者の割合はフランス五割二分で列國中最も高くドイツの五割、スイス、英領インドの各四割八分、オーストリー、スエーデンの各四割七分等これに次ぎ、帝國(内地)は四割六分である。南阿蘭邦は僅かに三割一分で最も低い。有業者の業態を見ると、農林、水産業に於て五割以上を占むるは英領インド及フィンランド(各六割六分)で、帝國の五割は以上に次ぐ高き割合である。鑛、工業を通じ其の割合の高いのはベルギー(五割五分)、スイス(四割五分)、ドイツ(四割)等で、帝國(内地)は二割に通

ぎない。而して商業、交通業を通じ南阿蘭邦、イギリス、濠洲其他二割以上の割合を占むるもの少くないが帝國(内地)は一割九分である。又公務、自由業に於てはイギリス及カナダは共に二割三分を占め他國に比し其の割合高く、帝國(内地)は七分である。(備考) (A)職業不明の人口(三、三を除く)。(B)農林業を含む。(C)ギール地方を除く。(D)北部愛蘭を除く。(E)交通業を含む。(F)土人を除く。(G)フエーウアネ島を除く。(H)賦籍出人のみ。

Table with columns for countries (Empire, England, America, Germany, etc.) and professions (Total, Agriculture, Industry, etc.) with data for 1915 and 1916.

Table with columns for countries (Italy, Canada, etc.) and professions (Total, Agriculture, Industry, etc.) with data for 1915 and 1916.







天下靈場 高野山 難波より二時間

南紀樂園 白濱湯崎温泉 難波より毎日直通運転

天下絶勝 新和歌浦加太 難波より廻遊連絡

熊野めぐり 国立公園 瀨那智 難波より廻遊連絡

由民要電司令部検閲済

例 凡 南海電車 八他電車 フロベラ船

はりの 波難阪大 車電海南

運吉八四が一四戎

# 東亞新秩序の建設

## 東亞新秩序聲明

昭和十三年十月、廣東、武漢相次いで陥落し、支那事變は新たな段階に入り、我國は所謂長期建設、東亞新體制確立に向つて巨歩を踏出すことになつた。帝國政府は十一月三日事變處理に關し左の如き方針を中外に宣明した。

今や陛下の御威に依り帝國陸海軍は克く廣東、武漢三鎮を攻略して支那の要衝を既定したり、國民政府は既に地方の一端に過ぎず、然れども尙ほ同政府にして抗日容共政策を固執する限り、これが消滅を見るまで帝國は斷じて矛を收むることなし、帝國の翼求する所は東亞永遠の安定を確保すべき新秩序の建設に在り、今次征戰究極の目的亦此に存す。

この新秩序の建設は日滿支三國相携へ、政治、經濟、文化等各段に互に互助連環の關係を樹立するを以て根幹とし、東亞におけ

る國際正義の確立、共同防共の達成、新文化の創造、經濟結合の實現を期するにありこれ實に東亞を安定し、世界の進運に寄與する所以なり。

帝國が支那に望む所は、この東亞新秩序建設の任務を分擔せんことに在り、帝國は支那國民が能く我が眞意を理解し、以て帝國の協力に應へむことを期待す、固より國民政府と雖も從來の指導政策を一擲し、その人的構成を改善して更生の實を擧げ、新秩序の建設に來り參するに於ては敢て之を拒否するものにあらず。

帝國は列國も亦帝國の意圖を正確に認識し、東亞の新情勢に適應すべきを信じて疑はず、就中盟邦諸國從來の厚誼に對しては深くこれを多とするものなり。

惟ふに東亞に於ける新秩序の建設は我が盛國の精神に淵源し、これを完成するは現

「政治」「財政」「經濟」「産業」「外交」「支那」事變「中華民國」人名録九二二頁「參照」

在日本國民に課せられたる光榮ある責務なり、帝國は必要なる國內諸般の改新を斷行していよく國家總力の備充を圖り、萬難を排して斯業の達成に邁進せざるべからず茲に政府は帝國不動の方針と決意を聲明す。

右の聲明中「國民政府と雖も從來の指導政策を一擲し、その人的構成を改善して更生の實を擧げ、新秩序の建設に來り參するに於ては敢て之を拒否するものにあらず」との一節は「國民政府を對手とせず」の十三年一月十六日聲明をや、緩和したかの感を與へた。しかし政府の説明にすれば一月十六日聲明の趣旨には何らの變更なく、蔣介石政權を對手に全面的の和平を商議するが如きことはあり得ず、聲明の前提において「國民政府は既に地方の一端に過ぎず」と斷定せるところに重點がある。但し同政府が人的構成を改め、新政權の傘下に來り參するにおいては敢て拒否しないといふのである。

なほ近衛首相は十一月三日ラヂオを通じて







### 東亞新秩序と對英米佛

今次事變に對する日本の究極の目的は東亞民族の提携による文化、思想、經濟生活の基礎の上に互助連環の新體制を樹立すること、即ち更生支那を半植民地的立場から東亞の一環としての獨立自主を享受せしめんとするにあるのであるが、支那のこの半植民地性こそは利權、勢力範圍乃至は投資貿易市場としての利害關係から英、米、佛、ソ聯等の諸國との間に深刻なる摩擦を來すべきとはもとより懸期されたところである。従つて事變は結局において國際政治的問題であり、日本はアジア解放の道義的大道に立つ以上、飽くまでもこれに反對する國際的舊勢力に對しては長期的對峙もまたやむなしとするの決意を必要とするものである。果然日本の對支行動は英米佛の強き否定の對象となつた。

#### 米國の門戶開放要求

米國政府は十三年十月六日、支那における日本軍占領地域において米國人が差別的待遇を設けてゐるとなし、種々の實例を擧げて抗議して來た。米國は九國條約による舊體制の維持、門戶開放、機會均等主義を金科玉條とし、極東に於る事態の變化を全く無視し米國

人の在支權益の尊重を要求したものである。日本の軍事行動の必要に本づく當然の處置あるは支那における諸政策をもつて悉く米國人に對する差別待遇であり權益侵害なりとしこれに反し米國は日本國民およびその貿易に對しては一九一一年の日米通商條約の規定および精神に本づいて處してゐると述べてゐるのは米國の日米通商協定破棄の伏線は既にここにあつたと見られるのである。

#### 米國政府申入の要旨

一、米國政府は日本軍占領下の支那において日本側の執れる行動及びその遂行しつゝある政策を以て支那に於る機會均等、門戶開放の主義並に状態に背馳するものとして反對する一、日本軍の滿洲占領當時日本政府が滿洲における門戶開放維持を保證したるに拘らず、滿洲においては最早事實上機會均等乃至門戶開放は存在せず。米國政府は事變發生以來日本軍の占領下にありたる支那諸地方において米國人の商賣の競争的地位に不利益をなすべき點において滿洲におけると同様なるべき事態の發生せんことを危惧する。

一、十四年四月十二日滿洲におけると同様の爲替管理の方法を以て日本の對北支通商のみ

を利益し、米國權益に對し差別的待遇を興ふる如き財政的處置を日本政府において援助乃至容認せざるやう要請したるに對し、日本政府は未だ個別的回答を與へてゐない。

一、在青島日本官廳は事實上爲替管理を行ひ輸出手形が横濱正金銀行に對して賣却せられざる限り輸出を禁止するが如き恣意的權力を行使しつゝあり、且右銀行は天津及び上海において行はれつゝある公開市場率よりも遙に低き專斷的なる率を以てせざる限り該輸出手形の購買を拒絶しつゝあり、更に廣汎なる爲替管理が間もなく北支全體を通じて樹立せらるべき趣であるが、外國爲替管理は貿易及び商業的企業を管理せしめ得るもので、直接乃至間接に日本官廳によつて北支において爲替管理を施行することは日本官廳をして北支における機會均等乃至日米間の自由競争を妨害し得る立場に立たしむるものである。

一、日本軍占領下の支那諸地域において治政の責に當りしつゝそれらに對する日本政府の援助が公式に保證せられた新政體によつてなされた支那關稅の改正は專斷的にして且つ權力の不法なる僭稱にして、右に對する日本政府の責任は免れ得ないものなるを指摘す。

一、支那電信電話會社、中支電氣通信會社、内河航行汽船會社等の設立、北支における羊毛、煙草の日本の獨占化、二箇の開発特殊會

社設立計畫等は日本官廳が日本の利益の爲に特惠及び優越權を確立すべく努力しをるもので、その必然的結果として門戶開放主義の實際的適用を破壊し、且つ米國市民より機會均等を剝奪するものである。

一、戰時行爲のためそれより引退かしめられ且日本軍が嘗て占領し又は今は占領中なる財産に復歸し且それを回復せんと欲する米國市民に對し日本軍により課せられたる制限上海における米國の郵便、電信に對する檢閲及び干渉、米國人の貿易、居住、往來の自由を對して課せられたる制限、揚子江の航行禁止等支那において米國の有する條約上の權利に對する日本の不當なる干渉等は認容し難し。

一、極東における米國の權益が日本官廳によりてかくの如く取扱はれつゝある時、米國はその領域或は第三國の領域内において封鎖、輸入禁止、爲替管理、特惠的制限、獨占或は特殊會社等を日本の貿易及び企業を排斥するため、又は排斥する結果となるべきやう企圖して役立せんとしたることなし。日本國民及びその貿易並に企業については米國政府は一九一一年の日米通商條約の規定及び精神に本づいて處しをるのみならず、總ての國民並にその權益に對する米國政府の政策の根柢をなすところの國際秩序の根本的原則に從ひて處しをるものである。

一、叙上の状態に當り米國政府は日本政府がその門戶開放及び米國權益干渉について累次與へられたる保證を左記事項實現のため即時且つ有效なる措置を講ずることによつて履行せられんことを要請す。

1、支那における日本軍占領地域に於て直接或は間接に米國の貿易及び企業に對し差別的待遇をなすが如き差別的爲替管理及びその他の措置の停止。

2、支那に於て米國市民が正當なる貿易又は産業に従事するの權利を剝奪するが如き犯占又は特權の停止及び支那の如何なる地域においても通商又は經濟上の開發に關し日本に利益のために一般的優越權の確立を意味するが如き取扱の停止。

3、米國の郵便及び電信の檢閲並に米國市民の居住、往來、貿易及び海運に對して課せられたる諸制限等を含める米國人の財産及びその他の權利に對する在支日本官廳の干渉の停止。

日本政府の回答 右米國政府の抗議に對し我が回答は十一月十八日に發せられた。この回答は單に個々の問題について反駁を加へたるのみならず、この末段において次の如く「舊原則は新事態に適用し難しと斷じ、支那に關する九國條約廢棄の態度を示した。」

(前略) 目下帝國は東亞においてその國際正義に基く新秩序の建設に全力を擧げて邁進しつゝある次第なるが、之が達成は帝國の存立に缺くべからざるものたるのみならず東亞永遠の安定の礎石たるべきものに有之候、今や東亞の天地に於て新なる情勢の展開しつゝあるの秋に當り事變前の事態に適用ありたる觀念乃至原則を以てその儘現在及び今後の事態を律せんとすることは何等當面の問題の解決を齎す所以に非ざるのみならず又東亞恒久平和の確立に資するものに非ざることを信する次第に有之候。然れ共貴國その他の列國に於て叙上の數言を諒解せられ、以て企業貿易の諸分野に互つて東亞再建の大業に参加せらるゝことに對しては帝國としては何ら之に反對するの意向なきのみならず、目下支那に於て成長中なる政權としても之を歓迎するの用意あるものと存せられ候。

#### 有田外相の新秩序説明

有田外相は前記十一月十八日附の對米回答の末段において九國條約廢棄の意味を暗示したが更に東亞新秩序建設の意味を英米をして諒解せしむため十三年十二月八日午前グルー米大使と、又同日午後クレギー英大使と會談を發げた。この會談において英米の代表



者は初めて日本の東亞新秩序の意義と九國條約が東亞の新事態に適合せざる所以につき正式の説明を聴いたものである。有田外相の説明は公表されなかつたが、大體左の如きものと傳へられる。

一、東亞新秩序の建設は東亞永遠の平和確立を冀求する日滿支三國共通の内在的宿望であり、日滿支三國の政治、文化、經濟、軍事の各分野に互に密接な提携を基く東亞新秩序の建設によつて赤化の脅威を防止し、國家的生存權を主張するは現下の日本國民の要望である。

二、而して東亞の新事態は支那における新政權の誕生と、自主權回復の正當なる要求によつて東亞を列國の半植民地化したる九國條約等の舊國際體制を事實上解體せしめてをり、九國條約のいはゆる門戶開放、機會均等の原則はこの東亞の新事態にそのまま即應するものでなく、これが適用に當つては當然修正するべきものである。又東亞新秩序建設に對應する日滿支經濟提携の確立に伴ふいはゆる東亞經濟ブロックは東亞の經濟的門戶を列國に閉鎖するといふ意味でなく、帝國政府としてはこの東亞經濟ブロックの結成によつて第三國との經濟關係を阻害する意圖は毫もなく却つて他の經濟ブロック乃至は各國との經濟關係の促進を

期待するものである。

なほ有田外相は十二月十九日在東京各國通信員を官邸に招き新任以來最初の會見を行ひ劈頭ステートメントを發して東亞新秩序建設に關する帝國不動の方針を宣明した。同ステートメントにおいて外相は、東亞新秩序の建設は即ち日滿支三國の緊密なる互助連環體制を結成し、支那を半植民地的地位より完全なる近代國家に引上ぐることにあり、帝國は確固たる決意を以てこれが遂行に當る旨を明かにした。右新體制下における第三國の經濟活動の範圍に言及し、帝國は決して日滿支ブロックの結成により第三國の支那における經濟活動を排除せんとするものにあらず、日滿支三國の國防並に經濟自由權が侵害されず、且つ政治的特權を伴はざる限りにおいて支那における門戶開放、機會均等の原則が確認されるべきことを説いた。

### 米國の第二通牒

帝國政府の東亞新秩序建設に關する以上の如き説明にも拘はらず、米國はじめ英佛諸國は依然としてこれを諒解しようとなせず、米國政府は十二月三十一日再びダラー大使をして再度の通牒を帝國政府に寄せた。その要旨は次の如くである。

一、米國政府は極東の事態の變化を認むるに客かならざれどもこれらの諸變化は日本の行動によつて招來せられたるものである。

二、極東に關する條約に關し、米國政府は締約國中の一國が出先官憲の行動並に政府當局の聲明により、條約上の誓約及び諸國の權利を無視して自國の勝手なる手段により極東における所謂「新秩序」なる專横的創造を企圖するが如き方面に乘出したる事實を否認するものである。

三、米國政府は極東の事態の變化を認むるに客かならざれどもこれらの諸變化は日本の行動によつて招來せられたるものである。

四、支那における治外法權撤廢は一九三一年及びその以前數年間、米國及び諸國がこれが放棄の目的を以て積極的に交渉し、且つこれを放棄し得るやうの制度進行等の發展を助力し來りたるものである。然るに新事態は未だ列國の自己擁護を目的とする「特殊」制限撤廢を理由づけるに充分の程度に進展を遂げず。而して右の撤廢は條約的手續によつて實現せられざるべからず。

五、米國政府は協定をもつて變更せられ得べきものとなし來りたるも同時に一切の變更は締約國間における商議合意によれる秩序的手續によつてのみ正當になされ得べきものと信ず。支那における米國の權益は米支又は米、支、日その他の締約國間の協定に

基因するものにして、他國の出先官憲又は政府當局者の專横的行動によつて米國の權利義務が撤廢せらるゝことを容認せず。

九、併しながら米國政府は一切の直接關係當事國の權利義務に關し、妥當の考慮を拂ふが如き方法を以て、當事國間の自由討議並に新規定により、諸問題の解決を計らんとする正義及び條理に基ける何らかの提案に對しても十分考慮を拂ふ用意を有す。

十、日本政府は從來も今後もかかる機會を有するが故にかゝる提案をなせば、米國政府は各國の同意する何れの時期、場所に於てもその權利利益に關する日支兩國を含む關係諸國代表者と共に右提案を論議する意向を有す。しかしして米國政府は一切の權利をそのまゝ留保し、この權利に對する一切の妨害を容認せざるものである。

### 英佛の對日通牒

右米國の對日通牒に引續き十四年一月十四日駐日英國大使クレイギー氏は有田外相に對し本國政府の訓令に本づき公文を手交した。その要旨は

一、近來總理大臣その他の日本政治家が闡明したる日本の極東問題に關する新政策に對し英國は不安及び深刻なる憂慮を感じるものである。

府に對して機會均等の原則遵守に關する事實上の保障を要求したが、日本政府はその回答により、米國政府が今後極東における「新事態」及び「新秩序」を諒解することを條件として、右の原則を遵守する意向なることを確言せるが如し。

二、米國は依然として支那に於て慈善的、教育的、商業的活動に従事しをる米國市民の往來及び活動に對する制限は、日本の利益を特惠的地位に置くものにして、その結果米國の權益に對して差別的なりとの見解を堅持す。

三、支那の一地域における爲替管理、強制通貨發行、關稅改正及び獨占の助長と、日本政府及び日本軍によりて樹立せられた政權による制限等は不當にして、日米兩國及び他の諸國をも締約國として自發的に協定せられたる國際的諸協定の規定に違反するものである。

四、支那における「新事態」及び「新秩序」を米國その他の政府に於て諒解することを條件として機會均等の原則を遵守せんとするは背理的なり。米國市民が支那における無差別的待遇の享受は一般的にして、且つ充分確立せられたる權利にして、米國市民の有する機會均等及び公平待遇の正當なる權利を第三國の特別の目的のために樹立せ

二、日本の意圖は日滿支より成る三者間の結合若くはブロックを結成し、日本はその最高の權力を握り支那及び滿洲に從屬的役割を與へんとするにありと推斷す。右三者間の結合は單一の經濟單位を構成し、爾餘の各國の經濟活動に該ブロックの國防及び經濟的安定上の必要を規制する制限に服せしめられんとするが如し。

三、内蒙古を特殊防共地域とするは内蒙古が支那の他の部分よりも更に強度なる日本の軍事的把握の下に置かるべきものと推斷す。

四、日本軍を永く支那に駐屯せしめ且つ内蒙古を事實上支那より分離せしめんとする日本之意圖は支那の主權嚴重の近衛公の保證とは兩立せず。

五、英國としては強力により斷ざる、上記の如き性質の諸活動を受諾し若くは承認する用意なきことを明かにする。英國政府は日本のいふ如き九國條約は最早時代遅れなりとか、又はその條項は既に事態に即せずとするには同意すること能はず。

六、英國政府は條約の變更が一方的に行はること能はず、締約國全部の間の交渉によらざるべからずと主張するも條約が永久不變のものなりといふものにあらず、故に若し日本が支那に關する如何なる多數國間の協定についてもその修正に關し何らかの建設



的意見を有するならば英國としてはこの種意見を考慮するの用意を有する。

七、支那における治外法権の撤廃及び外國租界の返還問題に關しては平和克復の際完全に獨立せる支那政府と折衝するの用意を有す。

八、事變を終結せしむるための日本側諸條件及び日本の對支政策についての一層詳細な詳細なる解説を歓迎する。

### 新東亞の黎明近し

#### 歐洲戰亂と帝國の態度

八月二十二日公表された獨逸ノ侵略條約締結は我防共極端強化方針を裏切り帝國外交方針に對し重大影響を及ぼしたことに輔弼の責任を痛感した平沼内閣の退陣となり、代つて阿部内閣が登場した。平沼前首相辭職の聲明において述べた「複雑奇なる新情勢を生じた」歐洲の天地は遂にドイツのポーランド進軍から九月三日英佛兩國の對ドイツの宣戰布告となり、こゝに歐洲大動亂の幕は切つて落された。

政府は歐洲の戰亂に對處すべき根本態度を四日前の臨時閣議において決定、歐洲情勢に如何に急激なる變轉があらうとも帝國既定の大方針である支那事變の速かなる解決とい

といふにあつた。フランスもまた英國に引つづき同月十九日對日通牒を發致し、傳へらるるが如き日本の一方的なる九國條約の廢棄に佛國政府としては應じ難き旨を述べ、但し日本政府において同條約の修正を考慮してゐるのであれば佛國政府としても建設的協議に應ずる用意ある旨を述べたものであつた。英佛兩國の通牒が事前に諒解を遂げられたものなることは明かである。

ふ根本國策は微動もすべきものにあらず。従つて政府の歐洲戰亂に對處すべき根本態度なるものも不介入方針にあるべきは論を俟たないところである。すなはち政府は四日前の臨時閣議においてこの最高目標を基準として自主外交を推進せんとする大方針を決定、阿部首相は同日午前九時半參内、委曲奏上の午後七時三十五分左の如き聲明を公表した。

#### 阿部首相聲明

今次歐洲戰亂勃發に際しては帝國は之に介入せず専ら支那事變の解決に邁進せんとす

右の如く支那事變解決に邁進しつゝある帝國として、列國の支那事變に對する態度乃至動向については重大なる關心を有するところ

があつた。同日漢口においても我が總領事は在漢口英、佛、獨各國總領事並に領事に對し同様の申入を行った。

阿部内閣は九月十五日その政綱を發表「時に現下の重大時局に處し現内閣が堅き決意をもつてその具現せんとする當面の要務」として

一、根本方針 政策の中核を支那事變の處理に置き、外は自主的立場を堅持して複雑微妙なる國際情勢に對應し、内外諸般の施策をこの目的に統合集中し、以て日滿一體の實を擧げ、日支新關係の實現を期す

一、支那事變の處理 支那事變の處理はさきに決定せられたる確固不動の根本方針あり最近抗日政權の實力漸く減退しまた近く新中央政府の成立を見んとするの趨勢に鑑み進んでこれが成立を援助し、これと協力し更に適切機宜の方策を講じて事變處理の完遂を計る

とて汪兆銘の新中央政府樹立運動に對する根本方針を明かにした。なほ新政綱は綜合經濟力の擴充運用、國家總動員體制の整備強化諸制度の刷新並に運用等の諸政策を掲げ支那事變處理に必要な國內體制の整備強化の方策を示した。

また支那派遣軍總司令部が新たに設置され西尾壽造大將を總司令官として北支、中支、

南支の各派遣軍を統轄することとなつたことも重要な一進展と見ねばならぬ。

#### 新中央政府樹立運動

謂つて支那における汪兆銘の新中央政府樹立運動は着々その具體的準備工作が進捗した國民黨第六次全國代表大會に引續き九月五日第一次中央執監委員全體會議を上海に開會、六次大會の決議事項に本つき各種黨工作の推進及び機構整備を急ぎ、周佛海以下九名を中央常務委員に選出、從來の常務委員はそのまま重任すること、して重慶陳嘉から參加のために門戸を開き、また秘書長褚民誼以下黨務機構並に人事を決定した。

新中央政府の母胎たるべき中央政治會議は國民黨のみならず全國各黨各派、無黨無派の賢能の士を集めるものである。臨時、維新兩政府は夙に汪兆銘の運動に對し積極的協力の態度を執つて来たが、九月二十日から南京に開かれた兩政府の協議機關たる中華民國政府聯合委員會第六次會議はこれに關する具體的態度を決定し、また汪兆銘、王克敏、梁鴻志の三巨頭の會合は新政權樹立運動に一時期を畫し、至支那の統一政權として日支國交を調整し、東亞新秩序建設の責任の一半を分擔する新中央政府は近く輝かしい誕生を見る形勢が明かとなつた。

であるが、帝國が歐洲戰亂に不介入方針を堅持するとしても、支那において交戰國の一國または數國が帝國の立場と相容れないやうな行爲または動向に出づる場合は不幸なる事態が發生しないとも限らないところであるから各交戰國においてはかかる事端を誘發する虞れある原因を排除するため豫め有効適切なる具體的措置を取る必要ありとし、この旨各國に勸告することとなり、九月五日澤田外務次官は英、佛、獨、波の四交戰國大使に對し右に關する正式公文を手交し、また獨、米兩國大使に對しては右四國に對して以上の如き申入をなしたる次第を説明、その諒解を求めた。

一方上海における現地海軍並に外務當局は澤田外務次官の申入に呼應し六日關係各國に對して同様の申入を行ふところあつた。

艦隊報道部長談「九月四日聲明せられたる今次歐洲戰亂に對する帝國の方針に基き草鹿參謀長は本六日在上海英佛各海軍先任指揮官を往訪し及川司令長官の名に於て昨五日東京に於て交戰各國になされたる帝國の勸告を容れられんことを要望する所ありたり。

また在上海三浦總領事は英、佛、獨各總領事を訪問して同様の申入をなし米、伊兩總領事に對しては右申入の内容を通報するところ

#### 興亞院の新設

對支經營を一元的に指導統制すべき中央機關設置の必要は事變の長期性、即ち一面戰爭一面建設の並行的事變處理方針が不可避となるに伴れ一層切實に感ぜられた。昭和十三年春、七十三議會において近衛總理大臣は對支國策一元化のために綜合的な新機關を必要とするとの見解を述べたが、昭和十三年前半より新機關の設置は内閣及び各廳の間に漸く問題化するに至つた。同年九月陸軍側は五相會議に對して「對支院設置理由書」を提出したその内容は興亞院官制公布に當り示されたところの設置理由とほぼ同一のものであつた。(人名は九二頁参照)

#### 興亞院設置理由

日支提携して東洋永遠の平和を確立するは我が國不動の國策にして、その目的を達せんがためには獨り武力の發動に待つのみをもつて足れりとせずあらゆる方法と手段とを綜合し、支那民衆をして日支提携の必要とその合理性とを自覺せしめざるべからず。これがためには各般の力を統合使用し、長期にわたりこれを持續せざるべからず。しかるに現存機關は他の權限を主とし、力をこの目的のために集中すること能はざるのみならずこの種對



支事務にして既存機關によりて處理せらるるに適せざるものまた少からず。しかも事務の内容は廣汎複雑、相互密接に關聯あるをもつてこれが統一調整のためには勢ひ單一なる系統に屬する機關の新設を見ざるべからず、これ事變中、に内閣に興亞院なる一機關を設置して専らこの事務に當らしめんとするゆゑなり。

對支院設置については關係各部の間にはしばしば繩張り争ひ的現象が表面化し、廣田、宇垣兩外務大臣はこれが權性となるやうなことになつた。紆餘曲折を経て院は綜合機能と執行權とを兼ねべきものとされ、十二月十六日興亞院官制の公布を見た。對支院の名は國策の大本上提携しなければならぬとする新支那に對抗する如き感じを興へるといふので成立の間際にかく改稱されたのである。

興亞院官制 (摘要)

第一條 支那事變中内閣總理大臣の管理の下に興亞院を置き左の事務を掌らしむ、但し外交に關するものを除く  
一、支那事變に當り支那において處理を要する政治、經濟及び文化に關する事務  
二、前號に掲ぐる事項に關する諸政策の樹立に關する事務  
三、支那において事業を爲すを目的として特

別の法規により設立せられたる會社の業務の監督及び支那において事業を爲す者の支那における業務の統制に關する事務  
四、各廳の支那に關係する行政事務の統一保持に關する事務

第四條 興亞院に總裁官房及び左の三部を置く  
政務部、經濟部、文化部

興亞院に別に技術部を置くことを得

第五條 第一條の事務に關する重要事項に付關係各廳間における事務連絡處理のため興亞院に連絡委員會を附置す

第六條 總裁は内閣總理大臣をもつてこれに充つ

第七條 副總裁は外務大臣、大藏大臣、陸軍大臣及び海軍大臣をもつてこれに充て總裁を輔佐す

第二十條 興亞院には別に定むるところにより必要の地に連絡部を置く

興亞院連絡部官制

第一條 興亞院連絡部は支那における興亞院の事務の聯絡を掌る、連絡部を置く地並に各連絡部の名稱及び擔任區域は内閣總理大臣これを定む  
連絡部開設については十四年三月十日勅令及び閣令をもつて、その組織並に連絡部及び

同出張所を置く地並にこれらの名稱並に擔任區域に關する件を公布した。しかしてその名稱及び管區は左の如くである。  
華北、蒙疆、華中、厦門の各連絡部、青島は華北連絡部出張所に屬す

(イ) 華北 中華民國臨時政府の管轄する區域

(ロ) 蒙疆 蒙疆聯合委員會の管轄する區域

(ハ) 華中 中華民國維新政府の管轄する區域

(ニ) 厦門 厦門島及びその附近

(ホ) 青島 青島特別市公署の管轄する區域

これにより従來軍特務部の掌るところであつた現地開發指導は興亞院連絡部によつて行はれることになつた。

興亞院會議

興亞院會議は事變處理の最高方針を協議決定する機關として従來の五相會議に代り、今後内閣のインナー・キャビネットとしての機能を發揮すべきものとされ、興亞院はこの興亞院會議に直屬する下部組織として最高機務の企畫に任ずるものであり、そこに興亞院が新たな政治推進の據點として今後大きな指導力を發揮すべき機縁ありとされたのである。東亞新秩序なる國務の樞軸が打ちたてられた以上事變處理の最高方針を專管する興亞院はこの觀點からする各部

各省の機能及び機構改革の先端を切るものでなければならぬ。しかも對滿事務局が軍に各省間の行政事務の聯絡に當ると異り、政治的性質をおび且つ企業院が建議調査に當ると異り、興亞院は執行の權限を持つものであることはその影響が多分に評價されるゆゑである。

興亞委員會

興亞委員會は對支政策樹立に關する最高諮問機關として設置せられたもので、十四年七月五日その官制を公布、即日實施され。委員は興亞院の四聯絡部長官を始めとして陸海軍、外交官の長老、經濟界言論界の代表者を網羅して五十名、ほかに二十一名の幹事が任命された。

興亞委員會官制 (摘要)

第一條 興亞委員會は内閣總理大臣の監督に屬し興亞院總裁の諮問に應じ興亞院の權限に關する事務中重要事項を調査審議す  
興亞委員會は前項の事項に關し興亞院總裁に建議することを得

第二條 興亞委員會は委員長及び委員五十人以上をもつてこれを組織す  
委員長は興亞院總裁をもつてこれを充て委員は内閣總理大臣の奏請により關係各官廳高等官及び學識経験ある者の中より内閣に

おいてこれを命ず (第二條略)

第四條 興亞委員會に幹事若干人を置く  
幹事は内閣總理大臣の奏請により内閣においてこれを命ず、上司の指揮を承け會務を整理す

大陸開發政策

新秩序の建設は日滿支三國相携へて政治、經濟、文化等各般に互り互助連環の關係を樹立するを以て根幹とし、東亞に於る國際正義の確立、共同防衛の達成、新文化の創造、經濟結合の實現を期するにある。經濟結合の實現即ち日滿支經濟ブロックの建設の過程において北支と中、南支とはその地理的、政治的並に經濟的關係の相違によりその經營方針も自ら違つて來ること勿論である。

北支の經營はその包蔵する豐富なる石炭、鐵、鹽、棉花、羊毛等の資源の開發利用にその中心が置かれるに對し、中支のそれは揚子江を中心とする膨大な商權の把握が主要なる目標とされ、従つて當面鐵礦資源の開發の外は上海並に揚子江流域を中心とする産業、交通の復興と、その廣大なる背後地の購買力の培養復舊に主力を注がれてゐるのである。我が大陸開發政策は十三年十一月七日北支

那開發及び中支那振興の兩社設立され、これを對支産業開發の中樞機關とし、子會社が續續設立せられ、またこれを裏つける金融機關として北支に中國聯合準備銀行、蒙疆に蒙疆銀行、中支に華興商業銀行あり、これらの銀行は日本法人ではないが我資本並に人的參加の下に困難なる法幣對策に當り、北支、蒙疆においては今や全く成功の域に達した。中支における通貨工作も著しく進展した。同時に興亞院の開設は從來やゝもすれば、不統一を免れなかつた對支政策を統合一元化し、從來現地の實權を握つてゐた軍特務部も同院の連絡部中に包攝されることになり、こゝに我が大陸政策遂行の機構は漸く整備せらるゝに至つた。

北支開發、中支振興兩社の關係する事業は交通、通信、電氣、鐵産、鹽等はゆる統制事業であつて、それ以外は自由企業として民間の自由進出が認めらるゝ譯であるが、しかしそれにも一定の制限が置かれてゐる。即ち(一)日滿支の經濟的壓迫の排除(二)資本の二重投資回避(三)同種企業の並立防止等の諸原則のもとに許可されるのであつて、例へば紡績においては内地との壓迫回避のため事變前の能力を限度とすること、製粉は北支においては地域限定を行はしめ、セメ



ントはセメント聯合會員及びアウトサイダーをも参加させ總括會社として華北セメントを設立せしめる如きこれである。而して今日まで自由企業として大陸に進出したものは純然たる新設企業のほか支那の既存施設を一時軍の管理工場とし、これを當業者に委託經營せしめ、もしくはこれを現物出資とし、これに日本の資本と技術を参加せしめて日支合辦會社とし、復興經營せしめる方法が採られてゐる。

北支開發株式會社

第七十三議會を通過した「北支那開發株式會社法」に本つき、昭和十三年十一月七日日本法人の國策會社として誕生した。本社の目的とするところは同會社法第一條の規定する如く「北支那の經濟開發を促進し、その統合調整を圖る」にある。而して會社は直接事業を經營するものでなく、いはゆる持株會社として直接經營に當る事業會社たる子會社を作り、本社はこれらの子會社に投資融資をなし、その事業を統合調整して行くものである。本社は大陸開發の本來の使命から日本政府の保護監督を必要とし、そのため日本法人とされたが、支那並に外國資本の参加も拒まないこと勿論である。子會社に臨時政府の特殊乃至普

通法人とし、その資本構成は日支合辦とし、本社がその過半を有する建前である。

北支那開發會社は對支經濟工作の一環として産業部門を擔當するものであり、政府はこれを興亞院の監督下に置く反面、その保護助長策として(一)開業後十年間所得税、營業税、地方税に對する免除(二)民間配當が年六分に達するまで政府配當に對する優先權(三)民間配當を確實にするため初年度より五年間一定金額の政府補助等が行はれる、右のほか資金調達方法として(一)資本金の五倍を限り、北支開發債券を發行し得ること(二)債券の元本の償還及び利息の支拂については政府は保證し得ること(三)全額拂込前の増資並に(四)第一回拂込金については株金の六分の一までの引下が許されてゐる。會社の資本金は三億五千萬圓、政府、民間折半出資としその出資配當は次の如くである。

北支那開發株式會社株金出資内譯

- 一、政府出資(三、五〇〇千株中) 五、七五〇
内現物(全額拂込)二、〇〇〇株 三、〇〇〇
現金(八圓五十錢拂込)三、八六二、〇〇〇株 三、〇〇〇
二、民間出資(三、五〇〇千株中) 四、三七五

内資成人(三、五〇〇千株) 三、〇〇〇
一般公券(五〇〇千株) 四、三七五
なほ政府現物出資は鐵道、橋梁及び建物、機關車其他の車輛、軌道並に軌條及び枕木、其他鐵道施設及びこれに附帶する物件である。

開發會社の統制する事業

北支那は棉花をはじめ小麦、粟、高粱等の農産資源、羊毛、皮革、毛皮等の畜産資源、石炭、鐵及び金、鉛、亜鉛、アルミニウム、マンガ、銅等の非鐵金屬並に石綿、石膏、硫黃、雲母、螢石等の鑛産資源、鹽の如き水産資源等豊富な資源に恵まれてゐるが、これら資源の開發並にその他の一般産業を統制事業と自由企業を許される事業とに分ち、本社の統合調整する子會社の事業は左の如くである。
一、交通、運輸及び港灣に關する事業
二、通信に關する事業
三、發送電に關する事業
四、鑛産に關する事業
五、鹽の製造、販賣及び利用に關する事業
六、前各號のほか北支那における經濟開發を促進するため特に統合調整を必要とする事業
而して子會社の設立は鐵道事業の如きは一元的にこれを行ひ、石炭の如きは數社を設立

するはずである。

開發會社の統制事業中子會社の設立を見たのは華北電信電話、華北交通、華北鹽業、龍烟鐵礦があり石炭、鐵、電力等の子會社についてはなほ多少の時日を要するものと見られてゐる。既設子會社は次の如くである。

華北交通會社

北支開發の根幹として中華民國臨時政府昭和十四年四月十五日附會社設立に關する政府命令並に華北交通株式會社條例に基き四月十七日を以て創立された。華北交通會社定款によれば本會社は華北交通株式會社條例により設立し華北交通股份有限公司と稱し、その日本人稱呼を華北交通株式會社とす(第一條)、北支那における交通運輸の發達統制を圖るため左の事業を營むことを目的とする。

- 一、鐵道事業
二、自動車運輸事業
三、内國水運事業
四、前各項の事業に附帶する事業

本會社は前項の事業と關聯を有する事業に投資をなし、または政府の許可を受けこれが經營をなすことを得、また北支那以外の地域における第一項の事業及びこれと關聯を有する事業の經營をなし、またこれに投資することを得。但しこれが經營をなさんとする時は政

府の認可を受けることを要する(第二條)、また本會社は華北交通會社法第十五條第一項により本會社の計算において國有鐵道及びその附帶事業を經營する(第三條)。

本會社の資本金は三億圓、その出資配當は北支開發會社一億五千萬圓(内三千萬圓第一回現物出資)、滿鐵一億二千萬圓(二千四百萬圓現金出資)、臨時政府三千萬圓(六百萬圓現金出資)。

北支那開發株式會社は鐵道、橋梁、建物、機關車其他の車輛、軌道、枕木その他鐵道施設及びこれに附帶する物件の出資をなし、本社はその財産價額三千萬圓に對し十圓拂込の株式三百萬株を興へた。

營業路線は差當り舊滿鐵北支事務局經營線を繼承し、自動車路線は蒙疆汽車公司、華北汽車公司を子會社としてそのまゝ經營せしめる方針を執つた。而して鐵道關係の従業員は、大體邦人一萬五千餘名(滿鐵派遣一萬二千、鐵道省派遣二千)支那人五萬五千名(滿鐵派遣滿洲人四千餘、舊各鐵路從業員復歸者五萬一千餘)、總計七萬餘名、經營鐵路線は京山線、京包線、膠濟線、正大線、通古線各全線、津浦線(蚌埠以北)、京漢線(新郷以北)、同蒲線(大同、運城間)、隴海線(趙墩、開封間)並に趙墩、台兒莊間、總計四千五百軒に及んでゐる。

華北電信電話

昭和十三年七月三十一日創立されたが未だ正式には當社の子會社ではない。資本金三千五百萬圓、出資割合は臨時政府(現物出資)六百萬圓、中國側四十萬圓、日本側日本無線、滿洲電報、國際電通各四十萬圓、ほか未募集株千三百萬圓であつて、これが當社の引受分である。近く引受實行の準備が進められてゐる。北支における有線(海底電信を含む)及び無線による電信電話業務を營むを目的とする。

龍烟鐵礦會社

鐵礦に關しては當初の探礦製鐵一貫作業計畫を改め昭和十四年六月蒙疆政府は龍烟鐵礦會社法を公布これに本づいて同年七月廿八日本社が創立された。資本金二千萬圓、蒙疆政權と北支開發の折半出資とし、第一回拂込四分の一。本社を張家口に置き、龍烟鐵礦の探掘發見を行ふ。現在作業中の鐵區は烟筒山のみであるが、最も埋藏量の豊富な龍化鐵礦區は目下新線引込工事中で、十四年中に探發開始の予定、更に十五年度は辛蕪の鐵區も開發する予定で十三鐵區に對する三年計畫は次の通りで、寶鐵は興中公司が當ることになつてゐる。
昭和十四年度七〇萬、十五年度一二〇萬、十六年度一七〇萬。



興中公司 資本金一千萬圓(全額拂込) 昭和十四年初め滿鐵出資株(全株滿鐵所有)の肩替りにより北支振興の傘下に入ったものであるが、同公司の經營してゐた鹽粘土、石灰、鐵等の各種事業は逐次分離獨立される方針であるから將來は當然に北支振興に吸収される運命にある。現在興中公司の關係會社は左の如くである。

Table with columns: 社名, 資本金, 拂込, 創立年月. Lists companies like 天津電業, 冀東電業, 齊魯電業, etc.

なほ同社鹽業部は新たに華北鹽業會社に引繼がれた。

華北鹽業會社 昭和十四年八月二十日 設立、中國普通法人として工業鹽、食鹽の製造對日輸出確保、その他鹽工業及びこれに附帯する一切の業務を營むことを目的とし、資

本二千五百萬圓、第一回拂込額一千萬圓、社長は日本側、副社長は中國側より選任し其他興中取締役日支各二名、監査役各一名を選任する。興中公司鹽業部を其ま、引繼ぎ、從來鹽業部としては我が工業鹽田、食鹽の買上げ對日輸出のみ行つてゐたのを今後生産をも營むもので十四年度中の對日輸出は四十萬八千トと豫想される。なほ北支鹽業對策としては當分の間長鹽鹽については現在の渤海鹽業その他を華北鹽業の下に統制し、山東については山東鹽業會社(日華興業、大日本鹽業等の共同經營、資本金一千萬圓)をその鹽開發會社の傘下に收め、將來において開發會社の單一會社として統轄するはずである。

石炭プロック 右炭については當初の一業一社主義を改め、地域的に六乃至七のプロックに分け、日支折半出資にてそれ／＼左の如く日本側當業會社と合作する豫定である。

Table with columns: 中興, 井陘, 太原, etc. Lists locations and associated companies like 三井礦山, 貝島炭礦, etc.

中支那振興株式會社

中支那振興會社は北支開發會社と同時に、略同様の組織をもつて生れた。資本金一億圓總株數二百萬株、官民折半出資とし、政府は出資株百萬株のうち機關車、客車、軌條その他鐵道施設を現物出資し、その出資額を七百六十四萬圓、十五萬二千八百株と査定、残りの引受株八十四萬七千二百株に對しては第一回拂込として一株につき十三圓二十七錢、合計一千二百二十四萬二千三百四十四圓を徵收、また民間引受株百萬株に對しては第一回拂込金一株につき十二圓五十錢、合計一千二百五十萬圓を徵收した。事業資金としては拂込金の五倍を限度とする中支振興債券の發行をなすことが出来る。(なほ政府の所有する株式の第二回以後の株金拂込は金銭以外の財産を以てこれに充てることを得る)

華中鐵道會社

中支鐵道は昭和十三年十一月以來中支軍鐵道局の手により運營されて來たが、我が現地當局と維新政府當局との折衝の結果これを國有民營の恒常的狀態におくこととなり、取敢へず海南(舊京滬)、海杭(舊滬杭甬)、京蕪(舊江甬)、蘇嘉の四鐵道を十四年四月三十日を期し維新政府の手に收めると、もに華中鐵道會社を新設、これ

中支振興株式會社

Table with columns: 支那側出資, 日本側出資, 現金. Lists companies like 華中鐵業, 華中水電, 上海內河, etc.

によつて運營されることになつた。同社は四月三十日創立總會を開き五月一日より開業した。會社の内容は左の如くである。

一、組織 維新政府特殊法人 一、資本金 五千萬圓(日本圓)、内二千五百萬圓は中支那振興會社が日本政府(鐵道省)より引受けたる運轉資材の現物出資を以て當て、第一回拂込分は十三年五月末迄に提供せられたる資材の評價により七百六十四萬圓とし、漸次その後の分の評價を待つて残額の拂込を行ふ。残りの二千五百萬圓は現金出資とし、内一千萬圓に維新政府、

六百五十萬圓に中支那振興會社、八百五十萬圓は日本通運外二十一社が出資する。第一回現金拂込分は四分の一。

一、營業線路(單位キロ) 海南線(上海—南京間)三二一 海杭線(上海—杭州間)一九六 京蕪線(南京—蕪湖間)九四 蘇嘉線(蘇州—嘉興間)七六 外に吳淞線等支線を合し合計約八〇〇キロ 一、附帶事業 都市間長距離バス會社たる大直公司(主要路線上海—無錫間及び常熟—蘇州間)、森本バス(無錫—常熟—丹陽間)

等を買収しこれを經營する。 一、借款問題 海南線その他各鐵道は當初イギリスその他外國の借款によつて建設せられたもので、多額の外債を負つてゐるものであるが、これら鐵道を維新政府が接收した以上借款問題は維新政府において考慮されるべきで、新會社は何らこれに關係を持たない。

華中鐵業は初め華中鐵道として設立された十三年十二月華中鐵業と改め鐵道採掘の外石炭、螢石その他中支重要礦物の採掘も行ふ。現在鑛石の積出を行つてゐるのは安徽省南山四山寺で日産千五百ト、また黃梅山、鐘山、鳳凰山、桃冲等の諸鑛山の採掘にも着手した。日本側出資一千萬圓中の出資割當は中支振興四百五十萬圓、日鐵三百萬圓を大口とし、残りを日本鋼管、鶴見製鐵、小倉製鐵、中山製鐵、中日實業公司等が分割引受けた。 華中水電 上海の閘北水電、華商電氣(南京)の現物出資と日本側電力會社及び中支振興の出資で電燈電力並に水道を經營する。今年六月現在一ヶ月の發電量上海約五百十萬キ、その他十一都市約五百萬キに達し、水道の配水量は上海一ヶ月約三百萬立方キ、その他五都市三百四十萬立方キに達してゐる。 上海內河汽船 小蒸汽船、輝等により上海を中心に蘇州河、黃浦江等の輸送に當るもの



で、五月末現在運航汽船は八十八隻であつた。華中電氣通信 中支の無線、有線電信、電話の統制會社である。對日、對米のほか對ベルリン、ローマ等との直通無線を開始、また買切送信所を復舊した。市内電話は上海、南京蘇州、杭州等に復興擴張された。

上海恒産 上海の新都市計畫を遂行する土地建物會社である。都市建設事業は既に實施計畫も出來上り、六月一日第一回の土地分譲を開始し、四日間に五十萬坪の賣約を了した。華中都市自動車 上海、南京、蘇州、蕪江、杭州の五都市におけるバス事業を經營し、營業路線合計約二百八十キロを有する。

華中水産 上海魚市場と沿海漁業を營む。大上海瓦斯 十四年八月から工場建設にかかり十五年二月より瓦斯配給の見込である。

華中蠶糸 當初日本の製糸業關係者と蘇州無錫方面の支那人製糸工場との合辦にて、中支方面の機械製糸業を統制し、日支兩國間の生産及び輸出の調整を圖りつゝ、兩國蠶糸業の發達を期することを目的として設立され、機械製糸業の經營、蠶種の製造及び配給等に從事するものであるが、同社の二百萬圓増資を機會に、中支振興が参加することとなり、その新株一萬株を引受けると同時に舊株三萬株を購入した。

淮南炭礦 大通、九龍、同山等淮南炭田一

帶の石炭採掘、販賣並にその附帶事業を行ふを目的とし六月十五日創立、資本金千五百萬圓、出資内譯は鐵山設備現物出資四百三十五萬圓、内大通煤礦公司二百五十萬圓、國營分百八十五萬圓（何れも支那側にして全額拂込現金出資一千六十五萬圓、内日本側中支振興會社二百五十萬圓、三井鐵山三百萬圓、三菱鐵業二百萬圓、支那側華中鐵業百五十萬圓、一般百六十五萬圓（第一回拂込四分の一））維新政府普通法人。淮南炭礦は採炭可能費八千萬圓といはれ中支最大のものである。第五

### 通貨工作の進展

#### 中國聯銀の強化

中國聯合準備銀行は北支の中央證券銀行として昭和十三年三月十日開業以來舊通貨の整理にあらゆる手段をつくして來たが、十四年三月十日を以て舊通貨整理辦法によつて與へられた舊法幣の流通期限の一年も満了し臨時政府は既定方針に従つて、三月十一日以降中國、交通銀行は勿論、北支の一切の舊法幣は流通禁止となつた。唯河北省、冀東兩行券のみは特別の待遇を與へ、二ヶ月の猶豫期間を設けた。かくして京津地方はもとより青島、濟南、石家莊等の主要都市をはじめ軍

年度二百萬圓を目標として採掘準備に着手したが、本計畫の遂行は中支石炭問題の解決に寄與する所大なるものと期待される。華中蠶業會社 資本金五百萬元、出資割當中支振興二百萬元、大日本蠶業五十萬元、日本側計二百五十萬元、維新政府百二十萬元、鹽商組合三十萬元、海州鹽關係その他百萬元中國側計二百五十萬元、第一回拂込四分の一、中支における蠶業を復興し、國內配給を圓滑ならしむると共に餘剩蠶の對日輸出を行ふを目的とす。

の制壓下にある鐵道沿線地帯、冀東地區等においては舊法幣は殆んどその姿を消し聯銀券一本に置き換へられた。

しかしながら北支の全土が僅々一年間に全部聯銀券一色に統一されるとは當初より期待し得なかつたし、事實十四年三月十一日の舊法幣流通禁止の時に於いてもなほかなり廣大な地域が聯銀券地帯以外にあつたことは勿論である。非聯銀券地帯として最も顯著なのは天津の外國租界である。即ち治外法權を楯として英佛租界は舊法幣の流通禁止を認めず、聯銀による北支幣制統一と、新しき金融組織の確立を進める上において最も大きな障礙であ

るとが舊法幣流通禁止後いよいよ明白となつたのである。次に聯銀地帯以外にある第二のものは所謂匪區地帯である。これは未だ完全に軍軍の制壓下ない地帯であり、現に武力的にも軍軍に敵對してゐるところである。聯銀券地帯においては舊法幣の流通禁止とともにこれが徹底的實效を収むべく臨時政府は北支軍當局の協力の下に嚴重なる取締方法を講ずる一方、軍軍の殘敵掃蕩は一日として手を緩められたことなく、従つていはゆる匪區地帯も肅清工作の進行につれ次第に聯銀券地帯化の過程が進展してゐる。

かくして聯銀券は唯一の國內通貨として舊法幣がこれまで果して來た役割を肩替りした以上貿易通貨としても舊法幣の機能を引き継ぐべきであり、これがために臨時政府は三月十一日を期し一部の爲替集中制を實施した。しかし前述の通り北支の事態は未だいはゆる聯銀券地帯以外は治安確立せず、聯銀による國內幣制統一がなほ未完成の域にあるといふ事實は他面貿易通貨としての聯銀券による統一も第一段階としては輸出品目の一部に實行すること、したのもやむを得ざることであつた。即ちこの三月十一日の爲替集中では左の十二品目に適用したのであつた。

鳥卵及同製品、胡桃（殼付のものを含む）、落花生油、落花生、杏仁、棉實、葉煙草、

ヴァーミセリ及マカロニ、石炭、毛製カーペット（毛織交織物及床敷を含む）麥稈眞田、鹽

臨時政府の執つたこの爲替集中に對し、英米、佛等の金融資本は全然これに協力せず、従つて十二品目の輸出爲替の取扱は全く中止の状態であつたが、兎も角聯銀として六月末までに英貨百萬磅、米貨五十八萬磅の輸出爲替を集めることが出來た。

北支における舊法幣の流通禁止ならびに十二品目の爲替集中の實施により聯銀が舊法幣の機能を剝奪したことに伴ひ舊法幣は少くとも北支においては一段の崩壞現象の露呈を露測されたのである。然るに舊法幣流通禁止後の北支經濟界において現はれた現象は聯銀地帯における物價高であり五月初頃には衣食料品を先頭に、二、三ヶ月前に比し四、五割の騰貴を見た。かゝる物價高の他の反面においては天津外國租界内における聯銀券と舊法幣との間相場は聯銀券に對し次第に大きな打歩をつけ、一時は舊法幣千圓につき三、四百圓ものプレミアムをつけるに至つた。聯銀地帯内における物價騰貴の趨勢、特に一般民衆の生活と關係の深い衣食料品の暴騰は治安上に直に經濟建設の上から最早捨て置き難き問題となつた。しかもこの物價高の原因は結局聯銀券の價値低落と連つてゐることが否定し難

き事實と看做されるに至り、こゝに今更の如く聯銀券の強化對策の樹立が要望されるに至つた。

聯銀券強化對策としては北支の治安確立、對北支輸出制限の緩和並に北支輸出爲替の全面的集中等の諸方策が考へられた。治安確立については北支軍當局も本年二月頃よりいはゆる『治安經濟工作』の名の下に經濟工作を促進するための治安維持に努力し、このためには軍隊の分散配置により縣城と縣城を結ぶ道路の建設、經濟工作班の組織等々その成績を挙げつゝあり、北支における殘敵の徹底的掃蕩により舊法幣を完全に驅逐して北支經濟全體が名實ともに聯銀券の支配下に入ることも近きにあるを思はしめる。對北支輸出制限の緩和について興亞院でもその必要を認めこれが實行を決議してゐる。第三の北支輸出爲替の全面的集中は七月六日發表、同十七日を以て實施された。即ち

一、本年三月十一日實施した十二品目に限る聯銀爲替集中を北支輸出全品目に擴大し、一、日本、滿洲國向輸出については圓、元等による日滿通貨の爲替を聯銀に賣却し、日滿以外の第三國向輸出については日、滿、蒙、聯銀以外の通貨を以てする爲替を聯銀に賣却せざる限り輸出を許さないことを規定し、聯銀が輸出爲替を買取つた範



國內において成るべく多額の輸入爲替の賣却に應ずる方針であることは第一次爲替集中の當時と變りない。また爲替の全面的集中を實行した後に於いては貿易外支拂に充當する爲替の賣却を考慮しなくてはならないので、輸入爲替の賣却は輸出爲替の買取額の九割まで賣却することとし、特に聯銀に協力するものには全額の賣却を認めることとした。

北支輸出爲替の全面的集中實施の結果は、天津租界内の舊法幣は貿易通貨としての機能完全に喪失したることになり、舊法幣に對しては全くその死命を制した。

これより先法幣は十四年六月七日の爲替賣止の結果として八分四厘の一から六分台に低落し、その先引不安の濃厚さを豫見させたのであるが、この全面的爲替集中實施の翌七月十八日、香港上海銀行上海支店は再び銀行間の外貨賣止を斷行したのを機に法幣は同日一舉に五分台に落ち、翌日は四分台に崩れ、四六分台まで危くなつた。かくて北支爲替集中制の實施は法幣全體の瓦解に拍車をかけ、しかもこの法幣の落ち行く方向とは逆に聯銀券の外貨への轉換を合理的に維持させるとによつて聯銀強化への一大拍車でもあつた。かつて聯銀創設の直後外國銀行は聯銀に外貨のカバーを要求し、この要求が満たされない限りは協力を出来ぬとて爾來一年半非協力的態度を執つ

て來たのであるが、當時聯銀はその當面の任務が通貨の國內價値の維持にあることを述べ外國貿易に關する利便の供與については稍すに時日を以てされたいと辯じたのであつたが聯銀は外銀外商に對するこの約を今や一應果し、聯銀券をして貿易通貨としての機能をも確立せんとしてゐる。日英東京會談による租界内の舊法幣流通禁止、租界内に保管する四千八百萬元の現銀引渡の要求は會談の決裂により實現を見なかつたけれども聯銀は今や名實ともに中央銀行としての地位を確立するに至つた。

### 中支の通貨工作

法幣對策として東亞新秩序の下における經濟建設の血脈として中支に獨自の新幣制確立の急務は早くから叫ばれたところであるが、中支の環境は經濟的に北支より遙かに複雑であり、英國を筆頭とする既成勢力の確固たる地盤である。十四年五月、硬券銀行として華興商業銀行が設立されたが、十三年三月、中支に維新政府の樹立以來、に至るまでの一年有半は新幣制の生みの苦難の時期であつた。この間現地に、内地に、當局も、民間も人により、時によつて種々様々の對策が練られた。

大局的に見て中支もまた日滿支經濟ブロッ

ク圈内に包含さるべきとは勿論であるが、直ちに幣制にまでブロック主義を強行すべきか否かについては多大の疑問、困難があり、ブロック通貨論は現實論より先に概念論に出發し、更に政治論を加味せるものがその根據と見られ、理想としては日滿支を通ずるブロックの確立は望ましいこと、してもこれには治安の確立、背景をなす資金の閉塞が少くともその前提でなければならぬ。こゝに理論と現實との距たりがあり、ブロック論の脆弱性があつた。かくてブロック論が次第に後退し、現實に圓との聯繫を斷つた華興券への結實となつたものである。

華興商業銀行の設立 華興商業銀行は十四年五月一日上海において創立總會を開き、五月十六日を以て開業し、同時に紙幣を發行した。その機構内容は次の如くである。

- 一、名稱 華興商業銀行
- 一、組織 維新政府法人
- 一、資本金 五千萬元(華興圓單位八分四厘の一換算、六分で換算すれば約七千萬元) 全額揃込
- 一、出資者 差當り維新政府及日本側銀行の折半出資、但し中國の民間及第三國側の好意的参加はこれを歡迎す
- 一、日本側銀行は興銀(出資額五百萬元、他は四百萬元宛) 合銀、鮮銀、三井、三菱、住友の六行で、所謂上海に支店を持つ日本六

大銀行中正金が定款により株主たることが出来ない結果興銀がこれに代つた

- 一、業務 差當り貿易通商金融に重點を置く
- (イ) 確實なる商業手形の割引(ロ) 確實なる有價證券、債權又は換價容易なる商品を擔保とする貸付及び手形割引(ハ) 國內外爲替及び荷爲替の賣買(ニ) 地金銀及び外國貨幣の賣買(ホ) 確實なる有價證券の代理購算及び引受(ヘ) 各種預金の受入(ト) 取引先のためにする手形の取立(チ) 金銀その他貴重品並びに諸證券類の保護預(リ) 各種貯蓄及び信託業務

一、特權 強制通用力ある銀行券の發行、なほ開業と同時に維新政府より無利息預金一千萬元を提供する

- 一、銀行券 十圓、五圓、一圓及び補助紙幣として二角、一角の五種
- 一、國庫事務 維新政府の國庫事務を取扱ふ
- 一、營業期限 三十年
- 一、總行 上海雲龍安路二號
- 一、支行 南京その他

華興商業銀行の役割は新通貨華興券の發行により、事變後硬塞状態にあつた中支の金融を打開通ずるのが第一義であり、國內通貨供給よりも差當り貿易通商金融に重點を置くものである。即ち將政權の預金引出制限、被占領地域への法幣持出禁止は中支金融の梗

塞を來し、物資購入資金の入手難に陥つてゐるのを打開し、輸出貿易の伸張を圖るため差當り貿易金融に重點を置く純然たる商業銀行活動がその職能であつて、いはゆる中央銀行ではない。従つて軍事政治或は産業開發資金供給機關として利用せず、中支金融の中樞上海に本店を設けたのもこのためである。

華興券の對外價値は法幣とパーとしたがこれは法幣にリンクしたものでなく、等價關係は華興券の出發に際しての便宜手段であつて、將來法幣が暴落した場合にはこれと分離して獨自の價値基準に立つ建前は明かにしてゐたところである。法幣は六月七日法幣安定資金の枯渇から香港上海銀行は突如外貨の賣止を行ひ、ために法幣の爲替相場は八分四厘の一から六分半に暴落、一應この邊を新安定點としたが先行はなほ不安であり、低落はなほ免れない情勢であつたので、華興銀行側では早くも法幣絶縁の準備を具體的に考慮した。七月十八日香港上海銀行は再び六分半の法幣維持を放棄して外貨賣止に出たため上海市場は混亂に陥り、忽ち四六分台に崩落し、更に四六分台の維持も危くなつた。こゝにおいて日支關係當局は遂に斷乎華興券の法幣とのパー關係を切斷し、對英六分六厘の爲替相場を基準を置く旨中外に聲明した。

法幣の命運がすでに窮まり、一落千丈の過

### 租界問題

支那に於ける外國租界が列強の支那殖民地化政策の遺物であり、更庄支那の痛として東亞新秩序建設の重大な障礙をなしてゐることは既に明かなる事實である。租界問題の根本的解決を圖るためには支那新政府をしてこれを回收せしむる外なく、本問題に對する日本の基本的態度は帝國政府聲明がすでに明確にしてゐる。租界の本質に關し五月二十四日河相外務省情報部長は次の如き見解を發表した。

鼓浪嶼、上海、天津等の共同または單獨租界の性質は支那主權が關係國の政治的制限を受けてゐるに過ぎず、租界は領土に非ず従つて支那の主權が失はれたものではなくその範圍内で主權が不活動状態に陥つてゐるのである。その土地が各國行政權内にあつても主權は消滅したものでない。



従つて我が占領地域内にあるこれら租界は直接我軍において取締つてもよいのであるが我が政府においては上海、天津、鼓浪嶼における租界問題に對して列國權益尊重の意味から一應租界制度の存続を承認しこれを東亞における新事態に適應せしむるやう租界行政機構の改正乃至抗日取締徹底等を要求するに止めてゐるのである。

租界問題重大化の直接の原因は各租界における抗日テロ事件の頻發と租界當局の抗日取締の無力乃至不誠意である。しかしより根本的な原因はこれら外國租界當局の對日不協力を即ち租界内における抗日の宣傳やテロの横行を默認し、通貨金融工作に對する妨害等によつて日本の政策遂行を妨げんとするその對日敵性にあるのである。しかも租界當局の對日敵性といふも、これは畢竟それ／＼本國政府の對日敵性を反映せるものに外ならず、従つていはゆる租界の改組、抗日取締の徹底が租界當局相手の折衝でその目的を達することは不可能に近いことであつて、結局英佛各本國をして東亞の新事態を認識し、その基礎の上に立つて日本との協力の方向へその政策を轉換せしめなければならぬのである。

### 上海工部局改組問題

上海共同租界工部局の改組に關しては十三

年一月四日、頻發せるテロ事件に鑑み、岡本總領事から(一)日本人警察官の地位の向上並に人員の増加(二)警察以外の中樞機關においても行政部門の重要地位を日本人に與へること(三)各行政部門にも日本人を参加せしむることの三項を工部局に要求して以來のことである。

然るに日本の要求は貫徹しないのみならずその後においても抗日テロ事件は絶え絶えずまた抗日の宣傳はますます盛に行はれる状態に、我が占領地域内におけるこの種敵性行為は斷じて許すべきにあらずとし、十四年五月四日帝國政府は澤田外務次官をして駐日英米兩國大使に對し共同租界改組に關する重大申入を行はしめた。その要旨は次の如きものである。

- 一、共同租界の基本法たる現行土地章程は七十年前の一八六六年に定められたもので轉近著しく變化した租界の新事態の下においては妥當ならざること。
- 二、共同租界が今日の現實の事態に適應し、眞に健全なる機能を發揮するにはその機構及び運用上に改善を加ふべきこと。
- 三、共同租界行政の運用を圓滑ならしめるためには工部局の機構を改組すると共に、利害關係國人の發言權が工部局行政の上に公平に表現されることが必要で、特に日本は

居留民の數に照してもその發言權の増大を要求せざるを得ないこと。  
四、上海特別市政府及び維新政府が既に成立してゐる事實を認め、殊に上海特別市政府は租界外エキステンション地域においても現實の統治體として活動してゐるのであるから、租界當局はこれと緊密なる聯絡協力をなす意味において、現在工部局に保管されてゐる舊市政府の土地台帳を速に特別市政府に返還し、また共同租界内の上海第一特別地方法院のごとき速に同市政府に接収せしむべきものである。

- 五、租界内に反日乃至反新政權分子の跳梁を放任するがごときことは租界自體の存立及び安寧のためにとらざるところで、これら分子のテロ行為及び排日言論その他一切の有害行為を徹底的に取締るべきこと。
- この我が要求條項の中心問題となるのはいふまでもなく土地章程の改訂、工部局機構の改革であつて、澤田次官申入れはその具體的目標を左の如く列挙してゐる。
- (一)共同租界參事會員の選舉制度が舊態依然たる非デモクラチックであること。
  - (二)工部局主要職員は殆んど英國人によつて壟斷せられ、英國人職員が餘りに壓倒的多數を占め且つその施政が寡頭政治に流れてゐること。

- (三)行政費が餘りに高く殊に俸給が割高であつて、義勇隊、教育費、音樂隊その他において節減を要するものがあること。
  - (四)工部局豫算殊に教育費が各國人居留民に公平に分配されてゐない。
  - (五)日本人參事會員の數、工部局警察部における日本人警察官の地位、將又工部局一般行政部における日本人職員の状態等は最近における居留日本人増加の事實に鑑み、極めて不満足である。
- 併しこの要求にも拘らず共同租界の改組については各國の反對によつて何らの改善も見ない。

### 天津英租界封鎖

天津英佛租界の問題はこれらが專管租界である點からその解決は我が勢力をもつて彼等の敵性を排除する外、中間的な解決も妥協もあり得ない。日支事變勃發當初の日から英佛兩租界が暴戾なる援將抗日性を發揮し、日本人を憤激せしめたことは記憶に新たなところである。英佛租界の對日敵性は臨時政府の成立、聯銀券の登場によつて北支の治安確立し金融通貨工作が次第に進展するにつれいよいよ本格的となつた。英佛租界がその治外法權地域たる特權を利用して蔣政權の舊法幣を支持し、聯銀券を認めず、臨時政府の通貨工作

を妨害し、その間隙に乗じて對第三國貿易の獨占を企圖するなど通貨工作妨害の事實は一枚擧に盡がない。また表面は我方の抗議を容れ、抗日取締の勵行を承認しながら内實は英佛兩租界が蔣政權の指令によつて暗躍する藍衣社、CC團、共產分子等の温床となつたことも事實である。

問題の根源が英佛租界に根ざす對日敵性にある以上我方としては斷乎強硬手段をもつてその反省を促す外ない。我方としては第三國人の權益保護の根本方針に本づき、努めて租界當局との聯絡協調により友誼的解決に努めて來たにも拘らず英佛租界當局は日本側の要求に對し毫も誠意を示すことなく、徒らに解決收拾を遷延せしむるのみであつたので、日本側は先づ英佛租界當局の反省を促す目的をもつて十三年夏英佛租界内居住の邦人の糾引揚を斷行した。當時英租界内には一二六戸三五一名、佛租界内には二八二戸一、一三三名の邦人居住者があつたが、彼らは多大の犧牲を忍んで軍當局の命令を實行した。

しかしこの位のことでは英佛租界當局を反省せしめることは出来ない。日本及び領事館警察當局は同年の十二月十四日に至り英佛兩租界隔離を斷行し、次で二十二日に至り我方は大日本軍天津防衛司令官の名をもつて英佛租界との交通制限の實施を布告し、こゝに第一回租界封鎖が斷行されたのであつた。

この第一回の封鎖は十四年二月八日解除された。しかしこれは英佛租界當局の對日敵性が根本的に是正され、我れに對する協力が確保されたためではない。唯我方の租界封鎖の目的は抗日共產分子の跳梁を終息せしめるにあり、ある程度その目的を達成したるによつてこれを解除し英佛租界當局そのものを敵とするものでないことを示し、以て租界當局に反省の餘地を残さうとしたものであつた。然るにその後の英佛側の對日不協調の態度はますます露骨となり、事態の改善は望むべくもなかつた。かゝるところへ發生したのが程獨庚暗殺犯人引渡問題である。十四年四月九日英租界内において海關監督程獨庚暗殺されるや我が出先當局は直ちに英租界當局に對し日本憲兵との共同捜査、犯人の引渡を要求したところ英國側は覺悟をもつてこれを承認した。日本側も協力した結果、四月二十三日犯人四名は英租界内において逮捕され、一先づ英租界工部局に留置した。我憲兵隊は右覺悟に本づき、犯人引渡を要求したのに對し英國側は主席領事以下その要求の正當なるを認めたいにも拘らず、總領事ジャミーソンはこれに反對し、その引渡を拒否した。これは犯人引渡はイギリスが新政權を承認するものだといふ重慶政府側の反對が英本國政府を動かし、またカー大使は最初から犯人引渡に反對であ



つたのである。

そこで我方は五月三十一日英國側に對し六月七日正午を限り犯人引渡問題に關し一週間の期限付要求を突きつけた。これに對しジャミーン總領事は六日日本政府の回訓に本づくものなりとて、右犯人引渡を拒絶した。こゝにおいて英國租界當局の不誠意はもはや追及するも無駄であるとし、我が現地軍當局は斷乎英佛租界封鎖の決意を固め、六月十四日をもつて租界の封鎖を斷行した。同日天津軍は大要次の如き聲明を發した。

事茲に至つた以上問題は單なる犯人引渡をもつて納まるべき性質のものでない。軍はこれによつて英國の援將態度に猛省を求めると共に英國租界が抗日共產分子を庇護して彼等に安全感を與へ、法幣を支持して聯銀券の流通を阻害し、物資の賣惜みより物價の騰貴を促し、或は不逞分子の無謀使用を默認し、排日教科書の使用を公認する等その金融、經濟、思想的攪亂政策の根絶を要求するものである。従つて英國租界當局は百八十度の轉向により北支の新情勢を認識し、衷心より日本と提携し、東亞の新秩序建設に至るまでは、矛を收めることは出來ない。

嚴重なる我が租界隔絶の斷行により事態の重大化に狼狽した英國當局はこれを外交交渉によつて解決せんと欲し東京會議開催方を申

入れ、七月十五日より日英會談が開催されるに至つたことは「外交」の部に記述の通りである。

### 鼓浪嶼問題

鼓浪嶼共同租界は一九〇二年支那側が自發的に外國に向つて開放したものである。即ち同年各國領事との間に公共租界章程十七條を作成し、全島を擧げて列國の共同租界としたものであり、各國領事の共管に屬するが、最初から支那人の參與を認め、特に租界の重要行政規定は支那側の同意を必要としてゐる點が上海その他の租界と異なるところである。

鼓浪嶼問題紛糾の原因は他の租界の例に洩れず、租界當局の對日敵性にある。租界工部局の實勢力は全くイギリス人の占めるところであり、また同島のイギリス領事も對日策謀の中心であつた。従つて鼓浪嶼租界當局を操るイギリスの策謀こそこの紛糾の原因といへるのである。

鼓浪嶼は昭和十三年五月、我が海軍の廈門占領の際陸隊の一部を揚陸し、同島を警備せしめたのであるが七月に至り一應引揚げた。然るに陸隊引揚と同時に對岸の嵩嶼方面から多數の支那人入込み、その數二十萬に達し、中には抗日共產分子も潛入して漸次跋扈しはじめた。殊に租界當局の抗日取締に對

する不誠意は全く鼓浪嶼をこれら抗日共產分子の温床たらしめ、甚しきに至つては在留邦人や小學兒童に對する投石事件まで頻發するに至つた。

偶々十四年五月十一日鼓浪嶼共同租界に於て廈門總商會長洪立勳暗殺事件が發生した。この事件は我が〇〇艦隊司令長官が事前に我が總領事より租界當局に通告した上で幕僚數名を従へ同島視察中に起つたので我方は事態の性質を重視し、艦隊長官守護の目的をもつて直に小部隊の陸隊を鼓浪嶼に上陸せしめた。これに對し英國側は我が陸隊の上陸を以て鼓浪嶼租界問題を武力解決し、これを以て上海、天津問題のテスト・ケースとなさんとする日本の意圖を判斷し、イギリス領事は米佛を語らつて各々陸隊を揚陸して我に對峙の姿勢をとつた。一方クレイギー駐日大使をして帝國政府に抗議的申入れをなせしめた。これに對し我方は陸隊の上陸は緊急處置に過ぎず、且つ現地當局より既に關係各國に説明済なる旨帝國の態度を明かにした。

### 租界改組要求

五月十四日我が内田總領事は鼓浪嶼共同租界改組に關し、工部局に對し左の五ヶ條の要求を提出した。

一、抗日排日の取締を徹底的に實行すること  
二、工部局長兼警視總監及び工部局秘書長を

日本人とし、その他の職員も成るべく多くの日本人を採用すること

三、台灣籍民に工部局參事會員の選舉權を與ふることに

四、現在缺員中の支那人納稅代表を至急補充し、參事會員に充員すること

五、日本總領事館警察は工部局警察と協力し、排日抗日分子の搜查檢束をなし得ること

これに對し工部局は第一條及び第五條は現在實行中で異存なきも他の三ヶ條は受諾し得ずと拒絶した。これに對し我方は五月二十二日再び反駁要求を突きつけたが、これも租界工部局は拒否した。かくて鼓浪嶼租界改組問題は交渉停頓の状態に陥つた。

### 揚子江航行問題

昭和十二年上海の陥落に引續き我が軍の南京進軍開始されるや、支那側は揚子江に機雷を敷設し、防材を沈め、その他あらゆる手段を講じてこれが航行を遮斷し、同年十一月二十七日各國大使に對しこれを正式に通告した。我が軍は萬難を排し、幾多の犠牲を拂つて開ける揚子江航行を敢行し、揚子江に軍用水路を開闢した。然るに支那側の遮斷通告に對し一言も抗議するところのなかつた列國

は、我が軍がこれを開くや否やその利益に拘泥せんとし、我が方に對し頻りに揚子江の自由航行を要求して來た。十三年宇垣・クレイギー會談においても揚子江航行問題が重點であつた。我が方としては揚子江は軍用のため日本船舶に航行を許してゐるので、一般通商の目的には日本船舶にも航行を許さないのであると主張してゐるのであるが、外國側は承服せず、日本船舶は事實上通商に従事してゐるとして速に外國船舶にも揚子江を開放せられんことを執拗に要求してゐるのである。

昭和十三年十一月七日有田外相就任後の初接見に際し英、米、佛三國大使は夫々公文を以て揚子江航行回復を申出たが、その内容は事前に打合せを遂げた如く略同一であつた。右に對し有田外相は十一月四日回答を發すると同時に外務省は情報部長談の形式をもつて帝國政府の方針を左の通り發表した。

### 外務省情報部長談

揚子江における第三國船舶の通商及び航行の回復に關しては本月七日、英米佛の東京三國大使より夫々帝國政府に對し申込があつたが、右に關し有田外相より十四日公文をもつて夫々東京英米佛大使に對し、帝國政府としては固より揚子江における第三國の通商航行を故意に阻害する意思はないが、左記の理由により未だ揚子江は一般に開放するの時期に達し

をらざる旨回答した。

(一) 江陰の閉塞線は今なほ軍の必要限度以上には啓開せられず、ために帝國の軍艦及び軍用船舶の航行に手一杯なること。

(二) 漢口上流にては引續き大規模の軍事行動はれをり、従つて上海と上流との間は今日に於ても重要な兵站路となりをり、一般商船の航行は我軍軍事行動に對し甚しき障礙となること。

(三) 揚子江岸には今回支那軍遊撃部隊出沒し、沿岸より屢々帝國艦船を攻撃しつゝあること。

(四) 支那軍は我軍の警戒の目を偷み盛に浮流機雷を流しつゝあり、航行は頗る危険にして現に最近軍用船一隻沈没せる事實あること。

(五) 支那側機雷の完全なる清掃及び必要なる航路標識の整備には尙相當の日子を要すべしこと。

右帝國政府の回答を不満とし、英米佛三國はその後も外務省に對し度々申入をなして來たが、この問題に關しては現地陸軍當局もその態度を明かにするため十一月二十九日談話を發表し、「日本軍は所謂揚子江作戦を實施し頑強なる支那軍の抵抗を排擠し、多大の犠牲を拂ひて揚子江に軍用水路を開闢せしめたり。若し日本軍にして支那軍の實施せる閉



序秩新亞東

塞を啓開することなくして、作戦を施行せしめたりとせんか、尠くも本事變中は何れの國と雖も揚子江航行を企圖するを得ざりしなるべし。而して日本軍が揚子江を開航せしめたるは専ら事變に關係せる作戦遂行上の必要に基因す。支那が作戦上の必要より揚子江を閉塞せる時これを阻止するに有効適切なる措置を採らざりし列國は同時に日本軍が軍事上の必要より前述の如く多大の犠牲を賭してこれを閉航に導きたる事實も亦明瞭に諒解することと信す」との見解のもとに事變はなほ終止せず、作戦は繼續せられ、揚子江は依然戰場の一部たると共に又作戦上重要な後方補給動脈を形成し、日本軍は支那軍の妨害に對し、これが確保に多大の努力を傾注しをる事態に對しては現狀を維持するの外なしと所見を閉陳した。

一方海軍當局では現在蕪湖上流岳州に至る揚子江上流各地にある諸外國軍艦が、作戦行動の開始以來相當の長期間上流の補給困難なる地方に在泊したその不自由を察し、もし外國側の希望があれば一定の條件の下に交臂のためこの際各艦一回限り上海との往復航行を認めることとなり、この旨十一月二十九日朝及川司令長官より在上海各國海軍先任指揮官に通告した。この通告に本づき米艦ルソン、佛艦アマラル・シャルニエの兩艦は十二月五日漢口渡下航の途に就いた。列國との交渉は

その後打切られたまゝである。

北支へ目覺しい進出

事變後二年、北支の新天地は興亞建設への逞しい躍進譜を奏してゐる。北京總領事館の調査によると十四年五月末現在北支在留邦人数は十六萬五千六十九名で、前年度四月末の四萬七千十三名に比較して僅か一年間にざつと四倍弱の物凄く激増ぶりを示してゐるが、北京のみでも玄關口北京驛で下車する邦人は一ヶ月三千名を下らず、北京を中心として一日平均八、九十名づつは増加してゆく有様である。

北支那在留邦人数

(昭和十四年五月末現在)

張家口	六、七〇	山海關	一、六五	〇、六九
張北	一、〇〇	秦皇島	一、〇〇	〇、〇〇
多倫	〇、〇〇	昌黎	〇、〇〇	〇、〇〇
宣化	〇、〇〇	太原	〇、〇〇	〇、〇〇
康莊	〇、〇〇	保定	〇、〇〇	〇、〇〇
大興	〇、〇〇	石家莊	〇、〇〇	〇、〇〇
口泉	〇、〇〇	濟南	〇、〇〇	〇、〇〇
厚和	〇、〇〇	青島	〇、〇〇	〇、〇〇
包頭	〇、〇〇	徐州	〇、〇〇	〇、〇〇
北平	〇、〇〇	鄭州	〇、〇〇	〇、〇〇
通州	〇、〇〇	漢口	〇、〇〇	〇、〇〇
古北口	〇、〇〇	南京	〇、〇〇	〇、〇〇

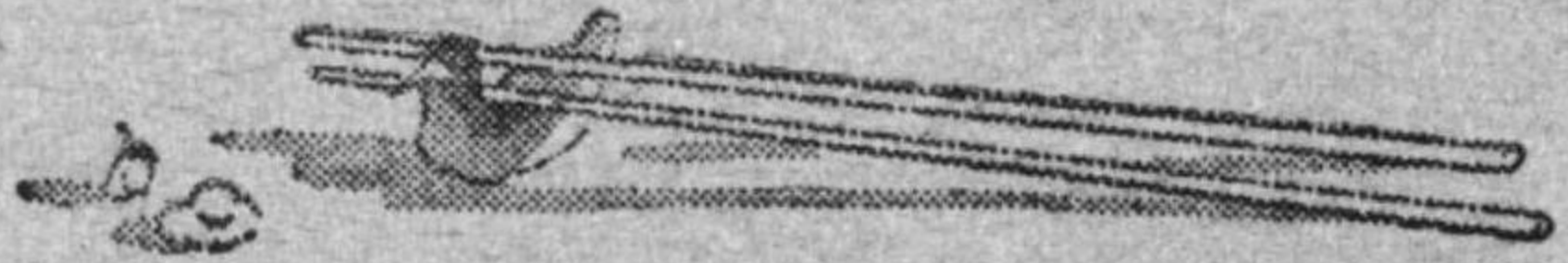
上海在留邦人数

上海在留邦人数は約五萬三千といはれるが、東部學生國防聯盟の大學生五十名が、陸隊本部指導の下に各方面の協力を得て十四年八月一日から同二十日にわたつて行った虹口地區八月十日現在戸口調査によれば、全區域人口一〇二、八三二人、うち邦人三五、〇六八人に上り、内譯は左の通りである。

日本	二〇、六三七	男	一四、四三二
中國	三九、七三三	女	二二、〇六五
第三國人	一、二二五		七五一
合計	六一、五八五		四一、二四七

るす表代を……食美の阪大

烹割と肉精



南地 **すゐぢぢ**  
南區宗右衛門町  
電話(代表)南 二番

堂島 **すゐぢぢ**  
北區堂島上二丁目  
電話(代表)北 二九八一

朝日ビル **すゐぢぢ**  
北區渡邊橋畔  
電話(代表)北 濱 四五〇一











# アサヒビール



大日本酒株式會社

東京市麹町区

## 政

## 治

（本年版は「東亞新秩序の建設」欄を特設につき重複を避けて省略した項目あり彼は参照のこと）

### 外交陣容の刷新

宇垣外相の就任と共に、この未曾有の國際難局に對處するため、外交陣容の刷新、特に在外大使の大更迭を行ふ方針を定め、ひそかにその詮議を進めてゐたが、武漢攻略を轉機とする新段階に備へるため十三年九月に入ると、先づ第一着手として駐英吉田茂大使及び駐伊堀田正昭大使を歸朝せしめ、駐露重光葵大使を駐英大使に、駐獨東郷茂徳大使を駐露大使に、駐獨大使には獨逸大使館付武官大島浩陸軍中將を、駐伊大使には無任所公使白鳥敏夫氏を起用することに決定、その他外務省首脳部の更迭を行ふ計畫を進めた。然るに宇垣外相はこれら全部の人事異動を完了する以前に辭職したが、これを繼いだ近衛兼攝外相が引きつゞき右宇垣人事を繼承その儘實行してこれを完成した。右大使の異動中大島中將の獨逸大使館付は、駐日獨逸大使のオット少將と共に防共協定締結の兩立役者として、打ち揃つての大使就任は著しく内外の視聽を集めた。

九月二十二日發令

任駐英大使 (駐露大使) 重光 葵

任駐伊大使 (全權公使) 白鳥 敏夫

十月八日發令

任駐獨大使 (在獨武官陸軍中將) 大島浩

十月十五日發令

任駐露大使 (駐獨大使) 東郷 茂徳

任駐英大使 (外務次官) 堀内 謙介

任外務次官 (任支參事官) 澤田 廩三

十一月九日發令

任東亞局長 (ルーマニア公使) 栗原 正

### 外交顧問設置

宇垣外相は就任と共に支那事變を中心とする當面の我國國際關係の重大性に鑑み、一面において外交機關の整備擴充を企圖すると共に、他方においては先づ我國外交政策の統一強化を圖ることの急務なるを認め、外務大臣を輔佐すべき機關の新設を決意し、先づ近衛首相の諒解を求めたところ、首相もこれに

同意したので十三年九月九日の閣議に、外交顧問制の設置を提案、これに伴ふ勅令案を提出して同意を求めた。右勅令の大綱は次の通りである。

- 一、支那事變に關する外交上の機務に參畫せしむるため臨時に外務省に外交顧問三名以内を置くこと
- 二、外交顧問は外交に關し練達堪能なる者の中より勅命せらるること
- 三、外交顧問は親任官の待遇を附與せらるること

右官制は同日の閣議で正式決定を見たので十日の官報で公布、これと共に初代外交顧問として元外相佐藤尚武、有田八郎の兩氏を簡拔することとなり、宇垣外相より交渉の結果承諾を得たので同日左の通り發令された。

- 正三位勳一等 佐藤 尚武
  - 從三位勳一等 有田 八郎
- 外交顧問被仰付 (親任待遇)

右外交顧問の新設に依り東亞政策には一見識を有するもの、歐米情勢には苦手不得手な感のあつた宇垣外相が、その方面の専門家と



もいふべき両氏の協力を得て、その後の成績には大いに期待されたが、宇垣外相が對支中央機關の問題につき事務當局案に不同意を表明して、十月二十九日突如辭職を敢行した結果、佐藤、有田兩閣員は責任を痛感し、同日宇垣外相の手許に辭表を提出、十月六日依願被免の發令あり、折角の新制度も二旬を經ずして解消した。

### 宇垣外相の辭職

支那事變の善後處理にあたるべき對支中央機關の機構問題については、問題の重要性に鑑み主として五相會議で慎重に研究を重ねてゐたが、容易に議がまとまらず、殊に宇垣外相が陸海軍側で一致作成した原案に對し、容易に同意を表さぬので、難航を續けてゐたが、いよいよ武漢陥落も間近となり、事變も新段階に入ることが豫想されるに至つたので、これ以上遷延を許さずとの見地から、九月上旬に至り先づ陸海軍側から原案を五相會議に提出、一方これに對し外務省からも對案を提出の上審議を重ね、九月二十七日の五相會議後引續き陸海外三省の事務當局が協議折衝の結果、二十八日に至り漸く一の妥協案を得たので、宇垣外相の同意を求めた。然るに外相は一、同機關が執行機關であることは宜しくない。

二、占據地區だけに關係する機關ならばよいが全支那に關するものならば自分としては根本的觀念において異見をもつてゐるので相容れるわけにゆかぬ。

との意見を固持して捨てず、事務當局に賛否の意見を表明せず、その儘首相官邸に近衛首相を訪問、右事務當局の妥協案に反對の意見を表明、懇談約三十分及んだが遂に諒解を得るに至らず、外相はその席上で辭表を提出、自宅に引籠つた、よつて首相は木戸厚相、板垣陸相、米内海相を招致して對策を協議した結果、時局の重大性に鑑み政局に動搖を興へることを避け、とりあへず近衛首相が宇垣大將に代つて外相、拓相を兼攝し難局處理に遇進することとなつた。近衛内閣に重きを加へるものとして、内外からその手腕を期待された宇垣大將のこの唐突たる辭職に對しては各方面から種々な批判が加へられたが、しかしこのことが近衛内閣の前途に著しく不安の感を興へたことは、否みがたい事實であつた。

### 聖旨を奉體軍人援護會成る

異き邊では支那事變勃發以來、戦線にある將兵の上に、常に有難き大御心を注がせ給ひ、爲めに皇軍將兵の恐懼感激は全軍の士氣を翹が上にも奮ひ立たしめてゐるが、宏大なる

る聖慮は、更に軍人遺家族の上にも深き御仁慈を垂れさせられ、昭和十三年十月三日、畏くも憂滞なる勅語と共に、廣く軍人援護の恩召を以て、御内帑金三百萬圓下賜の御沙汰があつた。この有難き恩召を拜した近衛首相は同日宮中に参内、天皇陛下に拜謁仰付けられ、恭しく勅語を拜受、更に大奥において松平宮相より御内帑金下賜の旨傳達され、恐懼感激して退下し、首相官邸に陸相、海相、厚相その他關係官を招致して聖旨を傳達すると共に、軍人援護事業の規畫運営を全うし、聖慮に應へ奉るやう下命、首相、陸相、海相、厚相は同日午後宮中に参内御禮を言上した。

### 勅語

朕カ陸海軍人ノ忠誠勇武ナル明治以來國難ヲ克服セリ而シテ今次ノ事變雖ヲ隣國ニ出スヤ又克ク忠烈ヲ勵ミ以テ國威ヲ中外ニ顯揚シ朕カ忠實ナル臣民統後ニ在リテ相率キ公ニ奉シ出征ノ將兵ヲシテ後顧ノ憂ナカラシム朕深ク之ヲ嘉尚ス惟フニ戦局ノ擴大スルハ戦ニ死シ或ハ戦ニ傷キ或ハ疫癘ニ罹ル、モノ亦少カラス是レ朕カ夙夜惻怛察スル能ハサル所ナリ宜シク力ヲ軍人援護ノ事ニ効シ遺徳ナカラシムヘシ茲ニ内帑ヲ領テ之レカ貨ニ充

テシム卿其レ朕カ意ヲ體シ之レカ規畫ニ當リ克ク其ノ續ヲ舉ケンコトヲ期セヨ  
この尊き聖旨を拜した政府では恐懼し、首相以下關係各相それらに聖旨に應へ奉る旨の講話を發表すると共に、木戸厚相から全國道府縣に對し、無疆の皇恩を傳へて皇國一體統後の施設を完備すべき旨を訓令し、一方御下賜金の處置その他聖旨に應へ奉るべき軍人援護事業の規畫運営については、直に閣議に諮つて具體案を研究した結果、右御内帑金をもつて恩賜財團を設立し、さらに廣く國民の協力を得て、各種の軍人援護事業を行ふことに意見の一致を見、直にその實行準備を進めた。かくてこの名稱は「恩賜財團軍人援護會」と決定、總裁には長らくも朝倉宮博彦王殿下を奉戴し、會長には奈良武次大將が就任、副會長には元日銀總裁土方久彌、元内相瀧憲之輔、陸軍中將藤田彌彦、海軍中將古川鈴三郎の諸氏、理事長には廣島縣知事富田愛次郎氏が就任、民間における軍人援護事業の中樞機關として軍人をして全く後顧の憂なからしめるやう各般の事業を開始することとなつた。右に伴ひ帝國軍人後援會、大日本軍人後援會、振武育英會の三團體は何れも解散し、軍人援護會に合流團結した。

恩賜財團軍人援護會成立するや、國民は何れも安んずる理應に感泣し、本事業に協力するため淨財の寄附が續々集まり積極的活躍が十分期待し得るに至つた。その事業の一として行つた全國の遺児の靖國神社参拜の如き、更に有難き皇后陛下の恩召をも拜し、單に遺族のみならず全國民を感激せしめた。

### 議會制度審議會終了

近衛内閣が革新政策中重要なものとして着手した議會制度審議會は、水野會長の下に議院制度、貴族院制度、選舉制度の三部會に分けて審議を行つてゐるが、先づ議院制度に關する答申が十二月二十八日の同部會で、續いて十一月十七日選舉制度部會でそれぞれ答申案を決定したが、ひとり貴族院部會のみは内部の複雑な關係より容易に答申決定を見ず、單に部長よりの審議報告を政府に取次ぐこととして一先づ審議を終了、かくて十二月二十八日の選舉制度改正答申決定の總會を最終として、議會制度審議會は政府諮問事項全部の審議を終了した。右答申の骨子は左の通りである。

- ▽議院制度
- 一、議會の開會期 (一) 十二月末を開會期

- とすること (二) 年末年始の休會は一月十日迄とし十一日再開とすること
- 二、豫算の審査期間 豫算審査期間は從來通り二十一日とし五日間延期することを得
- 三、審査能率増進 (イ) 1、委員會では主として政府委員をして説明の任に當らしめると 2、演説時間等に就ては兩院に於て適當に考慮すること 3、議案に私の直接利害關係を有する議員はなるべく委員たるを避けしめること 4、質疑の要目は成るべく豫め文書により提出すること (ロ) 1 (略) 2、衆議院の建議案は提出を慎重にすること 3、政府提出の法律案は成るべく議會の半ばまでに提出すること (ハ) 1 議院内外に於る議員の政務調査施設を充實すること 2、議會會期中議事堂に國旗を掲揚すること 3、議事堂内外の施設にて國體を明徴にし、殉公忠誠の精神を涵養し兩院要覽に國家統治の根本資料を提出すること (ニ) 議員の待遇を改善すること (ホ) 議長地位を向上すること、なほ副議長は二名とすること
- 四、其他 1、總務委員會の活用 2、議會召集に關する議院法第一條の期間四十日を二十日とすること



▽選舉制度改正答申の骨子要點

選舉區及議員定數 (一) 選舉區 イ、現行中選舉區制を改め定數五人乃至九人 (小縣は例外) の大選區制を採用 ロ、各道府縣に對する議員數の配當に就ては、人口激増の地方に對しては議員數を適當に増配する 2、議員數の減少する地方をなるべく少からしむ (二) 議員總數は現在通り

何等の提案なく、結局時局に照晦して又もこれら諸懸案の解決を持越し、その結果は七年目の好機たる十四年七月の貴族院有爵議員改選に役立つ機會を失つてしまつた。

教育刷新案成る

教育審議會の答申

新時代に即した帝國の教育の大本を再吟味すべき使命を以て生れた教育審議會では、具體的事項を各個別に審議すべく特別委員會を設けて審議を進めてゐたが、更に専門的審議を行ふため整理委員會を設け議事の進行を圖り、先づ十三年七月青年學校の義務化に關する件を決定したのを手始めに、同十月最も注目された初等義務教育に關する國民學校案を決定、更に同十一月師範學校改正案、十四年七月には中等學校及び高等學校改正案が決定するの運びとなり、帝國の新教育體制の根幹に關してはほぼ審議を完了した。

國民學校

現在の尋常小學校、高等小學校を、初等國民學校、高等國民學校と編成替することを根本方針として立案された國民學校案は、初等教育の刷新改善に關する答申案として決定し

へ入學せしめることとし、専攻科は廢止することとした。その主な事項は次の通りである。

- 一、師範學校は道府縣立とし、國民學校の教員を養成する所とする
- 一、師範學校の修業年限は三年とし、中等學校卒業程度を以て入學資格とすること
- 一、高等國民學校卒業者に對しても適當なる教育施設をなし師範學校入學の途を開くと中等學校

從來中等教育は、中學校令、實業學校令、高等女學校令と各別の規定に依つて律せられてゐたのを、今回總てこれを統合歸一した一本の中等學校令に依り一元的に取扱ふこととした點に新味がある。また教科の内容を新時代に適應せしめるやう改善を加へたことは勿論、男、女、夜間中學校の制度を設けて新たな規定を加へたあたり、時代の必然的要求に應へた改正である。

高等學校

今回決定した高等學校改善の答申案は、(イ) 現行制度に於ては七年制が本體となつてゐるのを三年制を本體とし、七年制を例外とし(ロ) 入學資格を中等學校五年卒業程度を本體とし、四年修了を例外とし(ハ) 理科を更に二分した點等が改正の根幹をなしてゐる。更にその教育方針につき高等學校が高等

普通教育の完成教育であつた從來の方針は踏襲してゐるが、大學教育の基礎教育たることを強調した點に、高等學校本來の使命を明らかにしめてゐる。

町村制改正案流産

近年地方自治體が國家委任事務の夥多に本づく重壓から、固有事務の處理に困難を感じてゐる状態にあり、殊にその傾向は町村において甚だしく更にまた自治體と別個に發達した夥しい數の經濟各種團體との關係が、一層町村制度を複雑化し、これが改善は刻下の急務となつて來たので、既に林内閣の潮内相時代からその改正を企圖し、更に近衛内閣の馬場内相に至つて地方稅制の改正と關聯して地方制度の徹底的改正を圖ることを決定し、これが準備を内務省事務當局に命じた。

馬場内相のあとを承けた末次内相もその方針を繼承して成案を急ぎ、地方制度調査會の意見を徵すると共に、内務省案の決定を急ぎ十三年六月一應地方局案を決定、基礎案として調査會に提出した。然るにこの改正案の骨子が「町村」と町村内の各種團體との關係を調整し、綜合團體としての町村の機能を發揮せしむる方策を講ずること」といふにあつた結果、帝國農會、産業組合中央會、養蠶組合聯

たが、その要綱中主なる點は次の通りである

- 一、國民學校の修業年限を八箇年としこれを義務教育とすること
- 一、國民學校を分ちて初等國民學校及高等國民學校とし、初等國民學校の修業年限を六箇年、高等國民學校の修業年限を二箇年とする
- 一、初等國民學校の教科と高等國民學校の教科とを一校に併置するものを國民學校とすること
- 一、國民學校の教育は左の趣旨に基き國民の基礎的鍊成をなすものとすること
- (一) 教育を全般に互りて皇國の道に歸せしめその修練を重んじ各教科の分離を避け知識の統合を圖りその具體化に力むること
- (二) 訓練を重んじると共に教授の振作、體位の向上、情操の陶冶に力を用ひ、國民を造るに力むること

師範學校

この答申案に依れば現行師範學校制度に對し、全面的な改正を行はんとするもので、その主要點は現行の第一部修業年限五年、第二部二年、専攻科一年の制度を改め、原則として中等學校卒業者を收容する三年制を主體とする。但し高等國民學校卒業者に對しても師範學校入學の途を開いて三ヶ年程度の中等教育を施す制度を設け、その卒業者を師範學校

合會、帝國水産會等の農村關係經濟諸團體並びにこれを指導監督の任にあつて今日まで育成し來つた農林省側から、これら團體の系統的活動を阻害し、折角有力に活動しつゝある經濟更生委員會の存在をも脅やかすものとして強硬に反對して右地方局案の審議は行儀みの難關に逢着した。

しかし、町村制度を改正することの必要に就ては何人も異論がないので、内務、農林兩省の事務當局の間において妥協案を検討した結果「町村」と町村内の各種團體との關係を調整し町村内の各種團體等の活動の聯絡協調を圖るべく町村の機能を活用せしむる方策を講ずること」と變更し、且つ經濟更生委員會は町村會と併行して存置することに妥協成立、地方制度調査會も十月三十一日の總會でこの妥協案を承認した結果、遂に町村制の劃期的改正案の要綱が決定した。

内務省では右要綱の決定と共に七十四議會に法律案を提出すべく、全文二百餘條に亘る膨大な法律條文を決定して法制局に回付した。然るに近衛内閣の總辭職によつて末次内相は辭職、木戸内相の就任を見るに至り七十四議會提出豫定の法案中最も重要な町村制改正法案の取扱ひは頗る注目されてゐた。この時同案に對する衆議院の空氣は意想外



に悪く、主として町村議員に農会長、産業組合長、地方名家等を町村長が任命して議員となし得る點、選挙が部落単位となる點、町村自治を經濟單位化する點等に對し、政黨側が猛烈な反對運動を開始し、黨出身關係、參議等より頻りに内閣を牽制した結果、閣内外を通じて意外の政治問題化し、議案提案を強行すれば一波瀾は免れぬ情勢となり、結局二月十七日の院内閣議で協議した結果、この問題は十分に議會の情勢を見極めた上で決定すべしとの意見が有力となり、提否の決定を平沼首相と木戸内相に一任したが、更に案を練つて府縣制、市制、町村制全般に亘る改正案を得た上で、改めて提案することに決定、同日田邊書記官長談を以て提案見合せを發表、地方自治制度上劃期的改革として待望されたこの町村制改正案は「憲親和」第一主義の犠牲となつて暗から暗へと葬り去られてしまつた。

### 文官制度改革問題

新段階に對處する國內體制整備の上から官吏制度の改革はとり急ぎ實施する必要がある問題なりとして、近衛内閣の内政革新政策上の重要案件としてとりあげられたが、種々な關係から容易に進捗しなかつた。しかし七

十四議會の近づくにつれ、その政治的責任の上からもこの問題を何とか具體化する必要を痛感し、先づ塩野法相、末次内相、木戸厚相の三相の間で原案を作成することとなり、種種折衝を重ねた結果、十三年十一月中旬に至りはや大綱の決定を見た。その内容は高等試験令、勅任文官銜任用、身分保障制度撤廢、各省人事交流等の諸點にわたつてをり、更に検討を重ねた上で、十一月十八日の閣議にその成案の内容を報告すると共に、法制局に回付して法律の成文化を圖ることとなつた。右三相會議決定の文官制度改革案の内容は次の如きものであつた。

#### 一、高等試験令の改正

(イ)行政科と外交科を合併して試験を行ふ  
(ロ)その必須科目は憲法、行政法、財政學、經濟學とし、外に選擇科目三科目を加へて七科目とすること

#### 二、勅任文官銜任用その他

(イ)専ら産業、經濟、通商、貿易、交通事業に従事する者のうち學識經驗ある者は勅任文官銜委員會の銜を経て勅任官に任用されると(奏任文官にあつても銜を経て任用される)と前回の閣議決定案と同じ  
(ロ)列舉主義に依る任用に就てはその椅子に就き法制局で研究すること

(ハ)地方吏員より地方事務官に登用することとは前閣議案を踏襲すること

#### 一、身分保障制度撤廢

原則として昭和七年文官分限令改正前の状態に還元す

#### 一、各省人事交流

(イ)主として地方官とこれと密接な關係を有する厚生、農林、商工、文部、内務等の各省間の人事交流を圖ること、右のため内務省に各省聯絡委員會を設け人事交流原案に就て相互の聯絡を圖ること

(ロ)右は特に官制を設けず閣議決定に依り内務省にこれを設置すること

右に本づく改革案を完成する方針の下に、その準備を進めてきたが、近衛内閣退陣と共にまたしても半途にして頓挫し、しかも平沼首相は就任後間もなくこの近衛内閣の文官制度の改正案には反對の旨を言明し、殊に身分保障制度の撤廢には同意し難いとの意向を明らかにしたので、こゝに本問題はまた白紙に戻して出發點からやり直さねばならぬ情勢となつた。七十四議會では政府がこの重大問題の解決を在再遷延し、國民の期待を裏切りつ、ある點を指摘して、平沼首相の意圖を訊した結果、首相もその改革の必要は認め、なるべく速やかにその解決に努める旨を言明した。

## 國家總動員法順次に全面的發動

第七十三議會における最重要案として、その施行に伴ふ影響に著しい關心を集めてゐた國家總動員法は、戰時體制の強化と共に次第にその發動條項を増し、滿一年を経た十四年六月末までに決定した勅令は、實に二十三件に上り、こゝに同法の全面的發動の時代に入り我國民生活の上に密接不可分の重大關係を持つに至つた。

本法の施行と同時に發動された規定は第十三條と五十條だが、この十三條に本づく工場事業場管理令が十二年五月四日公布、五日施行され、同時に五十條に本づく國家總動員審議會官制を公布施行、次で總動員法實施にあつて生じた國民の損失を補償する總動員補償委員會に關する規程が七月二日公布施行され、これによつて總動員法發動に關する準備を完了した。

かくてその後逐次同法發動に伴ふ勅令案を審議會に諮問したが、その内容は次の通りである。

△第一回國家總動員審議會總會(十二年八月十日開會)

- 一、學校卒業生使用制限令(第六條)
- 一、醫廢關係者職業能力申告令(第廿一條)

#### △第二回總會(十月三十一日)

一、事業設備の新設擴張改良に關する勅令(第十六條)

一、學校に於ける技能者養成(第二十二條)

一、工場、事業場に於ける技能者養成(同)

#### △第三回總會(十二月五日)

一、從業者雇入制限令(第六條)

一、國民職業能力申告令(第二十一條)

一、船員職業能力申告令(同)

一、船舶運航技能者の養成に關する勅令(第二十二條)

#### △第四回及第五回總會(十二月二十二日—十八日)

一、職業能力申告に關する勅令(第二十一條)

一、事業主をしてなすべき總動員業務に關する計畫の設定又は演練に關する勅令(第二十四條)

一、試験研究に關する勅令(第二十五條)

一、賃金制定に關する勅令(第六條)

一、工場に於ける就業時間制限に關する勅令(第六條)

一、總動員物資の使用又は收用に關する勅令(第十條)

一、會社利益配當の制限等に關する勅令(第十一條)

一、工場及び事業場の使用又は收用に關する勅令(第十三條)

一、土地又は家屋その他工作物の管理使用又は收用に關する勅令(同)

#### △第六回總會(十四年六月十四日)

一、土木建築業を總動員業務に追加する勅令(第三條)

一、國民徵用令(第四條)

當初先づ軍事工業部門の強化を目標として發動された關係勅令はその後戰時體制の強化と共に次第に範圍が擴大されて一般國民各部門に影響する勅令が逐次發動され、その間には若干の問題も惹起した。そのうち最も世間の注目を集めたのは第十一條の發動にあつたの紛議で、十二年十一月初旬本條の發動が企圖されるや、池田藏相はこれに強く反對し、本條の發動によつて配當制限を強行する如きは刻下最も緊要事たる生産力擴充を阻害する結果となる旨を主張して近衛首相にもこの旨を達言した。然るに陸軍では眞向からこれを反駁し十一月九日佐藤情報部長談として「生産力擴充は最も努力すべきだが、この戰時態勢下においては營利本位に立脚して考ふべきでない」として強硬に池田藏相の意見に反對し



た。こゝにおいて問題は大陸省、商工省對陸軍、内務、厚生省等の對立として表面化して解決は著しく困難となり、近衛首相はその解決に苦慮したが、關係各省の間で内折衝を行はしめた結果、漸く大藏省側で譲歩し、十一月十八日に至つて妥協案成立。現在一閣以上の配當をしてゐる會社が更に増配することはこの際適當でない認め、原則としてはこれを抑制することとする。旨の大藏當局談を發表、陸軍もこれに同意して漸く圓滿解決、その成行に甚大な關心を注いでゐた財界も、大

體適當なる解決としてこれを是認した。

### 國民徵用令施行さる

總動員法中人的動員の最重要法規として注目されてゐた總動員法第四條に本づく國民徵用令はいよいよ十四年七月十五日から施行された。本令こそ軍における徵兵と相對比すべき重要な國民總動員法規で、本令の施行によつて人的總動員體制は完成したわけで、正に劃期的立法である。その全文は「新法令」欄に掲げる。

## 近衛内閣議會中に突如總辭職

昭和十二年六月、林内閣のあとを承けて成立した近衛内閣は、前内閣によつて捲起された軍部對政黨の正面衝突による國內政情の不安を緩和し、各層の摩擦抗爭を解消することを第一義使命とした所謂平和的内閣の成立を目標として組織されたものであつた。然るに測らずも突如勃發した支那事變は、近衛内閣に豫期せざる重大責任を課するとなつたが、緊迫せる時局は到底内閣の更迭などを行ふ暇なく、或ひは内閣參議の制度を設け、或ひは一部閣僚を更迭して内閣補強工作に努め、以

て事變處理に邁進して來た。

その間事變は著しく擴大進展し、且つ戰局は着々發展して、既に南京は陥落し、徐州作戦も終り、更に武漢三鎮、廣東まで悉く我軍の攻略するところとなり、北支、中支、南支を通じて、所謂全支那の中原は悉く我軍の制壓下に歸するに及んで、支那事變對策はこゝに新段階に入り、所謂東亞新秩序の建設時代に移行しつゝあつた。

この間に處して近衛内閣は事變勃發以來、多難なる一ヶ年半の間よく舉國一致の支援の

下に、赫々たる成果をあげて進んで來たが、何分にも當初國內の摩擦緩和を目標に組織した平和的内閣であつて、豫期せざるこの曠古の大戰爭の遂行にあつた無理は終始つきまとい、種々な方面において不満もしくは不安を與へた點が少くなかつた。

勿論近衛首相以下各閣僚もこの點を認識し種々な方策を講じて戰爭遂行に努力しつゝあつたが、戰局が長期戦となり内外呼應しての長期建設時代に入るに及んでは、曾て近衛首相が言明した國內の革新諸政策も實行に移さねばならず、しかもそれら所謂革新政策の遂行には幾多の困難を伴ふことが次第に明瞭となり、近衛内閣の進路は漸く多難を憂へられるに至つた。

さうした際において對支中央機關問題の紛糾から、改造近衛内閣の長老閣僚として著しく重きを加へたものと期待された宇垣外相が十三年九月突如辭職したことは、さなきだに退潮期に入りつゝあつた近衛内閣に殆ど致命的痛手を與へ、事實近衛首相自身も當時既に總辭職を決意したが、當時内外の政情はこれを許さず、陣容を新たにしてい路邁進することに決定したが、近衛内閣の基礎が漸く動搖し始めたことは掩ふべくもなかつた。

その後戰局はいよいよ進展し、遂に武漢三

鎮、廣東の攻略も終り、事變は正しく一轉機を劃し、戰爭中心の時代から、大規模なる東亞新秩序建設時代に入るに及んで、帝國と更生新支那との國交調整の根本方針につき内閣の方針を決定、十一月三十日官中に御前會議が開かれ、こゝに帝國不動の對支方策は決定十二月二十二日政府はその内容を中外に聲明した。

これによつて支那事變は完全に新段階に移行したが、近衛首相はこの機會を促へ、懸案の内閣更迭を斷行することを決意し、密かにその準備工作に着手したが、各閣僚も事ここに至つては總辭職もやむなしと同意するに至つたので十四年一月四日政始の御儀から退出後直ちに首相官邸に緊急閣議を開き、遂に總辭職と決定、近衛首相は全閣僚の辭表を取纏め午前十一時三十分官中に参内、天皇陛下に拜謁仰付けられ辭表を捧呈した。

準備工作が極秘裡に進められてゐた關係からその間の事情を詳らかにしなかつた一般國民にとつては、この屠蘇氣分の松の内の政變は、いたく唐突の感と驚かされたので、近衛首相は同日總辭職決行の理由につき次の通り聲明を發表した。

本日は閣下に辭表を捧呈致しました。私は一昨年六月之しきを以て圖らずも大命を

拜し内閣首班の重責に膺りまするや日ならずして支那事變の勃發を見るに至り内外の時局はとみに重大を加へたのであります。私は非才その任に堪へざるを懼れたのであります。事變の推移は容易に内閣の更迭を許さぬものがありましたが故に敢て驚

鈍に轉つて今日に及んだものであります。然るに今や事變は新段階に入り東亞永遠の平和を確保すべき新秩序の建設に向つて主力を注ぐべき時期に到着いたしました。惟ふにこの新たな事態に處するがためには新たな内閣の下に新たな庶政の構想工夫を運らし、以て民心の一新を圖るとの必要なるを確信するものであります。然も事變に處すべき帝國不動の方針は嚮に畏くも聖斷を仰いで確定せられてゐるのであります。私は今こそ重責を拜辭すべきであります。この上なほ任に止まることは恐懼に堪へぬと思ひます。是れ閣下に骸骨を乞ひ奉つた所以であります。

林内閣に依て散々に踏み荒された政界の鎮靜役として舉國的支援をうけて登壇した近衛内閣は、端なくも支那事變處理の大任を擔ふこととなり、在任十九ヶ月間において専任外相を更迭すると三回、拓相、文相各二回、陸相内相、藏相、商相各一回といふ目まぐるしき

戰事進行中に於る内閣更迭の敢行を決意した近衛首相は、これによつて生ずる虞れのある内外への衝動揺を最小限度に止めることに極力努力し、豫め湯淺内大臣、平沼樞密院議長らの諒解を求め、政局の推移に十分確實なる見透しを得て然る後に總辭職を決行した。従つて後繼内閣の詮議は極めて順調に進行し一月四日近衛首相より辭表捧呈後直ちに天皇陛下より後繼内閣首班に就き御下問を拜した湯淺内府は、同日午後一時東京驛發興津坐漁莊に西園寺公を訪問、その内意を徴したところ兩者の意見は完全に一致、湯淺内府は直ちに歸京同夜九時八分参内して天皇陛下に拜謁仰付けられ、後繼首相として樞密院議長平沼騏一郎男を適任と思考する旨を奉告申上げた。

### 平沼内閣成立す

右湯淺内府の奏薦に本づき長き邊におかれられては、同九時四十分百武侍從長を通じ、平沼男に對し官中に御召の御沙汰あり、平沼男は同十時官中に参内して天皇陛下に拜謁仰



付られ、後継内閣組織の大命を拜した。依て平沼男は恐懼、暫くの御猶豫を乞ひ奉つて御前を退下、一旦西大久保の自邸に歸つた。

大命を拜した平沼男は直ちに組閣に着手し法相官邸を組閣本部として海野法相を組閣参謀長格に、田邊治通氏を副参謀格として即刻組閣工作に入つたが、五日午前零時四十分には平沼男も組閣本部に入つて、先づ有田外相石蔵大蔵次官から、それら、當面の外交、財政經濟の事情を詳細に聴取し、同夜は一日打ち切り、五日早朝より改めて板垣陸相、米内海相より最近の軍狀を聴取した上で、いよいよ本格的組閣に着手、午前午後互つて平沼男と各閣僚候補者との會見によつて何れも順調に進捗、午後三時半には早くも全部決定を見るに至つた。依つて平沼男は午後四時三十分宮中に参内、天皇陛下に拜謁仰付けられ、改めて組閣の大命を拜受申上げる旨奏上恭しく閣員名簿を捧呈して一旦退下、同五時四十五分先づ平沼首相の親任式が行はれ、次で同七時三十分新任閣僚の親任式が行はれて、こゝに平沼内閣は成立した。

- 内閣總理大臣 樞密院議長男爵平沼一
- 外務大臣(留任) 有田 八郎
- 内務大臣 厚生大臣侯爵 木戸 幸一
- 大藏大臣 大藏次官 石渡莊太郎

- 陸軍大臣(留任) 陸軍中將 板垣征四郎
- 海軍大臣(留任) 海軍大將 米内 光政
- 司法大臣(留任) 堀野 季彦
- 文部大臣(留任) 陸軍大將 荒木 貞夫
- 農林大臣 櫻内 幸雄
- 商工大臣 八田 嘉明
- 鐵道大臣 前田 米藏
- 厚生大臣 厚生次官 廣瀬 久忠
- 内閣書記官長 田邊 治通
- 法制局長官 黒崎 定三

内閣成立と共に新内閣は五日夜組任式終了後午後八時半から首相官邸に初閣議を開き、同九時半首相談話の形式で次の如き聲明を中外に發表した。

不肖の身を以て大命を拜しましたことは恐懼の至りに堪へませぬ。この上は神力の限り盡して輔弼の重責を果す所存であります。申す迄もなく國家は今や未曾有の難局に直面しこれが打開は容易の業でありませぬが、皇室の御機威の下において朝野一致、傳統的國民精神を發揮致しますれば決してこの難局に堪へ得ないことはないと思ひます。我同胞は古來國難ある毎に一糸牽れざる統制を保ち國體意識を強化して参りました。現在是最もその急を要する時で益々そ

の結束を鞏固にすべきであります。現内閣の一般方針は適當の時機に於て公表しますが、國家の總力を聖戰の目的貫徹に集中すべきことは勿論であります。而して事變の處理に就きましては眞に前内閣が聖斷を仰いで確定したる不動の方針がありますからこれを遂行すべきはもとより、この方針の下に着手したる各般の施設は萬難を排して完成する覚悟であります。全國民が三ヶ年に亘れる出征皇軍の多大なる勞苦に想到せられ、戰時體制下の不自由を忍び、更に銃後の務めに遺憾なき注意を拂はれつゝあるは洵に感激の外ありません。不肖はこの際衆官を奉體し、全國民と共に大なる勇氣と大なる希望とを以て、時艱克服の急に赴く決心であります。

次で平沼首相は組閣最初の新聞記者團との正式會見の席上各般の質問に關しての質問に答へるところがあつたが、先づその一般方針に關する質問に對し「前内閣の採つて來た大體の方針はこれを踏襲する心算で、即ち過般の御前會議で決定した對支處理方針がその基礎となるべきもので、これに依て進められた諸施設は新内閣としてもこれを完成すべきは勿論、更にこれを以て足れりとせぬ」と平沼内閣の根本方針を闡明すると共にその抱懷す

る政治的信念につき「日本政治の基礎は萬民輔翼といふとあり、國民はいかなる職業にあつても皇室を輔翼し奉ることが日本精神である、これを基礎として農、工、商等その職業の如何に拘らずこの精神を發展させて行かねばならぬ」と萬民輔翼政治を極力強調して國民の協力を求めた。更に翌六日夜はラヂオを通じて同一趣旨の講演を放送、以てその所信を廣く全國民に宣明した。

### 近衛公樞相兼無任所相に

近衛一平沼内閣の更迭において、我朝野の最も危惧した點は事變對處策に關し、國內に意見の對立または政策の變更が行はれるやの逆宣傳の具に利用されるとであり、この點の誤解に就ては嚴に警戒して些かも間隙を示さぬことに努めたが、これを形の上においても國策の一貫性を中外に示し、近衛内閣より平沼内閣への變遷が、少くとも支那事變對處策の大本に關しては何等搖ぎなきことを明示するため、近衛公が總理大臣辭職後も國政の中樞に留まることが要望された。その結果平沼男が樞密院議長から總理大臣の大命を拜したのと交代して、近衛公が樞密院議長に就任することとなり、五日夜平沼首相待立の下に親任式が行はれた。

然るに平沼首相は近衛内閣と密接不可分の關係を一層強化し、國策の一貫性を明瞭ならしめるため近衛首相を、内閣官制第十條による無任所大臣として、平沼内閣の閣員に列せしむべしとの、主として陸軍側の強い要望に平沼首相も同意し、この旨を傳へて近衛公に就任方を交渉したが、近衛公は官制によるところの所謂無任所大臣就任を欲せず、精神的援助といふ意味で閣議の申合せ等により閣議に列する程度に止めたいとの意向を回答した。これに對し陸軍側ではあくまで近衛公の積極的協力を求むべしとの方針を固持し、更に直接板垣陸相よりその旨申入れ、近衛公の謙意を求めた結果、同公も遂に考慮を約し、後刻就任承諾方を平沼男並びに板垣陸相に通達した。依つて平沼首相は五日夜樞密院議長の親任式後、近衛樞密院議長を無任所大臣に勅命あるやう奏請し、左の如く勅書が發せられた。

- 樞密院議長 公爵 近衛 文麿
- 内閣官制第十條ニ依り特ニ國務大臣トシテ内閣員ニ列セシム

これによつて平沼内閣は當初企圖した通り、平沼、近衛交流内閣の形式と實體とを併せ備へるに至り、その使命とする長期建設に對處する上に強力なる基礎を固めるとが出來た。

### 政務官決定

平沼内閣の政務官は一月十八日の臨時閣議で全部決定した。今回も前内閣同様總て衆議院より採用し、社大黨を除く小會派をも網羅して政黨側との圓満提携を期してゐる點が窺はれた。その顔觸れは次の通りである。

- 政務次官 參與官
- 外務 清水留三郎(民) 菅本 太吉(政)
- 内務 漢那 憲和(民) 中井 一夫(政)
- 大藏 松村 光三(政) 矢野庄太郎(民)
- 陸軍 西村 茂生(政) 中井川 浩(民)
- 海軍 松田竹千代(民) 中原謙司(第二軍)
- 司法 倉元 要一(政) 濱野敬太郎(民)
- 文部 小柳 牧衛(民) 野中徹也(第一國)
- 農林 松村 謙三(民) 林 謙治(政)
- 商工 今井 健彦(政) 澤田 利吉(民)
- 逓信 平川松太郎(民) 上田 孝吉(政)
- 鐵道 工藤十三雄(政) 青木 亮實(民)
- 拓務 寺田 一政(政) 江藤源九郎(第一新)
- 厚生 津崎尙武(第一新) 緩部健太郎(政)

### 平沼首相「吏道刷新」の訓示

戰時體制の強化に伴ひ國家の統制力は各部門に浸透し、その結果は必然官權の著しい増



大となり、それと共に官吏の地位は頗る重要となり、その行動は著しく國民の關心を惹くに至つた。然るに多數官吏中には甚だ遺憾なる點の多い者があり、それらに對する國民の反感は漸次昂まり、現に七十四議會における貴衆兩院の論議中にも、官僚の跋扈、官吏の綱紀弛緩に對する非難が熾烈を極めた。平沼首相はこれらの點に鑑み、且つこの非常時局に對處する上において最も責任の重い官吏の自肅自戒を要望し、徹底的吏道の刷新を期待して二月二十四日の閣議で全官吏に對する訓示を決定、即日平沼首相の名を以て各官廳宛内閣訓示を發し、更に同様趣旨を木戸内相から全國官吏に通達した。

【内閣訓示】今回大命を奉じて内閣班班の重責に任じ、夙夜惕厲、報效の誠を盡さんとするに當り、深く官吏の協賛に信賴す、特に支那事變勃發以來一意専心軍後の事務に執掌し其の勞苦の大なるものあるは多とする所なり、然るに時局は益々重大にして之が處理は朝野共に萬全を期せざるべからず、因て茲に官吏の遵守すべき要項を示し切に一層の努力を望む

一、皇道に率由し公務を尊重し各々その職分を守り、以て國家の進運に貢獻するは國民の本分にして官吏たる者の最も意を用ゆべき所なりとす、蓋し萬民輔翼は我國體の特色

實にして國家の要務に參與するは官吏に限るに非ずと雖も、既に職責を負擔して君國に奉仕する以上常にその品位を保ち言行を慎しみて國民の模範たるべきは亦固より論を待たず、是を以て蓋りに高く自ら禮置し獨り自ら大なりとするは取らざる所なり宜しく智見を練磨し徳性を存養し紀律節制を重んじ殊に皇道に向ひ公義に循ひ以て日新の意氣を養ひ匪懈不息政機をして活潑ならしむべし

一、官吏の司る所は各異ると雖も奉仕の中心は則ち一なり、故に一切の私心を去り上長下儆、相倚り相助け、勳精協働、其の全能を奮ひ以て翼贊の誠を致すを要す、若し其の所見を異にする時は各自の職責に顧み之を開陳するを至當とするも、相互固執の結果諸般の施策に矛盾拮抗を生ずるが如きは嚴に戒慎せざるべからず、今や國家の總力を擧げて聖戰の巨的達成に邁進するの秋、官界内部に於て萬一相剋摩擦の弊あらんか縦ひ愛國の至情に出で奉公の誠情に發したりとするも勢の趨く所必ずや職務の滞滯を來し延いて國家の大事を阻格するに至らむ宜しく義を以て事を制し、和衷協同の氣風を作興し以て國民の信頼を高め進んで難局の打開に鋭意すべし

一、近時軍後の行政頼に緊きを加ふ、その直

接間接作戦行動に參與すると共に國民生活に影響する所極めて大なるものあり、或は出征將兵の遺家族並に傷痍軍人の援護に關し處理すべきもの多く、或は經濟統制の運営に俟ちて軍後の設備に力を致すべきもの亦尠なからず、孰れも其の職司に應じ官吏の迅速適切なる措置に期待せざるべからず宜しく事の緩急を察り緊要に陥らず機宜を失はず衆庶に對しては懇切郵寧、處理に當りては簡捷果決、以て奉公の實を擧げむことを勉むべし

一、出征將兵は幾多の艱難に堪へ史上未曾有の偉勳を立て赫々たる戦果を収め、ために命を砲火に隕し屍を原野に横へし者亦鮮しとせず、而も皆簡潔して事に従ひ、忠勇義烈、一死報國の精神を發揮せざるはなし、内に於ては國民皆克く困難を忍び日夜その職務に勉勵し軍後の支持に滿幅の熱誠を捧げつゝあり、惟ふに此の戦果を有効ならしめ東亞永遠の安定を圖らんと欲せば綜合國力を新秩序の建設に集中せざるべからず翼くは時局の重大なるに鑑み相戒めて操守を嚴にし、官吏たるの威信と大業輔成の矜持を確保し以て萬過誤なきを期すべし

昭和十四年二月二十四日  
内閣總理大臣男爵 平沼騏一郎

### 興亞建設第七十四議會開く

支那事變の戦果著しくあがり、長期建設をめざす諸般の政策の具體化を使命とした第七十四議會は、十三年十二月二十四日召集された。近衛内閣成立以來四回目的の議會だが、前回の七十三議會終了後、徐州陥落、武漢三鎮攻略、廣東進攻等、既に戦局の大勢を決し、東亞新秩序の建設に向つて一略邁進するの情勢にあつた際として、朝野をあけて舉國一致體制は益々鞏固となり、議會においても貴衆兩院各黨會派一致して政府を支援し、事變目的遂行に協力して進む態度を示してゐたので、第七十四議會は格別の波瀾を豫想されるところはなかつた。殊に政府においても一意事變對處策に没頭し、内政問題は後廻しの方針を以て議會準備を進め、特に朝野磨擦を生ずる虞れのある如き内政改革の懸案は、總て見送りの態度を以て臨んでゐたので、前議會の國家總動員法、電力國家管理法等の如き兩院の論議沸騰して國民の關心を惹く如き重要法案の提出は豫定されてゐなかつた。しかし、事變對策はいよいよ大規模となりつゝある折柄これに伴ふ諸般の政策に就ての眞劍なる検討は、内外から重大な期待を持たれてゐた。

十二月二十四日召集、貴衆兩院とも所定の

手續を経て即日成立、二十六日豫定の如く車駕親臨、開院式を擧げさせられたが、この日畏くも天皇陛下には、兩院に對し優渥なる勅語を賜ひ、事變對處のため國家總力の發揮に大御心をかけさせられ、國民の嚮ふべきところを示させ給うたのである。

#### 勅語

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク  
帝國ト綿盟各國トノ交際ハ益々親厚ヲ加フ朕深ク之ヲ欣ブ  
朕カ將兵ハ克ク艱難ヲ排シテ已ニ支那ノ要域ヲ戡定シタリ然レトモ東亞ノ新秩序ヲ建設シテ東亞永遠ノ安定ヲ確保センカ爲ニハ實ニ國民精神ノ昂揚ト國家總力ノ發揮トニ俟タサルヘカラス  
朕ハ舉國臣民ノ忠誠ニ倚信シ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ期ス  
朕ハ國務大臣ニ命シテ昭和十四年度及臨時軍事費ノ豫算案ヲ各般ノ法律案ト共ニ帝國議會ニ提出セシム卿等其レ克ク時局ノ重大ニ穩ヘ和衷審議以テ協贊ノ任ヲ竭サムコトヲ期セヨ  
この畏き聖慮を拜した兩院は恐懼感激、衆

議院では同日の本會議で全會一致、貴族院では二十七日同じく全會一致で勅語奉答文を可決、同日午前十一時貴衆兩院議長は宮中に參内、それ々々奉答文を捧呈した。

次で同日貴族院に於ては「陸海軍に對する感謝決議」を、衆議院に於ては「陸海軍に對する感謝決議」並びに「戦死者に對する敬弔決議」を何れも全院一致可決、更に衆議院では勸業三十年に及ぶ民政黨の小泉又次郎、政友會の三土忠造兩議員の表彰を行つて年内の議事を終了、年末年始の休會に入つた。

#### 休會中に内閣更迭

然るに右休會中、一月四日近衛内閣が突如總辭職し、平沼内閣が成立したので、休會明け後の議會は平沼内閣の下で開かれることとなつたが、もとより議會開會中の政變として、議會に對する豫算案、法律案等諸提案については再検討の暇なく、殊に平沼内閣は國策の大本については總て近衛内閣の方針を繼承することに決定してゐたので、議會對策についても大體近衛内閣の方針を繼承して臨むこととなつた。しかしこの政變により近衛内閣としては解決を急がねばならぬ立場にあつた革新政策上の諸懸案、例へば貴族院制度改革、衆議院議員選舉法改正、文官制度改革、國民再組織問題等が、何れも流産の形となり、七



十四議會に對する興味は一段と薄らいだ感を與へた。

しかしながらこれらの事情を以て第七十四議會が低調に終始したかに斷することは早計で、凡ゆる困難を排除して東亞の新秩序建設に邁進する帝國の實相を中外に闡明する上において、この議會は全世界の注視を浴びてゐた感があり、また事實この議會を通じて兩院とも、この問題についての論議は頗る慎重細密に行はれ、政府の説明も周到を極めて、流石に「興亞議會」の名にふさはしいものがあった。

### 施政方針の演説

一月二十一日休會明け翌日の平沼首相の演説は、平沼首相が内閣組織後初めてその抱懷する施政方針を公式に中外に闡明するものとして視聽を集めてゐた。同日先づ午前十時から貴族院で首相、外相、午後一時四十分から衆議院で首相、外相、蔵相の施政方針演説が行はれたが、平沼首相はこの演説において次の如き内容の所信を明らかにした。

- 一、支那事變對策に就ては聖斷を仰ぎ奉つた帝國不動の方針に依り現内閣もこれに基いて飽くまで所期の目的達成に努める
- 一、日、滿、支三國が互助連環友好善隣の實を擧げ之を以て東亞興隆の基となすことは

我邦愛國精神の顯現する道で、そのためには抗日を繼續するものは斷乎之を潰滅するが、支那の具眼の士にして帝國の國策遂行に協力し、更に新支那建設の礎石たらんと欲するものに對しては帝國は快くこれを援けて、支那民衆を塗炭の苦より救ふに吝かでない。

- 一、獨伊との防共、樞軸は一層強化すると共に、その他の第三國との關係についても徒らに之を經濟的に文化的に排除することなく、帝國の眞意を理解して東亞新秩序建設に協力して來ることに努める
- 一、事變處理の根本方針に關し近衛内閣が發した帝國政府聲明は、支那が新秩序建設の分擔者としての職能を實行するに必要な保障を明らかにし、これに依て支那民衆を覺醒せしめ、また列國を啓蒙すべき適當な指針としてこれを支持する、今次事變終局の目的は單なる武力勝利にあるのではない
- 一、日本國民がこの多難な時局を克服するには、國民全體が親和協同して、皇室を輔翼し奉る萬民輔翼の精神を以て一切の努力を之に傾倒すべきである
- 一、當面の重要政策としては國防力の充實、即ち軍備の擴張と日滿支を通ずる經濟力の充實を第一義とし、これに伴ふ生産力の擴

充、貿易の振興、資金、物資及勞務の調整、物價の規整等に努力し、更に綜合國力を最も高度に發揮するため、諸種の經濟統制につき更に恒久的建設的方策を併せ行ふこととし、そのために必要な國家總動員法の條項を逐次發動する

大要右の如くその演説は頗る概括的な平凡なものであり組織以來未だ具體的政綱を明らかたしてゐない平沼首相が、この機會において相當明快な説明を與へるものとの期待に對しては、少なからず失望の感を與へ、こゝでも首相が萬民輔翼の總親和政治論によつて國民に相見えたに過ぎなかつたが、唯事變對策に關しては一切近衛内閣時代に決定した大方針に本づき、政變によつて微動だもせぬことを明らかにした點は、この日の演説の根幹をなすものであつた。

續いて有田外相より「帝國外交が國體の本義に立脚し帝國の道義的使命の達成を以てその根幹となし、常に東亞諸民族と協力提携してその興隆を圖り、進んで世界の進展に貢獻せんとするものである」ことを闡明し、事變處理にあたる外交方針も總てこれに本づいて決定され、既にこの帝國の眞意を諒解した支那民衆の間に反共親日の機運が勃然として起りつゝある點を指摘、「帝國政府としては新

中央政府が速かに成立し我方と協力して事變の收拾を圖るに至らんことを期待してゐる」旨を宣明した。更に第三國關係については日獨伊防共協定の強化を望み、その他の第三國に對しては東亞の新事態を認識して、新秩序建設への積極的協力を求めたが、有田外相がこの日の演説の結論として、「今日國際間不安動搖の原因は素より複雑なものがあるが、要するに事實不公正なる現状を其の儘維持せんことに努め、功利的精神に依り新興勢力の發展向上を阻害せんとなることが、其の重大原因たることは争ふべからざる所である」と喝破し、現状維持國家群に一矢を酬いた點は頗る注目と共々國民の強き支援を得た。

次で石渡蔵相より事變下における我國財政經濟政策の大綱につき説明したが、二ヶ年に亘つてかゝる大規模なる戰爭を遂行しつゝ、なほ十分その負擔に堪へる我國の經濟上の實力を明らかにすると共に、公債消化、資金調達、爲替維持等の戰時財政經濟政策が何れも順調に遂行され、特に重視すべき對外貿易が昨年度において六千餘萬圓の輸出超過を示した事實を指摘して、對外貿易の著しい改善のあとを明らかにした。

かくて國務大臣施政方針の演説を終るや、

板垣陸相、米内海相がそれぞれ發言を求め、兩院において前議會以後一ヶ年間に亘る赫赫たる陸海軍の戦果を詳細に報告すれば、満場拍手を以て無敵皇軍の偉功を賞讃且つ感謝した。

これにて再開翌日の政府側の發言を終了、いよいよ質問戦に入り、先づ貴族院では山川端夫氏、衆議院では小川郷太郎氏(民)によつて質問の第一矢が放たれ、第七十四議會はこゝに本格的朝野論戰の火蓋を切つた。

### 衆議院に於る主要問答

議會の論戰中最も注目される休會明け翌日の國務大臣施政方針演説に對する質疑は、衆議院では民政黨は小川郷太郎氏、政友會では安藤正純氏をそれぞれ第一陣に立て、續いて加藤綱一(民)東郷實(政)豊田豊吉(民)宮澤裕(政)清瀬一郎(第一)安部磯雄(社大)由谷義治(東方)氏が相次いで質疑を行つたが流石に戰時議會にふさはしく、華やかなこの質問戦も自發的によく統制し、僅か三日で各派代表一巡して質問を終り、爾後専ら豫算委員會の論議に主力を移した。質疑の内容は勿論事變對策に集中されたが、内政問題についても幾多の論議が重なられ殊に近衛蔵相の無任所大臣問題については小川、安藤、

加藤の諸氏から相次いで、憲法上、政治道徳上種々な角度から質疑が行はれ、これに對し平沼首相は得意の法律論を以て、決して憲法違反でない旨を主張、要するに樞相の無任所大臣兼任は決して好ましいことではないが、現下の特殊事情の下には必要な措置である旨を説明した。安藤氏は更にこの問題に關し近衛無任所相に對し、その總辭職の理由並びに無任所相兼任に關する見解を質した結果、近衛無任所相は二十八日衆議院に登壇、安藤氏の質問に對し總辭職の理由については一月五日の聲明の趣旨を繰返し、兼任問題については「對支方針が内閣更迭に依り變動し又は動搖するが如きことなきことを中外に示すための政治的必要に出でたものである」旨を聲明した。

豫算委員會においても平沼首相の政治的信念、平沼内閣の具體的政策について論議されたが、今期議會における中心問題が専ら東亞新秩序の建設問題にあつた關係上、總てこの點に主力が注がれこの問題に關する質疑應答は頗る白熱化し各派代表者響を並べて軍事上政治上、經濟上、凡ゆる角度からの極めて周到な検討が行はれた。かくて質問一巡の後二月二日總會最終日において小川郷太郎、大口喜六の兩氏より、改めて兩黨を代表綜合的の質問をなし、更に興亞政策、國防計畫の根幹



をなす生産力補充計画、物動計画に関する具體的説明を求めた結果、二日午後並びに三日午前に亘つて秘密會を開いてその内容を説明した。

一般豫算に関する論議は以上で一段落となつたが、その後引續き膨大な臨時軍事費追加豫算が相次で提出された結果、豫算委員會は會期中殆ど連續して開會され、その間終始事變對策についての論議が繰返された結果、所謂與政政策の輪郭が次第に明瞭となり、東亞新秩序體制が漸次國民に認識されたことは七十四議會の大きな貢獻であつた。特に三月八日の委員會で青木企劃院總裁が堤康次郎委員の質問に答へて、目下進行中の生産力補充計畫が、昭和十六年度完成の暁には、昭和十二年の生産額を基準とし

- 普通鋼六割 特殊鋼及鍛鋼二倍 鋼塊六割 鉄鐵二倍 鐵鋼石二倍半 石炭三割
- アルミニウム數倍 マグネシウム十倍 銅八割 鉛九割 亜鉛七割 錫二倍 天然揮發油三割 人造石油三十倍 天然重油四割 人造重油九倍 無水アルコール十二倍 曹達灰二割 苛性曹達四割 工業鹽六倍半 硫酸アムモニア四割 パルプ製紙用二割
- 人絹用三十二割 金二割 工作機械二十六割 機關車三割 客車七割 貨車五割 自動車五倍 羊毛三十四割

の増産が實現、その結果日滿支を通じ自給自足の目的を達し得るものは、鐵鋼、石炭、輕金屬、亞鉛、曹達、硫安、パルプ、鐵道車輛自動車、船舶等である旨を説明したことは、從來この問題を國防上一切機秘の裡に、國民の耳目を掩つてゐたのを、以上の程度に發表して國民の理解と協力を求めたもので、七十四議會の大きな收穫の一つであつた。

なほ、この議會を通じての白眉として興味を集めた論議は、本會議における民政黨の山道襄一氏と平沼首相との「更道刷新」についての質疑應答で、官廳内部の不統制、官吏の増長慢、民間會社への天餘り等、時期に便乗しての官吏の態度に甚だしく不満を感じてゐた衆議院を代表し、民政黨、政友會の代表として、痛烈に更道刷新の急務を説いて平沼首相に迫り、これに對して詳細且つ慎重を極めた首相の答辭は流石に官僚の綱本山の名に恥ぢぬ堂々たるもので、兩々相譲らぬ貫録を示した問答であつた。

### 貴族院の主な問答

貴族院の再開頭國務大臣に對する質疑は、最近問題、顏觸とも殆んど型通りとなつたかの感があり、七十四議會もその例に漏れなかつたが、その内にあつて山川端夫氏の興亞院と外務省の權限について追窮した質問は滿

場を傾聴させた實のあるものであつた。官吏に對する反感はこゝでも熾烈を極め、豫算委員會で岡喜七郎氏が、本會議で大藏公達男が屬僚跋扈を痛撃すれば、議場から珍らしくも「同感」の聲が起つたほどである。井上匡四郎子が豫算委員會で官廳行政に技術尊重の重要性を説いたことは、別段新しい事柄ではないが、時と人を得た意見として傾聴された。台灣米管理法案に對し丸山錦吉氏が「この非常時に何の減産法案ぞや」と反對したのは、同案に對する反對意見を最も端的に表現したものととして政府側の苦しい急所を衝いてゐた。打ち續くソ聯の暴狀に痛憤した議會が先づ衆議院が對し權益確保に關する決議をなし、次で貴族院でも井上子から對ソ問題に關する緊急質問を行つて有田外相に帝國政府の決意を宣明させ、また上海に陳儀氏暗殺のテロ事件起るや衆議院本會議では小山谷藏氏から質問を發し、貴族院では豫算委員會で松井茂、赤池濃の兩氏からそれらその善後處置を質問、政府の強硬決意を中外に徹底させるなど、議會が國防外交問題に重要な役割を占める傾向が次第に強まつて來た。

### 議會各派別 (二月十四日現在)

- 皇族 一六方
- 貴族院

研究會	一六二名
公正會	六九名
火曜會	四四名
交友俱樂部	三五名
同和會	三一名
同成會	二二名
無所屬	三七名
衆議院	
民政黨	一七八名
政友會	一七〇名
社會大眾黨	三五名
第一議員俱樂部	四六名
國民同盟	一〇名
無所屬	三一名
日本革新黨	四名
皇道會	一名
第二控室	一三名
無所屬	一一名
郷軍同志會	一名
養正會	一名
東方會	一二名
純無所屬	五名

缺員七名(山本楠二郎、加藤久米四郎、林路一、河合直次、渡季松、藤井浩然(以上死亡)重井鹿治(辭任))

### 第七十四議會の成績

第七十四議會への政府提出議案は豫算案十四件、決算三件、事後承諾案六件、法律案八十九件の多數に上り、この數字中法律案八十九件は七十三議會の八十六件より更に三件を増した未曾有の數字で、更に昭和十四年度豫算の數字について見ると、本豫算、追加第一號、同二號を合した一般會計豫算合計四十八億四百餘萬圓、臨時軍事費四十六億五百萬圓、總計九十四億九百五十餘萬圓といふ膨大な數字に上つてゐた。

これに對し議會は豫算案は全部原案通り可決、決算、事後承諾案は何れも承認、法律案中七十八件は原案可決、十一件は修正可決し、政府提案は全部通過するの好成績を示した。豫算案は別とし、法律案に對しても兩院がかく順調に議了したことは、一面においては政府で朝野摩擦を起しさうな論議の餘地のある法案の提出を控へた結果ではあるが、それ以上に議會が國內の舉國一致態勢を中外に示すため、政府支持の態度で一貫したお蔭で、殊に政變の影響があつたとはいへ、諸法案の提出が著しく遅延し、屢々兩院から強硬な警告をうけたほどの不手際で終始しながら、なほかゝる好成績をあげ得たことは、全く時局の賜に外ならなかつたのである。

### 豫算 (單位千圓)

△一般會計	
昭和十三年度一般會計追加豫算	
一、追加第一號	一六、四〇〇
二、追加第二號(歳入)	七、八六〇
三、追加第二號(歳出)	一九、八八〇
昭和十四年度豫算	
一、總豫算	三、六四九、六六六
二、追加第一號(軍事費)	九一〇、四四三
三、追加第二號(文治各省分)	一九九、三三三
△臨時軍事費	
陸軍	三、一四〇、〇〇〇
海軍	八三三、〇〇〇
豫備費	五〇〇、〇〇〇

### 新法律

- 「新法令」一七六一一八五頁参照
- 財政
- △稅關係
  - 一、支那事變特別稅法中改正法律(修正)
  - 二、臨時利得稅法中改正法律(修正)
  - 三、臨時租稅措置法中改正法律



- (以上増税に關するもの)
- 四、災害被害者に對する租税の減免徴收猶豫等に關する法律
- 五、關稅定率法中改正法律(修正)
- 六、昭和十二年法律第五十七號中改正法律(鐵の輸入稅免除に關するもの)
- 七、昭和七年法律第四號中改正法律(輸入稅從價稅率に關するもの)
- 八、登録稅法中改正法律
- 九、有價證券移轉稅法中改正法律
- △公債關係
  - 一、昭和十四年度一般會計歲出の財源に充つる爲公債發行に關する法律
  - 二、昭和十四年度一般會計歲出の財源に充つる爲公債追加發行に關する法律
  - 三、昭和十四年度法律第二號中改正法律(昭和十四年度一般會計豫算の財源に充つる爲公債發行に關する件)
  - 四、昭和十二年法律第八十四號中改正法律(支那事變に關する臨時軍事費支辨の爲公債發行に關する件)
  - 五、明治四十二年法律第九號中改正法律(政府に對する保證金その他の擔保に供したる國債の買入銷却に關する件)
  - 六、明治三十九年法律第三十四號中改正法律(國債に關する件)
  - 七、昭和七年法律第一號中改正法律(滿洲

- 事件に關する經費支辨の爲公債發行に關する件)
- 八、支那事變に關する特別賜金として交付する爲公債發行に關する法律
- 九、昭和十三年法律第八十七號中改正法律(本邦内において募集したる外國債の待遇に要する件)
- △特別會計關係
  - 一、作業會計法中改正法律
  - 二、國債整理基金特別會計法中改正法律
  - 三、資金特別會計法中改正法律
- △資金關係
  - 一、臨時資金調整法中改正法律
  - 二、昭和十三年法律第六十四號中改正法律(兌換券の保證發行限度の臨時擴張に關する件)
  - 三、兌換銀行券整理法中改正法律
  - 四、北海道拓殖銀行法中改正法律
- △鑛工業關係
  - 一、帝國鑛業開發株式會社法(修正)
  - 二、明治四十五年法律第二十三號中改正法律(樺太における石炭採掘に關するもの)
  - 三、日本産金振興株式會社法
  - 四、産金法中改正法律
  - 五、輕金屬製造事業法

- 六、工業組合法中改正法律
- 七、鑛業法中改正法律
- △農林關係
  - 一、米穀配給統制法(修正)
  - 二、台灣米穀移出管理特別會計法
  - 三、軍馬資源保護法(修正)
  - 四、種馬統制法
  - 五、競馬法の臨時特別に關する法律
  - 六、森林法中改正法律
  - 七、林業種苗法
  - 八、酪農業調整法
  - 九、農業再保險特別會計法
- △交通
  - 一、大日本航空株式會社法(修正)
  - 二、海運組合法
  - 三、船舶建造融資補給及び損失補償法
  - 四、造船事業法
  - 五、國際電氣通信株式會社法(修正)
  - 六、地方鐵道法中改正法律
  - 七、軌道法中改正法律
- △軍事
  - 一、軍用資源秘密保護法
  - 二、國境取締法
  - 三、兵役法中改正法律
  - 四、軍用自動車検査法

- 五、臨時隨軍材料資金特別會計法
- 六、海軍工廠資金會計法中改正法律
- 七、恩給法中改正法律
- △社會・文化
  - △社會關係
    - 一、職員健康保險法
    - 二、船員保護法
    - 三、健康保險法中改正法律
    - 四、郵便年金法中改正法律
    - 五、青年學校令により就學せしめらるべき者の就業時間に關する法律
    - 六、花柳病預防法中改正法律
  - △文化關係
    - 一、映畫法
    - 二、著作權に關する仲介業務に關する法律
- △宗教關係
  - 一、宗教團體法(修正)
  - 二、寺院等に無償にて貸付しある國有財産の處分に關する法律(修正)
- △教育關係
  - 一、青年學校教育費國庫補助法
  - 二、短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法中改正法律

- 三、地方學事通則中改正法律
- 四、名古屋帝國大學創設に伴ふ帝國大學特別會計及び官立大會特別會計の關涉に關する法律
- △司法
  - 一、人事調停法
  - 二、司法保護事業法
  - 三、借地借家臨時處理法中改正法律
  - 四、公證人法中改正法律
  - 五、非訟事件手續法中改正法律(修正)
  - 六、裁判所構成法中改正法律
  - 七、商法を引用する條文の整理に關する法律
- △外地
  - △朝鮮關係
    - 一、朝鮮事業公債法中改正法律
    - 二、大正九年法律第五十三號中改正法律(關稅法、關稅定率法及び保稅倉庫等の朝鮮における特別に關する法律)
    - 三、朝鮮鐵道株式會社所屬金泉慶北安東間鐵道買收のため公債發行に關する法律
    - 四、朝鮮私設鐵道補助法中改正法律
    - 五、朝鮮銀行券、台灣銀行券の保證發行限度の擴張に關する法律
  - △台灣關係
    - 一、台灣事業公債法中改正法律

- △その他
  - 一、大正十四年法律第五十一號中改正法律(關東州において生産せらるる「ニトロナフ」タリンの輸入稅免除に關する件)
  - 二、滿洲國に於ける領事官の裁判の廢止に關する法律
  - 三、中文那振興株式會社法中改正法律
  - 四、昭和十三年法律第三十二號中改正法律(關東局、朝鮮總督府、台灣總督府及び樺太廳の各特別會計に於ける租稅收入の一部に相當する金額等を臨時軍事費特別會計に繰入れることに關する件)
- △その他
  - 一、保險業法改正法律
  - 二、明治三十五年法律第四十九號中改正法律(國勢調査に關する件)
  - 三、北海道土功組合法中改正法律
- △宗教團體法の成立
 

長年に亘る懸案であつた宗教に關する根本法は、先づ明治二十二年山縣内閣當時の第一回提案が否決され、次で昭和二年若槻内閣の岡田文相が、同四年田中内閣の岡田文相がそれぞれ議會に提案したが、何れも貴族院で審議未了となつて今日に及んだ。しかし國民精



神の健全なる發達を期する上において重要な役割を占める宗教に對する根本法規が、從來の如く明治初年の太政官布告をはじめ布達省令、訓令等三百有餘の斷片的規定によつてこの大切な宗教關係の行政が行はれてゐることは、我國現下の情勢に照して頗る不得策なりとの見地から、荒木文相は就任以來親意宗教法の立案に努め、文部省當局で大體の試案を纏めると共に、十三年十一月十四日、貴衆兩院議員その他各方面の代表者を網羅した宗教制度調査會を開き、文部省案の要綱に付き審議を重ね同十二月十日一部修正の上原案を可決答申した。よつて文部省では右答申に本づき法律の成文を急ぎ、政變にも關係なく七十四議會再開期、先づ鬼門の貴族院へ提案晋水の陣を布いた。

これに對し貴族院では二月廿四日の本會議に上程、阪谷男より質問があつたのみで、十八名の委員に附託審議を續けた。何分日くつき法案だけにその審議は慎重を極め、更に小委員會を設けて検討するなどなか／＼の難航を續け、政府側は平沼首相も自ら委員會に臨んで本法の必要を力説するなど健闘大いに努めた結果、遂に難關を突破、貴族院も本法の必要を認めるに至り、政府原案に對し、七條、十六條、十七條、二十六條に若手の修正を加へ、その他は全部原案通り二月十六日の

委員會で可決、次で同十八日の本會議で可決して衆議院へ回付した。かくて宗教法の鬼門と謳はれた貴族院を突破した本法は著しく前途樂觀せられるに至つたが、衆議院でも先づ二十三日の本會議で高見、斯波、會和、赤松、杉山、椎尾の諸氏から質問相次ぎ、續いて二十七名の委員に附託して慎重審議を重ねた末希望條項を附して貴族院修正通り可決した。なほ本法の提案に關聯して、十三年五月來朝したアラビアのエーメン回教王國の王子フリーセン殿下に、臨行來朝した同王國宗教大臣ギブシー氏はその盛東京に滞在し、滿洲、支那、南洋、印度、近東、アフリカ一帶の五億に上る回教徒のため、アジアの盟主となつた日本の新しい宗教團體法に神道、佛教、基督教と共に回教を宗教として公認されたいとの希望を熱心に當路に向つて運動し續けてゐたが恰も支那事變を契機として東亞の新體制建設

### 米穀配給統制法成立す

我國主要食料品たる米穀の需給統制の問題に就ては、その數量並びに價格の點につき生産者側と消費者側との利害の調整が頗る困難であり、從來の米穀統制法のみを以てしては到底所期の目的を達成し得ないので、更にその配給機構に對して強力なる國家の統制を加

に邁進しつゝある際として、この運動は廣く各方面の共鳴を集め、兩院においてもしきりに回教の公認が要望された。政府でもこの問題は相當重要視してゐたが、法の建前としては別に特に回教を追加して明記するまでもなく第一條中の「其他の宗教」中に包含してゐるとの解釋をもつて臨んでゐた。しかし、この問題は現下の大陸工作の見地から重要な事柄なりとして政府の善處を要望したので、三月二十三日衆議院本會議に上程された際、特に平沼首相より回教に對する所信を披瀝し回教には大いに意を用ひる旨言明した。

かくて數十年來の懸案たる宗教團體法はここに漸く成立の運びとなり、雖然たる宗教法規の整備ははじめてその目的を達するに至つた。本法は全文三十七條にわたつてゐる。(一八〇頁、三三四頁参照)

だが、民間當局者の猛烈なる反對と、關係各省間の意見不一致のため實現を見るに至らなかつた。

然るに近衛内閣の下に有馬農相が就任するや、改めて積極的にその實現に乗り出し農林省内に「米穀配給新機構調査委員會」を設置して具體的研究を進めたが、大體日本米穀會社創設の原則を認め、これを中心に案を練つた結果、十三年十一月十五日の特別委員會で、遂に主務省たる農林、大藏、商工三省委員間で同案の要綱が決定、「右要綱は現下の情勢に鑑み適切なるものと認められるので米穀配給新機構調査委員會の答申を待つて成案を具し來る第七十四議會に提案したい」との有馬農相の談話と共にその内容を發表した。その骨子は次の通りである。

- 一、米穀關係者及び一般出資者に政府出資を加へた三千萬圓の日本米穀株式會社を創設
- 一、米穀主要産地に市場を開設して米穀の取引を行ひ、更に保管、運送、政府の委託賣買、合辦米の賣渡をなす
- 一、市場では原則として賣物取引とし、特に必要な大集散地においてのみ未着物取引又は延取引を行ふことを得る
- 一、市場員は米穀取扱業者及其團體、並に米穀生産業者の團體とすること
- 一、賣買取引價格は米穀統制法の公定價格の範圍内に制限する

一、本會社の米穀市場開設と同時に既存の米穀取引所の營業を廢止し更に類似の市場の開設を禁ずる

一、廢業した取引所及び取引員に對しては適當な限度で廢業手當を支給する

以上の要綱に本づき政府では七十四議會提出の方針の下に法律の成案を急ぎ、これに對してはなほ一部關係者から執拗なる反對運動が續けられたが、今回は政府において支那事變長期抗戰化の情勢に鑑み、米穀配給機構の改善は是非とも必要であり、萬一政府の提案に横車を押す如きことがあれば敢て本法に依らずとも、總動員法の發動をも辭せずとの強硬決意を示した結果、議會提出はいよいよ確實となつた。

然るに近衛内閣の辭職により又しても一頓挫を來したが、新たに就任した櫻内農相もこれが實現の必要を認め、但し案の具體的内容については再検討の要ありとして、就任以來熱心にその研究に努めた結果、從來最も難點となつてゐた關係業者への廢業手當は非賠償主義をとつて大藏省を納得せしめ、その一面産業組合の進出を或る程度押へることとして商工省側と妥協し、更に同案の全體の組織を舊案の如く市場取引に局限せず、廣く配給機構全體の統制に擴充し、卸賣商、小賣商、賣買取引員、産地仲買人等「米穀の賣買又は其の媒介を業と爲さんとする者」全部に對して

免許制度を布くこととした。有馬案と櫻内案と異なる重要點は次の諸項である。

- 一、命令の定むる所に依り米穀の賣買又はその媒介を業と爲さんとする者は政府の免許を受くることを要すること
- 一、政府は米穀の賣買又は其の媒介を業とする者に對し米穀の配給統制上必要なる命令を爲し得ること
- 一、會社利益金分配の方法(イ)利益金は先づ民間出資の株式に對し配當しその配當率が年六分を超えざる場合に於ては政府出資の株式に對する配當を爲さざること(ロ)利益金が民間出資の株式に對し年六分の配當を爲し剩餘を生ずる場合においてはその剩餘金は總株式に對する利益配當が拂込金額に對し均一の割合(年八分)に達する迄民間及政府の株式に對し一と四との割合を以て之を配當すること
- 一、現存の米穀取引所の營業はこれを廢止すること
- 右に伴ふ善後措置は左によりこれをなすものとすること
- 一、本會社の株式の割當に際しては現存の米穀取引所又はその株主に對し引受の優先を認むること
- 二、本會社は現存の米穀取引所及止米市場の土地、建物その他の設備を買取り得ると
- 三、現存の米穀取引所の従業員は之を本會



社の従業員として收容すること  
 四、現存の米穀取引所の取引員は之を本會社の米穀市場の米穀市場員として收容すること  
 五、本會社は現存の米穀取引所の取引員にして市場員と爲りたるものの中米穀取扱業者に非ざるものの開業又は轉業に要する資金の融通を爲し得ること  
 六、二の財産の買収、評價（時價建設價格及利用價值を參照）及前項の資金融通の範圍、方法等に關しては特別の委員會を設け其の議を経て決定すること  
 この妥協案によつて政府部内の取纏めに成功した櫻内農相は、直ちに法律の成文化を急ぎ、三月三日衆議院に提出、六日の本會議に上程された。流石に問題の多かつた案だけに民政黨の眞鍋義十、政友會の吉植庄亮氏等その他から痛烈なる質疑が行はれ、特に三十六名の委員に附託添田敬一郎氏が委員長となつて審議を進めてゐたが、衆議院の空気が意外に良好で、一部強硬なる反對議員を除いて大勢は政府案を支持し、唯米穀會社が附帶事業として雜穀、肥料等の取引を行ひ得る規定は斷根を廢すものとして削除し、その他一、二修正を加へて衆議院を通過、貴族院でも衆議院の修正通り可決し、こゝに過去數年來揉みに揉んだ米穀配給機構改革の懸案は目出たく解決の運びとなつた。

### 主なる人事異動

#### 近衛内閣閣僚補充

宇垣外相兼拓相の辭職後一先づ近衛首相兼攝となつた兩相の補充については、秘かにその人選を進めた結果、外相には元外相有田八郎氏、拓相には東北興業株式會社總裁兼東北振興電力株式會社社長八田嘉明氏の内諾を得近衛首相より内奏の結果、十月二十九日次の通り親任式が行はれた。

任外務大臣 有田 八郎  
 任拓務大臣 八田 嘉明

#### 樞密顧問官補充

樞密顧問官の缺員補充に就ては近衛首相並びに平沼樞相の間でそれ／＼詮議を進めてゐたが、缺員四名中取あへず三名の補充を行ふこととなり、十二月五日近衛首相より内奏の上六日親任式が行はれた。

正三位勳一等 林 頼三郎  
 正三位勳一等 關 愚之輔  
 從五位勳二等 深井 英五  
 任樞密顧問官（各通）

#### 内閣參議留任

近衛内閣閣僚辭職と共に内閣參議は全部辭表

を提出したが、平沼首相はその留任を求めることとなり、一月十六日大谷、秋田、安保、松岡、松井、町田、郷の各參議の留任を求めると共に新たに池田前藏相、末次前内相の參議就任を懇請何れもその承諾を得たので正式決定を見た。なほ政友會側の參議に就ては一月二十日島田俊雄氏の就任を見た。

#### 大審院長更迭

池田大審院長の死亡に伴ふ後任に就ては檢事總長泉二新熊氏を推すこととなり、檢事總長の後任には東京控訴院長木村尙達氏と決定二月十五日次の通り親任式が行はれた。

檢事 從三位勳一等 泉二 新熊  
 任判事 補大審院長  
 正四位勳二等 木村 尙達  
 任檢事 補檢事總長

#### 各省次官更迭

荒本文相は十三年十二月二十三日、かねて辭表を提出中の次官伊藤延吉氏の辭職を容れその後任を次の如く發表した。

任文部次官 北海道長官 石黒 英彦  
 石渡大藏次官、廣瀬厚生次官の大任昇格により、次の通り次官の後任が發令された。  
 （一月六日）大藏省理財局長 大野 龍太  
 任大藏次官、理財局長事務取扱を命ず

#### 交流人事異動の實行

本内相は就任以來地方長官の大刷新を企圖し、同時に行政機構の改革問題と關聯して論議されてゐる各省を通ずる交流人事異動を決定し、その準備を進めた結果、内務、厚生、農林、文部四省を通じての交流人事を基礎とする大規模な地方長官異動を行ふこととなり四月十七日の閣議で決定發令された。右異動内容は六府縣知事を勇退せしめ、厚生、農林兩省より各二名、文部省より一名の知事を簡拔代りに厚生、農林、文部各省へそれ／＼二名づつの知事を送り、總數二十五名に上る正に交流人事の名に相應はしい廣範圍の人事異動で、本内相が運用によつて交流人事の實を示したものと好評を博した。

#### 貴族院有爵議員改選

十四年七月十日貴族院伯、子、男爵議員は何れも七年間の任期満了の結果同日午前九時から華族會館で一齊に改選が行はれた。これより先き七十四議會の終了するや、各爵團それぞれ改選の準備を進め、各爵團とも何れも幹部の手許で次期議員候補者を詮議し、選挙期日前に各爵とも全部決定の上有権者に推薦状を發送したが、選挙の結果は總て右推薦の候補者が全部當選した。新議員の顔觸れは左

#### 勅選議員の補充

近衛首相は十二月九日の閣議に貴族院勅選議員缺員補充として左記八氏を推薦、その決定を経て正式發令された。

前大藏大臣 賀屋 興宣  
 前商工大臣 吉野 信次  
 元文部大臣 安井 英二  
 全購聯及全販聯會會長 千石與太郎  
 業組合中央會副會頭 三井 梅吉  
 三井報恩會理事長 前三井信託社長 岩永 祐吉  
 同盟通信社長 同 田中 總積  
 前東京帝大教授文學博士 建部 運吾  
 宮中顧問官醫學博士 井上 通泰  
 十四年一月四日近衛内閣閣僚辭職の直前次の如く更に二名の勅選補充を行つた。

#### 平沼内閣閣僚補充

平沼首相は議會終了を待つて閣僚を補充し陣容を整備して事變對策に邁進することとなり四月七日次の通り親任式が行はれた。

任選信大臣 内閣書記官長 田邊 治通  
 任拓務大臣 陸軍大將 小磯 國昭  
 なほ内閣書記官の後任には總理大臣秘書官太田耕造氏が同日發令就任した。

（二月七日）傷兵保護院副總裁 岡田 文秀  
 任厚生次官 小野選信次官の日本發送電會社入りに伴ひ三月二十八日次の通り更迭が行はれた。

電氣局長兼電力管理準備局長官 大和田悦二  
 任選信次官 小磯拓相の就任と共に拓務次官の更迭が行はれ萩原三三次官の後任として元朝鮮總督府警務局長田中武雄氏が起用されることとなり四月十四日次の通り發令された。

任拓務次官 田中 武雄  
 農林省では次官小平權一氏が退任し、五月五日の閣議で次の通りその後任が決定した。  
 馬政局長官 荷見 安  
 任農林次官

#### その他主なる異動

（一月十一日）岡山縣知事 菅場 軍藏  
 任警視總監 内務省土木局長 安藤狂四郎  
 任警保局長 （一月十一日）前關東局總長 武部 六藏  
 任企畫院次長 四月一日より電氣廳副設に伴ひその長官は三月三十日次の通り發令された。  
 東京都市通信局長 平井出貞三  
 任電氣廳長官



の通りで、今回の選挙で初めて當選した新顔は各府を通じて二十三名である。

△伯爵團 (定員十八名)

林博太郎、橋本實斐、堀田正恒、樺山愛輔、副島道正、黒木三次、柳原義光、松平頼壽、松本宗隆、二荒芳徳、後藤一蔵、兒玉秀雄、有馬頼寧、酒井忠正、溝口直亮(以上再選)、山本清、柳原保承、徳川宗敬(以上新選)

△子爵團 (定員六十六名)

梅小路定行、松平直平、青木信光、冷泉爲勇、大久保立、池田政時、西大路吉光、前田利定、清岡長言、野村益三、井上匡四郎、渡邊千冬、今城定政、大河内正敏、立見豊丸、立花種忠、高倉篤鷹、秋月種英、大河内輝耕、米津政賢、八條隆正、曾我祐邦、西四辻公亮、松平保男、戸田忠康、加藤泰通、谷儀一、秋元春朝、松平忠壽、米田國臣、松平兼統、伊東二郎丸、保科正昭、西尾忠方、岡部長景、富小路隆直、裏松友光、秋田重季、戸澤正己、池田政鑑、織田信恒、上原七之助、高橋是賢、實吉純郎、植村家治、梅園篤彦、安藤信昭、京極高修、舟橋清賢、松平康春、土岐章、高木正得、大岡忠綱、三島通陽、北條傳八、綾小路護入江爲常、大島陸太郎(以上再選)、河瀬眞、波多野二郎、錦小路頼孝、仙石久英、由利正通、水野勝邦、牧野康興、京極鏡五(以上新選)

△男爵團 (定員六十六名)

阪谷芳郎、大井成元、郷誠之助、辻太郎、赤松範一、安保清種、紀俊秀、千田嘉平、小畑大太郎、高木喜寛、千秋季隆、松岡均平、深尾隆太郎、東久世秀雄、前田勇、淺田良逸、井上清純、高崎弓彦、黒田長和、井田繁楠、久保田敬一、岩倉道俱、伊江朝助、中村謙一、周布兼道、今園國貞、大蔵公望、東郷安、近藤滋彌、矢吹省三、大森佳一、渡邊汀、小池正実、北島貴孝、柴山昌生、飯田精太郎

国民精神總動員運動の強化

内外の情勢に鑑み、国民精神總動員運動は益々強化する必要がある、それには従来の組織では遺憾の點が少なくないので、平沼首相は閣以來その改組強化案の研究を命じ、田邊書記官長を中心に具體案の作成を急いで、二月下旬に至つて大體の成案を得、中央聯盟側とも連絡をとつて二月九日の閣議で次の如き強化案が決定した。

国民精神總動員強化方策

(一) 趣旨  
時局の現段階に鑑み、国民精神總動員運動をして眞に新東亞建設に對處すべき綜合國力の充實發揚、國家總動員應勢の強化に資せ

しむるためこの際民間機構たる中央聯盟の改組擴充を行ひ其の機能の十分なる發揮を期待すると共に政府との連繫を緊密にし官民一體の舉國實踐運動たるの實を擧げしむるため内閣に新たに官民合同の國民精神總動員委員會を置き之が企畫並に指導の綜合一元化を期せむとす

(二) 中央聯盟に關する事項  
一、聯盟は企畫及實施に當りなほ加盟團體を通じ其の機能の十分なる發揮を期待すると共に之が實施を促進すること  
一、理事長を置くと共に常任理事若干名を置き少數理事制の實を擧ぐることを

一、幹事若干名を置くと共に常任幹事數名を置き常任理事を補佐せしむること  
一、評議員の活動を十分ならしむること  
一、聯盟事務局の内部を組織化し職員の充實を圖ること

(三) 中央聯盟と政府との聯絡機構に關する事項

一、新に内閣總理大臣管理の下に「國民精神總動員委員會」を置き、政府及び中央聯盟協力の下に國民精神總動員に關する企畫に當らしむること

一、國民精神總動員委員會は委員長、委員、幹事を以てこれを組織すること、委員長は内閣總理大臣の奏請により國務大臣の中より勅命すること(委員長は既報の通り文部大臣とす)

委員は内閣總理大臣の奏請により關係各廳勅任官、國民精神總動員中央聯盟首腦者、貴衆兩院議員その他學識經驗ある者の中より内閣に於て之を命ずること(委員は約四、五十名の豫定)

幹事は内閣總理大臣の奏請により關係各廳高等官、國民精神總動員中央聯盟幹事、民間團體の當務者その他學識經驗ある者の中より内閣に於て之を命ずること  
一、國民精神總動員委員會決定中重要なものは閣議の決定を経て實施に移すこと

一、國民精神總動員委員會の庶務は内閣情報部をして掌らしむること

(四) 地方の機構に關する事項

一、道府縣の國民精神總動員地方實行委員會の機能を十分發揮せしむると共に其の庶務を掌理し、且つ國民精神總動員の實施に關する事務を處理するため必要に應じ國民精神總動員事務局(假稱)を置くこと、前項の事務局の主任者は道府縣書記官中より知事之を命ずること

右新機構の決定と共に舊中央聯盟の幹部は一應總辭職したが、政府では新組織の精動中央聯盟會長に重ねて有馬良輔大將の就任を希望した結果重任することとなり、理事長は荒瀬熊七中將と決定、これに續いて三月二十五日精動聯盟理事を、次で同二十八日國民精神總動員委員會の官制と共にその委員を任命發表した。

『興亞奉公日』設定

戰時下の國民生活刷新に關する精動基本方策中の「國民生活日」設定案は十四年八月八日の閣議において精動委員長荒瀬木文相より毎月一日をもつて「興亞奉公日」とすることを提案、全閣僚賛成可決し、新秋九月一日から全國一齊に實施することに決定した。これが設定の趣旨は、當日をもつて國民舉

伊藤文吉、原田熊雄、伊藤一郎、安場保健、奥田剛郎、渡邊修二、關義壽、三須精一、松平外典、相田昌植、松田正之、杉原由言、肝付兼英、加藤成之、岩村一木、山根健男、水谷川忠廣、中御門經民(以上再選)、益田太郎、中山秀次郎、八代五郎進、山川健、北大路信明、坊城俊賢、西西乙、村田保定、島津忠彦、宮原旭、明石元長、中川良長(以上新選)

つて戰場における我が將士の勞苦を偲んで自勵自省し、これを實際生活の上に具顯すると共に興亞の大業を冀望、一億一心もつて奉公の誠を盡し、恒久實踐の源泉たらしむるものとし、八月十一日内閣告諭を發表、實施項目としてはさしあたり精動委員會において決定した國民生活綱要の勵行をもつてするが、なほ地方の實情に即して適宜項目の増減、變更は差支へないことになつた。

結核豫防會創設さる

皇后陛下には昭和十四年四月二十八日、平沼首相に拜謁仰付られ、結核豫防問題に關して親しく左の如き令旨を賜ひ、更にその豫防並に治療に關する事業御獎勵の思召を以て、御内帑金下賜の御沙汰あらせられ、平沼首相は恐懼御前を畏下、百武侍從長から令旨並に御下賜金五十萬圓の傳達を受けた。

令旨

國民體力ノ向上ハ、國本ニ培フ所以ニシテ現下時ニ心ヲ致スヘキ所ナリ而シテ近時結核ノ蔓延甚シク其ノ國力ニ及ホス影響ノ大イナルニ鑒ミ誠ニ憂慮ニ堪ヘサルナリ茲ニ内帑ヲ領テ之レカ豫防並ニ治療ニ關スル施設ノ一助ヲシメムトス官民克ク力ヲ盡セ之レカ目的ノ達成ニ努ムコトヲ望ム



平沼首相は直ちに厚生、文部、拓務各省關係方面に右の趣きを傳達、更に閣議を開いて早急に國家的な一大豫防運動を起し、深遠なる思召に副ひ奉り御心を安んじ奉ること、なつた。その具體的方法については廣瀬厚相が中心となつて研究を重ねた結果、先づ御下賜金五十萬圓を基金として財団法人結核豫防協會を設立し、從來存在した日本結核豫防協會、その他各府縣結核豫防協會なども統合した眞に學國的な結核豫防團體たらしめ、政府の諸施設と相俟ち結核の絶滅を期し、もつて國民の體位向上に資すること、なつた。

同會の總裁は秩父宮雅仁親王妃勢津子殿下奉戴を願出たところ勅許を仰がれた上、五月二十日正式に御允許あらせられた。會長には廣瀬厚生大臣が就任、廣く國民に呼びかけてその協力を求め、結核豫防對策の調査研究、結核研究所の設置、豫防思想の普及、豫防實生活の指導、豫防職員養成、豫防模範地區の設定、民間豫防事業の助成其他の各項に互る事業を積極的に開始、結核豫防並に治療の完壁を期すること、なつた。

### 商工省の機構改革

産業界の戦時態勢強化と共に商工省の所管事項は飛躍的膨脹を遂げ、これに伴つて新大層の増設を行つて来たが、その後益々發展

した戦時産業政策はかかる複雑的行政機構では種々困難を伴ふ實情にあつたので、八田商相は就任以來商工省の全般的機構改革を企圖し五月末に至つてその官制案を決定、閣議の承認を得更に樞密院の同意を得て、六月十六日公布された。右新官制は正に商工省の畫期的機構改革で、既設の外局貿易局、燃料局、特許局はその儘とし、その他は本省並に外局の臨時物資調整局を打つて一丸とし、本省を官房の外務局、鐵道局、鐵道局、化學局、機械局、鑛務局、鑛務局、振興部の七局一部に分け、別に外局として物價局を設置し、全面的に面目を新たにした改革であつた。右新官制の施行と共に廣汎な人事異動を行ひ全陣容を刷新して戦時産業政策の遂行に邁進することとなつた。

### 中小産業調査會設置

戦時態勢の影響を最も深刻に蒙つてゐる中小産業者の保護救済並に産業組合との摩擦匡正については、七十四議會でも兩院で論議され、政府もこれが對策を考究する旨を言明議會終了と共に農林、商工兩省間で折衝を開始したが、何分問題はかなり複雑困難なる事情にあり、且つ産業組合との關係もあつて容易に兩者の意見が一致しなかつたが、五月中旬に至つて漸く成案を得、閣議に附議決定の

方中央物價委員會においても

- 第一部會（價格公定）委員長小川郷太郎
  - 第二部會（供給調整）委員長大石 喜六
  - 第三部會（資金）委員長 吉田 茂
  - 第四部會（利潤、家賃、地代）委員長 賀屋 興宣
  - 第五部會（運賃）委員長 伍堂 卓雄
  - 第六部會（物價勸行）委員長津島 壽一
- 並に聯絡部會を設け、鋭意右物價大綱の具體化に努力すること、なつた。

### 電話賣買公定價格決定

事變後の軍需景氣でとみに増加した電話の需要と、資材關係で著しい供給の不足とが影響して電話の市價が暴騰したので、逓信省ではこれが對策を研究中のところ、十四年一月十日から先づ六大都市に對して電話規則を改正實施し、電話業者は總て公認制度とし組合を組織せしめて、組合規約、賣買細則は何れも逓信省の許可を要することとし、電話の賣買にあつての標準價格を決定した。これによれば東京中央局千百圓、大阪同千圓、名古屋同八百五十圓、横濱同八百圓、京都同七百圓、神戸同六百五十圓を以て標準價格とした。なほこれに伴ひ賣買手續料、貸電話の料金、手数料等も公定し不良業者の不當利得を取締ること、なつた。

上「中小産業調査會」を設置研究を進めることとなり、七月二十一日右官制を施行すると共に、會長に平沼首相、副會長に櫻内農相、八田商相が就任、委員六十名、幹事十名を決定發令した。

### 戦時物價統制大綱成る

戦時態勢の長期化に伴ひ、戦時物價對策の樹立は、生産力の擴充と相對比すべき焦眉の急務なりとして、平沼内閣では成立と共にその具體化の研究に着手、先づ中央物價委員會を改組してその會長には前藏相の池田成彬氏を迎へ、新たに委員十八名を増して合計四十五名とし更に幹事をも増員して同委員會の積極的活動を期待することとなつた。かくて同會では先づ鋭意戦時物價政策の根本方針の確立につき研究を急ぐこととなり賀屋、津島、高橋三氏を主査として物價統制大綱案の作成に努めた結果、四月十八日一先づ原案を決定これを同廿一日の小委員會、廿七日の中央物價委員會總會にそれ／＼附議して正式決定の運びとなつた。右物價統制大綱は從來の物價對策が應急的強制的範圍に止まつてゐたのに對し綜合的計畫的に國民經濟の全分野に亘つて、會て見ざる大規模の根本的物價對策を目的としたもので、その目標とするところ極めて廣汎に亘り、國內産業部門の再編成を必要と

### 立消えの「國民再組織」

近衛首相を中心とする新黨運動は近衛公自身に積極的乗り出しの意向なきため常に行儀みとなり、鹽野法相、末次内相、木戸厚相の手許で種々畫策されてゐた計畫も立消えの形となつた。よつて近衛首相はこれとは別個に武漢陥落後の長期建設に對處するため、國民の舉國一致態勢を強化すべき何等かの方法を必要を認め、種々腹案を練つてゐたが、單に議會を目的とした政治的勢力の綜合に限せず、政治團體のみならず、經濟、思想、文化の各種團體を含み、社會全分野に互る組織を完成して、専ら事變處理の機活なる活動を當面の目標とする新國民組織に向つて進むべき方針を決意し、先づ有馬農相に諮つてその賛成を得、鹽野、末次、木戸三相の同意を求めた上、問題の性質上永井、中島兩政黨關係をはじめ荒木文相、八田拓相も参加、種々計畫案の検討を重ねた結果、十二月六日の八相會談によつて次の如き組織要綱が決定した

- 一、總裁 近衛首相とす
- 一、副總裁 末次内相、他に民間から一名
- 一、顧問 内相以外の全閣僚、參議を以てこれに充て總裁の諮問機關とする、貴族院議長、民間有力者の参加は未定
- 一、理事會 (イ)政府の關係省代表、總裁の任命

する部分の生じて來ることも豫想され、その間或る程度の摩擦を生ずるとも、時難を克服するために學國犧牲を忍んでこの對策實行に邁進すべしとの意向を感つてゐた。その内容は五大項目に分れ第一項には戦時物價政策の目標を明示し、第二項において物價對策の中樞たるべき價格公定制度を説明し、第三項では物價騰貴の根源をなす物資供給の調整方針策面に供給、需要、配給各部門別調整方法に關して檢討、第四項には戦時適正價格決定の基礎たる生産費構成調整の問題に觸れ、第五項はこれら物價統制諸方策の勸行方法に關して官民協力して所期の目的達成に努力するの急務を説き、また適當な制裁制度を設定すると共にその反面物價政策の實行によつて蒙つた影響に對し救済方法を講ずるの措置を掲げその他團ブロック内の聯絡、統制機構の問題等を列擧した。

四月二十七日の中央物價委員會總會では右原案に若干の修正を加へた上で可決したので池田會長は直ちに右委員會の決定を答申、同時に池田會長より官民の協力によつて右答申内容の實現を要する旨の談話を發表、八田商相は直ちに實行に着手する旨を言明した。政府では右答申を受領すると共に閣議に報告これを承認すると共に所管事項ごとく關係各省で具體案を審議實行に移すこととなり、一



する民間有力者の外主として評議員中から任命  
理事中から少数の常務理事を任命(ロ)常務理事  
は事務局の各部の部長を兼任(ハ)理事長は新機  
構の中心人物として事務を統括運用するゆゑ國  
務大臣級の人物を以てこれに充てること(ニ)理  
事會は議決機關たると同時に執行機關とする  
一、評議員會 (イ)評議員は加盟團體の代表各一  
名を以て組織す(ロ)理事會の諮問に應じ或はこ  
れに建議することを得る

一、事務局 (イ)局長は置かず理事長が事務を統  
括する兼頭常務理事とする(ロ)事務局に數部  
をおきその加盟團體代表の外に事務の性質に應  
じて關係省の官吏を配置し本省との聯絡に當ら  
しむ

一、地方支部 (イ)地方支部は理事長の監督に屬  
す(ロ)各道府縣の長官を以て地方支部長とす  
(ハ)支部の組織は中央の組織に準據せしめ、支  
部長は市町村の加盟團體の事務を監督する

一、内務省の機構充實 (イ)今回の運動が地方長  
官の活動に俟つところ大なるものあるに鑑み、  
内務省が事務執行の幹事役となること(ロ)右の  
ため内務省に常設事務を擔當する官吏をおき同  
時に地方廳に若干の係官を設く

以上の要綱に本づき(一)日滿支三國を樞軸  
とする新東亞建設の聖業達成のため全國民の  
物心兩面に互る總力を集中すること(二)國  
民各自報國の赤誠を實現せしむるための組織  
たるべきこと(三)全國民を網羅する組織た  
ると共に眞に官民一體たるの實を機構の上に

現はすこと、この方針の下にこの計畫の全面  
的展開を圖り、とりあへず國民精神總動員中  
央聯盟加盟團體全部を移し、中央聯盟は解消  
することに方針を決した。

然るに、この運動に對しては各政黨が一齊  
に猛烈なる反對を開始し、政府のいふ如く單  
なる精神團體ならば從來の中央聯盟を以て十  
分であり、もし政治的に利用するとすれば餘  
りに官備偏重の組織なりとして、これに伴ふ  
經費を議會に提出しても承認せずとの強硬態  
度を示し、大勢頗る非となつた。その結果政  
府でも首腦部の人選その他具體的準備を進め  
ることを躊躇するに至り、またしても行儀み  
となつた矢先、近衛内閣の辭職によつて更迭  
した木戸内相は右國民再組織案には反對の旨  
を言明、遂に陽の目を見ずして葬り去られて  
しまつた。

### 東方、社大の合同蹶跌

東方會會長中野正剛氏は全體主義政黨の組  
織を自論み、先づその政綱、政策に近似點の多  
い社會大衆黨、國民同盟に呼びかけ、三派合  
同しての新黨樹立を企圖したが、國民同盟は  
参加を拒絶し、その結果社大黨と東方會兩黨  
が合同することとなり、十四年二月九日中野  
安部兩黨首の會見によつて正式に決定、兩黨

中野氏は三月二十八日長崎看醫國し、翌二十  
九日東京着と共に小山議長を訪問、議會中自  
己の行動が物議を醸した際における議長の勞  
を謝した後、議員辭任届を提出、引續き東方  
會事務所で「東方會は元來東亞問題の實踐的  
研究團體として發達して來たが、會長たる自  
分が代議士であることも議會中心政黨の形  
態に流れ易い。依てこの際情勢に鑑みて議員  
を辭し國民大衆の中に投せんとするものであ  
る」旨聲明した。

### 政友會二派に分裂す

總裁問題未決定の儘代行委員制度で黨務を  
處理して來た政友會では、今日の非常時局に  
對處する上に不便の點少からずとなし、七  
十四議會開會前に總裁問題の解決を圖るべし  
との要望が高まり、黨内各關係機關において  
寄々協議が進められた。然るに中島、鳩山兩  
氏の對立關係はなほ結んで解せず、總裁候補  
者の一元化は到底期待出來ぬ状態にあり、總  
務會、幹部會もそれ／＼二派に分れて鑛を削  
つてゐた。十一月廿九日に至つて突如長老久  
原房之助氏が鳩山氏支持を表明するに及んで  
愕然色めき立つたが、鳩山氏は今日の場合争  
つてまで總裁に就任する意思なき旨を久原氏  
に答へ、但し總裁問題の解決には協力された  
しと懇請した。これにて鳩山總裁の問題は一

幹部會合して、同日革新的國民政黨結成に關  
する聲明を發表、同夜は結盟懇親會を開き、  
十日第一回準備委員會を開き、引續き結盟準  
備に着手、この運動に對してその後更に日本  
革新村協議會も参加を表明した。然るにこ  
の合同に對して東方會内部に反對論があり、  
三浦虎雄、馬場元治の兩代議士はこの合同に  
懐かずとして東方會を脱したが、更に社大黨  
内部は一層紛糾を極め、一部幹部が專斷を以  
て、かゝる黨の大問題を決定したことに對す  
る不満から容易に黨内の意見が纏らず、殊に  
新黨黨首に安部磯雄氏を擁立する運動が強ま  
るにつれ、中野氏の黨首就任に諒解を與へて  
ゐた新黨賛成派を當惑させ、内紛はいよ／＼  
激化した。この情勢をみて安部黨首がその儘  
推移するときは、黨は分裂の危機に當面する  
ことを恐れ、二月二十一日黨幹部を招いて引  
退を表明した。これに狼狽した社大黨では一  
先づ新黨結成を見合せて事態の收拾を圖るこ  
ととなり、二十二日の準備委員會において  
「新黨結成の機未だ熟せず」との理由で結成  
中止の共同聲明を發し、この新黨運動は解消  
した。この合同失敗によつて最も慘めな立場  
となつたのは中野正剛氏で、社大黨の態度に  
は大いに遺憾の意を表し、二十五日安部黨首  
及び麻生書記長に書簡を送り、既成政黨との  
合従連衡は今後一切取らず獨自の立場におい

先づ御破算となつたが、しかし中島總裁には  
鳩山氏が絕對反對の意向を枉げず飽くまで抗  
争の態度を示した結果、代行委員會は常に紛  
糾を續け、その間に處して總務會、長老等が  
種々奔走し、更に久原氏、砂田幹事長らの熱  
心な斡旋があつたが遂に事態收拾の途なく、  
結局一先づ休戦して議會中は從來の儘の代行  
委員制で進むことに休戦協定が成立した。

然るに平沼内閣成立に伴ふ政務官詮衡に關  
する不満に關聯して議會再開を前に、東北團  
體が團結して黨大會に出席せず別個に大會を  
開き、一旦は解決したが、その後更に東北團  
體は代行委員、幹事長との懇談會席上議會後  
三日以内に總裁を公選すべしとの要求を提出す  
るなど、議會開會中早くも議會後の波瀾を豫  
想させた。果然議會の閉會が近づくと共に次  
期役員の詮衡にあたり、兩派の幹事長争奪戰  
は忽ち總裁争奪戰に發展し結局代行委員會で  
四月中に臨時黨大會を開いて總裁を決定する  
右大會終了まで現在の役員は留任することを  
申合せ、いよ／＼總裁問題は最後の段階に到  
達した。然るに實際問題としては當時の代行  
委員の力を以てしては右大會案を遂行し得る  
自信なく、更に三月末に總務會、長老會の協  
力を求めることとなつたが、一方東北團體を  
中心に革新同盟なる團體を結成し、中島總裁  
擁立の火蓋を切り混亂その極に達した。かう

て皇道全體主義國民政黨を調ひ取り、そのた  
め今後社大黨と塵埃を生ずるも止むを得ず、  
との絶縁狀を發してこの合同劇の結びとした  
しかし、この合同失敗は各方面にその餘波を  
殘し、東方會内部からも中野氏の專斷を憤慨  
して解黨論が起り、これが間接の原因となつ  
て中野氏が議員を辭職したのを始め、日本革  
新農村協議會でも分裂をみたなど各方面に意  
外な結果を齎した。

### 中野正剛氏議員辭職

新黨蹶跌で氣を傷  
らせた中野正剛氏は木村武雄代議士と同道支  
那視察の途に上つたが、その出發にあつて  
行つた「今日の議會は喪神状態に陥つてゐ  
る」との談話に憤慨した衆議院の一部では、  
議會開會中長途の旅行に出發した兩氏の行動  
を問題とし、一週間の請假はすでに正規の手  
續を経てゐるがその後の延期は許可せずもし  
召集せざるときは除名すべしとの意見が三月  
二日の各派交渉會で有力となつた。これに對  
し中野氏は今日支那の現状を視察することは  
重要な國務なりとしてその儘中南支視察旅  
行を繼續し、八日上海から更に一週間の請假  
延期願を小山議長宛打電した。しかし議長は  
院内の情勢に鑑みこれを不許可とし、その歸  
國を促した。然るに中野氏は遽かに發病  
歸國不可能となり改めて病氣請假を願出で許  
可され、こゝに除名問題は一先づ解消した。



した情勢裡に代行委員會その他の會合が屢々行はれたが解決の見込なく、且つ島田代行委員がかねての申合せを理由に堀切總務に命じて突如四月卅日黨大會召集の手續をとつたことから、抗争は益々深刻化し全く收拾の途を失つたので、四月二十八日に至り、病床にあつた鈴木總裁は意を決して四代行委員を罷免新たに久原、三土、芳澤の三長老を代行委員に任命して局面打開の重任を依頼した。然るにこれに對抗して革新同盟では二十八日付鳩山、久原、三土、芳澤氏ら三十餘名の除名を發表、三十日の黨大會を強行中島總裁擁立に邁進しようとする企圖し、一方二十九日の緊急總務會は三十日の黨大會無効を決議してこれに對抗したが、革新同盟はこれに屈せず別室で會合、中島氏を總裁候補に推し同氏の受諾を求めた。中島氏は形勢非なりと見て受諾を躊躇したが、島田氏の説得によつて遂に承諾、革新同盟ではこれを以て正規の手續を経たる總裁就任なりとして中島新總裁の指名による黨役員を發表、一方新代行委員による役員發表と共に黨内に二派の役員が決定された。かくて兩派睨み合ひの儘推移したが一方鈴木總裁の任期満了の近づくと共に後繼總裁を決定すべしとの論が次第に強まり、その決定は鈴木總裁の指名によるとし、五月廿日黨大會を開いて新總裁推戴の正式手續をとることゝな

つたが、黨の大勢は久原總裁以外に事柄收拾の途なき状態にあつたので、五月十三日鈴木總裁に鳩山、川村、濱田三長老參集、席上鈴木總裁より久原氏を後任總裁に指名、久原氏もこれを受諾したので、二十日午後一時から芝公園三條亭で臨時黨大會を開催正式に推戴、席上久原總裁から六大政策を表明して挨拶を述べた。しかし中島系革新派はこれに屈せず昭和會系に呼びかけて山崎達之輔氏らの參加を得益々陣容を固めて對抗、久原總裁派はあくまで政友會の正統派として強硬態度を以て臨み、政友會は二派に對立して全く分裂の状態となり、本部争奪の亂闘等の派生的事件も惹起していたく世間の非難を浴びた。

### 新南群島台灣の管轄に編入

帝國政府では永年無主の島嶼として知られてゐた南支那海中の新南群島を台灣總督府の管轄に屬せしめることとなり、十四年三月三十日附台灣總督府令を以て同群島を高雄州高雄市の管轄に屬せしめることを公布實施すると共に、三月三十一日外務省から次の通り當局談を發表した。

外務省三月三十一日午後五時發表 新南群島は佛領印度支那の東方、南支那海中に存在する小珊瑚礁島群であつて長年無主の珊瑚

島嶼として知られてゐたもので大正六年以來我國人は何國人にも先立つて巨額の資本を投下し恒久的の諸施設を設けて同島嶼の經濟的開發に従事し來つた、帝國政府はこれ等邦人の活動を承認し數次同島嶼へ軍艦を派遣し且必要に應じ各般の援助を與へ來つたのであるが從來その行政管轄が確定せずために邦人の生命、財産及びその事業の保護並に取締に不便があり、又佛國との間に無用の紛争を生ずる懼れがあつたので斯る不便及び不利を除くため今般同群島を台灣總督府の管轄に屬せしむることとし、三月三十日附を以て公示すると共に右の次第を三十一日澤田外務次官より在京佛國大使に通告した

### 軍需品價格引下

次で四月十八日附官報をもつて右の旨を公示内外に闡明した。これに對し佛國政府はアンリ駐日大使をして抗議的申入れをなさしめたが、我方では斷乎一蹴、我權益確保のため萬全の措置を講じた。

戰時下における低物價政策の遂行にあつては、最大需要者の軍需品の購入價格が影響するところ甚大なので、その點の善處方については議會でも屢々要請された所で軍部に

いてもこの問題は軍需資材の調辦上重大問題として研究を重ねた結果、先づ海軍では四月十日水交社に業者を集めて海軍側との懇談會を開き、席上本年度契約價格對策につき海軍側の意向を説明した次官通牒を手交、更にこれを敷衍して業者の自發的抑制を希望すると共に、海軍側の期待してゐるところは、昨年末の價格に比し五分乃至一割の引下げを目標としてゐることを明らかにした。次で陸軍側でも六月十日債行社で軍需工業經營者との懇談會を開き、軍需品價格の適正化と軍需工業の素質の向上を要望したが、板垣陸相は同十三日の閣議において陸軍の軍需品調辦にあつた價格抑制の實情を報告すると共に、重要資材の一般市價の現状並に他の官廳における購入價格に遺憾の事實ある點を指摘、更に國策會社中國策に副はぬ方針をとつてゐるものに對する取締を求めて、軍部の低物價政策に對する決意の牢固たる點を明らかにした。

### 中央、地方税制の大改革

支那事變後の急變した我國中央、地方の財政状態に即應すべき、中央、地方を通じての全面的税制改革については取急ぎ決定する必要を認め、税制調査會と協力して大藏省並に内務省でそれ／＼原案の作成を急いでゐた

が、七月末に至つて大體の原案を決定、先づ直接國稅改正の根幹となる税制體系の改正に關する主稅局原案を八月三日開會の稅調小委會に附議した。その要綱は次の通りである。

#### 税制改正案要綱

- 一、負擔の均衡及普遍化を圖り税制に弾力性を附與すると共に之が簡易化を期するため直接國稅の體系を改組し所得稅を分類所得稅(假稱)及一般所得稅(假稱)とし收益稅制度は之を廢止すること
- 二、分類所得稅は大體左記に依り課稅すること
  - (イ)各種所得間の負擔均衡を圖るため所得を其の性質に依り大體左の四種に區分し負擔に應じ稅率に差等を設け課稅すると、不動産所得(不動産の賃貸等により生ずる所得)▲配當利子所得(利益配當、公債、社債又は預金の利子、貸付信託の利益、非營業資金の利子等)▲事業所得(原始産業、營業、自由職業等より生ずる所得等)▲勤勞所得(俸給、給料、歳費、年金、恩給、賞與等)
  - (ロ)稅率は比例稅率とし財政の必要に應じ伸縮を容易ならしむること
  - (ハ)負擔の普遍化を圖るため課稅限度を相當低位に定むること
- (ニ)事業所得、勤勞所得に對しては所得金額より一定額を控除したる殘額に對し課稅することとし、少額所得に對する負擔を緩和すること
- (ホ)扶養家族多き者の負擔を緩和するため家族控除の制度を相當擴張すること
- (ヘ)納稅の簡易化を圖るため成るべく源泉課稅の方法を採用すること
- 三、一般所得稅は各種の所得を綜合し所得額中一定金額を超過する部分に對し累進稅率に依り課稅することとし、所得階級間の負擔の均衡を圖ること
- 四、法人に付ては法人所得の性質に顧み別途に課稅することとし現行第一種所得稅及法人資本稅を統合して法人稅(假稱)を創設すること
- 五、臨時利得稅を改組して甲種利得を廢止し法人超過所得稅を之に統合することとして課稅の適正簡明を期すること

- 右の要綱に本ついて政府の企圖する增收額は中央、地方一切を含めての純增收約五億圓を目標とし、その具體的内容につき次の如く説明した。
- 一、分類所得稅の稅率
  - (イ)不動産所得稅並に配當利子所得稅の稅率は百分の十(比例稅率)
  - (ロ)事業所得の中營業所得の稅率は百分の八・五、その他自由職業等の所得稅の稅率は



百分の七・五

(ハ) 勤勞所得の税率は百分の六  
(ニ) 配當利子所得のうち國債その他の特別なるものについては税率の軽減を圖る

一、一般所得の綜合課税の限度

五千圓とする、この超過累進税率は大體現行第三種所得税に附加税を加へた程度の税額を目標とする

一、法人税

法人税の税率は百分の十八とする、現行第一種所得税、同附加税、營業收益税、同附加税等の負擔額が百分の二十二程度であるが、この中百分の五を地方税の税源に残す

一、分額所得税中勤勞所得と事業所得  
基礎控除を行ふが、その控除額は五、六百圓程度とする

一、分類所得税中不動産所得の課税  
課税技術上課税の範圍を限定する意見と小額所得に對する負擔軽減との兩面より適當の免稅點を設ける

一、補充税としての収益税制  
これは廢止するが、礦業税、取引所税等の特殊の税目は事業所得等に吸收して残す  
なほ中央の税制と並行して改革すべき地方税

制については當日の委員會に正式提案の運びとならなかつたが、その大綱は次の如く説明された。

一、地方税の根幹 地租、家屋税、營業税の三税目を以て地方税源の根幹とする、これは地方税を物税本位にする建前からの立案で、こゝにいふ營業税は實質的には營業收益税である

一、戸數割の廢止 現行地方税制の缺陷を是正するため今回この惡税を廢止して市町村民税を創設する

一、市町村民税創設 戸數割を廢止するが、その長所を生かして住民負擔分任の精神に則り極貧者を除く市町村民はだれもが負擔を分けあふ意味で市町村民税を創設する、但し過重な負擔を課さないやうに嚴重な制限を設ける結果現在の戸數割總額約二億圓は相當減少することになる

一、分與税制度創設 地方財政の救済、特

### 平沼内閣異常の總辭職

平沼内閣は十四年八月二十三日夜獨ソ不侵略條約成立の發表以來動搖の色あり、八月二十八日遂に總辭職した。十四年一月五日近衛内閣の後を承けて組閣後僅か八ヶ月の壽命であ

に豊山漁村住民の負擔を軽減するため昭和十一年度以來地方財政調整交付金制度が設けられてゐるが、この制度を更に彈力的なものにして地方財政を調整し負擔の均衡を計るといふ目的からこの新制度が考へ出されたが、特に「分與税」といふやうな税目をこしらへるのでなく、分與税に編入さるべきある税の全部又は一部を以てその税源にするので、一旦國家が課徴したものを一定の割合によつて地方團體に分與するといふ仕組みである、これによる税収入は三億圓以上をねらつてゐる、地方財政調整交付金は廢止になる

一、營業税、雜種税、市町村の特別税を社會政策的見地から抑制する

一、目的税、受益者負擔税、制限外課税の制度を整備改正して地方財政の財源を擴充する  
一、國費、地方費の分稅區別を改正して地方費膨脹の傾向を抑制する

談の形式を以て左の如く聲明し總辭職の理由を明かにした。

平沼首相談 不肖龔に大命を拜し内閣重督の重任に當りて以來、日夜聖旨を奉體して閣僚と協力し、一意専心、時艱を克服して東亞の新秩序を建設し、以て聖戰の目的達成に邁進して参つたのであります。しかして外交は建國の皇漢に則り、道義を基礎として世界の平和と文化とに寄與するを第一義とし、此の方針の下に對歐政策を考慮し、屢次之を閣下に奏聞し來つたのであります。然るに今回締結せられたる獨蘇不可侵條約に依り、歐洲の天地は複雑怪奇なる新情勢を生じたので、我

が方は之に鑑み從來準備し來つた政策は之を打切り、更に別途の政策樹立を必要とするに至りました。是は明かに不肖が屢次奏聞したる所を變更し、再び聖慮を煩はし奉ることとなりましたので、輔弼の重責に顧み、洵に恐懼に堪へませぬ。臣子の分として此の上現職に留りますことは、聖恩に押るゝの惧があります。猶ほ國內の體制を整へ、外交の機軸を改め、此の非常時局を突破せんとするに當つては局面を轉換し、人心を一刷新するを以て刻下の急務と信するものであります。以上の理由により本日陛下に伏し、謹みて骸骨を乞ひ奉つた次第であります。

### 阿部内閣誕生す

平沼内閣の總辭職に伴ふ後繼内閣組織の大命は八月二十八日夜豫備陸軍大將阿部信行氏に降下した。この日平沼首相の辭表捧呈と共に後繼内閣首班につき御下問を拜した湯淺内府は近衛樞密院議長と華族會館において約一時間にわたり慎重協議の後午後零時十九分新橋段同三時御殿場驛着、御殿場便船隊の別邸に元老西園寺公を訪問し事情を報告説明し、後繼首相について諸般の情勢に鑑み阿部大將を最適仕者と信ずるとして老公の意向を徵し、

老公は全然同意であると答へ、兩者意見の一致を見たので、内府は同夜新橋着歸京、午後七時四十分参内し、天皇陛下に拜謁仰付られ、後繼首相として阿部信行大將を奏薦した。かくて同夜八時二十分阿部大將は宮中に召され、大命を拜した。阿部大將は二十九日朝より虎ノ門霞山會館を組閣本部としていよいよ組閣に着手、まづ政民兩黨總裁の歴訪に出發して個人的入閣交渉に入り、小原直氏に對する内相兼厚相の交渉を皮切りとして各閣

十三年八月二十六日を最初に五相會議に附議すること數十回、近衛内閣の總辭職も一半の原因はこの問題にあつたといはれた位であり「對歐策」といはれて平沼内閣でも重い負擔となつてゐたが、十四年五月二十日の五相會議で一應議が纏まり、六月五日閣議決定、首相より内奏したのであつた。然るにかうして決定した「對歐策」の内容程度がドイツ政府の満足するところとならず、平沼首相よりヒツトラー總統に親電まで送つたが遂に歩み寄りができなかつた。後から思へばドイツは既にこの時ソ聯との間に交渉を進めつゝあつたのである。爾來窮通打開策が種々考究されたが閣内意見の一致を見ず、八月十九日には獨ソ通商協定の成立を傳へ、同二十三日には兩國間に不侵略條約の調印を見るに至り、防共機軸協定の對手國が消失し、ドイツの對日態度諒認に關する輔弼の責任を明かにし、他方國民に對し政治的責任をとる嚴肅なる決意を固めたので俄然近衛樞密院議長はじめ重臣間の交渉頻繁となり、後繼首相候補として阿部信行大將を推す準備工作が成り、二十七日夜首相より閣僚に一齊に通知され、二十八日午前九時總辭職の臨時閣議が開かれ、同日辭表を捧呈したのであつた。

なほ政府は二十八日總辭職決行後平沼首相



僚の詮衡を進め、永井柳太郎氏の入閣に對する民政黨との齟齬もつひに押切り二十九日中に全閣僚の決定を見るに至り、三十日閣員名簿を捧呈し同日午後親任式を舉行、かくて第三次戦時内閣として阿部新内閣の成立を見た。閣僚は次の通りである。

- 内閣總理大臣 陸軍大将 阿部 信行
- 兼外務大臣 小原 直
- 兼厚生大臣 青木 一男
- 兼大藏大臣 陸軍大将 畑 俊六
- 兼陸軍大臣 陸軍中將 吉田 善吾
- 兼海軍大臣 海軍中將 宮城長五郎
- 司法大臣 河原田稼吉
- 文部大臣 伍堂 卓雄
- 農林大臣 海軍遺兵中將 永井柳太郎
- 兼商工大臣 兼鐵道大臣 金光 庸夫
- 兼逓信大臣 兼郵政大臣 遠藤 柳作
- 拓務大臣 唐澤 俊樹
- 内閣書記官長 法制局長官

阿部内閣は三十日の初閣議で施政の根本方針を決定、閣議終了後首相談話の形式で左の如く聲明した。

阿部首相談話 今回不肖備へずも大命を拜し、寔に恐懼感激の至りに禁へませぬ、たゞこの上は一意専心赤誠を捧げて輔弼の重任を

完う致したい所存であります、今や世界の情勢は多事多變にして、時局は極めて重大であります、然も東亞新秩序の確立は我が國不動の國策であり、これがために必要なる國際環境の調節亦現下の喫緊事であり、複雑多難を極めつゝある國際現情に對しては、帝國獨自の立場を嚴守し自主的所信の遂行に邁進せんとするものであります、此の間帝國の立場を理解し協力を各まざる國に對しては、我が友邦として共に世界の進運に協力すべく、又然らざる國に對しては斷乎たる決意を以て之に對處する覚悟であります、之と同時に内に於ては、國內機構を刷新して國防國家の新體制を強化し、軍備の充實、生産の擴充、輸出の振興、經濟統制の合理的促進等を斷行し、統後對策の徹底を計り、以て時艱の克服に邁進するものであります、現事變に對する帝國の方針は、既に確定不動のものがあつて、政府は舉國一致此の方針を實踐して、光輝ある段階の實現に邁進する考へであり、之を要するに政府は明朗邁進の精神を以て百般の政務を遂行し、國民思想の正導、國民能力の高度的發揚を期するものであります、冀くは國民諸君も亦協心戮力以て帝國既定の國策の達成に精進せられん事を望んで止みません。

阿部新内閣

政綱、政策を發表

阿部内閣は九月十三日政綱政策を發表した。阿部首相は組閣後内外の情勢に視、閣僚の意見を徴して慎重熟慮を重ね唐澤法制局長官に命じて原案作成、十二日午前、午後における閣議において検討した結果閣議決定を見るに至つたので、十三日午前宮中に參内、天皇陛下に拜謁仰付けられ委曲奏上の上正午左の如く聲明した。この政綱政策は表現を出來るだけ平明にして國民にその徹底を期する點と、苟くも聲明した事柄は必ず實行するといふ點に主眼を置いたものとしてゐる。

聲明全文

國體の本義に徹し、外交を調整し國防を強化し、産業を振興し、統後生活の確保する等凡そ國政の全般に亘り不斷の努力を傾注すると共に、特に現下の重大時局に處し現内閣が堅き決意を以て其の具現に邁進せんとする當面の要諦概ね左の如し

一、根本方針 政策の中核を支那事變の處理に置き、外は自主的立場を堅持して複雑微妙なる國際情勢に對處し、内は軍備の充實と基本國力の培養とに精進し、内外諸般の施策を此の目的に統合集中し、以て日滿一

多額議員選舉終る

七年振りの貴族院多額納稅議員選舉は十四年九月十日全國一齊に行はれ、定員六十六名に對し立候補者九十九名で前回(昭和七年)より七名多く、開票の結果は左の通り

政友會	二一	政友系	九
民政黨	一一	民政系	三
國民同盟	一	中立	二〇
また新額が半数の三十三名、再選三十一名、元二名である。			

物價賃金等停止令の發動

九月十八日を基準、期間一ヶ年

【九月十九日正午内閣發表】本日閣議において價格等統制に關しつぎのとほり決定せり  
價格等統制の應急的措置に關する件 (一) 價格等統制の應急的措置として國家總動員法第六條、第十一條および第十九條に本づく勅令により價格、運送賃、保管料、保險料、賃料、加工賃、賃金および給料につき昭和十四年九月十八日(内地の家賃および地代については昭和十三年八月四日、朝鮮の家賃および地代については昭和十三年十二月卅一日とす)の額を超えてこれを引上ぐることを禁止すること、但し他の法令により最高價格などを定むる場合はこれによること、なほ特殊のものについては例外を認むること (二) 他の

法令により價格等統制をなすものについても右勅令の主旨により當該法令の運用をなすこと (三) 本件の應急的措置を講ずるとともに適正價格等による價格など統制の一層廣汎かつ急速なる實施をはかること

引上禁止の要領(九月十九日正午企業院發表) 本日閣議において國家總動員法を發動し物價、運賃、賃金などの引上を禁止するの應急的處置をとることに決定したことは別途發表の通りである、右閣議決定の實施についてはこれに必要な法令を速かに制定公布する豫定であるがその内容は左記の要領による方針である。

(一) 國家總動員法第六條、第十一條および

體の實を擧げ、日支新關係の實現を期す  
一、支那事變の處理 支那事變の處理は既に決定せられたる確固不動の根本方針あり最近抗日政權の實力漸く減退したるに近く新中央政府の成立を見んとするの趨勢に鑑み進んで之が成立を援助し之と協力し更に適切便宜の方策を講じて事變處理の完遂を圖る  
一、綜合經濟力の擴充運用 急迫せる國際情勢の近情に鑑み重要國防資源の自給自足を實現する爲め、生産力擴充計畫の實行を促進すると共に、新情勢に應ずる貿易體制を強化整備す、生産力擴充計畫その他經濟諸部門に亘り、速に日滿支を通ずる綜合計畫を確立し、之が圓滑なる運用を期す  
一、國家總動員體制の整備強化 國家總動員體制の整備強化、就中總動員指導體系の確立、物資動員の整備、物價統制の徹底、勞務の需給調整の速なる實現を期す  
一、諸制度の刷新並に運用 國政の全般に亘り、官民協力の實を擧げ、政府各部の聯絡協調を一層緊密ならしめ、敏速にして統一ある處理を確保するは刻下の急務なるに鑑み、行政機構、官吏制度其他各般の制度の刷新並に運用の改善に付適切なる方策を講ずんことを期す



第十九條に本づく勅令により價格、運送賃、保管料、保険料、賃賃料、加工賃、賃金および給料は(三)に掲ぐるものを除くほかすべし昭十四年九月十八日における額を超えて引上ぐることを禁止する、但し右の期日は内地の家賃および地代については昭和十三年八月四日、朝鮮の家賃および地代については昭和十三年十二月三十一日とする

(二)引上禁止を行ふ期間は勅令施行の日より一ヶ年とする

(三)關東州、滿洲國及び中華民國以外の第三國との間の輸出入價格たとへば生糸の輸出價格のごときは今回の價格引上禁止より除外せられる同様の主旨により第三國との間の貨客の運賃なども除外される、また賃金及び給料については昇給規則を設けてなす増給はこれを認むることとした、その他特殊の事情ある生鮮食料品、書畫骨董、土地建物、無形の權利の價格あるひは有價證券の價格、生命保険料、取引所または米穀市場における賣買價格についても除外することとした、なほ右以外にも主務大臣の指定により除外するものを豫想してゐる、また消費稅、關稅等の増徴により止むを得ざる場合、輸入品及び輸入原料の昂騰著しき場合その他特に必要ありと認め

らる場合には行政官廳の許可によつてこれが引上げを認めることとするはずである

(四)指定期日の價格などを明確ならしめる手段として業者の團體の活動を促して協定價格、協定賃金等の認可制をなるべく廣く活用する方針である、なほすでに物品販賣價格取締規則その他の法令によつて最高價格の定められてゐる場合および將來定められる場合はこれによることは勿論であり、また賃金については買收賃金の額によらず算定基礎をなす基本請負單價、手當、賞與などの額もしくは率によるのである、また脱法行為を防止するために支拂條件などの悪化は價格引上と看做すこととするはずである

(五)從來の公定價格などは賣手などのみ適用があつたのであるが今回は營業に關するものなどについては買手などにも適用する方針である

文官人員及俸給(昭和十二年末)

勅 任	人員	俸給(圓)
勅 任	一、七六六	九、〇八、九五
勅 任	一、六二四	四、〇八、五九
勅 任	一、四八一	二、〇、七四、四八
勅 任	一、五八七	一、〇、七六、二六
勅 任	一、二〇〇	一、〇、七六、二六

官廳別文官人員(昭和十二年末)

官廳	總數	勅任	委任
內閣	四九三	三	四九〇
外務省	一、一八三	三	一、一八〇
內務省	二、四三三	三	二、四三〇
大藏省	一、三三六	三	一、三三三
陸軍省	二、八〇六	三	二、八〇三
海軍省	一、〇七三	三	一、〇七〇
司法省	八、七五五	三	八、七五二
文部省	八、一八六	三	八、一八三
農林省	四、四八八	三	四、四八五
商工省	一、五九〇	三	一、五八七
逓信省	三、三三三	三	三、三三〇
鐵道省	一、〇七四	三	一、〇七一
拓務省	一、一八三	三	一、一八〇
朝鮮總督府	一、七三三	三	一、七三〇
台灣總督府	六、九二二	三	六、九一九
警視廳	三、〇〇〇	三	二、九九七
道府縣	一、〇、六三三	三	一、〇、六三〇
その他	四、二二二	三	四、二一九
合計	三三、九七七	三	三三、九七四

(備考)文部省は三月一日現在。

帝國議會 帝國議會會期、成績、正副議長一覽

(本表は衆議院報告によつて作成)

議 會	開 會 期	議 長	副 議 長	貴 族 院	副 議 長
第五五二	大正二四、二二	粕谷 義三	小泉又次郎	徳川 家達	縣須賀正昭
第五五三	昭和二、二二	森田 茂	松浦五兵衛	同	同
第五五四	昭和二、二二	元田 肇	清瀬 一郎	同	同
第五五五	昭和二、二二	堀切善兵衛	小山 松壽	同	同
第五五六	昭和二、二二	藤澤義之輔	同	同	同
第五五七	昭和二、二二	中村啓次郎	増田 義一	同	同
第五五八	昭和二、二二	秋田 清	植原悦二郎	同	同
第五五九	昭和二、二二	同	同	同	同
第五六〇	昭和二、二二	同	同	同	同
第五六一	昭和二、二二	同	同	同	同
第五六二	昭和二、二二	同	同	同	同
第五六三	昭和二、二二	同	同	同	同
第五六四	昭和二、二二	同	同	同	同
第五六五	昭和二、二二	同	同	同	同
第五六六	昭和二、二二	同	同	同	同
第五六七	昭和二、二二	同	同	同	同
第五六八	昭和二、二二	同	同	同	同
第五六九	昭和二、二二	同	同	同	同
第五七〇	昭和二、二二	同	同	同	同
第五七一	昭和二、二二	同	同	同	同
第五七二	昭和二、二二	同	同	同	同
第五七三	昭和二、二二	同	同	同	同
第五七四	昭和二、二二	同	同	同	同
第五七五	昭和二、二二	同	同	同	同
第五七六	昭和二、二二	同	同	同	同
第五七七	昭和二、二二	同	同	同	同
第五七八	昭和二、二二	同	同	同	同
第五七九	昭和二、二二	同	同	同	同
第五八〇	昭和二、二二	同	同	同	同
第五八一	昭和二、二二	同	同	同	同
第五八二	昭和二、二二	同	同	同	同
第五八三	昭和二、二二	同	同	同	同
第五八四	昭和二、二二	同	同	同	同
第五八五	昭和二、二二	同	同	同	同
第五八六	昭和二、二二	同	同	同	同
第五八七	昭和二、二二	同	同	同	同
第五八八	昭和二、二二	同	同	同	同
第五八九	昭和二、二二	同	同	同	同
第五九〇	昭和二、二二	同	同	同	同
第五九一	昭和二、二二	同	同	同	同
第五九二	昭和二、二二	同	同	同	同
第五九三	昭和二、二二	同	同	同	同
第五九四	昭和二、二二	同	同	同	同
第五九五	昭和二、二二	同	同	同	同
第五九六	昭和二、二二	同	同	同	同
第五九七	昭和二、二二	同	同	同	同
第五九八	昭和二、二二	同	同	同	同
第五九九	昭和二、二二	同	同	同	同
第六〇〇	昭和二、二二	同	同	同	同



衆議院黨派の消長

政黨派別	第一回	第二回	第三回	第四回	第五回	第六回	第七回	第八回	第九回	第十回
民政黨	37	33	31	28	26	24	22	20	18	16
政友會	33	31	29	27	25	23	21	19	17	15
革新黨	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1
國民同志會	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1
社會民衆黨	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1
日勞黨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
全國大衆黨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
全國勞農大衆	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
國家社會黨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地方無産	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
社會大衆黨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新政クラブ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
安達派	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
國民同盟	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
昭和會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第一控室	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第一議員俱樂部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
第二控室	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東方會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
無所屬	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

衆議院選舉 毎回議員定數・有権者數

選舉年月日	選舉回次	議員定數	有権者數	議員一人當り有権者數
明治三・七・一	一	100	4,081,811	1,551
同 三・二・一	二	100	4,405,916	1,546
同 七・三・一	三	100	4,000,014	1,400
同 三・三・一	四	100	4,913,633	1,513
同 七・九・一	五	100	4,913,633	1,513
同 三・三・一	六	100	5,013,321	1,505
同 三・八・一	七	100	5,113,010	1,513
同 三・三・一	八	100	5,213,700	1,521
同 七・三・一	九	100	5,313,390	1,531
同 三・三・一	一〇	100	5,413,080	1,541
同 七・三・一	一一	100	5,513,770	1,551
同 三・三・一	一二	100	5,613,460	1,561
同 七・三・一	一三	100	5,713,150	1,571
同 三・三・一	一四	100	5,813,840	1,581
同 七・三・一	一五	100	5,913,530	1,591
同 三・三・一	一六	100	6,013,220	1,601
同 七・三・一	一七	100	6,113,910	1,611
同 三・三・一	一八	100	6,213,600	1,621
同 七・三・一	一九	100	6,313,290	1,631
同 三・三・一	二〇	100	6,413,980	1,641
同 七・三・一	二一	100	6,513,670	1,651
同 三・三・一	二二	100	6,613,360	1,661
同 七・三・一	二三	100	6,713,050	1,671
同 三・三・一	二四	100	6,813,740	1,681
同 七・三・一	二五	100	6,913,430	1,691
同 三・三・一	二六	100	7,013,120	1,701
同 七・三・一	二七	100	7,113,810	1,711
同 三・三・一	二八	100	7,213,500	1,721
同 七・三・一	二九	100	7,313,190	1,731
同 三・三・一	三〇	100	7,413,880	1,741

歴代内閣一覽表

(表中●印は兼任、○印は臨時兼任、十印は臨時代理)

成立年月日	總理大臣	外務大臣	内務大臣	大藏大臣	陸軍大臣	海軍大臣	司法大臣	文部大臣	農商務大臣	逓信大臣	拓殖務大臣
明治一八・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治二〇・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治二二・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治二四・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治二六・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治二八・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治三〇・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治三二・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治三四・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治三六・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治三八・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治四〇・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治四二・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治四四・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治四六・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治四八・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治五〇・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治五二・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治五四・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治五六・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治五八・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治六〇・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治六二・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治六四・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治六六・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治六八・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治七〇・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治七二・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治七四・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治七六・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治七八・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治八〇・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治八二・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治八四・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治八六・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治八八・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治九〇・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治九二・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治九四・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治九六・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治九八・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	
明治一〇〇・三・三	伊藤博文	井上馨	山縣有朋	松方正義	大山巖	西郷從道	山田顯義	森有禮	谷干城	榎本武揚	







Table of government ministers (外務大臣, 内務大臣, etc.) with names and dates.

歴代内閣書記官長・法制局長官

Table of former cabinet secretaries and legal bureau chiefs with names and dates.

國家總動員法

(昭和十三年四月一日公布、通時ニ各條ノ項發動令セラル、法律第五十五號)

第一條 本法ニ於テ國家總動員トハ戰時(戰争ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同シ)ニ際シ國防目的達成ノ爲メ國ノ全力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル様人の及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

ルモノヲ謂フ 一 總動員物資ノ生産、修理、配給、輸出入又ハ保管ニ關スル業務 二 國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務 三 國家總動員上必要ナル金融ニ關スル業務

及帝國法人其ノ他ノ團體ヲシテ國又ハ地方公共團體ノ行フ總動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得 第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナル物資ノ生産、修理、配給、運送、貯蓄、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得



設立、資本ノ増加、合併、目的變更、社債ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付制限若ハ禁止ヲ爲シ、會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ銀行、信託會社、保險會社其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ對シ資金ノ運用ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ總動員業務タル事業ヲ營ム會社ノ當該事業ニ關スル設備ノ費用ニ充ツル爲メ社債ノ募集又ハ資本ノ増加ニ付商法第二百條又ハ第二百十條ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十三條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ關スル工場、事業場、船舶其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

第十四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

使用又ハ收用スルコトヲ得  
第十四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十五條 前二條ノ規定ニ依リ收用シタルモノ不用ニ關シタル場合ニ於テ收用シタル時ヨリ十年内ニ拂下グルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ舊所有者若ハ舊權利者又ハ其ノ一般承繼人ハ優先ニ之ヲ買受クルコトヲ得

第十六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ關スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ制限若ハ禁止シ又ハ總動員業務タル事業ニ關スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル同種若ハ異種ノ事業ノ事業主間ニ於ケル當該事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル同種若ハ異種ノ事業ノ事業主間ニ於ケル當該事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル同種若ハ異種ノ事業ノ事業主間ニ於ケル當該事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル同種若ハ異種ノ事業ノ事業主間ニ於ケル當該事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十一條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル同種若ハ異種ノ事業ノ事業主間ニ於ケル當該事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十二條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル同種若ハ異種ノ事業ノ事業主間ニ於ケル當該事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

業務タル同種又ハ異種ノ事業ノ事業主ニ對シ當該事業ノ統制ヲ目的トスル組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得  
前項ノ組合ハ法人トス  
第一項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者其ノ設立ヲ爲サザルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ組合成立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其ノ組合ノ組合員タルシムルコトヲ得  
政府ハ第一項ノ組合ニ對シ其ノ組合員ノ營業ニ關スル統制規程ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制規程ノ設定若ハ變更ヲ命ジ又ハ其ノ組合員ニ對シ組合ノ統制規程ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險料、賃賃料又ハ加工賃ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險料、賃賃料又ハ加工賃ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險料、賃賃料又ハ加工賃ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス  
一 第七條ノ規定ニ依リ命令又ハ制限若ハ禁止ニ違反シタル者

第二十四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ノ事業主又ハ戰時ニ際シ總動員業務ヲ實施セシムベキ者ヲシテ戰時ニ際シ實施セシムベキ總動員業務ニ關スル計畫ヲ設定セ

第二十五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ノ事業主又ハ戰時ニ際シ總動員業務ヲ實施セシムベキ者ヲシテ戰時ニ際シ實施セシムベキ總動員業務ニ關スル計畫ヲ設定セ